

令和3年9月定例会

観光生活建設委員会

予算決算委員会（観光生活建設分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	

(土木部)

分科会

土木部長予算議案説明	3
監理課長補足説明	4
港湾課長補足説明	4
予算議案に対する質疑	5
予算議案に対する討論	2 4

委員会

土木部長総括説明	2 7
都市政策課長補足説明	2 8
議案に対する質疑	2 9
議案に対する討論	3 6
陳情審査	3 6
土木部長概要説明(大雨災害関係外)	4 1
河川課長補足説明(")	4 2
道路維持課長補足説明(")	4 2
砂防課長補足説明(")	4 3
都市政策課長補足説明(")	4 3
議案外所管事務一般に対する質問	4 4

(第2日目)

1、開催日時・場所	6 9
2、出席者	6 9
3、経過	

(土木部)

委員会

議案外所管事務一般に対する質問	6 9
-----------------------	-----

(文化観光国際部)

分科会

文化観光国際部長予算及び議案説明	8 3
次長兼文化振興課長補足説明	8 4

観光振興課長補足説明	87
予算及び議案に対する質疑	88
予算議案に対する討論	109
委員会	
文化観光国際部長総括説明	109
観光振興課長補足説明	111
議案に対する討論	112
陳情審査	112
自然環境課長概要説明（大雨災害関係）	122
観光振興課長概要説明（" "）	123
議案外所管事務一般に対する質問	124
観光振興課長概要説明（認証宿泊施設関係）	129
議案外所管事務一般に対する質問	130

（第3日目）

1、開催日時・場所	132
2、出席者	132
3、経過	
（文化観光国際部）	
委員会	
議案外所管事務一般に対する質問	132
（県民生活環境部）	
委員会	
請願審査	160
請願に対する質疑	161
請願に対する討論	170
分科会	
県民生活環境部長予算議案説明	173
報告議案に対する質疑	173
報告議案に対する討論	173
委員会	
県民生活環境部長総括説明	173
生活衛生課長補足説明	175
水環境対策課長補足説明	176
議案に対する質疑	176
議案に対する討論	178
陳情審査	178
生活衛生課長補足説明（飲食店認証制度関係）	184
議案外所管事務一般に対する質問	185

(第4日目)

1、開催日時・場所	197
2、出席者	197
3、経過	
(県民生活環境部)	
委員会	
議案外所管事務一般に対する質問	197
(交通局)	
委員会	
交通局長所管事項説明	218
議案外所管事務一般に対する質疑	220
委員間討議	240
・審査結果報告書	242

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料(土木部)
- ・委員会関係議案説明資料(土木部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:土木部)
- ・分科会関係議案説明資料(文化観光国際部)
- ・委員会関係議案説明資料(文化観光国際部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:文化観光国際部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:文化観光国際部)
- ・分科会関係議案説明資料(県民生活環境部)
- ・委員会関係議案説明資料(県民生活環境部)
- ・委員会関係議案説明資料(交通局)

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年9月10日

自 午前11時00分
至 午前11時14分
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

委員	長	中村	一三	君
副委員	長	北村	貴寿	君
委員		八江	利春	君
		小林	克敏	君
		中島	廣義	君
		山田	博司	君
		前田	哲也	君
		深堀	ひろし	君
		松本	洋介	君
		赤木	幸仁	君
		坂口	慎一	君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前11時00分 開会

【中村(一)委員長】ただいまから、観光生活建設委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中島廣義委員、山田博司委員のご両人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和3年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時13分 再開

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもって本日の観光生活建設委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午前11時14分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年9月27日

自 午前10時 0分
至 午後 4時55分
於 委員会室 3

新幹線事業対策室長(参事監)	大塚 正道 君
都市政策課長	田坂 朋裕 君
道路建設課長(参事監)	馬場 一孝 君
道路維持課長	馬場 幸治 君
港湾課長	平岡 昌樹 君
港湾課企画監	松永 裕樹 君
河川課長	松本 憲明 君
河川課企画監	小川 秀文 君
砂防課長	浅岡 哲彦 君
建築課長	三原 真治 君
営繕課長	今崎 博明 君
住宅課長(参事監)	高屋 誠 君
住宅課企画監	小山 俊一 君
用地課長	佐々木健二 君

2、出席委員の氏名

分科会長	中村 一三 君
副分科会長	北村 貴寿 君
委員	八江 利春 君
〃	小林 克敏 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 博司 君
〃	前田 哲也 君
〃	深堀ひろし 君
〃	松本 洋介 君
〃	赤木 幸仁 君
〃	坂口 慎一 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	奥田 秀樹 君
土木部技監	有吉 正敏 君
土木部次長	大安 哲也 君
土木部参事監 (まちづくり推進担当)	坂田 昌平 君
監理課長	田中 庄司 君
建設企画課長	植村 公彦 君
建設企画課企画監	中村 泰博 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第110号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）

（関係分）

第111号議案

令和3年度長崎県港湾施設整備特別会計補正

予算（第1号）

第124号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第13号）

（関係分）

7、付託事件の件名

○観光生活建設委員会

（1）議案

第114号議案

長崎県動物愛護管理員設置条例

第115号議案

長崎県流域下水道条例の一部を改正する条例
第116号議案

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準
に関する条例の一部を改正する条例

第121号議案

公の施設の指定管理者の指定について

(2) 請 願

- ・気候非常事態宣言と着実な目標達成をめざす
政策をすすめる請願について

(3) 陳 情

- ・要望書
- ・令和3年度長崎県への施策に関する要望・提案
書
- ・要望書
- ・諫早市政策要望
- ・令和4年度 離島振興の推進に関する要望書
- ・陳情書
- ・要望書
- ・令和3年度長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・要望書
- ・酒類製造・販売業者に対する支援を求める要望
書
- ・要望書
- ・要望書
- ・要望書
- ・雲仙八万地獄災害に係る緊急要望

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【中村(一)委員長】 おはようございます。

ただいまから、観光生活建設委員会及び予算
決算委員会観光生活建設分科会を開会いたしま
す。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第
114号議案「長崎県動物愛護管理員設置条例」
ほか3件及び請願1件でございます。

そのほか陳情14件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委
員会に付託されました予算議案の関係部分を観
光生活建設分科会において審査することになっ
ておりますので、本分科会として審査いたしま
す案件は、第110号議案「令和3年度長崎県一般
会計補正予算（第11号）」のうち関係部分ほか
2件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査
の順に行うこととし、各部局毎に、お手元にお
配りしております審査順序のとおり行いたいと
存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議ないようですので、
そのように進めることといたします。

これより土木部関係の審査を行います。

【中村(一)分科会長】 まず、分科会による審査
を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案の説明を求めます。

【奥田土木部長】 土木部関係の議案についてご
説明いたします。

「予算決算委員会観光生活建設分科会関係議
案説明資料」の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしていますのは、第110
号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第
11号）」のうち関係部分、第111号議案「令和3
年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第
1号）」であります。

このうち、第110号議案「令和3年度長崎県一

一般会計補正予算（第11号）」のうち土木部関係の歳入歳出予算は、記載のとおりです。

2ページをご覧ください。

補正予算の内容としては、公共事業に対する国の内示に伴う調整として、公共事業32億3,628万9,000円の増、単独事業1,242万8,000円の増、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少する中で運航を続けている航路及び航空路の公共交通事業者に対し、公共施設使用料相当分の支援金を給付することとして、5,209万3,000円の増を計上しています。

このほか、繰越明許費については記載のとおりです。

また、第111号議案「令和3年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」については、記載のとおりです。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【田中監理課長】お手元の「観光生活建設分科会課長補足説明資料」の1ページをご覧ください。

繰越明許費について補足してご説明いたします。

表の一番下の土木部合計の欄をご覧ください。

今回、お願いいたしておりますのは、合計で179件、148億988万2,000円でございます。

これは、現時点で地元調整の遅れなどにより、やむを得ず発注時期がずれ込むなど、年度内で工期を確保できない工事等につきまして、あらかじめ繰越の承認をいただき、翌年度にまたがる適正な工期を確保したうえで発注につなげよ

うとするものでございます。

今回計上した一般会計の繰越明許費の件数及び金額につきましては、道路橋梁費68件、62億1,630万円、河川海岸費86件、48億4,645万7,000円、港湾空港費20件、22億6,712万5,000円、都市計画費2件、1億4,000万円、公共土木施設災害復旧費2件、9億8,000万円。また、港湾施設整備特別会計の繰越明許費の件数及び金額の内訳につきましては、財産管理費1件、3億6,000万円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【中村(一)分科会長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【平岡港湾課長】第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち交通事業者への使用料支給給付事業について、補足してご説明いたします。

課長補足説明資料2ページ、第110号議案、補正予算（交通事業者への使用料支援給付事業）についてをご覧ください。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で人の移動が制限され、利用者が大幅に減少する中でも、離島と本土や県間の移動手段として運航を余儀なくされている定期航路や空路の安定した運航を確保するため、売上が大幅に減少した事業者に対しまして、県が管理する港湾、漁港の係船料や県営空港の着陸料相当分の支援を、昨年度に引き続き実施するものでございます。

事業予算は5,209万3,000円であり、このうち係船料相当額として4,995万4,000円、着陸料等相当額として213万9,000円を計上しております。

事業内容ですが、対象者は補助航路を除く定

期旅客及び定期航空路事業者、対象施設は係留施設及び空港施設とし、事業費内訳は記載のとおりでございます。

支援期間は、令和3年4月から令和4年3月までの1年間としております。

支援内容ですが、支援期間における対象航路、または空路の売上高が、令和元年度の同月と比較して30%以上50%未満の減収の場合はその月の使用料相当額の2分の1を給付、50%以上減収の場合はその月の使用料相当額の全額を給付するものでございます。

なお、3月分につきましては、令和2年3月において、新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少が確認されたため、その前年度であります平成31年3月の売上と比較することにしております。

給付月につきましては、本議会における議決後に補助金交付要綱を改正し、記載のと通りの給付を予定しております。

3ページをご覧ください。

支給対象となる航路と空路について、港湾、漁港、空港の一覧を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】 ただいま、土木部長並びに監理課長から繰越明許費についてのご説明がありました。約144億5,000万円と。何かこう当初予算の計上から、まだわずか半年ぐらいしかたっていないわけだ。2月議会で今審議しているのかと、さっきから1年の月日がわからんようになった。

まだわずか6か月しかたっていないのに、約144億5,000万円の繰越金というのがとうとうと述べられている。まだ大分あるではないかと、年度内執行に最大の努力をすべきではないかと考えるんだけど、何か特別な理由があるんですか。

令和元年に、いわゆる品確法だとか、担い手三法の改正がっております。こういうところと何か関連して、早々とこういう繰越明許費は9月議会で説明があっていて、議会の承認を得たいと、こう言っているんだけど、その点はどうですか。

【田中監理課長】 確かに早いというご指摘はわかるんですけども、実は、令和元年6月に品確法、それと建設業法を含みます新担い手三法が改正をされております。

品確法におきましては、適正な工期の設定、それと施工時期の平準化、これが発注者の責務ということで定められております。

加えまして、建設業法におきましては、著しく短い工期、これによります請負契約の締結の禁止、これが令和2年10月から義務づけをされております。

今回、繰越を計上させていただいているそれぞれの箇所につきましては、地元調整等々それぞれ個別の理由がございますけれども、その結果として、年度内でどうしても工期が不足するということが結果的に明らかになっておりますので、その全ての箇所におきまして、この改正された法律に基づいて、しっかりと適正な工期を確保すると、そのうえで発注をするということで繰越明許費を計上させていただいているところでございます。

ご指摘がありましたように、繰越がむやみに発生するということは、我々もそれはよしとはしておりませんので、年度内に執行がしっかり

できますように、むやみに繰越することがないように、年度内執行に努めてまいりたいと考えております。

【小林委員】大体公共事業の中における繰越明許費ということになっていますね。令和3年度の公共事業費の総額に対して、この144億5,000万円という金額は、どれくらいの量になるのか、その点はどうですか。

【田中監理課長】令和3年の当初予算の公共事業の予算が約657億円でございまして、これに対しまして、今回約144億円の繰越明許費を予算化させていただいておりますので、割合でいきますと約22%程度ということになります。

【小林委員】結構多い金額だと思いますよ。これが年度内に執行されないということについては本当に、今、事情はおっしゃっておりますけれども、こういう新しい法律に基づいたそういう繰越の明許費であろうと思いますけれども、後でまたその辺を議論したいと思います。

そこで、いわゆる平準化という問題があります。今度の新しい法律の中で平準化も当然盛り込まれているわけでありましてけれども、例えば、よく言われるように、新年度の4月から6月までの端境期、いわゆる仕事の発注が少ないと、こういうところから考えてみた時に、こういう繰越を行うということは、要するに平準化にとつては非常に大きなプラスになると、こう言われているわけですね。

平準化を誠実にやるためには、速やかな繰越の手続をとることと、速やかないわゆる繰越に対するところの手続をとることと、こういうようなことが指摘をされているところでございますが、今回、私どもが言うように、この144億5,000万円の、これだけの大きな金額が早々にして繰越明許費として議会の承認を賜りたいと、

こうなっているということは、平準化率を上げるための一つ的手段としても考えられると思うけれども、そのような受け止め方でいいのかどうか。

それと同時に、平準化については、私は前回質問をいたしました。当時の建設企画課長が、ここの平準化率については、残念ながら九州で最下位であると、こういう答弁をされたことが記憶にあります。ただし、市町と一緒にしたいなことを答弁していたけれども、後で訂正をされて、農林部と水産部、つまり土木部だけではなくして、農林部と水産部の発注についても関連をすると、こういう答弁がございましたが、この平準化については今回の繰越の状況の中でどのようにしていくのか、これは建設企画課長にお尋ねをしたいと思います。

【植村建設企画課長】今回、約145億円の繰越を上程させていただいておりますけれども、令和元年の新担い手三法の改正以来、国が旗振りをするもつとで、各自治体が平準化に向けた取組に力を入れておりまして、いわゆる国が推奨する平準化のための5つの取組、さ・し・す・せ・その取組というものがございまして、速やかな繰越手続というのがその中の一つ「す」の取組ということで推奨されております。

長崎県においても、従来は11月議会ですとか、2月議会で上程してございました繰越を9月で上程させていただいて、適切な工期を取りつつ、なおかつ来年度、端境期にかけた工期の設定、工期を確保するというところで平準化への効果も出ているということでございます。

前回の議会で、小林委員のご質問に対して、令和元年度は九州で長崎県の平準化率は最低であったというふうに答弁申し上げましたけれども、実は国から発表されているデータとしては、

この令和元年度の分が最新でございまして、令和2年度分、令和3年度分については出ておりません。ただ、長崎県が独自に算出しております本年度の平準化率、これは現時点で0.84という値になっております。九州ブロックの統一的な平準化率の目標として、令和6年度までに0.80にまで引き上げようということが言われておりますので、現時点では長崎県もこの目標値をクリアできるのではないかと考えているところで

【小林委員】その令和元年度の平準化率は、たしか答弁では0.71ではなかったかと思えます。この0.71が、いわゆる九州で最下位であったということだったと思えます。それを今、まだ令和2年度とか令和3年度が出てないけれども、県独自で調査をいたした結果、積算したところが、これが今おっしゃる0.84ぐらいになると。これはもう監理課長から限りなく1.0に近づく方がよしいんだと、これがいわゆる平準化率の一番の理想だと、こう言われている。それが今、長崎県独自は0.84と、こういうことであるから、それは結構なことだと思うんです。

ただ、年度内執行ができるのに、その平準化率を高めるために繰越をむやみにやってはならんということが一番指摘したいわけだよ。だから、先ほど、監理課長は、むやみやたらにいたしませんと、今後においても年度内に執行できるように最大の努力をすべしと、こういうようなことをおっしゃっているわけです。

それと同時に、平準化率については、土木部だけじゃないわけだろう。土木部だけではなくして、農林部、水産部の発注も一緒になって加味されるということになっているんじゃないかと思えますが、土木部だけ、それから農林部、水産部のこういう平準化に向けた発注がどうい

うふうになっているのか、その辺のところはわかりますか。

【植村建設企画課長】令和元年度における農林部、水産部も含めた平準化率、長崎県は0.71でございました。これも土木部だけではどうかというのを独自に算出してありますが、そちらの数字では0.77と、土木部だけであれば0.77ということで、農林部、水産部が若干低かったので県全体で算出すると0.71と、九州最低という状況でございました。

ただ、今年度につきましては、土木部だけではなく、農林部、水産部においても平準化の取組にかなり力を入れておりまして、先ほど0.84の見込みというふうに申し上げましたけれども、これを今のところ、土木部だけでも0.84、農林部、水産部も加えたところでも0.84と、そういう計算になっております。

【小林委員】よくわかりました。

そうしますと、やっぱり先ほども指摘しましたが、平準化率を高めるということはとても大事なことで、令和元年度の品確法にそれをうたってあると。これを忠実に守っていくということはとても素晴らしいことです。

しかし、年度内執行ができるのに、平準化率を高めるためにそれを執行しないというようなことがあっては断じてならないと。

監理課長の答弁の中で、そういうことはむやみやたらにやらないよという正式な答弁がありました。これは非常に重いと思うんです。

これはひとつ誰が答えるか。じゃ、どんなチェックをして、年度内に執行できる状態なのか、できない状態なのか、どんな体制の中でチェックをしているのかと。年度内にできるのに、そういうようなことで、この新しい法律を勝手に流用して、できる努力をしないということがあ

ってはないと。そのチェックは一体誰がやるのかということについてはどうですか。

【有吉土木部技監】私の方で、今委員ご指摘の執行率等を含めて、平準化も含めて各地方機関の建設部長とかといろいろ協議をさせていただいているんですけども、その中で去年から私は技監をしているんですが、去年、委員ご指摘の、いわゆる予算は年度内執行が大原則だという考えが私も強くありまして、去年の9月とかの発注については、少し工期が足りなくても年度内ということと、とにかく速やかに発注するようにという指導をして、そういうふうに対応させたんですけども、結果としまして、去年はやはり9月が不調不落が一番多い。9月、10月、11月の3か月で全体の半分ぐらいの不調不落が発生しているということで、それについては反省しないといけないのかなと思ひまして、今年度については、地方機関に今の業者の余裕度と申しますか、特に、下請けとか管理技術者というのをチェックをさせていまして、その中では今年度も手持ち量が9月、10月というのはかなり多い状況にありまして、やはり業者の方から少し余裕を持って、今、余裕期間というのがありますので、そういう形で発注していただければ、年度後半になれば実施できるという話も聞いていますので、その辺も含めて、むやみに繰越は当然しないんですけども、その辺の状況とかも把握しながら、平準化を含めて努力していきたいというふうに考えております。

【小林委員】今の技監の説明はあまりよくわからない。正直言って、話がまとまっていないと思いますよ、申し訳ないが。

要するに、今言っていることは、そういう繰越を新しい制度のもとできっちりした工期を確

保しなければならぬと、こういう新しい制度のもとで今やろうとしているとか、あるいはやっている、こんなようなことの話ですよ。

しかし、あなたの話では、9月頃の全体の工事の中の約半分ぐらいが、いわゆる入札不調とか不調不落というのが全体の半分ぐらいだと、こんなことをおっしゃっているわけです。

私が言っていることは、年内に執行できるものが、そうやって繰越にならないように、どういうチェック体制をやっているんですかと、このところをもう一回短く、どういう体制でやっているよということをおっしゃってください。

【有吉土木部技監】すみませんでした。各地方機関の執行状況についても私の方で聞き取りをしまして、例えば1億円で発注すると標準工期が足りないというものについて、例えば半分の5,000万円とかで発注すれば足りて、請ける業者もいるということであれば、当然むやみに繰越をせず、年度内工期で発注するとか、その進捗状況に応じて対応をしているところです。

【小林委員】これは部長、今、技監がせっかくご答弁をいただいているけれども、やっぱりチェック体制がどういうふうになっているのかが、失礼だけれども、いま一つ明快に聞こえてこないわけです。だから、監理課長がむやみに繰越をやっているんじゃないかと、年度内の執行が大原則ですよということをおっしゃっているわけよ。しかし、既にもうこうやってこれだけの繰越が、今、部長説明で明らかになって、これが議案として上がっているわけですよ。チェック体制はどうやっていきますかと、こう言っているわけだけれども、いま一つはつきりしない。

それで、入札の不調・不調不落という話がありました。これに関連して質問したいけれども、要

するに今、国土強靱化の予算が結構ありまして、それで発注の件数も、予算がそれだけ増加していますので多いと思うんです。しかしながら、こういう入札不調とか、あるいは不落によって実はこうして繰り越さざるを得ないと、こういうものは全体の中の何件くらいで、幾らくらいになっていますか。

【中村(一)分科会長】 監理課長、時間がきていますので、手短に。

【田中監理課長】 今回の繰越のうち6件、約3億円が入札不調ということで繰越、適正工期が確保できないということで繰越の予算を計上させていただいているところでございます。

内容としては、一番大きいもので申しますと、玉之浦港の海岸保全工事が1億2,000万円、ほか玉之浦の県単改修とか自然災害防止工事、あと港整備統合補助工事、これがいずれも玉之浦地区の工事として繰越を予定しております。

【小林委員】 時間がないそうですから。

ただ、今、玉之浦の話が出ました。全体の6件の中において約3億円ぐらいたという説明がありました。

その中で、今聞いてみると、海岸保全工事とか改修工事とか災害防止の工事とか、とても災害に関連する大事な発注内容ではないかと私は思うんです。それが入札不調とか不落によって、そのまま災害の多い、今、一番力を入れなければいけない災害対策が、せっかく予算を取りながらも、いわゆる入札不調とか、あるいは不落になって、今やってもらわなければいけない災害に関連する工事が6か所も止まってしまっていると。これは一体どういうふうに、ただ繰越、これはもう工期がない、入札が不調になった、不落になった、こういうようなことでよろしいかどうか、この辺のところについてはどう考え

ますか。とても大事なことだと思うけど。

【平岡港湾課長】 今、お話がございました玉之浦の災害復旧工事につきましては、6月23日に、今お話があった自然災害の工事等を含めて、ちょっと金額を大きくした形で発注をさせていただいたところでございます。

委員ご指摘のように、災害等なので、緊急に復旧しなくちゃいけない。その認識の中で入札を行ったところですけども、これは総合評価落札方式の一般競争入札で行いましたが、この入札には3者が参加されました。そのうちの2者が入札額の落札者となり得る範囲にあったんですけども、ほかの工事も同日に受注されたりしまして、技術者の配置ができないという形で不落となったものでございます。

この分も含めまして、業者の工事量等の把握とか、工期の確保、発注ロットをまた大きくしたり、そういうことを考えながら一層の不調不落の削減に努めてまいりたいと考えてございます。

【小林委員】 時間がありませんので、後でまた。

【中村(一)分科会長】 とりあえず終わります。

ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 おはようございます。

これは予算のことですので、まず予算全般についてお尋ねしたいと思います。

土木部長、8月4日の国への要望に対して、一人の参議院議員を呼んでいろいろしていただきましたね。これは代表者会議でも指摘をさせていただいて、今回の部長説明に、その代表者会議でも簡単に言うと、こういったことはしませんと、二度としませんという話があったけれども、代表者会議は代表者会議、この委員会の委員会で、私も6月でしたかね、話をさせてもらっていたんじゃないかと思うんですが、部長、これは予

算ですから、補正予算、確かに国に対してしっかりと内示をいただかないといけないというのはわかるんですが、長崎県選出の国会議員には立派な人がたくさんいらっしゃるんですね。

そこで、そんないらっしゃる中に、たったお一人だけをお願いするというのは、今後、国に対して要望する時にはこういうことがあっちゃいかんわけだから、この場でしっかりと、こういったことは二度としませんということを言っていたかかないと予算の話がしにくいですから、まず、部長にお尋ねしたいと思います。

【奥田土木部長】今、コロナ禍において、国への要望活動というものは非常に制約を受けている状況でして、特に今年、去年もそうだったんですけれども、上京しての要望をする際には人数を絞ってほしいと国土交通省の方からも要請を受けておりました。具体的に言うと、5名以下でというふうなことでした。

当初、やはり足を運んでの要望が大事だということで、人数を絞らなきゃいけないという中で、いろいろ考えた中では、これまでの国会でのご経歴等を踏まえて、絞ったというふうなところであります。

ただ、足を運んでの要望がなくなりまして、急遽、Webでということで、そこは皆様にお声がけをしなければならなかったかと思っておりますけれども、ばたばたしている中でそこまで思いが及ばなかったというふうなことでした。

いずれにいたしましても、今後、要望活動をする際には、事前にしっかりと関係する国会議員の皆様、そして議会の方にもあらかじめ情報提供させていただいて、活動してまいりたいというふうに思っております。

【山田(博)委員】確かにコロナでリモートする

というのは大いに結構だと私は思うんですよ。だからといって、国に来る時には5人以下にしてください。だから、リモートでしますと。その時、ばたばたしていたから、国会議員の経歴とかなんかということで、私は否定しませんよ、否定しませんけど、県議会の代表である議長もそこにいなかったんですよ。これは、私は議員の一人として、ましてや、そこに議長、中村(一)委員長なりがきちんと同席するんだったら私も二百歩譲りましたけれども、議会の代表を一人も呼んでないというのは言語道断だよ、土木部長。幾らばたばたしていたと言っても、この要望活動というのは今まで何十回もやっているんだから。あなたばかり責められんけど、そこは技監か次長、参事監、3人そろっているんだから、誰が代表して部長に代わって謝罪してもらいたいよ。これは各派代表者会議で二度としませんでは済まされんとよ、これ。議会軽視も甚だしいよ、国会議員別としても。

普通は、リモートであれば、議長、この委員会の委員長なりを置いてしっかりやってもらいたいよ。それについて見解を聞かせてください。

【馬場道路建設課長】今回、8月4日のWeb要望につきましては、道路の予算要望、あるいは新規事業を採択いただくための要望ということで、先ほど部長から説明がありましたように、足を運んでというようなことで考えておりました。それがコロナの関係で、急遽、8月末、また感染拡大したということでWebに切り替えて要望をさせていただきました。

その時に、先ほど部長からありましたように、皆様にお声をかけるべきではなかったのかといったところは反省をしているところでございます。

今後、要望活動を、また積極的にやっていき

たいと考えるところでございますので、指摘を踏まえまして、関係の皆様方にしっかり案内をしながら、また要望活動に取り組んでまいりたいと思っております。

【中村(一)分科会長】 休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開

【中村(一)分科会長】 会議を再開します。

【山田(博)委員】 道路建設課長、委員長の方から温かいご指導をこれからはいただけるということですので、この質問は一旦終わりたいと思います。二度とないようですね。

次のことに関して質問したいと思います。

道路維持課長にお尋ねしたいと思います。

道路維持費、道路舗装費とかいろいろあるんですが、先ほど、小林委員から、繰越はしちゃいかんということで、いろんな原因があると思うんですけども、基本的に県当局は、中小の建設業をしっかり支えていくということで間違いないんでしょう。

というのはね、繰越というのは、やっぱり建設に従事する人が少ないとか、下請けが少ないというふうな問題も抱えているわけだから、Aランクの会社だけじゃなくて、B、C、Dの会社も大切だということで理解していいんでしょう。まずそれをお尋ねしたいと思います。

【馬場道路維持課長】 予算の執行に関しましては、土木で言いますと、A・B・C・Dランクがございます。それぞれに見合った発注金額によってランク別に発注しているところでございます。

委員ご指摘のように中小企業のC・Dランクにつきましても、考慮しながら発注しているところでございます。

【山田(博)委員】 では、道路維持課長にお尋ねしますけれども、上五島管内と吉岐管内で包括的民間委託ということで、要するに部長、Cランク、Dランクの工事を平成30年とか平成29年まで出しよったんですよ。ところが、あなた方が平成29年6月の定例会で、平成30年3月でそういった要するにCランク、Dランクに発注していた仕事を、簡単に言うとAランクの会社に全部仕事ができるように随意契約をしてやっているということですね。

私がいろいろ確認しましたら、これはいろいろやって、民間委託でやって、簡単に言うと建設業者が減少しているから、何とか建設業の育成ということでやっていると言っていましたけれども、委託してから現状はどうだったのか、ずっと調査をして、部長なりに報告をしていたか、そこだけお答えください。

【馬場道路維持課長】 入札の結果につきましても、土木部長につきましても、土木部内で共有しているところでございます。

【山田(博)委員】 道路維持課長、私が聞いているのは、入札のことを言ったんじゃない。入札した後に、あなた方は調査をして、今後どういう影響があるかというのを調査しているかと、調査した結果を部長なりに報告したり、この委員会に報告している形跡があるかないかと聞いているんですよ。イエスかノーかでお答えください。

【馬場道路維持課長】 調査した結果につきましては、委員会等で報告したことはございません。

ただし、しかしながら、まず上五島で申しますと、包括民間委託をやるということにつきましても、平成30年3月の委員会の中でこういった形で包括民間委託、先ほど言いましたインフラの適正な維持管理や自然災害への迅速な対応

が将来的に困難になるおそれがあるということで、包括的民間委託ができないかということで議会にも諮りまして、それを今後、上五島でやるということで報告をして、導入して進めさせていただいたところでございます。

【山田(博)委員】委員長、理事者に注意してもらいたいのよね、私が聞いているのは調査をして報告しているか、報告していないか、イエスかノーかで答えてくれと言ったんだよ。私は、あなたが答えたのは調べているんだよ。

それでね、道路維持課長、調査を逐一その後したかどうかと、これが効果があったかどうかというのをね、いいですか、今までCランク、Dランクに工事を出していたのを全部Aランクにやっているんでしょう、あなた方。実際私が聞いたら、地元のCランク、Dランクがやっているんですよ。ということは、単なるピンハネじゃないかとなるわけだよ。

そういった現状を、実際あなた方調べて、部長なりに報告していたかどうかというのを聞いているんですよ。

議会には、委員会に報告してませんと。実際、ちゃんと調査を毎年、毎年したかどうかと聞いているんです。イエスかノーかで答えてください。

【馬場道路維持課長】詳細な報告はしていませんけれども、そういった形で今やっているということを報告はしているところでございます。

【中村(一)分科会長】部長にですね。

【馬場道路維持課長】はい。

【山田(博)委員】部長、じゃお尋ねしますけど、どういった影響があるとか、プラス点、マイナス点、そういったのが報告ありましたか。

【奥田土木部長】業界と毎年意見交換をしながら、どのように発注していったらいいのかとい

うことを丁寧にやっているということで、その中身は何っているところですよ。

【山田(博)委員】部長、業界と言うけれども、私が聞いたら、建設業協会に加盟しているのは、県に指名登録している、上五島なんかは45%しかないんだよ、建設業協会。あと55%の会社を無視しているのか、あなた方は。あなた方はさっき言ったでしようが、Cランク、Dランクは建設業協会に加盟していないんだよ。

あなた方は、さっきCランク、Dランクの会社も大切だと言ったじゃないか。その意見を無視して、そうやっているじゃないか。

部長、技術的に、Aランクの会社が自分たちが全部作業員を使ってやっているんだったらわかるんですよ。しかし、先ほど小林委員が言ったじゃないか。Aランクの会社で不落が多いじゃないか。なんでそういった会社にあえて入札させるんですか、そしたら。あなた方は言っていることとやっていることが違うじゃないか。

だから、部長、私が言っているのは、こういう仕事をして、こういうプラス点、マイナス点があったという報告があって、意見交換はしていると言っているけれども、Cランク、Dランクに意見交換はしてないじゃないか、業界、業界というけれども。私は担当課に確認したんですよ。

部長、この事業というのを私は全面的に否定はしませんけれども、少なくともCランク、Dランクの会社が実際やっているんですよと。直接出した方がいいじゃないかと。Aランクはもうこれ以上仕事できないから、こんな不落が続くんでしようが。

これは、土木部長、私が言っているのはおかしいですか。私がずうっと回っていたら、皆さん方はめちゃくちゃ言うんだよ。私の五島市

ではこんなことしてないぞ。なぜかと。私はこんなことは絶対許さんぞ。

部長、そういうことで、一旦見解を聞かせていただいて、この件は終わりたいと思います。

【奥田土木部長】業界の中で、例えば建設業協会にはAランクでも入っているところ、入っていないところあります。また、C・Dランクでも入っているところ、入っていないところがあって、全て網羅的にその意見を聞くというのはなかなか難しい中で、代表的なところとして協会と意見交換をしたというふうに伺っておりますが、もう少しそこは丁寧に、いろんな意見を拾い上げてやっていきたいと思ひますし、また、この包括的民間委託ですね、これも実際に地場の会社はその地域に根づいて生き残っていくためには非常に有効な手段の一つだとは思ひっておりますので、必ずしもそれありきではなくて、発注の中で柔軟に、そういったところも入札に参加できるというふうな試行を今しておりますので、またこの運用がどうあるべきかというのは、引き続き土木部内でもしっかりと検討を続けていきたいと思ひます。

【山田(博)委員】この件は、また議案外でいろいろとさせていただきたいと思ひますが、基本的に、全面的に否定はしませんけども、Cランク、Dランクの会社の意見をしっかりと聞いたうえで、入札のあり方とかなんかせんと、実際今は随意契約をやっているんだよ。部長、そこを入札参加できるようになっていますと言うけれども、そうじゃないということをも十分理解したうえでしてもらいたいと思ひしております。

本来であれば、私からこういう質問がないようにしてもらわないといけないわけですよ。

次の質問に移りたいと思ひますが、今、この入札の不調によるとか、設計及び工法等の変

更、地元調整に不測日数を要したとか、いろいろありますけれども、道路建設課長、あるトンネルの工事で電気の工事があるって、その追加工事をするということで、委員会の質問をする前に事前通告しておりましたけれども、細かくはいろいろと言いませんけれども、そもそも、1億8,000万円ぐらいの工事に追加工事で2,000万円も出すということは、これはいろんな努力をしているいろいろなせんといかんというのはわからんでもないんですが、こういったことがないように、もうちょっとしっかりと工夫なりをせんといかんのじゃないかと思ひますよ、これは。道路建設課長は私が言わんとすることはわかると思ひますけれども、基本的にね。

それと、そういった案件というのは県議会にずっと上がってくるわけだから、地方機関にこういった入札がありましたけれども、こういったやり方ですという報告は上がるようにしておかないといかんと思ひます。その点について、見解を聞かせていただきたいと思ひます。

【馬場道路建設課長】それぞれ地方機関において工事の発注は早期発注に取り組んでいただいているところがございますけれども、発注のやり方としては、年度当初あたりにその執行計画とともに、本課とも協議を行っているところであります。

途中で、いろいろ状況によっては増嵩したり減嵩したりというようなことで、地方機関の判断でおおむねやっているかと思ひますが、大きな時には随時協議をしていただいて、執行しているというところがございます。

我々もできるだけ地方機関と一体となって工事を円滑に進めたいと思ひているところがございますので、そういったところはしっかりと我々も把握をしたいと思ひますし、議会等に具体的

なところをどの程度報告するかは、ここでよくわかりませんが、必要に応じてご報告をさせていただくことになるかと思えます。

【山田(博)委員】 それと、入札の不調とかなんかでよく出ているので、先ほど小林委員から話があった中で、これは建設企画課長、国の方は優秀な現場代理人をどんどん表彰して士気を高めるような方法をやっていますね、土木部長。長崎県もそういうふうにして、やはり入札意欲、また従業員を鼓舞するような方式をとって、できるだけ入札の不調というのはなくすように努力してもらいたいと思うんですよ。国はずっと前からやっているんでしょう。土木部長は国土交通省から来ている、副知事も国土交通省から来ているのに、なんで今まで、部長なり副知事はこういったいいことを教えてくれなかったんですかねと思っているんです。建設企画課長、どうですか。

【植村建設企画課長】 優秀工事の担当技術者の表彰に関するご質問かと思えますけれども、長崎県においては優秀な施工実績を残した工事の施工会社と、その担当技術者ですね、その方々の表彰を毎年しております。

これに対して、山田(博)委員がご指摘されたのは、国においては、会社と技術者のほかに現場代理人という、その現場を取り仕切る、これは技術面のことだけでなく、現場全般を取り仕切る現場代理人という方がおられるんですが、その方についても国の方では表彰制度を設けているということでございます。

長崎県も同じように現場代理人も含めて表彰すればいいのではないかというご指摘かと思えますけれども、私どもの考えとしては、現場代理人は必ずしも技術的な部分についての関与が、取り仕切りというのがなくとも現場代理人には

なれる、極端に言えば会社の事務職員の方でも一応現場代理人ということになって、役所とのやりとりとか、窓口役としてできるということで、工事の成果のよしあしに直接関わる度合いは低いのだろうというふうに思っておりますので、長崎県においては、担当技術者の表彰までにとどめているところでございます。

ただ、今後、国の制度等も勉強しまして、今後どうするかというのは考えていきたいと思えます。

【中村(一)分科会長】 とりあえず、時間がきました。

【山田(博)委員】 委員長、最後にね。

部長、建設企画課長が言わんとすることはわからんでもないんだが、そうすると、国土交通省のことを否定しているんだよな。私は、国土交通省がやっていることは、今、建設企画課長が言っていることはごもっともだけれども、これは国に行ったらやめさせんといかんね。部長はどう思うのかだけ、それを聞いてこの質問は一旦終わりたいと思えます。

【奥田土木部長】 入札契約制度に当たってどのようなインセンティブを用意するかというふうなことは、その制度全体の中でしっかりと検討しなければならないかと思っていますし、国は国のやり方、あるいは県は県のやり方でこれまで培ってきたものがありますので、そのあたりのこれまでの経緯も含めて、どうあるべきなのかというふうなことは、また土木部内でもしっかり検討していきたいと思えます。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】 航路及び航空路の公共交通事業者に対する公共施設使用料相当分の支援金の補正予算が今回組まれていますけれども、すみませ

ん、ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、これは期間はいつからいつが該当しているんですか。

【松永港湾課企画監】 令和3年4月、今年の4月から令和4年3月の1年間に支払っていただいた係船料を対象としております。

【前田委員】 コロナ禍になって、事業者の方からのこういった要望に応える形で対応していただいていると思いますので、そこはありがたいと思っていますけれども、こういうふうにして支援金を出すのは1回目ですか。前回出していますよね。前回出した時の金額と、その期間はじゃ、いつになっているんですか。

【松永港湾課企画監】 令和2年度につきましては、11月議会の補正予算で計上させていただきました。これにつきましては、令和2年4月から令和3年3月分の係船料に対して支援をするということで、令和2年度の実績としましては、定期航路の分、船の方が4,808万2,000円、約4,800万円、航空路につきましては184万2,000円、これが一応実績となっております。

【前田委員】 そのうえで確認したいんですが、今回の5,209万3,000円で、さっきのご説明では売上の30%から50%までが使用料の2分の1、50%を超えたら全額ということですが、それぞれ全事業者の数の中で何社ずつになっていますか、これの対象となるのは。

【松永港湾課企画監】 県内の航路につきましては、離島航路が35航路、本土航路が7航路ということで、全部で42航路になっております。

今回、支援する事業者としては、定期航路が9事業者で、航路としては12航路、定期空路につきましては2事業者で、空路としては5空路、この課長補足説明の参考資料の方に付けております。

【前田委員】 そのうえでですが、今回の使用料相当分が令和4年の3月までということですが、ちょっと思っていることは、売上に対しての30%~50%、50%以上ということで条件設定は変わっていますけれども、売上にも関わらず、どこも厳しい状況は変わらないと思うんですね。

じゃ、コロナが収まったからといって、利用者がもとに戻るかということ、そこもやっぱり厳しいという話の中で言えば、来年度の当初予算に向けての話なんですけれども、こういった売上ということの条件設定のあり方が一つと、もう一つはこういった形で補正、補正で上がってきていますけれども、こういう状況で来年度もまた当初予算を組むという話の中では、当初予算の方でこういった支援金を組むというようなことも検討できるのかどうかについて。

結局、条例に使用料を定めていますから、当然そこを変えるということは難しい、できないでしょうから、それに代わってこういった形の支援金という形になっていると思うんですが、明らかに来年4月以降、利用者が戻るかということ、なかなか厳しいことが予想される中で、今後については予算の組み方というか、計上の仕方の考え方を確認しておきたいと思います。

【松永港湾課企画監】 お尋ねが2点ございまして、一つが売上の要件、30%から50%、それから50%以上ということにつきましては、一応ほかの県の取扱いとか、そういったところを踏まえまして、率については同じような形にしております。ただ、他県の事例を見ますと、減免措置をやっているところが多うございます。減免につきましては、例えば期間を3か月減免しますと、それをまた更新するという形で他県の方はやっておられますので、本県としては1年分を支援という形でやるということで、他県より

手厚い形でやっているという形でございます。

それから、2点目は、補正予算ではなく、当初予算で計上すべきじゃないかということでございますが、基本的にこういう支援給付金という形で、こういった使用料というのは一旦納めていただいたうえで、その売上を踏まえて予算化するということで、今回も4月から6月の実績というのを実際事業者からいただきまして、かなり影響を受けているということで、財政当局とも協議しまして、あと、これはコロナの臨時交付金を全て財源としておりますので、その中で一応今回の補正予算で対応したということでございます。

来年度以降につきましては、当初でということにつきましては、現時点では、その辺は検討はちょっと厳しいかなと思っております。

【中村(一)分科会長】 ほかにありませんか。

【深堀委員】 私も、今質疑があった交通事業者への使用料支援給付事業の件で、ちょっと考え方の確認なんですけれども、一応売上額の減少幅に応じてということで、これは昨年度も実施したということで、その考え方はわかるんですけれども、その給付は係船料を上限に全額もしくは2分の1ということなんですよね。

考え方で聞きたいのは、対象になる航路の事業者がたくさんいらっしゃいますけれども、その事業者であったり航路によって売上の規模が違ってくると思うんですよ、当然のことながら。

例えば、飲食店への休業の要請の協力金などというの、結局、事業者の規模に応じて単価を変えたりしているわけですよね。

ですから、この航路の事業者に対する支援とした時に、確かに係船料等々を上限に考えているけれども、やはり違うわけですよね。例えば毎月1,000万円売り上げている航路事業者と1

億円売り上げている事業者、片や1,000万円の事業者が50%以上減少していれば全額、1億円売り上げているところが7,000万円だったとした時に半分というふうに、その辺の事業者間の公平性といいますか、納得性は、こういう支援のスキームを考えた時に考慮されたのかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

【松永港湾課企画監】 確かに事業者によってそれぞれ売上等も違いますし、実際にそれによって額等の差というのが大きいところ、率だけで言うとどうなのかという話もございました。

我々、土木部港湾課として、交通事業者から係船料という支援料をいただいている中で、やはり土木部としてはこの係船料に関して、離島航路の維持という観点から一応今回の支援策をしておりますが、その他につきましては基本的に定期航路を所管しております交通政策課の方で、今年度もいろいろ事業活性化に伴う補助対象経費等をされております。全般的なところは交通政策課の方で一応対応されていると考えております。

【深堀委員】 それはわかっていますよ。交通政策課の方で考えているというのはわかっているけど、皆さんがこの事業、給付制度をつくる時に、そういった事業規模に応じての差というのを考えなかったのかということを知っているんですよ。もう一度お願いします。

【松永港湾課企画監】 失礼しました。

係船料につきましては、この単価の考え方なんですけれども、船の規模、1トン当たりの単価が決まっております。フェリーとかジェットフォイルとか、そういったもので支払っていただく額が決まっておりますので、その規模によってお支払いいただいたものを対象にしているということでございます。

【深堀委員】 もちろん、係船料自体が船の大きさといいますが、そういったものに応じて設定されているので、結果的に係船料の2分の1であったり、全額負担をしてあげるといことが、ある意味事業者の規模に応じた差になっているんだということなんですね。それならわかります。それで理解しました。

もう一つ、先ほど答弁の中でも少しありましたけれども、今、土木部でこういった議案の予算です。公共交通政策については、全体的に交通政策課の方で所管しているという答弁が先ほどありましたけれども、当然、公共交通は船、空路だけではなくて、バス、電車、タクシー、いろんなものがあります。その全部を交通政策課の方で所管をしているということですが、ただ、その一部の事業者に対して土木部としてこういう予算をつくれたわけですね、支援を。その時に皆さんが所管をしていないほかの公共交通との格差といいますが、困っているのは何も船と空路だけじゃないですよ。先ほど申し上げたように、ほかのいろんな公共交通事業者も皆さん、このコロナ禍の中で減少している。それに対して交通政策課もいろんな支援をやってますよ。その時に、皆さんが、この給付金支援事業の中で、ほかの公共交通事業者と一定整合性がとれているかどうか、そのあたりをこの事業をつくる、去年からしていますけれども、そういう横の連携といいますが、他の公共交通に対する支援策と、皆さんが組み立てている支援策との整合性といいますが、そのあたりのチェックはどうなっていますか。

【松永港湾課企画監】 この事業の制度をつくるに当たりまして、昨年11月の補正予算で計上いたしましたが、当然、これを計上する前には交通政策課、それから財政課含めまして、いろん

な支援の中で、各事業者それぞれ支援をやっていの中でその整合性とか、バランスとか、そういったものを含めて協議をしたうえで一応計上をしているということでございます。

【深堀委員】 ということは、ある意味、例えば今対象になっている航路であったり空路であったりというところが、他の公共交通の支援策とそこまで乖離といいますが、格差が生じているわけではないということはしっかり確認しているということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）
ありがとうございます。

【中村(一)分科会長】 ここで換気のため、15分まで休憩いたします。

午前11時 8分 休憩

午前11時15分 再開

【中村(一)分科会長】 会議を再開いたします。
ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】 再度質問させていただきます。

先ほど時間がないということもあって、少しばたばた感で港湾課長の答弁がよく理解できておりませんので、大変恐縮ですが、大事な問題だと思いますので、重ねてお尋ねをしたいと思います。

先ほどから言っているように、今回の繰越明許費約144億5,000万円。その中で、答弁によりましては6件と3億円ぐらいの入札不調とか不落とかで今回こうなっていると。

しかしながら、内容を聞きますと、災害に関連するとても大事な問題ではないかと思っております。それを入札不調だから、不落になったからということで、これを遅らせていいものかどうかと、この辺のところについての見解をもう一度しっかりとした状態で話をしてもらいたいと思います。

【平岡港湾課長】委員ご指摘の玉之浦港の海岸保全工事でございますが、海岸保全工事と県単改修工事、それと自然災害防止工事の3件を含めて約1億5,000万円程度で発注をしたところでございます。これにつきましては、主なものとして166メートルの護岸改良を行うものですけれども、6月23日に総合評価落札方式による一般競争入札により入札を行いました。この入札には3者の企業の方が参加していただきまして、そのうち2者の入札額が落札者となり得る範囲にありました。第1候補者へ落札の仮決定を行いました。第1候補者は同日に行われました別工事も落札されておりまして、予定していた技術者をそちらの工事に配置することができないということで辞退をされたところでございます。

このため、第2候補者へ落札の仮決定を行いました。第2候補者は第1候補者が受注するというふうな考え、予定していた技術者をほかの工事に配置すると既に決定をされていたということで、こちらで辞退をされて不落となったものでございます。

委員ご指摘のとおり、護岸の復旧工事等でございますので、緊急を要する工事ということで、なるべく早く発注をしたいと考えてございますけれども、適正工期を確保する必要があるということがございまして、今回、繰越の方に上げさせていただいております。

工期を確保することによりまして、改めて入札をさせていただきたいと考えております。

【小林委員】何度も同じことを申し上げているわけけれども、国土強靱化の予算を、皆さんにかなり頑張ってもらって確保していただいていると。したがって、令和7年度までであるけれども、かなり工事量が潤沢に出てきたわけ

です。ですから、今みたいな、なんで入札不調なのか、なんで不落なのかと、こういうところ、今の港湾課長がおっしゃった内容が、非常に問題だと私は思っているわけです。もうそういう仕事ができないとか、それだけの技術者がいないとか、いろんな要件の中で、結局取れない仕組みをやると。例えば予定価格を上回るとか、もう予定価格が今はソフトで出てきますので、その金額よりも高めに出して、仕事が自分で取れないと、もう不落になるというようなことを意識してやっているという嫌いも指摘をされているわけですね、業界で。これで果たしていいのかと、その点のところをまた新たな視点で、やはり入札不調・不落の対策をやっていただかなければいけないのではないかと、この辺のところについては土木部としてどう考えているのかと、この辺を明確にきちんと議事録に残してもらいたいと思います。誰が答弁されますか。

【田中監理課長】不調不落に対しましては、国からも建設団体との意見交換、それとか受注環境を的確に把握をして円滑な発注に努めるというふうな要請をいただいているところです。

県におきましても、各関係機関と建設業協会、こういった団体との間での意見交換を行いました。それぞれの企業の受注状況でございまして、技術者の逼迫状況でございまして把握いたしました。受注ロットの拡大でありまして、余裕期間制度の活用など、こういうことも含みまして地域の実情を十分把握して発注に努めていくということをやっていきたくて思っております。

【小林委員】監理課長、ご苦労さまです。あなたがこれを答弁しなければならぬくらい重要な問題で、なかなか議事録に残すことをよしとしないのかですね、土木部長、これはあなたに

この辺のところは土木部として、とてもこれから大事な問題だと思います。明確に監理課長からお答えが出ましたけれども、大体同じようなことじゃないかと思えますけれども、しかし、部長として、土木部を代表してご見解を賜りたいと思います。

【奥田土木部長】 まず、防災減災国土強靱化、非常に大切な仕事だというふうに思っております。これの予算を必死で今まで我々確保して、いかに迅速に執行していくのかというのが我々の最大の責務だと思っております。そのために委員からご指摘いただいておりますけれども、早期に執行できるものは執行すべきだと、まさにそれはご指摘のとおりだと思っておりますし、そこは技監以下、きめ細かく地方機関とも意見交換しながら、残りのこのお金どうするんだと、使えるのかというのをかなり詳細に各担当課も交えながら議論を日々やっているところであります。

そういう中で、今、業界の方との意見交換というのも非常に大切な中で、技術者が確かに逼迫しているということもあります。その中で出てきているお話としては、やはり余裕工期というものをしっかりと活用してほしいということをおっしゃっておりますので、従来、我々は適正工期で発注している、どちらかという、ぴったりとした工期で出しているんですけども、それに加えて余裕工期制度の活用ということで、しっかりゆとりを持って出すということで受注機会の拡大にもつながってくると考えております。

そういう中で、今、繰越のお願いをしているところですけども、早めに繰越手続を行うことによって、これは仮に11月まで待たずとも、今のタイミングでどんどん発注できると。むしろ早期発注につながるということも考えており

ますので、必ずしも平準化ありきということだけではなくて、いかに早く我々としては発注していくかという中で、逆にこの繰越手続というものの早めをお願いというふうなことがそこにつながっていくとも考えておりますので、トータルでいかにいただいた予算をしっかりと使っていくのかというところを頭に置いて仕事に取り組んでいきたいと思っております。

【小林委員】 先ほど、港湾課長も若干触れておられましたけれども、いわゆる発注の仕方のロットとか、そういう考え方がありますよという、やっぱり地域の建設業の数とか、その地域の事情を十分考えていただいた発注のあり方、ここに踏み出しいただきたいと。もう十把ひとからげみたいな発注の仕方じゃなくして、やはり入札不調とか不落がないような、そして特に災害等々の問題は命に関わることでありますので、もし仮に玉之浦で災害が発生して、この護岸工事だとか、いろいろの地滑り対策とか、そんなものが間に合わなかった、それによってどうだということになりましたら、これはやっぱり大変なことになるし、県庁、そして土木部の責任も問われて、かなりの厳しい批判を浴びるだろうと思います。この辺のところは、ぜひ改めて入札不調をどういう形の中で乗り越えていくか、これはやっぱり知恵を出していただかなければいけないと、こう思いますので、おっしゃるようにせっかく予算があるのに、これが何と申しますか、担い手三法改正を一つの隠れ蓑にして努力が足りないということにならないように、ひとつこれはしっかりお願いをしておきたいと思っております。

最後に、今回の部長説明を見まして、災害復旧費が全然出てないんですよ。災害復旧費の補正予算が出てないわけです。どこか見落としした

かなと思って何回か読みましたけれども、災害の補正予算が出てないわけですね、さっきの部長説明では。

それで、結局は説明の中で、またこれから災害の問題は、盛土とか何かで今から議論があると思いますけれども、説明もあると思いますが、かなり被害が出ていると思うんです。なぜそれは補正予算として組まないのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

【田中監理課長】今回、補正予算で災害復旧費は計上いたしておりません。これは、当初予算におきまして予算を一定組ませていただいております。今回の県管理におきます公共土木施設の被害状況は、被害額で約22億円強の額が被害額となっております。令和3年度の当初予算で河川等災害復旧費、これは公共関係、単独を含めて31億円、それと港湾災害復旧費、これが公共、単独含めて約5億円程度の予算を組ませていただいておりますので、現時点におきましては、この22億円の予算がこの当初予算の額の中におさまるということもございまして、補正予算は計上させていただいてないということでございます。

【小林委員】今の監理課長の説明では、約36億円の令和3年度の当初予算がありますよ。今回、約22億円の災害復旧の費用だと、36億円の当初予算でこれは足りると。だから、補正予算を組まなくてもよろしいんだと、こういうご説明ではなかったかと思えますね。

そうすると、いわゆる当初予算に災害復旧費を、今回36億円当初予算で計上していますよね。その組み方の基準というか、36億円にしたよということは、どんな災害が起こるかわからんわけだよ、どんな基準をもって当初予算で計上しているのか、その辺のところはいかがですか。

【田中監理課長】令和元年度の最終予算の災害復旧費、これは大体27億5,000万円でございます。令和2年度の最終予算額は、昨年度は9月の災害が大変大きゅうございましたので、全体で53億円ほどの決算になっております。

こういった過去の実績等々も踏まえたうえで、じゃ今年は幾ら予算を準備しておこうかということで予算を毎年計上させていただいております。平均とか、そういうことだけではなくて、過去の状況等々を推計したうえでの当初予算の計上ということでございます。

【小林委員】わかりました。過去の実績を見ながら、過去の事例を見ながら、いろいろ予算を組んでいるということでありましてけれども、災害復旧費については、そういうことで補正予算が組まれなかったということは理解をしたところでございます。

先ほどから何度も言っておりますように、こういう担い手三法改正という非常にありがたい制度ができました。しかし、それが、要するに年度内発注の大きな支障とならないように、しっかりと制度をまともに活用して、よい仕事になり、また、長崎県の平準化率が九州の中でも最低と言われていたのが、先ほどの建設企画課長のご答弁によりまして、かなりいいところになっているというようなことだと思いますので、今後ともしっかりその辺のところについてはよろしくお願ひしたいということで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】それでは、幾つかお尋ねしたいと思うんですが、予算で入札の不調というのがあるので関連してお尋ねしたいんですが、こ

の前、委員会で離島の測量会社と本土の会社の入札のあり方に不公平なところがあるんじゃないかと。要は、入札で地元の会社が取ったら旅費、交通費、宿泊費は認めないと。しかし、島外の会社が取ったら認めるという入札のあり方があってね、これは地元の壱岐や対馬、五島に本社を置く測量会社にとっては不利益を被るわけね。これはおかしいんじゃないかと。これはやはりどこの会社が取ろうが、最初から認めないようにすべきじゃないかというふうに主張しておりましたけれども、それはどうなったのか、その後の経過はどうなったのかお尋ねしたいと思います。

【植村建設企画課長】離島における建設関連業務委託の発注に関する旅費の取扱いのことだと思いますが、長崎県におきましては、非常に離島が多い条件の中で、独自の旅費の取扱いの基準を設けてこれまで業務を発注しておりました。具体的に申しますと、指名業者の中に本土の業者が含まれる場合は、本土からの交通費並びに必要な宿泊費を計上して発注するというものでございます。

ところが、実際には建設関連業務委託の中には、測量業務、設計業務、それから地質調査業務、大きく分けてこの3つがございますが、測量業務につきましては、ほとんどの案件で地元の業者が受注をしている状況にありました。このため、発注時点では旅費を計上していましたが、地元の業者が受注されたら変更で旅費や宿泊費を落とすという取扱いにしていたという状況でございます。

一方、国においても、旅費・交通費の積算基準というものがございまして、これが昨年度、改正をされましたので、長崎県においてもどういった取扱いをすべきかということを検討して

おったところでございますが、今回、測量業務等の実態に合わせたような形で、測量業務等については地元でできるものであれば、本土からの旅費は計上しなくていいのではないかということで、旅費の積算のあり方というのを大部分、国にやり方に合わせるような形で改定をいたしまして、この10月1日から新しいルールで運用することとしているところでございます。

【山田(博)委員】これは予算の測量、入札の不調とかあるから、あえてこれは聞いているわけね、不調があるから。

それでね、部長、先ほどほかの委員からも、繰越が多いのは技術者がいないとかなんか話があったじゃないですか。それで、測量業務に関しては国に見習ってやりますと言ったんです。表彰のことはしませんと、今のところね。これはどうなっているのかなと思うわけですよ。測量法とかなんかの法律はやるというけれども、表彰とかなんかということは国が長年やっているのに、技術者が少ないとか言ってしているのに、部長としてどういうふうに考えているのか。職員不足をしているのかと、技術者不足をどうするのかと。その中にさっきの表彰というのもしながら入札の不調を改善せんと、これは繰越、繰越と、委員会のたびにいろいろと指摘をされたら大変じゃないですか、部長。なんで遅れているんですかと言われないように、そういったことも考えたらどうかと、私はこの予算案に、入札不調とか言って、さっきの議論の中でやっているから私はあえて言うんですけど、その見解を聞かせていただけますか。

【奥田土木部長】積算のあり方とインセンティブのあり方とは、少し議論はおのずと違うとは思いますが、積算のあり方について言うと、適正なお金で適正な仕事をしていただく

いうために、いかに実態に即したものにしてい
くのかというふうなことから、国で率化の話が
出ました。それを機会に我々もどうあるべきな
のかというふうなことで、実際にその測量にお
いては、島内にも本社が各離島あるという実態、
一方で地質ですとか、設計においてはなかなか
そういう状況にないというふうなことで、実態
に合わせて我々は見直していきたい。何も国に
一律に合わせていくということではなくて、ど
うあるべきなのかというのを一つひとつ丁寧に
検討した結果であるというふうに思っております
ので、また、その表彰のあり方についても今
後引き続き議論をしていきたいと思っております。

【山田(博)委員】 部長、あなたの言葉尻をとる
わけじゃないけれども、実態、実態と言うけれ
ども、私はこの件に関しては去年から言ってい
たんだよ。ようやく建設企画課長がいろいろと
勉強していただいてこういうふうになったんだ
けれども、本来であれば、土木部長、あなたが
一番法律は詳しいんだから、国土交通省がやっ
ているんだから、しっかりやってもらいたいと
いうことを言っておきたいと思っております。

予算書の18ページ、港湾管理費でお尋ねした
いと思うんです。関係機関との調整に不測の日
数を要すと、いろいろ書いてあるんですね。私
も見たら、先ほど港湾課から港湾事業ブロック
製作仮置き状況と事業実施という一覧表をいた
だいたんですね、午前中に。委員長、これは港
湾管理費に関連する大切なものですので、私は
一応資料をもらったんですね。これは委員の皆
さん方に、ぜひ港湾課の方から、多分用意して
いると思います。それはどうせ聞かれるとわか
っているんですからね、まさか用意していませ
んとは言わんでしょうから、これをぜひ委員の

皆さん方に見ていただいて理解を深めていただ
きたいと思っておりますので、委員長の方から理事者
の方に配付の指示をお願いしたいと思っております。

【中村(一)分科会長】 用意していますか。

【平岡港湾課長】 すみません、昼から。

【中村(一)分科会長】 それでは、昼から。

【山田(博)委員】 港湾課長、手を挙げてから言
わんね。失礼じゃないか。

【平岡港湾課長】 すみません、申し訳ございま
せんでした。資料をこちらの方に持ってきてお
りませんので、昼から配付させていただきます。
申し訳ございませんでした。

【山田(博)委員】 昼からってどこに行くんです
か。アメリカ合衆国まで資料を取りに行くのか。
このコピーなんか10分もあればできるんだけ
れども、委員長が了解したからいいけれども、
もうちょっと港湾課長、しっかりとそういった
ことはしていただきたいと思っております。別にあ
なたを個人攻撃しているわけじゃないんだけれ
ども、これは大事な委員会の審議だから、事前に
私もこういうふうに資料をいただいているわけ
ですから、用意周到にせんといかんですね。土
木部長、いかがですか。

【奥田土木部長】 事前の準備には万全を期して
いるところではありますが、少し今回間に合わ
なかったということでお詫び申し上げたいと思
います。

【山田(博)委員】 委員長、これは昼からとい
うことですかね、資料請求をですね。

それでは、砂防課長お尋ねします。砂防課で
いるんな砂防事業をやっておりますね、予算も
いろいろとありますけれども、管理自体はどこ
をお願いしているんですか。

【浅岡砂防課長】 砂防施設の管理は県で行っ
ております。

【山田(博)委員】 間違いありませんか。

【浅岡砂防課長】 県有の砂防施設は県で管理しております。

【山田(博)委員】 五島の奈留の方に砂防ダムがありますけれども、市に委託しているじゃないですか。あなた方の出先機関の職員は、暑いさなかに、10分前に来ていただいて住民と懇談していただいて、その後五島市の職員は遅れてきて、5分で来ましたがけれども。そういった事実は聞いているのでしょうか。いかがですか。

【浅岡砂防課長】 聞いております。委員ご指摘の五島の奈留の砂防ダムは、水道事業者と共同で設置した砂防ダムになりまして、砂防堰堤自体の管理は県が行いますが、水道施設の取水関係の管理は市の水道局が行っております。

【山田(博)委員】 ということは、共同管理ということでしょう。管理委託はしていませんということじゃないじゃないか。市の方にも一部お願いしているんでしょう。だから、そういったことをちゃんと答えていただきたい。なんか忘れたようなことをおっしゃるからですね。

私が聞きたいのは、砂防課長、県の方は認識を持って十分やっているんだけど、先ほどの管理は、バルブがどこいったかわからんとか、そんなでたらめな管理だったんですよ。そういったことで災害に遭った時に、私が地元の人から言われたのは、県の方には協力するけれども、市の方には協力しませんよと。そういう話だった。これは今回わかったんですよ。砂防ダムを県の方が造るということで協力したけれども、私たちは県の事業には協力せん。地元調整がここで崩れるわけ。だけど、現地を見て説明したら、県じゃなくて市の方の管理の不手際があったということを理解していただいて、申し訳なかったと、県の方は協力しますと、しかし、

市には協力せんという話が出て、もう大変だったんだ、私は。炎天下に2時間も話をされて、私も大変勉強になったけれども。

そういったことで管理のあり方というのをしっかりせんと、県が事業を一生懸命やっている中に、地元調整が遅れるというのは、やっぱり一つひとつこういったことが出てくるんですよ、土木部長。やっぱりそういったところを、管理のあり方というのは、県がやっても市や町に任せているところがあれば、そこはしっかりやらんといかんと思うんですよ。

これは土木部長、この話は多分お聞きしていると思うんですけども、やっぱり管理のあり方というのをしっかりとっておかないと、住民との信頼関係が崩れますからね。県に対してはものすごく評価が上がった、その時はね。逆に市の方の評価は大分下がりましたけれども。

だから、一事が万事で、こういったことが地元調整にですね、県や行政に対する不信があるから、こういったことがないようにしっかりとやっていただきたいという一例を挙げさせていただいたわけでございますので、土木部長、この件に関して、砂防課長から多分お聞きしていると思います。聞いてないということはないと思いますから、部長として砂防ダム等の管理のあり方というのを聞かせていただきたい。

あえて言うと、県の対応というのはものすごくよかったんです。私もうれしかったんですよ。そこを付け加えて話をさせていただいているわけでございますが、見解を聞かせていただきたいと思います。

【奥田土木部長】 公物管理のあり方については、各々の施設管理の区分に従ってきちんと管理をするというのが前提ではありますけれども、お互いに関連する部分、連携していかなきゃいけ

ない部分、いっぱいあります。そういったところは丁寧に、お互いのところまでしっかりと目を届かせながら連携するべきところは連携して、今後も引き続きしっかりと管理をやっていきたいと思えます。

【山田(博)委員】 ありがとうございます。

河川課長にお尋ねします。地元調整の中で、2つお尋ねします。

そもそも整備計画ですね、河川毎の整備方針ですね。今まで何度か災害が起こったところとか、県の2級河川で整備方針というのはどれぐらい今されているのか。県の2級河川で、もう一つお聞きしたいのは、水位計がどれだけ設置されているかというのをお答えいただけますか。これをなぜ聞くかという、地元調整で行政に対する認識というか、どうも管理を十分してないんじゃないかという話、誤解を招くものだから、その中で一番誤解を解く方法としては、一つはどれだけの2級河川の整備方針が作成されているか、もう一つは水位計がどれだけ設置されているかというのをお答えいただきたいと思えます。

【松本河川課長】 すみません、今、整備方針を何河川つくったか正確な数字がないので、時間をいただけますか。水位計の数についても、正確な数字を出しますので、ちょっと時間をいただきたいと思えます。

【中村(一)分科会長】 暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時46分 再開

【中村(一)分科会長】 会議を再開します。

先ほど請求がありました資料のコピーを今していますので、ここで暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午前11時47分 再開

【中村(一)分科会長】 会議を再開します。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分及び第111号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

ここで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時50分 再開

【中村(一)分科会長】 会議を再開します。

山田(博)委員から資料の請求がありましたので、委員の皆様へ配付しました。

この件について、質問を承ります。

【山田(博)委員】 委員の皆さん方に見ていただいたらわかるんですけども、ここの中で一番下を見てもらいたいんですが、壱岐の印通寺港です。実は仮置き期間というのは平成17年から置いているということなんですね。これが3.2トンと258個、5トンと248個置いているんです。これを令和4年度以降にするということなんで

す。

榎津港に消波ブロックも置いているんです。これは5トン56個、平成29年から置いているというんです。

土木部長、私は県の予算というのは適正に行われているかと思ったら、こういうところでね。なんで私はわかったかという、ずっと地域を回っていたらわかったんだ、これが。あまりにもひどいんじゃないかと私は言ったんです。

例えば、三井楽漁港とありますけれども、ここは漁港ですからあれですけれども、令和3年に防波堤があるから、それで置いているんですよ、令和3年に造って令和3年に置くんだっただけなんです。1年、2年は地元調整が遅れたということでもわかりますけれども。

この平成17年から平成29年を、厳原港なんか平成26年から置いているというのはどうかと思うんだよ。港湾管理でありながら、ちょっとあまりにもずさんすぎるんじゃないかと私は言っているんです。

あなた方は、港湾管理で使いたいと言ったら使えませんか、使えないのはこういったのを置いているから使えないのかと言いたいんです、私は。言っていることは、あなた方は立派なことをおっしゃっておりますが、こういったところで県有財産を有効活用していますよと。

代表監査委員に今度聞きたいと思っております、これ。あなたはこれを見たことがあるのかと。どこを見ていたのかと。

土木部長、見解を問います。私が言っているのは、どうですか。普通考えたら、そうですねと言うしかないと思いますけれども、いかがですか。

【奥田土木部長】印通寺港の消波ブロックですけれども、平成17年度にフェリーの大型化に伴

って撤去したという経緯がございます。その後、松島港、あるいは川棚港での流用も検討していたんですけれども、運搬費がかさむというところから流用は断念したという経緯がございます。

少し時間がたっておりますけれども、今後、令和4年度から印通寺港の妻ヶ島防波堤、そして芦辺漁港の防波堤の整備にしっかりと活用していきたいと思っております。

【山田(博)委員】部長、活用するのは当然のことなんです。全庁的にこういったことをなくすようにせんといかんのじゃないかと私は言っているわけですよ。土木部長、私が今回指摘しましたけれども、これをご存じでしたか。いつわかりましたか。そこだけお答えください。

【奥田土木部長】今回の委員会の開催前に私は知りました。

【山田(博)委員】土木部長ね、来てコロナでなかなか地域を回れなかったと思うんですけれども、こういった現状をしっかりと把握したうえで、港湾の管理のあり方というのをしっかりとしていただかないと、住民の人が協力していただきと言っても、これを目の当たりにすると、自分たちが一生懸命働いた税金が有効活用されているのかというのを不審がるわけですよ。私が幾ら言っても、「先生、あれなんですか」と言われた時に、こういう現状を見せられたら、私は連れて行かれたんだ、ここに。「どう思いますか、先生」と。それはおっしゃるとおりだと。

だから、そういったところは出先機関だけではなかなか解決できないことがあるでしょうから、全庁的にこれからこういったものはなくしてもらって取り組んでいただきたいと思います。その決意だけ、部長、この件に関してはもう終わりたいと思いますのでお答えください。

【奥田土木部長】まず、県有財産の管理状況についてしっかりと自ら把握するということ、さらに、有効活用できるものについてはしっかりと有効活用していくということを部内、あるいは関係機関、改めてしっかりと周知してやっていきたいと思っております。

【山田(博)委員】河川のことはわかりましたか。

【松本河川課長】県が管理しております水系が210水系ございまして、その中で河川法に基づきます河川整備基本方針、これを策定しているのが39水系、河川整備計画を策定しているのが31水系になっております。

それと、先ほどの水位計のご質問についてですが、県ではこれまで312箇所水位計を設置しているところでございます。

【山田(博)委員】河川課長、2級河川は210水系あって、整備方針をまだ作成していないところもあるけれども、今後整備予定のところはどれだけあって、今後水位計をどれだけ設置しようと考えているのか。

この水位計を設置することで、皆さん方、災害が最近は大いもんだから関心が高いんです。県の河川工事というのは、あくまでも整備方針を策定しないとできないとなっていますから、そこを具体的にお答えいただきたいと思っております。

【松本河川課長】河川整備基本方針につきましては、本年度、大村市の大上戸川、それと対馬の三根川について基本方針を策定しようというふうにいたしております。

来年度以降の策定予定につきましては、県北の佐々川ほか、島原の白水川等について策定を今のところ考えております。

河川整備計画につきましては、今年度、対馬の三根川、それと上五島の大川、佐世保の日宇川等を検討いたしております。

来年度以降につきましては、大村の大上戸川、それと長崎市の鹿尾川、高田川等々を、今のところ検討する予定でございます。

水位計につきましては、少なくとも1水系について最低でも1箇所ということで今までずっと整備を行っておりますけれども、委員ご指摘のとおり、近年、気象変動から未曾有の災害が発生しているということで、大規模減災協議会というのを毎年開催いたしております、その中で要望等があれば、そこで議論をして、設置箇所については今後も検討したいと考えております。

【山田(博)委員】最後に、整備方針、整備計画をしっかりとやっていただくということが明らかになったんですけれども、水位計の方はいろんな協議会で市町とかやっていますけれども、来年度は新たにどれだけ、今年度も含めてつける計画があるんですか。

【松本河川課長】今のところ、具体的な要望箇所については、まだ上がってきてない状況ですけれども、しっかりとその会議の中で議論して、必要な箇所には整備できればと考えております。

【山田(博)委員】わかりました。この水位計は、大切な災害対策のツールの一つになると思いますので、ぜひしっかりと整備をしてもらいたいと思います。

終わります。

【中村(一)委員長】午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 零時 0分 休憩

午後 1時30分 再開

【中村(一)委員長】会議を再開いたします。

午前中に引き続き土木部の審査を行います。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたしますが、所管事項等についても併せて説明を求めます。

まず、土木部長より総括説明を求めます。

【奥田土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

「観光生活建設委員会関係議案説明資料」土木部をお開きください。また、これに加え、（追加1）を配付しておりますので、そちらも併せてご覧ください。

今回、ご審議をお願いしていますのは、第116号議案「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例」であり、その内容は記載とおりです。

なお、補足説明資料を配付させていただいています。

続きまして、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

和解及び損害賠償の額の決定、契約の締結の一部変更について、令和元年度及び令和3年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定3件、令和3年2月定例会で可決された一般県道奥ノ平時津線道路改良工（（仮）野田高架橋上部工）及び主要地方道若松白魚線橋梁補修工事（若松大橋P1・P2橋脚補強）の契約の締結の一部変更、以上をそれぞれ専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりです。

次に、土木部関係の主な所管事項についてご説明いたします。

（西九州新幹線の建設促進について）

西九州新幹線（長崎・武雄温泉）については、すでに完成した本線土木工事に続き、建築・軌道・電気・機械などの工事が鋭意進められています。

駅舎の新築工事については、諫早駅、新大村駅がほぼ完成するとともに、長崎駅においても工事進捗率が約9割まで進捗いたしました。

レールの敷設工事についても、去る9月6日に鉄道・運輸機構より、武雄温泉駅と長崎駅間の全線のレールが一本につながったことが公表され、また、電気工事や機械工事についても順調に工事が進められるなど、開業に向けて、工事も最終段階に入ってきています。

去る7月28日には、車両のデザインが決定したことが、JR九州から発表されており、令和4年度秋頃の開業に向けて準備も着々と進んでいるところです。

（幹線道路の整備について）

県では、地域活性化を図るとともに強靱な県土づくりを進めるための高規格道路の重点的な整備とともに、安全・安心で持続可能な地域づくりを目指し、県民生活に密着した道路の計画的な整備を進めています。

このうち、西九州自動車道の松浦佐々道路については、去る7月19日に国からインターチェンジの正式名称が発表され、また佐世保道路の4車線化については、佐世保駅裏の高架橋工事が本格的に始まるなど、順調に事業が進められています。

東彼杵道路については、事業化の前段となる計画段階評価手続きにおける第1回目の地元への意見聴取が7月から着手されたところであり、事業化に向けた手続きが着実に進められています。

今後とも、地域の振興や安全・安心の確保を図るための道路ネットワークの整備促進に努めてまいります。

（石木ダムの推進）

石木ダム建設は、地域住民の皆様の安全・安

心に直結する重要な事業であり、反対住民の方々のご協力をいただき、円満に事業を進めることが最善と考えていることから、これまでダム本体工事の着工を見合わせるなど、話し合いの実現に向けて、最大限配慮してまいりましたが、話し合いの条件である工事中断の考え方に隔たりがあり、話し合いは実現していません。

県としては、今後も条件が整えば、話し合いの機会をいただき、生活再建等についても誠意を持って取り組んでまいりたいと考えています。

また、工事については、去る9月8日、これまで見合わせていましたダム本体工事に着工し、また、付替県道の盛土区間についても再開したところであり、さらなる工事の進捗を図るため、付替県道の延伸など、新たな工事についても発注してまいりたいと考えています。

今後とも、石木ダムの早期完成に向けて、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいります。

（綱紀の保持）

平成29年度から令和元年度にかけて県央振興局に勤務していた職員が、自らが監督員を務める公共工事の請負業者1社から飲食の供給接待等を受けたことが判明したため、職員に対して、令和3年8月6日付で減給10分1、3月の懲戒処分等を行いました。

職員の服務規律の確保については、これまで再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様のご信頼を回復するため、職員一人ひとりが法令順守はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

そのほか土木部関係の主な所管事項について、今回ご説明いたしますのは、令和3年8月11日からの大雨による被害等について、公共事業の再評価、事後評価について、長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局見直し実施計画案についてであり、内容は記載のとおりです。

なお、令和3年8月11日からの大雨による被害等については、後ほど説明させていただきます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】 次に、都市政策課長より、補足説明を求めます。

【田坂都市政策課長】 第116号議案「都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例」について、補足してご説明いたします。

「観光生活建設委員会課長補足説明資料」1ページをご覧ください。

本条例は、市街化調整区域にかかる開発行為等の許可の基準に関し、必要な事項を規定したもので、今回、都市計画法及び都市計画法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

まず、条例改正の理由ですが、近年の災害において、浸水被害や土砂災害が多く発生していることを踏まえ、令和2年6月10日に都市計画法が改正され、開発区域に災害リスクの高いエリアを含まないことが明確化されました。

改正の概要は、課長補足説明資料3ページのとおりですが、資料の中段の赤囲いにあるように、市街化調整区域内の浸水ハザードエリアなど、災害リスクの高いエリアでの住宅等の開発を抑制することとなっています。

2ページをご覧ください。

まず、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域として都市計画法に定められており、開発行為について一定の制限がなされています。

市街化調整区域における開発許可や建築許可については、法第34条第11号や第12号により、許可できる区域を県の条例で規定しています。おおむね50以上の建築物の連たん地域での許可である法第34条第11号に関するものを条例の第3条で、また、分家住宅の許可である法第34条第12号と、政令第36条第1項第3号八に関するものを条例の第5条と第6条で定めています。

条例案では、政令第29条の9に掲げる区域を条例の区域に含まないこととしています。

1ページにお戻りください。

改正の内容ですが、市街化調整区域内で開発許可や建築許可を認めない区域を条例により明確化するものです。

開発許可や建築許可を認めない区域として、政令第29条の9に掲げる区域を条例に記載します。

具体的な区域としては、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域などがあります。

なお、県内の市街化調整区域は、長崎市、佐世保市、諫早市、長与町、時津町の3市2町にあります。

長崎市、佐世保市、諫早市は、それぞれ市の条例を定めるため、今回の条例の対象区域は、長与町及び時津町のみとなります。

以上が改正の概要となります。

最後に、施行予定日ですが、改正された施行令に合わせて、令和4年4月1日施行を予定しております。

以上で第116号議案の補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

【中村(一)委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【深堀委員】今の議案の件でちょっとだけお尋ねをいたします。

今回、県の条例改正ですけれども、説明の中でも長崎市、佐世保市、諫早市というところについては、今回の県の条例改正は長与町と時津町に及ぶわけですけれども、長崎、佐世保、諫早、この地域については同趣旨、同じような中身で改正が予定されているのかどうかをまずお尋ねしたいと思います。

【田坂都市政策課長】県内の市街化調整区域のある3市2町のうち、中核市の長崎市と佐世保市、そして権限移譲により事務処理を行う諫早市の3市は、それぞれ条例を定めておりまして、予定としては本年12月市議会での条例改正を予定しているとのことでございます。

今、条例の中身については検討中ということをお聞きしております。今回の県の条例改正の中身を見ながら検討されると思いますが、これは政令の改正に基づく変更でございますので、そんなに大差ないといえますか、同じような内容の条例改正になるものと思われま。

【深堀委員】当然、法令の改正に伴うものだから、同趣旨になるというのは理解しています。そこは確認をしっかりとっておかないといかんのかなとは思いますが。

もう一つだけ、非常に初歩的なことをお尋ねして申し訳ないんですが、今回、改正の内容でも示されているように第1号から第6号、それぞれ危険な地域が記載をされています。これは当然のことですけれども、今、市街化調整区域を指定していない3市2町以外の長崎県内の市町

にも、当然存在する地域ですよ。今回、都市計画法に基づく改正なんですけど、そういった3市2町以外の地域での開発のあり方、今の改正内容の第1号から第6号に記載されている地域の開発についての考え方というのはどういうふうになっているんですか。

【田坂都市政策課長】今、お話がありました第1号から第6号まで、これにつきましては災害のレッドゾーンと呼ばれる区域がこの前半までの区域でございますが、それらのレッドゾーン等につきましては、災害レッドゾーン、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域などにつきましては、それぞれの個別法でもって、まず建築物の規制あたりが、まずこれはかかっております。今回、この条例で位置づけておりますが、この区域は、もちろん県下全部にかかっているところでございます。

そして、この3市2町のほか、今回の市街化調整区域に関する変更でございますけれども、例えば、お配りしておりますカラー刷りの3ページをご覧いただければと思います。今、ご説明差し上げているのが赤囲いをしたところに関する条例の改正でございますが、その下の方を見ますと、災害ハザードエリアからの移転の促進ということで、市町村による移転計画制度の創設でありますとか、その下には、県下立地適正化計画を策定している市町村につきましては、居住誘導区域から、この災害レッドゾーン原則除外とかするような改正の内容も今回伴っておりますので、そういうのを含めながら、災害の危険のある区域については規制をしていくということが行われると思います。

【深堀委員】私も理解がよくできない、わからなかったんですけど、私が申し上げている、今

回、条例で、市街化調整区域で開発ができない地域をまた明確にお示しをされたと。

今の課長の答弁では、そこに適用されない3市2町以外の地域の危険な区域にあっては、それぞれ個別法で規定をされているから、そもそもそこは開発ができないというような答弁だったと思うんですね。そうであるなら、そもそも、今回の改正は必要性があったのかというふうにならないんですか。その辺いかがですか。

【田坂都市政策課長】今回の条例改正といいますが、市街化調整区域というのが、そもそも開発を抑制する区域でございます。そこに特例的にこれまで開発とか建築を認めている区域につきまして、災害危険区域等が含まれている区域というのが、実態として開発不適地であるにもかかわらず、そういうのが含まれてきたという実態があるので、そこはもう政令の方で区域を限定して、その開発の区域から外すような、完全に外すわけではないですけども、そういう改正ということで、市街化調整区域とそれ以外の区域については、何といいますが、意味合いがちょっと違うのかなというような気がしております。そういう改正だと思っております。

【深堀委員】わかりました。自分が一番懸念していたのは、長崎県内で統一的に危険な区域ですよ、今指定をされている区域というのは危険な区域ですから、そこは統一的に開発ができない。個別法に基づくものなのか、今回の条例改正に基づくものなのかというのはあるんですけども、基本的には同じ水準で、危険レベルに応じて開発が抑制されているというふうに理解をしていいですよ。確認だけです。

【田坂都市政策課長】今回の改正といいますが、近年の災害が激甚化して、大雨災害も含めてですけれども、それで危険な区域につきましては、

開発、また建築を抑制していこうという趣旨でございますので、それは今回、条例改正ということで市街化調整区域の適用ということでございますが、今回、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律、3ページに付けておりますが、このような内容ですので、そういう危険な区域については、できるだけ開発等を抑制していくという考えでございます。

【中村(一)委員長】ほかに質疑はありませんか。

【八江委員】今の関連になりますけれども、諫早も長崎都市圏の中で都市計画法に該当するわけですけれども、ハザードマップが1、2、3、4というランクがあるわけですけれども、諫早市はこれまで調整区域と市街化区域の差がありすぎて非常に困っておったものを、ここ数年前から50戸連たん、40戸連たん等含めて緩和措置を市としても進めてきていただいていたし、そしてまた、この説明の中にもありますように、条例を制定するものの中に、権限移譲により事務処理を行う市、諫早市ということもあります。

そういう中で、今の都市計画法の一部見直し、改正のことにこれがどこまで該当してくるのかと、諫早市もどのようにこれが当てはまっていくのかと、こう思ってよく見てみる中で、この1ページに書いてあります、今回の条例の対象区域は長与町及び時津町の市街化調整区域のみだと、こう書いてありますけれども、そのように理解をして、それ以外は、諫早市のその他はこの対象外ということで考えてよろしいのでしょうか。

【田坂都市政策課長】今回の県の条例の改正につきましては、この対象となる町が長与町と時津町ということでございますが、これは県下で市街化区域と市街化調整区域の区域区分をしている長崎市、佐世保市、諫早市についても、そ

れぞれ独自で条例を持っていますので、今回の政令の改正に合わせて、それぞれの市で条例を改正する必要がございますので、今のところ、諫早市の方は本年12月議会での改正を目指しているということですので、内容は同様な内容の条例改正の議案が上程されるものと思っております。

【八江委員】先ほど申し上げるように、諫早市も長崎都市圏の中の一部でありまして、ご案内のとおり諫早大水害も含めて、諫早市は低地帯が多いということになりますと、このハザードマップの1、2、3というランクの中でいけば、結構低いところといたしますか、低地帯のものが多くなってくる。それがそのまま活かされれば、今から、土地の見直しの問題の中で、そこに該当されたら、いけば市街化調整区域の中の緩和が難しくなってくるんじゃないかという感じもするわけです。その点は、諫早市が条例を出して、それを認めていくのか、いや、諫早はこうだということで条例を出していけば、それに合わせて指定されるのかわかりませんが、私たちにしてみれば、私も正直言って市街化調整区域を見直すために30年間闘ってきたんですよ。諫早市の市街化調整区域は、昭和45～46年に制定されて、もう50年近くなっていますけれども、そのために人口減少とか、いろんなものが発生して、今ようやく見直しをしながら、人口拡大といたしますか、定着人口の拡大を図っておる中で、またそこで低地帯というものがそこに出てきて、ここはだめよ、あそこはだめよと言われると、その点は埋め立てていけばその限りじゃないということであれば別なんですけど、あんまり指定を広げられても困るなという私たちの感じがいたしますけれども、その点は諫早市としっかり連携をしながら、そ

して、まちづくりというものも、今の時代に合わせたまちづくりも必要ですので、ハザードマップだけのことでやられても困る向きがあるということはしっかり申し上げたいんですけれども、その点はどのように考えますか。

【田坂都市政策課長】今回の条例改正の対象ですけれども、これは諫早市も同様のことになると思いますが、市街化調整区域内で立地が許容される建築物等で、許可不要のものと許可が必要なものというものがございます。そのうちの許可が必要なもののうちの34条の11号の50戸連たん区域の戸建て住宅、これは諫早市の方でございます。第12号の分家住宅、収用移転建築物などが対象となります。

今後、これらのものを立地する際、今回の条例で定める災害リスクの高いエリアかどうかを判断していくこととなりますけれども、エリアに入っていたとしても、例えば安全上とか、避難所の対策が実施されると認められる区域、これは県も今後規則、審査基準等でその辺は作っていきますけれども、諫早市も同様だと思いますので、そういう区域ということで判断されるのであれば立地は可能となりますので、その辺も条例改正と併せて、立地基準というか、審査基準あたりも作成をしていきたいと思っております。

【八江委員】先般いただいたこの図面の中で、本明川水系洪水・浸水想定区域図、想定最大規模というものの中で色づけしてあるわけですね。0.3未満から20メートルまで色づけがしてある。その中に、市街に一番近いところで、極端に言えば3.幾らというものもあるんですよ。そういうものが、そこに建築物ができないとなれば、非常に大きな問題があるからということも併せてそれをお尋ねしているわけですので、それは今

後、諫早市と県との話し合いの中でしっかりと市街化といいますか、まちづくりに影響がない部分であると。私は特に諫早の小野について言いますけれども、小野の新地の一番有明海に近いところは色が濃くなって深い、ハザードマップでは3から4メートルぐらいになってくると思いますけど、山手の方というのはそうでもないわけですけど、そこをあんまり基準を部分的にされると大変だなという思いがありましたので、今お尋ねしたわけです。しっかりとまちづくりに影響がないような施策に詰めていただくように、そして見直しをしていただくようお願いをしておきたいと思っております。

【中村(一)委員長】ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】それでは、第116号議案について幾つかお尋ねしたいと思います。

土木部長、この条例改正は、もちろん部で情報共有はされておりますよね。

それでは、幾つかお尋ねいたしますが、道路維持課長、この中に浸水被害とか土砂災害ということで話がありましたけれども、この条例改正の本題に入る前にお尋ねしたいことがありまして、道路の側溝は何年毎の雨量というか、基準で設計されているのか。道路建設課なのか、多分道路維持課の方でやっていると思っておりますので、側溝は大体何年毎の雨量の計算に基づいて設計をされているのか、まずお尋ねしたいと思います。

【馬場道路維持課長】今、資料を持っていませんので、正確に調べてから報告したいと思います。

【中村(一)委員長】そうしたら、後ほど答弁をお願いします。

【山田(博)委員】部長は知らないんですか。知っているんだったら、お答えください。

【奥田土木部長】正確に確認してからお答えさせていただきます。

【山田(博)委員】都市政策課長、お尋ねしますが、この条例改正というのは、浸水被害と土砂災害が多く発生しているということ踏まえて条例改正するとなっています。

その中で浸水被害というのは、そもそも排水がうまくはけないという話があって、この開発許可とかなんかというのは、雨量の排水の計画というのは、5年に1回の確率で雨量強度をされていますということで理解していいんですよ。間違いありませんか、そこだけお答えください。

【田坂都市政策課長】5年に1回の確率で間違いございません。

【山田(博)委員】それでね、土木部長、森林の方は、排水の施設は10年に一度の雨の確率でやっているんです。この都市計画法の開発の許可を改正する前に、農林部の森林開発というのは10年に一度の基準でやっているんですよ。この都市計画というのは5年に一度なんです。

森林法というのは、平成30年に法を改正して、今日に至っているんです。

都市計画法ですと言っていますけれども、浸水被害のために区域をあだこうだと言っておりますけれども、そもそも浸水被害のために変えるというのに、もともとの開発許可基準というのは見直さないといかんのじゃないかと思っているんですよ。

大体先ほど、部長は、これは情報共有をしていると言っていましたけれども、浸水被害があるからということで部全体で共有しているのであれば、道路維持課でも何年に一度とぱっと答えないといけないんだ、本当は。答えられるようになったんですか、じゃ、答えていただいて、

またいろいろと話をさせていただきたいと思います。

【馬場道路維持課長】一般的に道路管理上、構造上、重要性の高い盛土とか、沢部の盛土とか、道路横断側溝につきましては、30年程度ということでございますけれども、一般的には10年ということでございます。

【山田(博)委員】10年なんですよ。部長、私は法律上の基準では5年と言っているけども、普通の道路だって10年としているのに、災害で危ないから、浸水被害で条例改正してせんといかんと言っておきながら、肝心かなめのそういった開発基準というのが都市計画法で5年というのはどうかと思うんですよ、これ。そこを一緒にやっていただかないと、片方ではこうする、片方ではちゃんとやってなければいかんから、部長、この件は知っていましたか。こういうふうに道路の排水の差があるのを知っていましたか、知りませんでしたか。そこをお答えください。

【奥田土木部長】それぞれで違いがあることについては承知していました。

【山田(博)委員】知っていたら、それはやっぱり法律はそうであっても、長崎県はそういった災害にこれからせんといかんというふうになれば、そこは県の方としてもしっかりと、その災害の対応をどうするかというのは考えんといかんのじゃないですかね、それは。

というのは、特別警戒警報が令和3年8月にも出ました。知っていますか、この特別警戒警報が出たというのは。昨年、令和2年7月に出ているでしょう、これね。令和元年は2回出ているんですね。それを踏まえますと、やっぱりそういったのもしっかりとやらないといけないと思うんです、まず、そもそも、その開発の許可の

基準というの。この法律改正も必要だけれども、それは部長、どうですか。

【奥田土木部長】公共施設を管理する立場としてどれくらいの雨を見込むかという話と、民間の方々の開発の許可というのは、最低限これだけは絶対ですよというところで求めるものとして、それを一律同じものにするかということ、そこは議論の余地はあろうかと思っております。

また、側溝を、確率を高いものにすれば、全てが本当にうまくいくかということ、例えば流末の出でいく排水の先がきちんと整備されていれば問題はないんでしょうけれども、現実、日本の多くの流末から先のところの整備の状況からすると、受け皿としてしっかりと、まだまだ整備が足りていない。そこに雨水を一気に流出させるということが、本当にいいことなのかどうかと、バランスのところからですね。その辺はいろいろと検討、議論する余地はあろうかと思っております。特に、宅地、市街地において、速やかに雨水を川に流すということよりも、むしろ自分の土地でしっかりと、なるべくゆっくりと流出させるんだ。まずは自分の敷地の中で自分の地下に浸透させるとか、そういったことも含めて検討するというのが、例えば流域治水のあり方でも今議論されているところですので、そこはいろいろな観点から検討する必要があるかと思っております。

【山田(博)委員】部長、これは単なる開発だったら私もわからないでもないんだけど、ここに条例改正の理由というのは、「近年の災害において浸水被害や土砂災害が多く発生していることを踏まえて」と書いているんだよ。だから、私は言っているんですよ。

参事監、あなたはさっきから書類を見て納得していたけれども、あなた、意見があるんだっ

たら答えてもらえませんか。

【坂田土木部参事監】すみません、都市計画法に基づく開発行為に対する許可の基準ということでございます。

先ほど部長がお話したとおり、基本的には開発行為に対してどう許可できるかという最低ラインというところがございます。

先ほど話したように、浸透させて水を処理するという話もございまして、開発エリアの中に調整池をどうやって確保するかという話もございまして。全体の中でどう処理するかというのは、本当に難しいところがございまして、なかなか基準がきれいに整合していないということも含めて考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

【山田(博)委員】部長、私はなぜこれを言ったかということ、五島の公園があったでしょう。あなた方は海に流そうとしていたんだよ。私が言ってから浸透するようになったんだよ。だから、私はあえて言っているんだよ。最初からそんな答弁をすりゃわかるけども、許可する時はそんな許可をしとったんですから。だから、あえて私は言っているんですよ。

だから、参事監、あなたも浸透とか、段階的にすると言うんだったら、長崎県もこの浸水被害をなくすためにするというのは、そういった基準のあり方も考えんといかんと思うんですよ。参事監、あなたはそれが得意分野でしょうから、どうですか。

【坂田土木部参事監】今、委員におっしゃっていただきましたとおり、考えなきゃいけない内容というのは非常に多くなっているというところはございます。

先ほど来、紹介させていただいております今回の条例改正につきましても、国土交通省にお

いて河川の管理をやっている部局と都市計画をやっている部局、それぞれがやれる範囲のものをもち寄って、今の段階でできる法改正というものを実施されたと。それに基づいて、今、県の方でやれることをやらせていただいたというところでございます。

本当に、災害に対してどう対処するかというのは、予断のないところはございますので、我々の方としても、もうこれで全てが解決するとは思っておりませんが、やれることについては逐次対応させていただければと思っております。

【山田(博)委員】きちんとやっていただきたいと思うんです、これはね。そういったことになってないからですね。

2ページのその他の中に、周辺における第5条関係とありますね。この中に、公営住宅とありますね。要するに、浸水被害とかがあってはいかんということで、部長、住宅課長になるんですかね、国が今年2月に公営住宅における安全対策ということで、災害のリスクの点検をなさいとなっていましたけれども、これに基づいてちゃんと把握しているんですか。この条例改正をして、公営住宅、県の場合は県営住宅ですけど、そういった災害リスクというのはどれだけあるかというのをちゃんと把握しているんですか、そもそも。本当なんですか。

【高屋住宅課長】県営住宅については、そういった危険区域に入っているかどうかということは、今確認をしております。

【山田(博)委員】ということは、今確認しておりますということ、確認中で終わってないんですか。令和3年2月になっているんですよ、これ。

【高屋住宅課長】エリアに入っているかどうかについては、確認済みでございます。

【山田(博)委員】もうちょっと、教えてもらえませんか、どうなっているのか。

【高屋住宅課長】今、手元に詳しい資料がございませんので、後ほどでよろしいでしょうか。

【山田(博)委員】部長ね、単なる条例改正といえども、これは災害に関していろいろと関係することだから、緊張感を持ってやらないといけないと思うんですよ、これは。あえてそれを指摘しておきます。

もう一つ、この中に建築確認申請とありますね。この前、河川に県有地がかかっているということで、建築確認申請する際には、県有地とか、公有地にかかるかかからんか、ちゃんとチェックをしないとイケないというふうになりましたけれども、あれはその後どうなりましたか。これに関して、この建築確認申請とも関わってくるので、ちょっとお尋ねしたいと思います。

【大安土木部次長】前回の委員会の中で、委員からもご指摘がございました。建築確認申請で、河川の不法占有の案件につきまして、事後の対応としてどうしていくかということでございました。これを受けまして、建築確認が申請された際に、申請敷地が県公有地に接するような場合については、建築の主務課の方から、管理主務課の方へ図面等を提供していくと。そして、その提供を受けました管理主務課におきましては、敷地の境界ができるようなものについては、影響がないかの確認をして、必要がある場合は建築主務課と連携しながら、できるところは正の指導等を行っていくということの中で、先般、通知を各振興局へ通知をして対応を行っているところでございます。

【山田(博)委員】どうもありがとうございました。

それで、これは都市計画課長、時津、長与の

方にこういった市街化調整区域とか、開発を踏まえた条例改正ですけれども、私が都市計画の中に、こういった開発の中に道路とかも関わってくるんですか、今後、どうなんですか。道路整備とかなんかに影響が出てくるんですか、出てこないんですか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

【田坂都市政策課長】今回の対象といたしますのが、11号、12号の建物を建てられる区域と用途等でございますので、特に道路等には影響しないと思っております。

【山田(博)委員】 そうであればいいんですけど、かつて平成14年7月に長崎の都市計画道路で3・4・404号線のほか1路線の変更ということで、これは地元の長与と県と長崎市でつくった事業が、まだつくっていないもんだから、こういった市街化調整区域がこういった道路の整備計画に影響が出るんじゃないかと危惧したものですから、それは大丈夫なんですね。そこだけお尋ねしたいと思います。

【田坂都市政策課長】 委員おっしゃった道路につきましては、市街化区域内の道路でもございますし、先ほど言いました宅地等とは関係ございませんので、影響ございません。

【山田(博)委員】 どうもありがとうございました。資料がきてから、また質問させていただきたいと思います。一旦終わります。

【中村(一)委員長】 ほかに質疑はありませんか。ここで暫時休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時20分 再開

【中村(一)委員長】 会議を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第116号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、条例議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、41、42、43、45、49、51、52、53、56、58、60、以上です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山田(博)委員】 まず、陳情番号41番の大村市の要望で、郡川改修事業及び佐奈河内川災害復旧助成事業の推進についてとあるんですが、特に郡川ね、これは事業期間が平成9年からということになっておりますが、これはなぜここまで、こういうふうに事業期間が長いのかお尋ねしたいと思います。

【松本河川課長】 郡川の河川改修についてのお尋ねかと思っておりますけれども、2級河川の郡川につきましては、これまで萱瀬ダムの整備をまず行いまして、嵩上げ工事が約20年くらい前に終わっております。その後、下流の方から、平成9年を事業スタートとしまして、橋梁の改築、

堰の改築、護岸等の改築を今現在行っているところですよ。

一般的に河川整備計画では、今日、午前中の質疑でも河川整備計画についてのお尋ねがあったと思うんですけども、通常河川というのが、整備計画を立てるのはおおむね20年から30年間の河川の方針について決めて、それにのっかってやるということです。この平成9年から令和12年が長いかというのは、ちょっと我々の認識からすれば、決して長い期間というふうには考えていないところです。

我々、河川改修をやる時に河川整備計画という河川法に基づいた整備をやっているんですけど、これが通常20年から30年の期間の河川の整備の内容等を定めたものでございまして、郡川につきましては、これまで萱瀬ダムの嵩上げ等、災害復旧等をずっとやってきたんですけども、一定計画に基づく整備としては、そう長い期間じゃないというふうには考えている次第でございます。

【山田(博)委員】 郡川が平成9年から令和12年まで、別に長くないんだと。こんなのは当たり前だということでもありますけれども、それじゃお尋ねしますけれども、河川課長、河川整備法はいつ制定されたんですか、お答えください。

【松本河川課長】 河川法が改正されたのが平成10年、11年ぐらいじゃなかったかと思っています。

【山田(博)委員】 おかしかね。河川課長、あなたは先ほど、河川法が平成10年から制定されたということでありました。河川法に基づいてやっているということでありましたけれども、郡川は河川法に基づいてやっている、平成9年じゃないか。あなたは、河川法に基づいて平成10年からやっているんですよと言ったんです

よ。これは、事業期間は平成9年からじゃないですか。どっちなの。

【松本河川課長】 新しい法が整備されて河川整備計画というのを策定するようになっていましたけれども、それまでは河川工事実施基本計画、これに基づいて河川事業をやってきたという記憶がございます。

【山田(博)委員】 土木部長、私わかりにくいのは、これは河川整備法というか、基本的な河川整備法とか、河川法とありますけれども、この基となる河川法というのが何年に制定をされて、改正されて最新はどうなっているかというのをわかりやすく説明していただけますか。

先ほど、20年、30年河川にかかったって、それは問題ないんですよと言うけれども、10年たったら一昔だから、今は。10年、20年で雨量の計算とか変わってくるんだから。県議会議員でも10年、20年したらがらっと代わるんですよ。そういうことを考えれば、ちょっとこれは法律に基づいてやっているから20年、30年かかって当たり前だと言うけれども、それは地元の人たちは、法律に基づけばそうかもしれんけど、整備の期間としてはよ。

今回、甚大なる被害を受けたわけだから、そうは言ってもですね。だから、大村市だけ要望が上がっているじゃないですか。そこをしっかりと踏まえた上でやって、こういった要望に対してしていかないと、今の話は法律に基づいてやっているから、やっているからと、そんな20年、30年かかるのは当たり前ですよとか言われたら、この要望書を審査するに当たって、こんな審議にならないよ。どうですか、見解をちょっと聞かせていただきたいと思います。

【奥田土木部長】 河川法もものすごく長い歴史のある法律でして、この河川整備の基本方針、

それから河川整備計画、これらが法律に位置づけられたのが平成10年、11年そのあたりぐらいだったと記憶しておりますけれども、それ以前は、先ほど河川課長が申し上げましたとおり、河川毎に河川工事の実施計画というふうなものでやっていた。それが改めて法律が改正されて、河川整備基本方針、あるいは河川整備計画を策定するというふうな位置づけになったので、それらが改めてそこに生まれ変わったという形になっています。正確な年数は、また後ほど報告があるかと思っておりますけれども。

いずれにしても、まず、河川整備の基本方針というのは100年に一度とかいう非常に長いスパンでの雨に対してどう考えていくのかというところを基本方針として、まず、全国的にもある程度これくらい担保しなきゃいけないよねというふうな考え方の中で、横並びで見ながら決めていくものですが、その中でもやはり河川の事業というのは非常に息の長いものですから、当面20年から30年の間に、なるべく早く効果を発現するために、どこから順序立てて工事をやっていくのかというふうなものを改めて定めたものが河川整備基本計画になっています。

この河川整備計画ですけれども、大体20年から30年ということで、ここの郡川についても事業期間が今の河川整備計画では平成9年から令和12年度までの計画に基づいて着実にやっというふうな計画になっております。

我々河川管理者としては、なるべく早くその効果が発現できるように予算確保に努めながらやってきてはいますが、どうしてもできるところからやっていくというのではなくて、基本的な考え方、どうしても下流からやっていく。上流をやってしまうと、一気に水が流れて下流であふれてしまうということになりますの

で、川は必ず下流から、左右岸のバランスを見ながら、どちらかの左岸、右岸からやってしまうと、また片一方の方があふれてしまいますから、そのあたりを順序だてて、関係者の理解、協力を得ながらやっていくということで、どうしても息の長いものにならざるを得ないんですけれども、そこはゆっくりやればいいという話じゃございません。我々としては、なるべく早く効果が発現できるように努力していきたいと思っております。

【山田(博)委員】 土木部長、下からやらんといかん。右岸とか左岸とか、うまく均衡とってやらんといかんというのはわかるんです。しかし、河川課長から、20年、30年は当たり前なんですよと言われてたら、この陳情した人たちからすると、それはないでしょうとなるじゃないかと私は言っているわけだよ。もっと言ったら、血も涙もないじゃないかと思っているわけだよ、河川課長。あなたみたいに優秀な人が、なんですぐばっさりやるのか。そうじゃなくて、部長みたいに、一生懸命頑張っていくまうと言うのだったら、光も差すんだけれども、光も差さないようなことを言うから言ったんですね。河川課長、以後気をつけていただきたいと思っております。

要望の18番に一般国道205号の早期事業化についてということで、佐世保から東彼杵町のいわゆる東彼杵道路の早期の事業計画とあります。これはどのような状況になっているんですか。

【馬場道路建設課長】 18番の一般国道205号、東彼杵道路の早期事業化ということについての取組状況でございますけれども、現在、今年の2月に計画段階評価の第1回委員会が開催されたところでございまして、7月からは関係機関への意見聴取が行われているところでございます。

新型コロナウイルスの関係もあって、オープンハウス等の実施は少し中断しているところがございますけれども、ヒアリング調査であるとか、そういったことについては順次進めていただいております。

我々としまして、早期事業化といったところに向けて、関係市町と連携しまして、国の支援、また要望等を行っていきたいと考えているところがございます。

【山田(博)委員】いつも大体そういった頑張っていますと言うのはわかるんですけども、何か明るい兆しというか、何かありますか。手応えを感じていますか。

【馬場道路建設課長】計画段階評価の進められているということにつきましては、新規事業化に向けての進められているということですので、我々としては事業化できるものと期待をしているところでございます。

【山田(博)委員】大体いつ頃なりそうだという手応えを言ってもらえませんか。

【馬場道路建設課長】国の方でやられているところで、必ずしも決まった年限ではございませんが、通常、計画段階評価の手続といえますのは、3年から4年というところ、その後またこの区間については環境アセスとか、都市計画の決定手続といったところもした後の事業化となりますので、やはりもうしばらくかかるのかなと思っているところでございます。

【山田(博)委員】引き続き、事業化に向けて頑張ってくださいと思います。

陳情番号66番も入るんですか。

【中村(一)委員長】入っていません。

【山田(博)委員】これは担当にはなってない。これは災害に対する支援になっていきますけれども、これは議案外の集中審査で話したいと思

ますので、準備しておいていただけませんか。

この雲仙のホテルの山の災害の原因がちゃんとわかるように準備しておいていただきたい。調査とか現状とか、それも含めているでしょうから、どうぞよろしくお願いします。

私ばかりできませんので、一旦終わります。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

【八江委員】陳情の45の5ページになります本明川ダムと、併せて23ページ、本明川の抜本的な治水対策というのがありますけれども、前に本明川ダムの工期が2024年から、完成が2032年に8年間延長されたという発表がありました。そのことについて、非常に地元の者として危惧をしているものが大いにあります。

というのは、今日、非常にゲリラ豪雨とか、集中豪雨とか、1年間の日本の災害は洪水対策といえますか、大雨対策ということになってきますと、本明川ダムを造ることによって、昭和32年の諫早水害を防ぐために造っていただくものでありますが、それ以上の雨が今は降っているとすれば、8年間の間にそういったものがこないとも限らないということから、本明川水系の大水対策について、非常に危惧をしているということでもありますので、これは一日も早く完成をするように、お願いはもちろんそれぞれしてはありますけれども、工法等を含めて短縮できるように、強く県としても求めておかなきゃならないんじゃないかと。直轄事業で国交省の発表でありましたから、鷓呑みにはしてないと思いますけれども、仕方ないなというほどの受け止め方じゃなかったかなと思っております、そうなりますと、非常に大水害というものが心配になります。それを一日も早く対策するためにはどのようにすればいいかということをお県当局としても考えていかなきゃなら

いことは、前も申し上げたかと思えますけれども、特に土木部長は国交省からの出向でもありますので、それを強く強く求めていただきたいと思えますけれども、諫早の大水害が二度と繰り返されないようにというのが、これまでの我々長崎県での謳い文句でありましたので、そのことは確認をいたしたいし、またお願いしたいと思えますけれども、いかがですか。

【奥田土木部長】 諫早大水害というのは、本当に大きな大きな被害でありました。この苦しい思いを次の世代に味わわせてはいけないということで、やはり一日も早い本明川ダム completion というものは、我々も求めていかなければならないというふうに思っています。

また、県としてもやるべきことは、地元に対する協力、調整等やることはありますので、できることはまずしっかりやらせていただいたうえで、さらに予算の確保に向けて、また諫早市とも一緒になって、国に対して予算を要求していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、事業の完成予定の期間が延びましたけれども、一日も早くそれを取り戻せるように頑張っていきたいと思えます。

【八江委員】 諫早大水害が昭和32年、長崎大水害が昭和57年、大型の水害が、日本の中でも有名な先進地みたいなことになっておりまして、今は全国がそのような状況になってくると。そうすると、明日、明後日に起きてもおかしくないぐらいの状況になることを考えれば、もう少し延びた原因ですね。我々も説明の中で受けると、もう少しこういうところが足りなかったんじゃないかなと、こうすればよかったんじゃないかというのが多分にあります。そういったものを詰めてしっかりとやっていただかないと、下流に住んでいる諫早市民13万人余の人たち

が非常に不安であるということを感じておることを強く申し上げて、再度詰めていただきたいということだけ申し上げておきたいと思えます。

【中村(一)委員長】 ほかに質問がありますか。

【坂口委員】 陳情番号45番、諫早市政策要望の中の11、幹線道路の整備促進についての(1)207号の改良、整備促進、これのですね。猿崎町～高来町金崎間の東長田拡幅の延伸という要望については、別途いただいている陳情・要望事項対応要旨というものの663ページには、対応として「事業進捗には地元の理解と用地取得が重要であることから、市の協力をお願いします」と。協力をお願いすることが対応というふうになっているんですが、この件について動きがあるのかどうか、まずそれについて確認したいと思えます。

【馬場道路建設課長】 国道207号東長田拡幅の取組についてということでございます。

今年度予算につきましては、昨年度の補正予算と合わせて3億円の予算がございまして、それでしっかり用地の取得を進めていきたいと考えているところでございます。

また、一部用地の解決が図られたところから工事にも着手したいということで準備を行っているところでございます。

用地取得については、諫早市の皆様方、もちろん地権者の皆様方、地元の皆様方のご理解、ご協力を得ながら進めていくということでございますので、諫早市とも連携して取り組んでいるところでございます。

【坂口委員】 すみません、確認ですけれども、猿崎町～高来町金崎間の延伸について、用地取得を進められているという理解でよろしいですか。

【中村(一)委員長】 暫時休憩します。

午後 2時41分 休憩

午後 2時41分 再開

【中村(一)委員長】 会議を再開します。

【馬場道路建設課長】 現在、進めている箇所につきましては、正久寺町から猿崎間の1.9キロについてということでございます。

【坂口委員】 なので、一番最初に伺った質問は、猿崎町から高来町金崎間の延伸について、実際にどういう動きがあるのかどうかということをお伺いしておりますので、その点について回答をお願いします。

【馬場道路建設課長】 申し訳ございません。

現在進めている工区の北側の工区ということになりますけれども、ここにつきましては、まだ特に取組等はございません。今後、今進めている箇所を早く整備するというようなことと考えております。

【坂口委員】 で、地元からの要望に対してここでの回答ですね、「事業進捗には地元の理解と用地取得が重要であることから、市の協力をお願いします」と。市からの要望に対して、要望でお答えしているような格好になっているんですが、この点については少し対応の仕方をお考えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【奥田土木部長】 ここの663ページの県の対応の一番下の丸ですね、これは全体にかかるお話でして、いわゆる事業の促進のためにはどうしても用地が取得できないと進まないの、そこはもとより地元としても、諫早市としてもご協力をお願いしたいというふうな意味で一番下の丸はあります。

今、坂口委員のご指摘の東長田拡幅のさらに延伸の部分は、本当にどうやっていくのかとい

うところの整備手法も含めて、ここは検討が必要で、そこは今後の課題だということをお書きいただいておりますので、このところとその下の丸とは少し切り離してお考えいただければと思っております。

【坂口委員】 すみません、見方が間違っておりました。ありがとうございました。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくこといたします。

次に、議案外の所管事務一般について、大雨災害関係及び盛土の点検に関する説明を受けた後、この件に関する質問を行うことといたします。

お手元に資料を配付しておりますので、確認をしてください。

まず、部長から概要説明を求めます。

【奥田土木部長】 令和3年8月11日からの大雨による被害について。

九州北部付近に停滞した前線の活発な活動により、西日本の広範囲で大雨が降り続き、西日本の4県で警戒レベル5相当の大雨特別警報が発令され、河川の氾濫や土砂災害等が各地で発生するなど、甚大な被害をもたらしました。

県内においては、8月14日未明に大雨特別警報が発令され、8月の降雨としては平年の3倍を超える総雨量となり、県管理国県道や河川など、県本土の広範囲で公共土木施設被害が発生し、県全体での被害額は、約59億円となっております。

そのため、被災箇所については、速やかに応急対策等を講じるとともに、去る8月21日には、棚橋内閣府特命担当大臣の本県での視察に際し、さらに、8月25日には、赤羽国土交通大臣の本

県での視察に際し、災害復旧事業の早期実施などの緊急的な要望を行ったところです。

また、盛土の点検については、7月3日に発生した静岡県熱海市における土石流災害を受けて、県内の大規模盛土造成地について、長崎県独自の緊急点検を行いました。

その後、国から盛土による災害防止に向けた総点検を行うよう要請され、現在、点検対象箇所を抽出を進めているところです。

大雨による被害状況と盛土の緊急点検の概要について、関係各課長からご説明いたします。

【中村(一)委員長】 ありがとうございます。

次に、補足説明を求めます。

【松本河川課長】 公共土木施設の被害状況についてご説明いたします。配付資料の1ページをご覧ください。

8月の大雨による県及び市町が管理する公共土木施設の被災箇所は、全体で283箇所、うち県管理施設は46箇所となっております。

被害の総額は59億3,400万円で、うち県管理施設が22億4,000万円となっております。

次に、被害の内訳ですが、道路関係で162箇所、うち県管理が46箇所、被害額は47億6,400万円、うち県管理が19億6,500万円となっております。

河川関係ですが、116箇所のうち、県管理が17箇所、被害額は10億9,900万円、うち県管理が2億5,500万円となっております。

港湾関係で県管理施設1箇所が被災し、被害額は1,000万円となっております。

都市関連の公園で4箇所、うち県管理が2箇所、被害額は6,100万円、うち県管理が1,000万円となっております。

次のページに県管理河川の被災箇所と市町別の被災件数を掲載いたしております。また、被

害の大きかった3河川について、被災状況の写真を掲載いたしておりますのでご覧ください。

災害復旧については、応急対策が必要な箇所は早急に対策を講じたうえで、災害査定後に発注することといたしており、国や関係市町と調整し、速やかに災害査定を実施し、早期着手、早期復旧に努めてまいります。

以上でございます。

【馬場道路維持課長】 資料の3ページをご覧ください。

令和3年8月11日からの豪雨による県管理国道の交通規制状況についてご報告いたします。

次の4ページの地図をご覧ください。

9月24日現在、県管理道路におきまして、オレンジで示しております5箇所では全面通行止め、青で示しております11箇所では片側交互の通行規制を行っております。

なお、地図には記載しておりませんが、佐賀県唐津市の県道におきまして、8月15日に地滑りにより被災したため、全面通行止めとなっており、松浦市鷹島町の住民の生活に大きな影響を及ぼしておりましたけれども、佐賀県より、9月24日に片側交互通行規制になったと連絡を受けております。ご報告いたします。佐賀県の案でございます。

次に、3ページにお戻りください。

ここで主な通行規制箇所として、全面通行止めの4箇所と片側交互通行規制の1箇所について写真にて説明をいたします。

次に、5ページの写真をご覧ください。

写真は、県道野母崎宿線、長崎市宮摺町において、8月13日に道路が崩壊し全面通行止めを行っていましたが、仮設の歩道を山側に設置しまして、8月31日に歩行者のみ通行できるようになりました。現在、写真のとおり、仮設

道路の工事に着手しており、9月末を目標に片側通行できるよう進めているところでございます。

次に、右側の写真 をご覧ください。これは県道奥ノ平時津線、長崎市琴海形上町において、8月14日に道路が崩壊し全面通行止めとなっております。現在、仮設道路の工事に着手しておりまして、10月中旬を目標に片側通行できるよう進めているところでございます。

次に、6ページの写真をご覧ください。

左側 でございますが、県道扇山公園線、西海市大瀬戸町雪浦幸物郷において、8月14日に路肩が崩壊し全面通行止めを行っております。現地調査の結果、地滑りの兆候があるということで、学識経験者の意見を聞きながら、現在、地滑り調査に着手したところでございます。

通行止めは長期化すると予想されますが、迂回路として西海市道がございますので、大型車は通行できませんが、当分の間は西海市道を利用させていただくこととなります。

次に、右側の写真 をご覧ください。

これは県道獅子津吉線、平戸市船木町において、8月25日に道路の法面が崩壊し全面通行止めとなっているところでございます。写真のとおり、山腹崩壊の規模が大きく、崩土や転石が道路全体に堆積しておりまして、海側の擁壁も被災している状況でございます。現在、本復旧に向けた検討を進めておりますが、被災規模が大きいため、規制解除までは時間を要すると考えております。

次に、7ページの写真 をご覧ください。

国道202号、長崎市赤首町において、8月17日に路肩が崩壊し全面通行止めを行ってりましたが、山側に1車線の仮設道路を整備しまして、9月2日より、終日片側通行に切り替えたと

ころでございます。現在、地質調査や設計を進めておりまして、年内には復旧工事に着手し、早期完成を目指してまいります。

その他の通行規制箇所は、先ほどの3ページの地図をご覧ください。

県民の安全・安心の確保のために一日でも早く復旧工事等を行い、交通の確保に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

【浅岡砂防課長】 資料の8ページをご覧ください。

引き続き土砂災害被害状況について補足して説明いたします。

今回の大雨により、がけ崩れ等が63箇所発生しております。この63箇所には、道路法面の崩壊や宅地の石垣等の崩壊など、小規模ながけ崩れなども含んだ箇所数となっております。

人的被害としましては、死者3名、重傷者1名、これは雲仙市小浜町小地獄地区で発生した災害による被災でございます。この災害に関しましては、森林整備室の所管となっております。

また、家屋被害は8棟、小屋等の非家屋被害が2棟発生しております。

そのほか地すべり被害が1箇所と、松浦市高野地区において地すべり対策工事を施工中の箇所斜崩壊が発生しております。

今回の大雨で発生したがけ崩れのうち、7箇所について市町が事業主体の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を予定しております。

以上で説明を終わります。

【田坂都市政策課長】 説明資料9ページをご覧ください。盛土の緊急点検についてご説明いたします。

本年7月3日に発生した静岡県熱海市の土石流災害を受け、本県においても4年連続で特別

警報が発表されるなど、災害が頻発化し、激甚化し、土砂災害のリスクが高まる傾向にあることから、大規模な盛土造成地等を抽出のうえ、長崎県独自の緊急点検を行いました。

点検箇所として、住宅団地のように建物が建築されるなど、宅地として利用されている大規模盛土造成地790箇所のうち、土砂災害警戒区域、土石流の区域内、あるいはその上流部にある大規模盛土造成地145箇所を抽出し点検を行いました。

点検は、中核市である長崎市及び佐世保市はそれぞれの市が主体で、長崎市及び佐世保市以外は、市町の協力のもと県が主体で行いました。

県内の点検箇所145箇所のうち、県が点検した箇所は26箇所、長崎市が点検した箇所は97箇所、佐世保市が点検した箇所は22箇所であり、市町毎の箇所の内訳は10ページに記載のとおりです。

7月13日に現地点検に着手し、職員が現地で目視にて、クラック、湧水など、盛土法面等の異常の有無を確認しました。

点検結果についてですが、今回、緊急点検を行った大規模盛土造成地145箇所については、異常は見られませんでした。

なお、点検結果は、県と長崎市は8月6日に、佐世保市は8月10日に公表しております。

その後、国から盛土による災害防止に向けた総点検を行うよう要請され、現時点でお配りできる資料はございませんが、現在、土地利用規制等を所管する関係部局と連携しながら、許可、届け出資料等を基に点検対象箇所の抽出を進めているところです。

以上で盛土の緊急点検の内容につきましての説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

【中村(一)委員長】 ありがとうございます。

それでは、この件についてご質問を承りますが、一人当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め最大10分を目途にお願いしたいと存じますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、何かご質問はありませんか。

【松本委員】 それでは、質問させていただきます。

先ほどの報告では、8月11日のがけ崩れが63箇所ということでございました。4年連続大雨特別警報が出されているということで、土砂災害が近年発生している状況を確認させていただきました。

平成29年が39箇所だったのに比べ、平成30年が147箇所、令和元年が120箇所、令和2年が198箇所ということで、やはり大雨が増えているのに比例して土砂災害が実際に発生しているという状況に大変な危機感を感じている次第でございます。

やはり県民の方が一番おそれているのは、自分たちの住む区域で、いつ発生するかわからないという、そして、どこが危ないのかというのが一番気になる場所であると思います。

今回、かなりの件数、63箇所出ておりますが、県として、まず県内に土砂災害のおそれのある、いわゆる土砂災害警戒区域、これは何箇所あるのか、まずお尋ねをいたします。

【浅岡砂防課長】 土砂災害警戒区域は、地すべり、土石流、急傾斜合わせまして3万2,079箇所指定しております。

【松本委員】 3万2,079箇所ということで、とんでもない数だと思います。63箇所崩れていますが、これはあくまでも警戒区域ということで、もちろん危険度合いもそれぞれ違うと思うんで

すけれども、多くの県民の方々の住居や、また運転する道路等にその箇所が入っているということで、そして今後も、今年も大雨が降ると、さらに災害が起こる可能性がないとは言えないということだと思えます。

そこで、まず確認したいのが、この3万2,079箇所の近辺に住んでいる住民への周知がどこまでできているのかということと、今回、死者が3名出てしまいました。逃げるができなかった。突然起こることでもあります。そういったところに住民の避難行動を促すための取組等は行政側として、市町と連携してどういうことをやっているのか、お尋ねをいたします。

【浅岡砂防課長】まず、周知の方法ですけれども、土砂災害警戒区域に指定されますと、まず、県のホームページで公表します。それと、市町が避難場所や避難所を表示したハザードマップを作成して各戸に配ったり、市町のホームページで掲載したりしております。

現在、3万2,079箇所のうち、約92%の2万9,508箇所でハザードマップは作成が済みであります。

それらの周知ですけれども、避難行動を促すための取組といたしますか、これは、まず、土砂災害警戒区域を指定した時は説明会を開いてご説明します。ただし、それは指定された時だけです。もう忘れてしまふとか、意識がなくなってしまう、そういうことがあっては困るので、毎年6月を土砂災害防止月間としておりまして、その期間、いわゆる梅雨の雨が本格的になる前の時点で街頭キャンペーンとか、県の広報誌とか、県のテレビ、あるいは普通のテレビやラジオでも取材を受けたりして、事ある毎に土砂災害警戒区域の意味とか、土砂災害毎の危険性とか、恐ろしさとか、そういうのを我々が

説明しております。

新しい取組としまして、今年から避難場所となっている学校や公民館に、ちょっとした大きな看板を設置させてもらいまして、そこにハザードマップを設置して、普段から公民館や学校を使う人の目につくところにハザードマップを掲示しようという取組も行っております。

【松本委員】ここが一番大事なところだと思うんですね。やはり人も移動しますし、新しく引っ越してくる方もいらっしゃいますし、また、避難訓練というのは、あくまでも地域の自治会等の協力が要りますし、市町も要ります。あと避難するタイミング、これは気象庁から警報が出た時に、避難した方がいい場合としない方がいい場合もございますので、そういった正しい知識を地域住民の方が認識をして、理解をして、行動までいけるかというところが、ご自身の命にも関わることでありますので、3万2,079箇所もあるわけですから、ハザードマップを作った終わりではなくて、これは継続的に市町と連携して警鐘を鳴らして、ご自身で自覚を持っていただくようお願いを、まず周知を再度すると。今後も9月、10月も台風等が来る恐れもありますし、そちらに関しても再度、復旧と同時に、今、地盤が緩んでいる可能性もございますので、その辺もしっかり周知をしていただきたいと思います。ですが、実際のところ、その災害があった時に工事をして復旧をしていただきたいと思います。現状における土砂災害警戒区域の整備率はどのようになっているのかお尋ねいたします。

【浅岡砂防課長】本県の土砂災害警戒箇所の中に、要対策箇所と我々が呼んでいますけれども、いわゆるハード対策を施工する採択基準を満たす箇所というのは、今のところ6,585箇所あります。そのうち、ハード対策が済んでいるところ

が約25%しかございません。いろいろ本会議等でも質問もあるんですけども、やはり物理的に工事をしていくというのは、それなりの時間と費用がかかります。

それと、逆に言えば約6,500箇所工事ができる箇所はあるんですけども、それ以外のところは残念ながら家が1戸しかないとか、もうハード対策ができないところもございます。そういうところは、命を守るためには避難をしてもらうということで、この3万2,000箇所にハザードマップを作って、繰り返し今後も危険性、恐ろしさを説明しながら、避難していただくような取組をしていきたいと思っております。

【松本委員】25%が今進捗しているということは、残り75%は、まだ予算の関係でできていないということ。

また、私も陳情を受けましたけれども、やはり私有地であったり、1世帯しかない場合は、行政として執行ができないというかなりハードルが高い条件があるのも伺っております。

しかしながら、人命に関わることでございまして、最後に質問しますが、やはりこの予算確保を今後もどんどん進めていく必要があると思っております。来年度予算に向けて、現在の予算の状況はどのようになっているのかお尋ねします。

【浅岡砂防課長】平成30年から国土強靱化の3か年緊急対策の年度が始まっております、令和3年度からは、さらにこれが5か年加速化ということで決まっております。ちなみに、平成29年度、緊急対策が決まる前は、砂防関係事業が、ハード対策ですけども51億円、それを令和2年度、令和3年度はまだ当初予算しかついていませんので、補正がつくのでまだ決められないですけども、令和2年度は補正予算と当初予

算を合わせて約71億円の予算で、金額的には140%増やしております。それを今後も5か年加速化して、できるだけ、できるところを早くやるというようなスタンスで頑張っていきたいと思っております。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】それでは、河川課長にお尋ねしたいと思います。

河川課長、今回、令和3年8月11日からの豪雨による県の被害箇所が出ているんですが、この被害箇所が出ているところに、水位計は付けているのか付けてないのか。

それと整備計画、実施計画があるのかなのかを、まずお尋ねしたいと思います。

【松本河川課長】今回被災があった箇所全てに水位計を設置しているわけではございませんし、全て河川整備計画ができていう状況でもございません。

【山田(博)委員】では、水位計は、今回、幾つかの河川がありますね。それと、その河川の整備計画がどこどこがされているのか。その河川には水位計を付けているか付けてないか、その数がわかりますか。河川課長、わかるかわらんか、そこだけお答えください。わかるんだったらお答えください。

【松本河川課長】手元に水位観測所の一覧表があるんですけど、全てを計算しているわけじゃございませんので、数は後で報告させていただきます。

【山田(博)委員】部長、この集中審査をすることによって、私はなんでこれを言ったかということ、これはやはり災害が起きるに当たって、水位計の設置が必要だというのは認識している。今後、こういった被害が出るのがまたあるだろうから、そうすると、水位計がどこどこに

付けているか、付けてないか確認せんといかん。これが整備計画をやっぱりせんといかんと。これを見直さんといかんのか、するべきなのか、そういった時に、今の2つの実施計画、整備計画とか、水位計を置くというのは一丁目一番地みたいな、河川の水害に対して、必要不可欠なことじゃないかと思って私は質問しているんです。これを集中審査する時に、こういったことをちゃんと調査をしていただかないと、何のためにこの集中審査をしたのかわからないんです。各委員には10分しか与えられてないんだよ。そこはしっかりと反省していただいて、答えるようにしてもらいたいと思うんです。部長、いかがですか。私が言っているのをどう思いますか、見解を聞かせてください。

【奥田土木部長】ちょっと準備が足りていなかったというところにつきましては、すみません、反省しておりますし、以後見直していきたいと思っております。

今お尋ねの件ですけれども、基本的に県が管理している河川は200水系以上あるという中で、どこから優先順位をつけてやっていくのかということになりますと、大きな流域の河川は洪水予報河川、あるいはもう少し下になってくると、水位周知河川というふうに、その重要度からするとある程度ランク分けされています。

我々として、少なくともやらなければならないというところについては、我々自身としても水位計は全て予定としてはもう付けています。あとは地域の方々からぜひ付けてほしいという要望があれば、その必要性を検討して付けていくということになっていますので、現時点では、簡易的なものも含めて水位計は全て取り付け終わっていて、インターネットで閲覧できるようになっています。

今、付いていない河川は、どちらかという、もう本当に流域が小さくて、どっと増えて避難する暇もないぐらいの、そういうふうな急激に水位が上がってというふうなタイプの川になってきますので、どういうふうにそこをやっていくのか、また、その情報も出していくのかというところは、しっかり考えてやっていく必要があるかなというふうに思っております。

【山田(博)委員】じゃ、お尋ねしますけど、土木部長、今、水位計も全部付けておりますと言うから極端に危なくないですよ。この河川の被害が今回出ているじゃないですか。これを二度とこういったことがないように、じゃ、どんなするかとか、そういうことを検証しているか、してないか、そこだけお答えください。しているんだったら、担当ではどういうふうに行っているのか、聞かせていただきたいと思います。

【奥田土木部長】今般の大雨では、河川の越水、あるいは溢水による家屋等への浸水被害というものは、幸い報告は受けておりません。また、河川の施設に対しても、被害は比較的軽微なものでありましたので、そんなに大きな予算をかけずとも復旧できるのではないかと、今のところ考えております。

ただ、いずれハードを万全にしたとしても、どのような災害も防げるというものではありませんので、ハード、ソフト一体となった対策というものが必要ですし、そのことの大切さ、ハードだけでは賄いきれないんだよということも含めて、地域の住民の方々にはしっかりとお伝えして、避難の訓練ですとか。早めの備えの方をしっかりとっていただけるように自治体とも協力してやっていきたいと思っております。

【山田(博)委員】もう一つだけ河川についてお尋ねしますけれども、今回、8月11日の雨とか

なんかで、ダムの放流をしましたか。緊急放流をしているか、していないか、そこだけお答えください。

【奥田土木部長】今回は、緊急放流は行っておりません。

【山田(博)委員】緊急放流をする場合に、そういったマニュアルというのを作っているか作っていないか、そこだけお答えください。

【松本河川課長】緊急放流、いわゆるダムの場合に、異常豪雨によってサーチャージを超える場合に緊急放流という言い方に今年から変わったんですけれど、それについては要するにただし書き操作、8割の水位を超えると予測される時には、事前にマスコミ等々で皆様にお知らせするという方法を今とっております。

【山田(博)委員】マスコミ報道というか、各市町にこうなったらこうというふうに鳴らしますよと、マニュアルというのは周知しているのかしていないのか、こだけお答えください。

【松本河川課長】今回の大雨では、緊急放流をするということには至っておりませんが、これまで緊急放流する可能性がある場合には、市町、警察、消防等々に確実に報告をいたしております。

【山田(博)委員】では、マニュアルがあるのであれば、河川課長、ちょっと見せていただけませんか。よろしく願います。

それでは、道路維持課長にお尋ねします。

道路維持課長、今回の雨で道路の通行止めとありますけれども、道路が冠水して、雨で通行止めになったのがあるのかないのか、そこだけお答えください。

【馬場道路維持課長】冠水で道路の通行止めをした箇所はございます。

【山田(博)委員】その原因はどういうものだったか確認しておりますか。そこだけお答えください。しているか、していないか。

【馬場道路維持課長】具体的には、地域の排水等が道路にたまりまして、当然道路も少し低いんですけれども、そこで車が、水深30センチぐらい道路が浸かったということで通行ができなくなって通行止めになったということでございます。

【山田(博)委員】道路維持課長、今回、ここに記載してありますか、その件は。

【馬場道路維持課長】申し訳ございません。これは現時点での通行規制箇所ということで表示させていただいております。冠水につきましてはご報告しておりません。

【山田(博)委員】土木部長、これは災害で車が通れないというのはわからんでもないんですけども、雨水というか、道路がそれで通行止めとなると、何日も通れないとなるわけね、これね。こういったのは原因が何かというのを知らないといかんと思うんですよ。

そして、それをここに載せてないんだと、教えないんだと、それはどうかと思うよ。私は、実は地元でも前あったんです、10年前。その時は地元の振興局の職員が排水原因を調べて、側溝を大きくしたらいいんだなということと、そこに土砂がたまっていたから、その2つをやったら、もう二度となかったよ。

だから、基本的にそういったことを道路管理者としてやるべき。できることはやっぱりやらないと。大事なところをここに載せてないというのは、対外的には大きな点ではあるけれども、なぜこれを言うかという、大村の方である食品会社が高速道路で通行止めになったら何丁も豆腐を処分せんといかんようになったというわけですよ。これを道路建設課長が高速道路の規

制の基準とはどういったのかというのを教えていただいて、それを教えたら大変参考になったと言って喜んでおりました。これは道路建設課長、大変感謝しておりましたよ。こういった基準を参考にして、今度やるということでしたのでね。そういったきめ細かな災害対策をやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

委員長から時間ですということですので、終わります。

【小林委員】まず、このたびの静岡の熱海市におけるところの災害、これは土石流の災害で犠牲者が20名を超えるという大変な痛ましい大惨事となっております。亡くなられた方に心からご冥福をお祈り申し上げたいと思いますが、これに対して、我々長崎県としては、やはり今回の熱海の事件を他山の石として、今後の教訓として活かしていかなければならないと思います。

まず、静岡県の副知事が記者会見の中で、今回、引き起こした原因は何かと。これについては違法な、届出と異なる盛土の工事が行われ、同時に長雨の蓄積が重なって取り返しのつかない大惨事になったんだと、こういうことを記者会見で副知事が述べております。

これに対して、まずお尋ねしたいことは、違法な、届出と異なる盛土の工事とはどんな内容のことなのか、把握をされているならば、まず教えてもらいたいと思います。

【植村建設企画課長】盛土の点検につきましては、所管課が多岐にわたっておりまして、建設企画課の方で取りまとめをしておりますので、私の方から答えさせていただきます。

今回、熱海で大規模な土石流災害が起きました。その原因については、いろいろ報道等で違

法な盛土が原因ではないのか、あるいは、原因は別にあるけれども、被害を拡大させたのではないかというようなことが報道されておりますけれども、現時点では、まだ明確な原因は究明されてないということで、過日、静岡県が有識者等で構成する委員会を設置しまして、年明けまでに4回ほど議論を重ねながら原因究明に努めていくということでございます。

もし、長崎県内に同様な不適切な盛土、違法な盛土があるとすれば、長崎も非常に大雨の多い場所ですから、同様な被害が起きる可能性は否定できないだろうというふうに考えております。

先ほど、都市政策課長が緊急点検の結果を報告しましたが、その後で、国の方から盛土の総点検をやってくれという要請がきております。現在、関係各課で連携しながら、その調査対象、点検の対象箇所を抽出している作業の途中でございまして、その抽出ができましたら、様々な土地利用関係法令の許可を受けているものについては、その許可のとおり施工がなされているかどうか、そういったことも書類ですとか、現地において確認をしていくということにしておりまして、大変申し訳ございませんが、現時点においては不適切な盛土があるのかどうかということは、まだ把握できておりません。

【小林委員】今の建設企画課長のご答弁の中で、やはり可能性としてあるかもしれないという、いわゆる届出と異なる違法な工事。例えば新聞報道であるけれども、副知事は、土石流発生原因検証委員会と、こういう原因を究明するための検証委員会を設置して、あらゆる角度から原因を探し求めていると。こういう中において、例えば届出は盛土の高さは15メートルと、こう言ったにもかかわらず、一番高いところでは50

メートルを超えているとか、あるいは適切な排水の設備がないという可能性が高いと、こういうようなことを指摘しているわけでありませう。

私は、届出が15メートル、これが一番高いところで50メートルを超えていると。また、排水設備ができてないと。こういうことについて、行政サイドでチェックすることができたのではないかと、可能ではないかと、こう思うんだけど、こういうことについては、いわゆるどうという受け止め方をされますか。

【植村建設企画課長】熱海市の土石流の事例で盛土の違法性を行政が認識していたのかどうか。もし、違法性を認識していた場合、適切に対応がなされていたのかどうか、今後の調査で明らかになるものと思いますけれども、仮に違法性を認識していながら適切な対応をしていなかったということであれば、行政の監督責任も問われることになるのではないかと考えております。

現在実施中の総点検におきまして、県内の盛土が適切に行われているかどうか、確認をしていきたいと思っておりますので、もし、不適切な箇所が確認された場合は、各種法令に基づいて適切な指導を行わなければならないと考えております。

【小林委員】今回の副知事の設置した検証委員会、この中の一つの大きなテーマとしては、盛土に関する行政の対応が妥当だったのかと、こういう行政の対応が妥当だったのかと、かなりショッキングないわゆる検証テーマになっていると。大変この結論がどういうふうになるかということに対しては関心を持っているところであります。

時間がありませんので、この林地開発許可制度というのがあるけれども、今回、この熱海については林地開発許可制度に違反をしておっ

と、こういうことが明らかになってきているのではないかと思うけれども、ここの内容はどうですか。

【植村建設企画課長】報道等で林地開発許可に違反をしていたのではないかとすることは報じられておりますけれども、現時点において具体的にどういう違反があったのかというところまで詳細にはまだ把握しておりません。今後、そういった情報の把握に努めてまいりたいと思っております。

【小林委員】だから、今言うように、我々は他山の石として、今回の静岡県熱海市のこの土石流災害をやっぱり活かしていかなければならないと思います。そして、冒頭、あなたがおっしゃったように、長崎県としてもないとは言えないかもしれないと、こういうお話をされているわけです。

それで、静岡県が現地視察をした場合に、現地調査をした場合に、この林地開発の許可のそういう制度に違反しているということを明らかに指摘しているし、そういう点から考えてみても、こういう盛土のこれからの行く末というのは、行政のチェックがかなり大事だという認識を我々は新たにいたしたわけでありませうから、こういう違法な盛土等については、もっと厳しく対応せざるを得ないのではないかと思うけれども、最後に、これは部長、どういうふうに考えますか、ご見解をお願いしたいと思います。

【奥田土木部長】まず、違法なものの中には、無届けによるものもあるかもしれません。無届け、あるいは無許可によるもの、我々は今そういったものがあるのか、ないのかも含めて抽出をしておりますけれども、仮にきちんと届け出、あるいは許可の申請がなされたものについても、適切にそれが本当に施工されているのかという

ことを確実にチェックするという事は極めて大事な事だと思っていますので、行政側の体制も含めて、しっかりと見直しを含めて検討していきたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

【深堀委員】道路の件で確認をしたいと思いません。

資料の中で、3ページのところに交通規制の状況というふうに記載がされています。

個別具体的に言うと、県道の野母崎宿線とか、あと国道202号ですね、それぞれ被害を受けて、迅速な対応をされていることについては感謝を申し上げますけれども、今言った2つの路線というのは、従来から、頻繁に大雨の時に被害を受けている箇所です。

野母崎宿線については、数年前に道路が大雨で陥没をして、そこに車両が落ちるといった事故もありました。

国道202号の外海地区についても、これは農林部所管でありましたけれども、農地の崩落ということで、道路に影響もあって、家屋が数軒、もう1年以上移転をしなければいけないという事例が、まさに今継続中であったような場所です。

そこで、同じ地域で頻繁に起こるということに関して、実際に今回の8月の豪雨の時に、さっきちょっと別の委員からお話がありましたけれども、そういう災害を予見して通行止めを事前にしていたのかどうか、まず、そこを確認したいと思います。

【馬場道路維持課長】事前の通行止めはやっておりませんでした。被災を発見してから通行止めを行ったところでございます。

【深堀委員】そうですね。だから、こうやって報告を受けて、ものすごく危惧するのは、明

らかに大雨の時に被害を受ける路線というのは、多分行政の皆さんはわかっているはずですよ。

先ほど申し上げたように、大雨が、前回というか、数年前のあれは台風の時だったと思うんですけども、県道野母崎宿線のカーブの道路が水に流されて、そこに車両が落ちたんですよ、人が運転する車両が。幸い、人命に関わるような事故にはなりませんでしたが、一歩間違えば、それは本当に死亡事故になっていたんですよ。そういう危険な、危険なという言い方がちょっとどうなのか、災害が起こる可能性のあるところに、今回のような8月の大雨の時は、やっぱり通行止めをしなければいけないと思うんです。高速道路等々は通行止めになりましたよ。しかし、やはりそこは安全第一で考えたなら、そういった路線というのは皆さんが一番わかっているわけで、そこを今考えなければいけないのかなというふうに思うんですけども、その点いかがですか。

【馬場道路維持課長】委員ご指摘のとおり、大雨が降った時の事前の通行止めですけれども、我々としては、両方とも幹線道路でございますので、まずは今回の災害も踏まえて、その周辺の法面の点検、道路の点検を改めてやろうと思っているところでございます。

しかしながら、今、ご指摘の事前通行止めというのは、また、今後の課題になってくるのかなと思っていますのでございます。

【深堀委員】人命が失われてからでは遅いんですよ。それは、通行止めするということが経済活動に大きな支障、生活に支障を来すというのは、そこもよくわかります。わかるんですけど、実際、これだけ同じ路線で大雨の時に災害が発生しているわけですから、その点は勇気をもってちゃんと指定をしなければということを一つ。

それともう一つは、抜本的にこの道路の路線を何かできないのかということです。これは長期的になりますけれども、やはりこうやって、特に国道202号も海岸線沿いに切り拓いて造っている道路ですから、こういう大雨が降った時にいろんな支障が出てくるのは否めない。そういった意味では、抜本的に路線をもっと、この202号に代わるような代替道路を計画するとか、そういった抜本的なことも、これは長期的な視点ですけれども、そういうことを考えていかなければいけないのではないかと。強固なものに補修をするのか、もしくは代替道路を考えるのか。そのあたり、長期的な話なんですけれども、そういった構想というのは今持っていないんですか。

【馬場道路建設課長】 国道202号の代替道路となるような長期的な構想ということでございますが、一つ私どもで計画しております国道206号、西彼杵道路につきましては、自動車専用道路の規格の高い道路を計画しているところでございます。それが202号の将来的な代替道路となるのではないかと考えております。現在の国道とそういった別路線としての道路、この両方でそれぞれカバーしていくということが望ましい姿かなと今は思っているところで、西彼杵道路の整備を早く進めたいと思っているところでございますが、なかなか時間を要する事業では当面どうするのかというところにつきましては、現道の202号をしっかり管理をしていくということかなと考えます。

【深堀委員】 最後にしますけれども、今は早期の復旧といえますか、安全な復旧を望むものです。ただ、また来年の梅雨の時期といえますか、こういう大雨の時期に向けてどういうふうに、同じように対策を打っていくのか、事前に対応

策を検討して実施するのかというのは非常に試されることだと思うので、ぜひ今回の教訓もまた活かしながら、次につなげていただきたいということを申し上げておきます。

【中村(一)委員長】 ほかにありませんか。

【八江委員】 大雨災害対策について、前に話があったかと思えますけれども、激甚災害指定区域に申請をしようと、またお願いを国にしようということになっておりましたし、そのことについては棚橋内閣府特命担当大臣、赤羽国土交通大臣への依頼をされたのではないかと、このように思っておりますし、災害救助法の問題等も考えれば、そのようなことをしていただいて、国の支援が必要ではないかと、こう思っておりますけれども、現在、その状況はどのようになっているのでしょうか。

【松本河川課長】 激甚災害の指定につきまして、県からは直接赤羽大臣の方にはお願いはしていない状況です。

そこで、激甚災害なんですけれども、これは本激A、本激B、局激という3つのパターンがございまして、まず今回の被災規模では本激Aとか、本激Bには残念ながら該当しないと。その後、波佐見町とか東彼杵町につきましては、激甚災害、局激に該当する可能性があるということで、これは年度末にこういう指定になりましたというのが国の方からなされるような運びになろうかと思っています。

【八江委員】 いろんな条件はあると思えますけれども、他県に比べて長崎県が特別というようなこともないかわかりませんが、いろんな制度の中で活かせるものが出てくるんじゃないかと。今、話もありましたように、そういったものを含めて国には十分要望活動をしっかりやっていくことと、被害の届け出等によって

も変わってくると思いますので、対応方を特にお願いしたいと思っておりますけれども、いま一度波佐見とか何とかという話ですが、細かく分けて指定がされるわけですか。もう一度確認したいと思います。

【松本河川課長】 今回の災害の規模からして、市町村のいろいろな経済規模からしますと、波佐見町と東彼杵町が該当する可能性があるということでございます。これにつきましては、年度末に国の方から激甚災害に指定されたということで報告があるというふうに認識いたしております。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ほかに質問がありませんので、大雨災害関係及び盛土の点検に関する質疑は、これで終結します。

ここで3時50分まで休憩いたします。

午後 3時38分 休憩

午後 3時49分 再開

【中村(一)委員長】 会議を再開いたします。

先ほどの答弁の中で、訂正したい旨の発言の申し出がありますので、許可します。

【田坂都市政策課長】 先ほどの第116号議案、条例改正議案の質疑で、深堀委員の質問に対する答弁で、市街化調整区域外では災害レッドゾーンが個別規制の対象となるというようなお話を差し上げた時に、災害イエローゾーンも含まれるようなお答えになっていたかと思えます。正確には、災害イエローゾーンについては個別法の規制はかかりませんので、お詫びを申し上げて答弁を修正させていただきます。申し訳ありませんでした。

【松本河川課長】 先ほど、山田(博)委員の方が

らご質問がございました、今回、県管理河川17河川のうちに、水位計は何箇所設置していたのかというご質問でございますけれども、17河川のうち15河川は水位計を設置いたしております。

それともう一点、河川法の手続きでございますけれども、河川法が改正になったのが平成9年でございます。誠に申し訳ございませんでした。

【中村(一)委員長】 これより、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方で質問はありませんか。

【坂口委員】 2点通告しております。

まず、有明海沿岸道路構想についてから伺ってまいります。

この有明海沿岸道路構想で想定されている区間というのが、先ほど質問させていただいた207号線の高来町金崎から高来町の少しの部分と、あと小長井地域から県境までと、本県においてはその区間が想定されているのかなというふうに考えます。

今般、諫早市の小長井地域が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法で認定を受けまして、市の方では10年計画に基づいて、この9月議会からいろんな支援策が図られているようであります。

ただ、1市5町が諫早市は合併しておりますが、小長井町のみ旧諫早市に隣接してないと。高来町を挟んでの小長井町となりますので、やはり地理的に、物理的に遠いと、距離があるということになりまして、いろんな振興策がありますけれども、やはり道路、アクセス事情がネックになっているという指摘が地元からございます。

この有明海沿岸道路構想については、6月議会でも一般質問で取り上げさせていただいて、

新たな構想路線として認定を受けたということでありませけれども、今後、どのような感じで構想実現に向けて事業が進捗をしていくのか。

それから、地元にも期成会等々あります。期成会以外にも地元の促進団体が幾つかあるようですけれども、これらの活動についてもコロナ禍の状況で活動の進展が見えないような状況になっておりますが、そのあたりの状況も含めて現状を少し教えていただければと思います。

【馬場道路建設課長】有明沿岸道路構想についてのご質問でございます。有明沿岸道路につきましては、全国的な広域道路ネットワークの見直しの中で、本県におきましても今年6月に新たな広域道路交通計画を策定しまして、佐賀県との連携のもと、当区間を高規格道路の構想路線という形に位置づけたところでございます。

地元期成会の取組状況としては、従来から勉強会等を開催されておきまして、今年は少しコロナの影響もありまして、2回ほどリモートで勉強会を開催したところであります。引き続き、こういった勉強会に、我々県としても参加しながら、整備の必要性など議論を行っていきたくと考えているところでございます。

実現に向けて地元の取組ということでございますけれども、まずは鹿島から諫早間の沿線地域におきまして、産業活動や観光振興など、今後、地域活性化を図っていくうえで地元が抱えている課題について把握、整理といったものをしっかりしていただく必要があるのかなと。そのうえで当該路線の必要性、あるいは使われ方といったところ、効果といったところをしっかりと検討していく必要があるのかなと思っております。

一方で、地元沿線におきましては、地域の皆様方がこの道路の必要性といったところについ

てしっかりアピールをしていくことも重要なことかなと考えているところでございます。

【坂口委員】地元の取組というか、今後の課題等も含めてについてはお答えいただきましたけれども、質問の前段、県としてこの件について今後どのように取り組んでいくのかということをお答えいただいでよろしいでしょうか。

【馬場道路建設課長】先ほど新たな広域ネットワークの中で、広域道路交通計画の中で構想路線という形になったということでございますので、今後、我々もここにどういった道路が必要になるかといったところについて、必要な検討を地域とともにやっていくということでございますので、地元期成会の皆様の勉強と一緒に我々も取り組んでいく必要があるかと考えております。

【坂口委員】また、追々伺っていきたく思います。

次、河川改修及び浚渫について（諫早市東部地域）ということ伺います。

諫早市東部地域は、ここでは諫早市の長田町、高来町、小長井町を想定しておりますが、この区域、11水系、13河川ですか、県の管理河川がでございます。ほかの地域と比べてもかなり河川が多い地域じゃないかなと思いますけれども、当然ながら、地元の方からも河川の改修であったり浚渫の要望がかなり多く出ておりますが、まず、そのあたりの対応について、どのように今後取り組んでいかれる予定か伺います。

【松本河川課長】今、委員からご質問がございました諫早東部地域には、長里川ほか13河川を今県の方では管理いたしております。

河川内に堆積している土砂の掘削については、ご存じでしょうけれど、令和2年度に創設された緊急浚渫推進費を活用し、昨年度は3河川、

1,600万円で浚渫を実施し、今年度は6河川、9,600万円を予定しているところでございます。

今後も、現地の堆積状況を確認しながら、必要な予算を確保し、県管理河川の適切な維持管理に努めたいと考えております。

【坂口委員】先ほどから議論になっていた、河川の整備基本計画とか、整備計画ですか、これに基づいて河川の改修等は行っていますよというご答弁だったと思いますけれども、この国土強靱化の関連の有利な財源措置というのが5年間ということで、今年度と来年度の整備基本計画であったり、整備計画であったりの予定河川というのが先ほど課長の答弁でありましたけれども、諫早市東部地域の河川が一つも入ってなかったのも、ものすごく心配になって質問しているんですが、5年間という有利な財源措置の期間の中で、今後、新たに整備基本計画とか、整備計画を策定して、この5年間という期間の中で今後新たに取り組む場合、まず間に合うのか。その期間内で間に合うのかどうか、その点だけ伺いたいと思います。

【松本河川課長】今、委員ご指摘がございました河川整備方針、河川整備計画にのっとってやる事業というのは、先ほど言いましたような単独の推進費を使うのではなくて、国の補助事業で実施する場合にはそういうふうな基本計画を策定して、それにのっとってやるというふうな計画にいたしておりますが、現在、諫早の東部地区では、そういう改修の要望というのはございませんので、今のところ、そういう計画はないというのが現状でございます。

【坂口委員】この東部地域、そもそも国の補助事業ですか、よく費用対効果を言われますので、そもそもがそれにのっとってできるような箇所でもないのかなと思いますので、今後、いろい

ろ要望はあるかと思っておりますので、有利な財源措置があるうちに、できるだけの事業をお願いしたいと思っておりますので、その点を要望して終わりたいと思います。

【馬場道路建設課長】先ほど、坂口委員のご質問の中で、有明沿岸道路を高規格道路の構想路線という言い方をしてしまいましたけれども、正確には長崎県新広域道路交通計画の中で構想路線と位置づけたということでございます。お詫びして訂正させていただきます。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【中島(廣)委員】石木ダムについてお尋ねをしたいと思っております。

今回、反対者との話し合い、これ本当に期待をしていたんですけれども、なかなか条件が合わなかったというようなことで話し合いができませんでした。非常に残念です。

ただ、今回の8月の大雨で、新聞に載ってましたね、控訴審の再審査をお願いするというようなことですが、本当に、確かに大雨の中で洪水は起きませんでした。しかし、石木川、石木小学校から上はかなりの災害を受けているんですね、被害を。私も現場を見に行きましたけれども、町道が崩壊して通行止めになったり、あるいは古賀建設とか、マユミの事務所の下がえぐられるとか、そういう災害が起きているんですね。その時、ちょうど私が行ったんですけれども、反対者の方もちょうど私が行った時に、歩いてみえていました。こういうものを見て、反対者の方は本当にダムが必要だなと思ってくれんかなと、マユミの会長さんとか、古賀さんとも話をしてきたんですけれども、なかなかその後こういうふうにして再審査をやってくれというようなことが出ています。これに対してどういう、新聞には、所によっては違

うんだという県の見解ですけれども、これについてどのように考えておいでになるのか、お聞かせを願いたいと思います。

【松本河川課長】今、委員の質問がございましたけれども、石木ダムを計画しているのは100年に1回の雨、これを具体的に言いますと24時間で400ミリ、それと3時間で203ミリ、これを計画に対象といたしております。

今回、知事も定例記者会見の方でご説明されたかと思うんですけれども、確かに24時間で400ミリは超えたんですけれども、あとの雨の降り方というのが、だらだらしたような降り方で、時間的にぼんと立つような雨の降り方ではなかったもので、今回たまたま、幸いにして災害が起きなかったと、大きな災害は起きなかったと。

しかしながら、今委員言われましたように、マユミ碎石の事務所の裏は、大規模に河川の護岸が決壊いたしましたし、石木川の下流の方でも護岸が壊れました。それと、ダムの水没の予定地でございますけれども、普通河川も護岸がかなり壊れまして通行止めになっているような状況でございます。本当にいつ災害が起きてもおかしくないということで、早期に石木ダムを完成したいというのが我々の考えでございますけれども、今回、残念ながら反対者の方々と支援者が福岡高裁の方に、10月21日が判決の予定でしたけれど、口頭弁論の再開ということも、また残念ながら求められました。

しかしながら、裁判の対応につきましては、今後、裁判所がどのような対応をとられるのか、我々もまだわかりませんので、それについては今後、裁判所の対応を見て対応できればと考えております。

【中島(廣)委員】今度の大雨で川棚港が満潮だったら、満潮時は駅の前とか、新町の方は浸か

るんですよ。ですから、たまたま満潮に遭わなかったからいいでしょうけど、山道から来たら、ちょうどレストランまゆみさん、そして向こう側の新町の方、これは浸かるんですね。ですから、やはり石木ダムは私は必要だと思う。

それと、今回は条件が合わなかったから話し合いはできなかったと言うけど、どういう条件なら、県は話し合いをする時、その日は中断しますよと。反対派はどういう条件を言うんですか。

【松本河川課長】反対派の方々は、とにかく工事を中断してから話し合いに臨みなさいと。話し合いの間はずっと工事を中断しておけばいいじゃないかと、そういうふうな話もされているような状況で、なかなか石木ダムというのは、先ほどから申していますように、早期に完成させなければいけないダムであると。それで長期的に工事を中断するということは、我々としてもできないということで、なかなか折り合いがついていない状況です。

【中島(廣)委員】反対者の方が話し合いをする時に言われることは、もうずっと一緒なんですね。今課長が言ったように、中断をしてくれと、全てを。再度、条件が整えば話し合いをしますと言うけれども、やるにしても全く一緒のことをまた言われると思うんですよ。全ての工事を中断してくれと。

それと、今、向かって木場の方に、上に向かって右岸の方を本体工事の掘削をやっていきますね。左岸の方は反対派が今座り込みをしておいでになりますね、反対小屋の高台のところ。ですから、左岸側の本体工事にかかる時、これは大体いつ頃かかる予定ですか。

【松本河川課長】今、委員が言われた上流側を見ますと左側ですね、そこについては今回も一

部伐採を行ったところでございますけれども、なかなか施工上の状況がございまして伐採できなかったんですけれども、まず、今後も、今言われたような大きい木がいっぱいありますので、その木の伐採、それと向かって右岸側の掘削工事、これをとにかく早く終わらせたいというふうに県としては考えている状況です。

【中島(廣)委員】やる時に反対派がかなりの抵抗があると私は思うんですね。ですから、そこから辺をどういうふうにやっていくかが、とにかく話し合いをやらうと言っても条件が合わないわけですから、必ず同じことを繰り返して、全部工事をストップすると、そうでなければ話し合いに応じないというのが反対派の方々の条件ですから、これは令和7年に完成予定ですので、ある程度は反対があってもやっていかなければだめだと思うんです。だから、しっかりと令和7年度に向けて工事を進めていただきたいと思っておりますので、決意を。

【松本河川課長】石木ダムにつきましては、今、完成予定を令和7年度末といたしておりますので、ぜひ工程に沿って進めていけるよう、また工事につきましては、安全に最大限配慮しながら事業を進めたいと考えております。

【中島(廣)委員】東彼杵道路ですが、先ほど陳情書の中で山田(博)委員がかなり質問されて、ほとんど答弁は一緒だろうと思っております。

ただ、I Rが現実味を帯びているんですから、やはり先般の一般質問では海上輸送で大村からハウステンボスまで250人乗りを20往復、これは5,000人ですよ。800万人の来場者を予定していれば、大体1日に2万2,000人ぐらいですね。あとは鉄道か陸路なんですよ。

そうなりますと、やはり道路整備。鉄道で来られても、新幹線は武雄～長崎までしか行かん

わけですから。九州管内は恐らく車で、陸路でおいでになるだろうと思うし、そうなりますと、やはり道路が必要なんです。これは東彼杵道路も絶対やらなければいかん。しかし、あとの幹線道路もこれはしっかりと整備をしておかなければ。本当にI Rは現実的だと思いますよ。現実味を帯びていますので。ぜひ、東彼杵道路、そして幹線道路、これはしっかりと整備をしていただきたいと思っておりますので、よろしく。ご答弁を。

【馬場道路建設課長】東彼杵道路につきましては、人流・物流の拠点である長崎空港、あるいは県北地域との連絡、ハウステンボスをはじめとした県内の観光地への周遊性、さらにはI Rへのアクセス改善においても非常に重要な路線であると認識をしておるところでございます。

そのため、今年6月に策定いたしました長崎県新広域道路交通計画におきましては、この東彼杵道路についても高規格道路という位置づけをしまして、島原道路や西彼杵道路といったものと同じ位置づけで今後重点的に取り組んでいく道路というふうに位置づけをしているところでございます。

これらの取組としては、先ほど申し上げましたように計画段階評価を国の方で進めていただいているというようなことでございます。

我々も国と、あるいは関係市町と連携してしっかり取り組んでいきたいと思っております。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【赤木委員】では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、はじめに、ナガサキ・アーバン・ルネッサンス構想後の景観と利用のあり方についてお尋ねいたします。

先日的一般質問で「ナガサキ・アーバン・ル

ネッサンス2001構想」についてご答弁をいただきありがとうございます。

水辺の森公園を題材にさせていただいて、愛着と誇りが持てる施設になったと自負しているところとご答弁をいただきました。私も思いを同じくしているところです。

しかし、構想は平成18年に報告書がまとめられ、役割を終えております。それを引き継ぐような形で「環長崎港地域アーバンデザインシステム」が立ち上がって、何か新しく建設や大幅な改修が必要な場合、そのアーバンシステムによって景観にも配慮した形で、一体感を維持していただいていると、私自身認識をしているところであります。

水辺の森も、できた当初から、県民の皆様も使い方が変わってきているなど私も思っております。多様化もしてきているなど思っております。

まちも生きておりますし、当初できたこと、考えてきたことから変わっていくと、使い方もどんどん変わっていくものも考えなければならぬなど思っているところでありますが、景観の面、例えば停泊している船も少しずつ景観に合わせた船を停泊、利用させていくとか、促していくこともあっていいのではないかと私は考えているんですが、管轄は難しいんですけれども、整備をするという面で、県はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

【平岡港湾課長】長崎港の水辺の森周辺の船の係船とか、恐らくそういうお話だと理解しております。

まず、船というのは、施設配置をする場合におきましては、長崎港を利用されております既存の航路事業者の方、海事事業者の方との調整が必要だと考えております。このため、委員が

おっしゃったのは恐らくヨットとか、そういう船だと思えるんですけれども、そういう愛好家の方の意見と併せまして、海事関係者のご意見もしっかりと聞いていきたいと考えているところでございます。

【赤木委員】アーバンデザインシステムは、これから新しく何かしようとした時には発動するんですけど、既存の、今、造られているものに対して、景観の面に対しても、そこはもうあまり意見ができるような仕組みはではなくて、今後、船の配置を変えるのであれば、利用計画を変えていくしかないんじゃないかという答弁でもあったと私は認識しているところでもあります。

県は、ブルーツーリズムを推進しております、釣りとか、ヨットの利用とかも含めてですけれども。

ミズベリングといいまして、国土交通省も入りながら、ミズベリングというのは水辺を愛する人が主体的に関わり、水辺とまちが一体となった景観、賑わい、新しい水辺と社会の関係を生み出すムーブメントを起こしていく活動となっております。

出島ワープの前に、先ほど答弁にもありましたヨットや小型クルーズ船が停泊しております。もちろん、景観としてもものすごくマッチしているのですが、利用の実態として、遠方にお住いの方がそこに停泊をしておいて、実際年に1回ぐらいしか動かしに来ないと、そういう実態も伺います。

本来、長崎の港というものは、多くの船が行き交う姿、親水性をもって水辺と触れ合う、ヨットも身近に感じる場であってほしいなど私自身は感じているんですけれども、課題認識、課題改善について、県はどのように取り組んでい

くのか。さっきの答弁になるかもしれませんが、改めてお尋ねをいたします。

【平岡港湾課長】今、委員からお話ございましたけれども、出島ハーバーの前面に止めておりますヨット等の活用につきましては、委員おっしゃるように、遠方の方が来られて月に1回、あるいは2回とか、年に数回とか、そういう利用をされている方も多くいらっしゃるというふうには聞いております。

利用の実態といいますと、指定管理者の方でそこらを把握していただいております。今、長崎港におきましては、委員からお話がありました長崎出島ハーバーと福田の長崎サンセットマリーナと2つございます。そういうところで新たな施設を計画するための必要性の要請とか、そういうものがまず必要になってくるのかなと考えております。

それと、先ほど申しましたように、港内の海事関係者の皆さん、そこの調整がやはり必要だと考えているところでございます。

【赤木委員】 答弁ありがとうございます。

この水辺の森公園の話から始まったんですけれども、利用の仕方というのは県民の皆さんが考えていくのかなと思っております、どういう使い方ができるのかなと。

ただ、その環境というものは、県がある程度整えて、利用しやすい空間、環境を整えていただきたいと思います。私はまだまだ、ミズベリングの話もしましたけれども、そういう長崎のポテンシャルはものすごく高いものがあると思っております。

それこそヨットに関しても、先日ヨットに乗ったんですけれども、私はもっとヨットに乗りたいなど。水辺から、それこそ海から見る長崎の姿というものに様々な可能性を感じましたし、

今までそういう機会はなかったんですけれども、乗ってみて、もっともっと乗れるような仕組みをつくりたいなど私自身考えました。なので、もう長崎のあるべき姿でも、ナガサキ・アーバン・ルネッサンス構想、水辺のあり方、港のあり方というものを考えて今に引き継ぐものもあると思っておりますので、何か大きな計画で今後の方向性をしっかりと県も考えていただいて、どういう利用の仕方があるのかとか、どうしたら県民の皆さんがもっと親水性をもって港に来ていただけるのかというのを考えていただきたいと思います。ここは要望させていただきます。私自身これからも様々な意見を申し上げさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。臨港道路畝刈時津線についてということで、もう何回も、毎度のことで大変恐縮ではございますが、質問させていただきます。

西彼杵道路の建設はもちろん始まっているんですけれども、出口あたり、それこそ臨港道路畝刈時津線と接続する部分も工事がもう道路からも見えるような状況になってきました。いよいよ完成が近づいてきているのかなと見てとれるところでもあります。

もうずっと言い続けているんですけれども、私が求めているのは、臨港道路畝刈時津線において車の渋滞が常態化しております。それこそ今工事が行われているところ、近くまで井手園交差点から渋滞してきていると。もう既にキャパオーバーのことを改善しなければならないと私はずっと言い続けているんですね。

改めて、私も今まで要望とかさせていただいておりましたけれども、現状の認識、今確かにキャパオーバーなんですというか、そういう現

状認識についてお尋ねをいたします。

【馬場道路建設課長】臨港道路畝刈時津線と国道206号の交差するところが井手園交差点ということになっております。現状としては、渋滞状況にあるということ認識しております、そういった状況を踏まえながら、現在、交差点の改良を行っているところでございます。

【赤木委員】前回、要望にとどめておいたんですけれども、具体的に道筋をつけたいなと考えています。

現状、渋滞というか、車の待機で例えますと、井手園交差点において、それは臨港道路畝刈時津線ですよ、井手園交差点において直進・左折が混んでいるんですね。今回、造ろうとしているのは、今1レーンだった右折を2つにしよう、右折を2レーンにしようというのが今の方針であります。

現状、私も何度も通るんですけれども、右折での待機を例えば1とした場合、直進・左折は5から6と、5倍、6倍ぐらい、直進・左折レーンの方が圧倒的に現状使われていると。メートルで言うと、大体300メートルぐらい渋滞の時はつながっている状況であるんです。

そこに、今回の西彼杵道路側からの流入を考えた時に、さらに渋滞することは容易に考えられるんです。なので、完成した時にどうなっているんだというのが絶対言われると。私自身は利用者でもあり、三重地区や外海の方が利用される道路でもあります。水産業の方だけが使っている道路ではありませんので、今後もどういうふうに入流されるのを逃がしていくのかということを考えておかなければならないと思っておりますけれども、そこをどうお考えでしょうか。

【馬場道路建設課長】現状の渋滞状況を踏まえ

たうえで改良計画を行っているというところで、また、このうえで時津工区の供用で交通の流れが大きく変わると考えているところでございます。

現在、井手園交差点につきましては、機能を現状よりも強化させるということで渋滞緩和が図られるものと考えておまして、具体的には井手園交差点の交通の流れの変化につきましては、国道206号から時津工区への交通転換によりまして、時津町側の国道206号の交通量が減少し、長崎市側の国道206号と臨港道路を利用する流れの交通量が増加することが想定されると。そういったことから、渋滞緩和策として国道206号の長崎側の左折帯と臨港道路の右折帯の増設等を行っているところでございます。

臨港道路の直進・左折車両につきましては、時津工区の供用によりまして、左折車両の減少が一定見込まれることや、国道206号の時津側の交通量が減少すること、また、長崎市側の左折帯を増設することで国道206号の信号の青時間の割合を少なくすることが可能になり、臨港道路と川平有料道路の信号の青時間の割合を多くすることが可能になるのではないかとといったところから、円滑化が図られるのではないかとという考えを持っております。

ただ、これはあくまでも想定したところでございますので、当然関係機関、交通管理者である県警とも連携をしながら対応していくことになると考えます。

【赤木委員】信号の操作によって渋滞がなくなればいいなと、本当に住民としても思います。私は、今既に臨港道路を使っている方々に対してどういう説明ができるのか常に考えているんですよ。今の答弁も一つの説明だとは思いますが、やはり全体として、それは時津の皆さん

とか、全体としては改善する、西彼杵道路はすばらしい道路だと思っているんですけど、今、臨港道路を利用されている方々にとって、私はまだ負担感を増してしまうと現時点では考えざるを得ないなと思っているんですね。

具体的な対策の一つとして、今、信号のこともありましたけれども、やはり南北幹線道路を、そちらから造るということを完成時に示していただくと、そういうことが一つの提案というか、ここまで何年間我慢してもらえればさらによくなりますということに住民の方、三重地区、外海の方にも言うことができれば一定理解もできるかなと私自身は考えるんですけども、いかがでしょうか。

【馬場道路建設課長】この井手園交差点をはじめ、長崎市内の渋滞解消に寄与するであろう長崎南北幹線道路の整備につきましては、来年度の事業化を目指して、現在、都市計画決定の手続を進めているところでございます。

全体、延長計画が長くありまして、新規事業化をまず勝ち取ったうえで、どこから整備するといったことは、その後の検討課題かなと思っております。委員の意見を踏まえながら、我々もしっかり検討していきたいと思っております。

【赤木委員】ぜひ踏まえて取り組んでいただければありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

【八江委員】答えは難しい答えかもわかりませんが、国、県が幹線道路計画などを進めているし、また、その完成をいつか、いつかと待っているのは県民でもあると、このように思います。

そうした時に、長崎県の中では、例えば西九

州道路の松浦、平戸口、あるいは佐世保などが早く開通できないかとか、あるいは西彼杵道路が早岐から時津までいつできるのかとか、島原道路がどうなのかとか、国道、あるいは直轄も含めていろんなものがあるし、また、国道を管理している県としての100号以上の3桁の国道がたくさんあります。我々のところは207号とか、251号とか、それぞれあります。これもたくさん、あそこをしる、ここをしるという、言えば政治路線、あるいは市町村路線、あるいは県、国の計画している路線がたくさんあります。それがなかなか完成度が見えにくいと。一生懸命努力はお互い、政治も県も市町村もそれぞれ努力はしておるものの、目標がなかなか見えにくいと。いつゴールになるのか、いつ完成するのか、そのあたりが我々地元にとっても、正直言って「あれはいつできるとですか。いつ完成するんですか」とか、それが日常的に話が出ていることも事実です。そのことを考えると、やっぱりそこには大きな目標をもう少し明確に、いつ頃できますよとか、いつを目標にしていますよというのが、県としても県民にある程度明らかにしておくべきじゃないかと思ったりしております。

それは国の予算の都合とか、いろんな設計上の問題とか、地元の対応の問題とか、いろいろあることは事実です。しかしながら、目標がなければうまくそこを通過できない状況になりますので、そのことを一概にこうしてくださいというような答えが出にくいと思って、答えは難しいかもわかりませんがと申し上げたわけです。しかしながら、例えば長崎高速道路が、今芒塚から出島道路まで造ってもらっておりますけれども、これはいつ完成するのと言え、いつというのはなかなか出てこない。前の報道に

あったのは3月までにできるという話は聞いておりますし、あるいは諫早の外環状線が長野までできますか、これは3月までにできますよと。できますけれども、しかし、延びますよとか、いろいろあるわけですね。

先ほど話があった有明沿岸道路の件でも、構想路線から計画路線等に進んでいかにやいかんですけれども、これも大きな目標があるわけです。我々は高速道路という端的な話ですけれども、これは佐賀の新幹線対策の一翼を担っていると思って我々は盛んに有明沿岸道路を早く造ってください、そこをしてくださいと、こう言っております。先ほど坂口委員からも話が出ていたように、小長井は過疎地域になったし、それも活性化を図っていかないといかんということはわかりますけれども、そうなるとやっぱり土木部の道路関係としては、この道路はいつ頃だということもある程度明記するべきじゃないかと。そして、それに向かって県民一体となって努力する、目標を立てておくことが必要かと思えますけれども、その考え方についてはどのように考えておられるのかということと、私が申し上げたことについて、どのように考えられるのか、お答えいただきたいと思えます。

【馬場道路建設課長】道路整備を計画的に進めていくということは、非常に重要なことと考えておりまして、企業誘致であったり民間投資であったり、そういった投資の促進になろうかと考えるところでございます。

そういった時に主要プロジェクトについては完成時期等をできるだけしっかり示して事業を進めていくというようなことが必要かと考えているところでございます。

先ほど、委員からお話いただいたように、島原道路の長野～栗面間につきましては、今年

度完成を目指して、今しっかり工程管理を行っているところでございます。

また、九州横断自動車道の4車線化といったところも、今年度内に4車線化できるというようなことをお聞きしているところでございますし、また国の方で進めていただいている大きな事業についても、できるだけいつになりますかということをお聞きはしているところでございますけれども、現在のところ、なかなか公表までは至っていないんですけれども、事業の進捗を見ながら我々もしっかり予算を確保していただけるようにしていくことが一番の早道なのかなと思っているところでございますので、しっかり予算の確保について取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【八江委員】やっぱり大きな路線等については、しっかり目標を立てて、そして目標に向かって、例えば県民一緒になってやっていくという姿勢は持っておかないといかんのじゃないか。その部門、部門では、わかってはおられても発表できないという部門もあるかもわかりません。あるかもわからんけれども、それは県民の大きな願いでもあるし、また目標でもある。そうしたら、それに併せていろんな事業というものが展開されてくるわけですよ。ここができれば、あれもしよう、これもしよう地域活性化とまちづくりが大きく見えてくるというか、進出企業についてもですね。だから、私はそういうのが見えるようなことにある程度舵を切っていたきたいという強い思いを持って申し上げているわけです。短縮したとかというのは、あんまり例はないと思えます。延長、延長だと思えます。

先ほど午前中に申し上げた本明川ダムの場合には、8年も、もう桁違いに延びるんです。8か月延びるんじゃない、8年間です。一昔を通り越

して、もうその住んでいる人たちが、俺たちが生きている時はできんとたいと言われるぐらい延びたりすることもあるから、やっぱりもう少し表現をしておけば、そこまで延ばされないなど、こうせにゃいかんなどという努力がそこに出てくると思うんです。それを私は申し上げたかったものですから、どこのことということではないんですけれども、もう少し道路計画については目標設定をして、官民一体となって努力する、その姿勢が必要じゃないかと思っております。

私も思うとおりにいくとは思っておりませんが、私でも、思いどおりいかないのは世の常でありますから、必ずしもそうじゃないと言われれば困るけれども、しっかり目標を立ててやっていただきたい。これはもう道路だけじゃなくて、河川のことだって一緒だと思います。それをもう一度強く申し上げておきたいけれども、土木部長はこの責任者でありますから、こういう考え方にどのように反応されるのか、確認したいと思っておりますけれども、いかがですか。

【奥田土木部長】主要なプロジェクトにつきましては、きちんと供用の目標をなるべく示していきたいと思っております。それによって産業の誘致、あるいは民間の新たな投資等も呼び込める可能性が高まります。こういったことは人口減少対策を課題とする我が県にとっても非常に重要なことだと思っておりますので、いま一度主要なプロジェクトについてどうかというふうなところはしっかりと見直していきたいと思っておりますし、その進捗に関して県民の皆様にしっかり見える化も図っていきたいと思っております。

【八江委員】先ほど申し上げた中で、有明沿岸道路の件は佐賀県対策と、ここで言えばあんまりよろしくないことはあるかもしれないけれど

も、我々にとってみれば新幹線の延伸問題に大きな影響があると、こう思って、それを早くしてくださいという地元の要望も、佐賀県の要望もあっております。一緒にやりましょうという話も聞いているから、あえて何回となく申し上げているところでありますので、その辺といろんなまちづくりの中の関係するものでありますから、よろしくご検討いただきますよう、また推進いただきますようお願いして終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

【山田(博)委員】それでは、通告に従いまして幾つか質問させていただきたいと思うんですが、先ほど大雨災害及び盛土関係の集中審査をした時に、公営住宅の件で漏れていたもので、それをまず説明いただけますか。

【高屋住宅課長】県営住宅が全県下で85団地ございますけれども、そのうち洪水浸水想定区域に入っている団地が9団地、土砂災害区域に入っている団地が21団地、両方またがっているものが1団地あるということでございます。

【山田(博)委員】土木部長、これはショッキングなことであったんだけれども、今回、住宅課長にお聞きしたら、これは初めて公表すると言われましたけれども、一般の住民の人たちについて説明して、どのように対応策をするというのは説明するのか、スケジュールを説明いただけますか。持っていますか。持っているんだしたら、住宅課長、お答えいただけますか。

【高屋住宅課長】県営住宅につきましては、現在、長寿命化計画の見直しを行っておりまして、その中で各団地毎の対応等含めて、今、精査をしているところでございます。今年度中には策定を終えるようにしておりますので、その中で検討してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】 けど、これはそもそも、こういう状況であるというのはその団地に住んでいる方にお知らせしているんですか、してないんですか。そこはどうですか。

【高屋住宅課長】 個別にはお知らせはしておりません。

【山田(博)委員】 その辺は、やっぱりしないといかんと思うよ。危険だということを行政側はわかっておきながら、それをお知らせしてないんだと。国から通知がきて調べなさいと言って、住んでいる人にお知らせしてないというのは、いかななものかと思うよ。参事監、どう思うね。

【坂田土木部参事監】 先ほどお話をさせていただいた団地の数については、国から依頼があって調べたわけではないというふうに私は聞いておりますけれども、いずれにしましても、実際に危険なエリアに住んでいるということについては、しかるべきタイミングで、委員がおっしゃられているとおり早めにお知らせしながら、どのように考えていくかということを経民にもうまく伝えていくというのは重要なことではないかと考えております。

【山田(博)委員】 参事監、それは令和3年2月11日の読売新聞にも掲載しているんだよ。この中には、「長崎県は、本紙の調査をきっかけに県内の洪水浸水想定区域内に立地する県営住宅の状況を把握した」というんだよ。あなたたちはこういった実情をちゃんとわかっておきながら、参事監、しっかり勉強せんとだめだよ。深く反省しなさい。

いずれにしても、部長、こういった住宅の関係は速やかに報告してお知らせしないと、住民の方も県営住宅は安全・安心だと思っていたけれども、そういった状況にあるということを経民の想定区域内でもあるわけだから、部長、し

っかりとそこは周知を速やかにやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

【奥田土木部長】 しっかり周知をするということも大切ですし、それに向けて、またスケジューリングをやっていきたいと思いますが、併せて避難の訓練ですとか、あるいはそこにお住いの方がどういう支援が必要な方がお住いなのか、そういったところをしっかりと把握しながらやっていくことが大事だと思っていますので、検討していきたいと思います。

【山田(博)委員】 そうですね。今の答弁は百点満点です。おっしゃるとおりです。ぜひやっていただきたいと思っております。

続きまして、石木ダム建設事業についてお尋ねしたいんですが、私、部長ね、石木ダムのことに関しては知事の手紙があったとか何とかというのは、全部新聞でしか知らないんですよ。確かに中島(廣)委員が中心に一生懸命やっているというのはわかるんだけど、この委員会でも委員の皆さん方に、状況はどうなんですかということを周知してもらいたいんです。

諫早湾干拓は、議会も巻き込んで一生懸命推進していたんだよ。何か石木ダムに関しては、行政が一生懸命やっているようで、確かにこれはいろんな課題を解決せんといかんというのはあると思うんですよ。あなたが一人で抱えずに、議員の皆さん方のいろんな知恵とか経験を活かして、お知恵を拝借しながら推進するという方法もあるんじゃないかと思うんですよ。どうですか。私は、石木ダムの事業は、県が必要であれば、随時こういった状況ですと説明しながら、いろんなご意見、ご要望なり、知見をいただくというのも必要じゃないかと思うんですよ。それはいかがですか、部長。

【奥田土木部長】 これまで節目節目では情報の

提供というものをさせていただいておりました。どういう時かということですが、例えば記者発表をするタイミング、あるいは知事のコメントを発表するタイミング、その前には委員会の皆様にこれまでもお知らせをしてきていたというふうに承知しておりますし、今後もそこはしっかりとやらせていただきたいと思いますのですが、一つひとつの取材対応、マスコミの方から時折取材がありますけれども、そういったものをあらかじめ皆様に情報提供するというのは、なかなかタイミング等もはかりづらい部分もありまして、そのあたりができていないというところは承知しておりますが、少なくとも、我々から積極的に何か情報を出していくというタイミングには、あらかじめ情報提供させていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 土木部長、I Rとか何かというのは、ファクスとかなんかでこういう状況ですと逐一報告しているわけですよ。諫早湾干拓だって、ファクスはどんどんきたりしていたからね。そういうふうに情報を共有するうえでも、そういったことをやりながら、それをさせていただきたいと思うんですが、どうですか、部長、節目節目にやっているんでしょうけれども、何か距離感を感じるから言っているわけです。そういったことを踏まえてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、箕島大橋の自然災害対応状況と事故多発の交差点の取組状況について事前通告しているのをお答えいただきたいと思います。

【馬場道路維持課長】 まず、箕島大橋でございますけれども、箕島大橋の自然災害状況のご報告ですが、まずは今現在、箕島大橋につきましては道路法46条「道路管理者は道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するために区間

を定めて道路の通行を禁止し、または制限することができる」ということに基づきまして、状況に応じて関係機関であります長崎空港管理事務所、大村警察署、大村市と協議して通行規制を行っているところでございます。

前回のご指摘を受けまして、改めて異常気象通行規制区間に指定すべきというご意見がございましたので、改めて関係機関である、先ほど申しました長崎空港管理事務所、大村警察署、大村市と協議しましたが、これまで異常気象時に事故もなく、地元からの苦情もないということで、今までの運用で問題はないという意見をいただきましたので、今後も継続してまいります道路法46条に基づいてしっかり取り組んで、通行規制につきましては行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、事故多発交差点の取組についてというご質問でございます。

現在の取組につきましては、県警から交通事故情報に関する詳細な情報をいただきまして、それをもとに関係機関との調整のうえで対応を行っているところでございます。

具体的には、公表されております交通事故多発交差点について、交通事故対応や時間帯等の必要な情報を入手しまして、現場に赴くなどして、道路管理者として交通事故防止に必要な対策を検討しているところでございます。

【山田(博)委員】 道路維持課長にお尋ねしますが、西日本新聞と話をした時に、地元から苦情もなかったと。地元と言っても、じゃ地元というのは、あそこは空の玄関口ですから、橋だから、地域住民が住んでいたら地域住民の人が言うでしょうけれども、私も何度かあそこを通ったけれども、風が強い時に歩道を歩いている人が強風に流されて車道に降りる人を何人

も見たんですよ。あなたも、この話をしたら、自分もあそこで散歩していたら、風が強い時に危ないと思いましたと、あなた自身が私に言ったじゃないか。

自分は体験していて、何かあったら苦情がありませんとか、あなたはよく言うよ。あなたも散歩とかランニングが知らんけれども、していた時危ないと思っていましたとおっしゃったじゃないか。

それで、私はいずれにしても、今の状態では、歩道を歩いている人たちが車道におりないように、危なくないように。トンネルなんかでは子どもたちが通過する時にはガードレールをしているんですよ。五島のトンネルはしていただきました。そういうふうにしないと、ほかの橋とかなんかは、ある程度の風速が強くなったら、基準とかをある程度しながら通行止めをしているということで、そういうふうにしていかないと、やっぱり風が強いと、いつ頃の基準とかなんかで。さっき高速道路は、ある程度雨が降ったら規制をしますと、基準をちゃんと設けてやっているんですよ。

ある程度そういったことをやっていかないと、ただ単にあなたは話をしたけれども、苦情がありませんからということで済まされる問題じゃないよ。道路管理者としての責任を持ってしっかりとやらないといけないと思いますよ。もう一度見解を聞かせていただきたいと思います。

【馬場道路維持課長】委員ご指摘の話でございますけれども、関係機関とこれからも協議しまして、いろんな形で意見交換をしながらやっていきたいと思っておりますが、当面の間は道路法46条に基づいて通行規制はやっていきたいと思っております。

しかしながら、意見交換は関係機関とはやっ

ていきたいと思っているところでございます。

【山田(博)委員】土木部長、今、苦情もなかったと。道路法46条でやっていきますと言っていますけれども、ある程度の目安でほかの橋は全部やっている、女神大橋とかなんかある程度やっておりますけれども、あの道路というのは、今後ね、あそこに一本の道路しかないんですよ。あその道路で事故とか、人身事故があったらストップですよ。そういうところを鑑みてしておかないと、あれは一路線しかない、迂回路はないんですよ。ちょっとあなたは危機感を持ってやらないといけないと思うんですよ。部長、どうですか。

【奥田土木部長】一律の基準をもって規制をするか、あるいはその状況、状況を判断して規制をするか、そこはいろいろなやり方があると思います。

また、歩行者への安全対策については、今はソフト対策として注意喚起をするというふうなやり方もあろうかと思いますが、場合によっては、これは必要性を十分検討しなければなりませんけれども、例えば防風フェンスのようなものもやりようとしてはあろうかと思えます。しかし、お金がかかるので、そのあたりはしっかりとその必要性、効果等を見極めながら検討していきたいと思えます。

【山田(博)委員】部長、私も空港をよく利用する立場になって、最近痛感したのは、あそこはIRとかの事業も推進する中で重要な、今度は24時間空港化もするという話になっているから、あえてこれを言っているわけですよ。

だから、ほかの橋にはある程度目安を、がんじからめにははいかんけれども、ある程度の目安になったらここは通行止めしますよと、これ以上の雨が降ったらとか、道路公団みたいに

基準をつくらないと、目安がないとやっていけないと思うんですよ、そこは。再度、この件について見解を聞かせていただきたいと思います。それはどうですか。

【奥田土木部長】 歩行者につきましては、平均風速毎秒20メートルで通行止めするようにしています。車両の方は25メートルで止めるように運用としてはしておりますので、例えば風速計のようなものを橋の両端ぐらいに見えるような形で表示をすれば、それは注意喚起にもつながるかもしれません。渡り始める前と渡ってからとは、実際風速も違ってきますし、体感も変わってきますので、そのあたりの注意喚起のやり方も、費用対効果はあると思いますけれども、どういうやり方が効果的なのか、考えていきたいと思っています。

【山田(博)委員】 これは大事なところですので、ぜひやっていただきたいと思っています。

皆さん方は、あの橋というのは重要な大切な社会資本整備の一つですから、自然災害に備えた管理事業というのをやっていただきたいと思って質問しているわけでございます。

もう一つの事故多発交差点というのは、やっていますと言っていましたけれども、もう具体的にどこの交差点、この交差点ということでやっていらっしゃるかどうかお尋ねしたいと思います。

【馬場道路維持課長】 公安委員会の方が公表しています交通事故多発交差点というのがございまして、それが令和2年20箇所、まず公表されております。その中で県管理する道路について、県警と連携をとって今調査をしているところでございます。

【山田(博)委員】 本来であれば、多発地帯というのは十分わかっていますので、私から指摘さ

れんでもしていただきたいかったということをおきたいと思えます。

最後に、先ほど道路の排水、側溝というのは何年置きという答弁が、30年なのかどうかというのは、明確にもう一回お答えいただけますか。後で調べると言っていましたけれども。

【馬場道路維持課長】 排水能力によりまして、降雨確率年というのは変わっております、排水能力と地形等でですね。

まずは、一般的な道路排水のみの小規模な排水につきましては3年というのがございます。しかしながら、長大な斜面から流出する水を排出する道路排水、平均的な都市内で排水するような場所につきましては、5年から10年というのがございますので、その中でやっているところがございます。

それと、先ほどの答弁、30年と申しましたのは、構造上重要なところと横断暗渠につきましては30年ということで、仕様書で規定されているところでございます。

【山田(博)委員】 道路維持課長、さっき災害がある時に冠水した道路の件の話がなかったので、やはり実際冠水した道路が通行止めになるというのが見られるので、この排水というのは先ほど話をしてきましたけれども、側溝に土砂がたまったりとか、排水の能力がないからということで冠水するところも多々ありますので、そこはしっかりと調査をして、そういった道路通行止めが冠水によるものにならないようにしっかりと対応していただきたいと思うんですけれども、よろしくをお願いします。

時間がきましたので、終わります。

【中村(一)委員長】 ここで暫時休憩いたします。

午後 4時53分 休憩

午後 4時53分 再開

【中村(一)委員長】 会議を再開します。

会議を閉じる時刻となりましたので、本日の
審査結果について、一旦整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時54分 休憩

午後 4時54分 再開

【中村(一)委員長】 会議を再開します。

本日の審査は、これにてとどめ、明日9月28
日は、午前10時から委員会を再開し、引き続き
土木部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時55分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年9月28日

自 午前10時 0分
至 午後 4時40分
於 委員会室 3

都市政策課長	田坂 朋裕 君
道路建設課(参事監)	馬場 一孝 君
道路維持課長	馬場 幸治 君
港湾課長	平岡 昌樹 君
港湾課企画監	松永 裕樹 君
河川課長	松本 憲明 君
河川課企画監	小川 秀文 君
砂防課長	浅岡 哲彦 君
建築課長	三原 真治 君
営繕課長	今崎 博明 君
住宅課長	高屋 誠 君
住宅課企画監	小山 俊一 君
用地課長	佐々木健二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中村 一三 君
副委員長(副会長)	北村 貴寿 君
委員	八江 利春 君
〃	小林 克敏 君
〃	中島 廣義 君
〃	山田 博司 君
〃	前田 哲也 君
〃	深堀ひろし 君
〃	松本 洋介 君
〃	赤木 幸仁 君
〃	坂口 慎一 君

文化観光国際部長	中崎 謙司 君
文化観光国際部政策監 (国際戦略担当)	前川 謙介 君
文化観光国際部次長兼 文化振興課長	土井口章博 君
文化振興課企画監 (国民文化祭・文化観光推進担当)	立石 寿裕 君
世界遺産課長	馬場 秀喜 君
観光振興課長	永峯 裕一 君
国際観光振興室長(参事監)	佐々野一義 君
物産ブランド推進課長	長野 敦志 君
国際課長	江口 信 君
国際課企画監 (アジア・国際戦略担当)	坂口 育裕 君
スポーツ振興課長	野口 純弘 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	奥田 秀樹 君
土木部技監	有吉 正敏 君
土木部次長	大安 哲也 君
土木部参事監 (まちづくり推進担当)	坂田 昌平 君
監理課長	田中 庄司 君
建設企画課長	植村 公彦 君
建設企画課企画監	中村 泰博 君
新幹線事業対策室長 (参事監)	大塚 正道 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【中村(一)委員長】おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、土木部関係の議案外所管事務一般の審査を行います。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はあり

ませんか。

【深堀委員】おはようございます。1点、お尋ねをしたいと思います。

土壤汚染対策の無届けの件であります。

7月にマスコミ報道でも出ました。土木部の方からも少し説明はいただいておりますけれども、報道によれば、全体で486件、長崎県の発注工事の中で、土壤汚染の対策に対する届出がされてなかったと。そのうちの442件、無届けの88%が土木部であったという報道がありますけれども、どうしてこういった無届けの状況が発生をしたのか、再発の防止対策をどういうふうにやっているのか。

今言った件数というのは2015年から2020年の5年間の分なんですけれども、じゃ、その以前の分はどうだったのか、そのあたりを確認したいと思います。

【田中監理課長】まずもって、本来、法令を守るべき立場にあります私どもが、このような事態を招いてしまったということに関しまして、甚だ遺憾でございまして、県民の皆様方には大変申し訳ないというふうに考えております。心から深くおわびを申し上げます。

今後は、組織一丸となって、再発防止に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

各課にわたる案件でございまして、監理課の方で答弁をさせていただきたいと思っております。

今回無届けとなりました原因につきましては、一つは担当者の認識不足があったということ。それと、所属として確認不足の面も当然ございました。それと、所属内の周知というものが十分徹底されていなかったというものが主な要因というふうに考えております。

このため、発覚後の対応といたしまして、ま

ず6月11日付で各部内の各課長及び関係の地方機関長宛てに、建設工事を実施するに当たりまして必要となります「各種関係法令の遵守の徹底に係る注意喚起の文書」というものを部長名で通知を行いまして、併せまして6月14日には、臨時の地方機関長会議というものを開かせていただきまして、関係法令の遵守の徹底について注意喚起を行いました。

特に管理職、それと検査指導幹あたりにつきましては、中心となってチェック体制の構築、または見直しに取り組んで、職員の指導を徹底するよう指示を行ったところでございます。

また、この会議におきまして、県民生活環境部にも出席をいただきまして、制度の概要、法令遵守の重要性、このあたりを改めてご説明をいただき、その内容をまた所属の方にフィードバックするというようなことを行ったところでございます。

さらに加えまして実務面で、こういうのがまた再発すると困りますので、再発防止策といたしまして、建設工事を実施するに当たりまして必要となります各種届出を一覧表にいたしまして、その中に、今回の土壤汚染対策法に基づく届出というものも新たに加えて、部内でそれぞれの職員が確認とチェックができるというような様式を定めまして、今後二度とこういった届出漏れが生じないようにというような書式の見直しも行っているところでございます。

加えまして、9月2日になりますが、県民生活環境部の主催によります職員向けの研修がまた開かれましたので、そこに土木部職員も約100名程度出席をいたしております。

土木部内でも、さらに10月に積算関係の担当者を対象といたしまして説明会をまた改めて開きまして、再度の周知を図っていくということ

で対応を予定しております。

今後も、法令遵守につきましては、これまで以上に徹底して取り組んでまいりたいと考えております。

それと、件数の件のご質問がございましたけれども、大変申し訳ございません。私どもが把握しておりますのは、平成27年度から令和2年度までのこの442件でございます。それ以前の分につきましては調査をいたしておりません。把握をいたしておりません。申し訳ございません。

【深堀委員】詳しく報告がありましたので、再発防止策については、いろんな組織なりでもしっかりチェックができるような体制をされた。部長名でも通達を出しているということで、かかるような事例が今後発生しないように徹底をいただきたいということを、まず申し上げておきたいと思います。

過去の分がわからないということもわかりました。ただ、一番気にするのは、本当に土壤汚染のおそれがなかったのかどうかですよね。今、出ている件数は、そのおそれがないということは、ちょっと記載があるんですけども、3,000㎡以上の土地の形状を変更する場合に出す、この届出ですけども、チェックのしようがないのかもしれませんが、過去の分で把握されてなければ、そこは本当に大丈夫なのかという疑念といいますか、心配をするんですが、そのあたりがどうなのか。

そして、長崎市と佐世保市のエリアについては、届出自体は県ではなくて両市に出すことになっていきますよね。そのあたり、今まで出していなかった過去の分ですけども、それについてのペナルティとか、そういったものは何もありませんか。

【田中監理課長】ペナルティ的なことは特にはございません。

過去の分につきましては、委員ご指摘のように、万が一にも土壤汚染のような状況があるかもしれません。

ただ、現状、私どもとしては、過去の、少なくとも平成27年から令和2年度につきましては、県民生活環境部の方から指示をいただいた内容に基づいて、そういった土壤汚染の状況がないかどうかというのを全て、各地方機関等を含めて調査を行っております。

これ以前の分でないかということですが、そこは、ちょっと時間がかかるかもしれませんが、可能な範囲では調べることはやらないといけなかなというのは考えております。

【深堀委員】もう一つだけ。県の組織内部の話だけじゃなくて、長崎市や佐世保市も絡む話なので、そこは無届けだったということで判明した後、両市に対しての何か届出というのはされたんですか。

【田中監理課長】両市に対しましても、県に届出、事後確認にはなっておりますけれども、届出は行っております。それにつきましても、特段問題はなかったというふうに把握しております。

【深堀委員】この質問をしたのは、こういうことが二度と発生しないようにという意味での質問と、あとは、届出をしてなかったことよっての土壤汚染の影響が本当はないのかということを確認したかったので、土壤汚染のことは、チェックができる分については、可能な限りでやっていただきたいということを申し上げて、終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】コンテナ物流促進に向けた柳ふ頭の整備について質問したいと思います。

昨日も八江委員の方からも質疑が出ておりましたが、産業の振興とインフラの整備はリンクするというか、連動するものだと思っています。そうした中で、事前に通告する中でやりとりできていることもあるので、その部分は省略しますが、今、2バースが進んでおりますけれども、当初3バースという計画があった時に知事の方から出ていたのは、人流だけではなくて物流も力を入れたいということで、シームレス物流等にも触れられて、そこに力を入れたいということを言明されておりました。

2バースになった中での物流については、事前のやりとりをする中では、今回の2バースの中には物流という視点はないんだというふうなお話を聞きました。となれば、やはりコンテナ物流の促進をするという意味においては、本県においては柳ふ頭で力を入れていくということになるかと思うんですが、現況を見た時に、当初土木部で全部やられていましたけれども、コンテナの物流が進まない中で、そのセールスについては、産業労働部に移っていますが、目標とされている1万TEU（コンテナの数）の目標に対してはるかに目標に足りてないという現況があるんだろうなと思っています。

部署は違いますけれども、まず、コンテナの実績についてご報告いただきたいのと、併せて、私から見ると、現場の方々からの要望に応えた中での柳ふ頭の整備というのはやっていただいていますけれども、しかし、本当に促進するという意味において、行政が主体となって積極的に予算をつけて整備しているという状況ではないんだろうなと思う中で、これだけコンテナ物流が停滞する中で、やはり新産業とかいう分野

を頑張るとかというような話も出ていますけれども、そういうことを見通す中では、柳ふ頭の整備にいま一度、しっかりした中・長期の計画を立ててインフラ整備をしていくべきだという思いを持って質問させていただきたいので、まずは実績と、最近の整備状況についてご答弁いただきたいと思います。

【平岡港湾課長】長崎港でのコンテナ貨物につきましては、先ほど委員がご指摘ありましたけれども、県としまして1万TEUを目標として取組を進めてまいりました。平成24年の約3,500TEUから、平成30年には約6,700TEUに増加したものの、令和2年には約3,500TEUにまで減少しております。

その要因としましては、輸入の約6割を占めておりました三菱重工によります客船連続建造やLNG船などの特殊船建造が終了し、その関連資材の輸入が減ったためと考えております。

これまでも県、市、商工会議所や貨物取扱企業及び関係団体など32団体で構成されます、長崎港活性化センターを通じまして、県内外の企業へポートセールスや助成などを行い、長崎港の国際的コンテナの航路の利用拡大を目指してきたところでございます。

今後の中・長期的な考えはということなんですけれども、委員ご指摘ございましたけれども、中・長期的には洋上風力発電など、今後新しい産業の動向が考えられますので、そこに注視しつつ新たな貨物を掘り起こして物流の活性化による地域振興につなげてまいりたいと考えております。

【前田委員】質問した中での直近の整備状況についての答弁というのは、多分なかったと思うんですが、改めてそこを確認します。

【平岡港湾課長】小ヶ倉柳地区のふ頭整備につ

きましては、現在、岸壁等埋立工事等は完了しております。コンテナヤードの舗装の共同溝上や岸壁に面した用地の舗装を実施しております。

【前田委員】 3,500TEUぐらいに落ちているという原因を述べていただいて、それは造船関係というようなお話もあったわけですが、鶏が先か卵が先かという話でいけば、それは基幹産業の動向によって物量が左右されるというのは致し方ないと思うんですが、しかし、さっき課長からも答弁がありましたように、新しい洋上風力発電とかという分野があるとするならば、やはりそこを見越した上で先行的に基盤整備をするということが大事だと思っていて、現況、洋上風力発電の資材関係という話になった時も、今の柳ふ頭の状況を見ると、じゃ、長崎に下ろそうという話にはならないんだろうなと思ってるんですね。実際に下ろしきれぬかという、さっきの個人質問の中でも同僚議員の方から指摘がございましたけれども、まだまだ整備が足りてない状況。

私も承知する中では、毎年現場の関係者の方々が集まって担当の課の方とやり取りをしながら改修箇所等を指摘し、それに応じてもらっているという状況だけれども、やはりそこは全くもって現場から見ると、まだまだ足りてない状況です。ガントリークレーンを入れて以降は、大型の整備もできてない状況で、やったのは大型のクルーズ船の対応のところは急いでやられましたけれども、現況の物流基地だという拠点だということを考えた時には、このような状況では、やはり伊万里の方から物を取ってくるというのは到底難しいと思ってるんですよ。

それは、平成23年、24年当時、知事が力を入

れるといった当時も、上海との物流に力を入れたいという中で、私は日本国内の物流の現況を例示しながら、本気でやるんですかということを確認したけども、やるんだということだから、その動向をずっと見てきましたけれども、この柳ふ頭に関して言えば、なかなかここが拠点となる魅力に乏しいと思ってるんですけれども、そういうことについてどのような見解を持っているかというのは、これは部長に見解をお聞きしたい。

併せて、そのときの課題の一つになっていた道路の計画ですね、国道ではやはり下ろしてからの物流が難しいので、今でも計画としては残っていますね、道路が。その進捗というか、今後の見通しについてどうなるかについてもお尋ねをしたいと思います。聞きたいことは、やはりいま一度ここに力を入れるということであれば、しっかりとしたふ頭の整備計画というものをつくり上げるべきだと思っておりますが、その点について見解を部長の方に聞きたいと思っております。

【奥田土木部長】 まずやはり大事なものは、ポートセールスをしっかりやっていくというふうなことだと思っております。その上でどういうニーズ、どういうふうな整備の方向性が望まれるのかというところをしっかりと把握した上で、中・長期の整備のあり方というふうなところをきちんと作り上げていくんだろうというふうに考えています。

その中で臨港道路の整備のお話が、今指摘がありましたけれども、従前は国道499号の渋滞の問題がかなりあったということではありますが、引き続きそこは、今混んでいるという認識です。その一方で、直接ここに直結するわけではありませんが、長崎南環状線の整備を、今、

平行してやっております。こちらの整備がしっかりできれば、499号の方も混雑が緩和されるだろうというところがありますから、周辺の道路整備の状況も併せてしっかりと進めていくことによって、臨港道路をどうしていくのかというふうなところも今後検討していきたいと思っております。

【前田委員】所管の部が違うので、これ以上は言いませんけれども、ポートセールスの頑張りというのは、やはりセールスに行く人たちにしてみたら、自分の手持ちの材料というか、何かあるかというか、何に特性があるかと考えた時に、やはりそれはふ頭じゃないですか。そう考えた時に、売るものが何もないんですよね。県北から、県南はともかくとしながらも、県北からのものを持ってきていたけれども、全て伊万里に取られていますよ。伊万里、福岡、向こうの方にね。

そう考えた時に、部長が言うように、ポートセールスがまず一義的にあるんだと言うけれども、そうは言いながらも、じゃ、今のふ頭のあり方というのを、やはりそこはきちんと考えないと、いつまでたっても、多分セールスでは勝てないと思っているので、いや、それをやめますというんだったら別に構いませんよ。それはそれで一つの判断だからいいんだけど、頑張るといっているのであれば、そこをやらないと、今の現況の週何便かやっている物流の内容をよく見てみてください。入ってくるものもだし、出るものが空で全部出しているという状況ですから、この物流の形態だって、このままだと私は長く続かないと思っているんです。

そう考えた時に、新産業、洋上風力を含めて、航空機産業を含めて頑張るんだという先のところが何もないという状況では、やっぱり新産業

の成長にも影響が出てくるんだろうなというふうに思っています。

それとあと、この際ですから、全く次元の違う話なんだけれども、地元の自治会等のやり取りの中で、あのふ頭の中に野球のグラウンドをつくるという話はずっと前からお約束としては残っているんだけど、現場は望まないということもずっと言い続けているし、逆に危険ですよという話もしているんですけども、その空地も含めて、土地も含めて全く活用できてないだろうというふうに思う時に、その問題については、もう何年来の懸案ですから、決着をつけてほしいんですが、最後に課長、その点について、今後どういうふうに対応するのか、確認をして終わりたいと思います。

【平岡港湾課長】今、委員からお話がありました柳ふ頭内の緑地、グラウンド整備のお話でございますが、過去からの埋立ての経緯としまして、地元自治会との間でふ頭の中に緑地の整備をというお話がございます。地元自治会と継続して協議をずっと行ってまいりました。併せて、ふ頭内の利用者の方ともお話をさせていただいているところでございます。

今、そこらの協議を詰めてきておりますので、早めに結論を出していきたいというふうに考えております。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【松本委員】通告している中の大雨災害の被害と今後の対応は、集中審議の方で質問いたしましたので、振興局見直し実施計画案について質問いたします。

議案説明資料の4ページから5ページにかけて説明がなされています。3つの振興局を県南振興局として一つに集約するという計画が出されております。かねてよりこのことに対して、

特に土木関係の建設業の方々から様々なご意見が出されております。やはり統合されるというのは行政の効率化ではありますが、集約される場所、長崎・島原地区の方々にとっては、やはり今までより機能が低下しないのかということに懸念をされているということでありました。

その対応をするということで、ここに記載のとおり、「長崎地区、島原地区に維持管理事務所を新設することとし」と記載がされております。長崎、島原に維持管理事務所を残すということであれば、この維持管理事務所の役割というのが大変大きくなっていくと思うんですが、現状として、今どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

【田中監理課長】今回の地方機関の再編の計画におきましては、長崎と県央、島原、この3つの振興局を一つに集約するという計画になっております。

長崎と島原の両地域に設置を予定しております維持管理事務所、ここにおきましては、緊急性や現場性の高い業務を担うということで考えておまして、現在の行政サービスの水準を維持するというように考えております。

平成21年に、当面の再編ということで、地方機関の再編を行いました。県北振興局におきましては田平と大瀬戸、この2箇所には維持管理事務所というものを設置させていただいております。

この維持管理事務所におきましては、屋外広告物でありましたり、建設業でありましたり、そういった許認可の窓口機能を担っております。それに加えまして、道路の維持補修、河川や海岸や砂防等の維持管理、それと道路パトロール、あと、都市公園などの公共施設の管理、災害発生時の一時的な対応、こういったものを担って

おまして、県南地区の維持管理事務所の計画におきましても、こういった県北で行っておりますような維持管理事務所の機能を有するというように考えています。

今後も維持管理機能が劣ることがないように、しっかりと現在の県北や、県北におきます田平、大瀬戸の現状の維持管理事務所の体制も検証しながら、県南振興局の再編に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【松本委員】田平や大瀬戸の例がありますが、地域の方に伺いますと、やはり維持管理事務所になった時点で、非常に人も減って予算も減ったという話を伺いました。

ですから、気になるのは、振興局から維持管理事務所に格下げになったような形で、そうすると、人員も減って、予算も減って、権限も減ってしまった時、そもそも振興局という目的でつくっているものを、行政の都合で統合してしまったことによって、結局、現場の建設業の方々とか、市町の方々の負担増になるのではないかという様々な議論の中で、今回、維持管理事務所の新設とはっきりおっしゃっていただいた。そこに期待をするところではありますが、その人員とか権限とか予算については、従来の振興局よりやはり下がるという見解で、認識でいらっしゃるんですか。

【田中監理課長】人員を削減するとか、統廃合によってその地域の予算が減るというようなことは全く念頭にございません。必要なところに必要な予算は配分をいたしておりますし、人員も必要な箇所に必要な人員を配置するということが基本でやっておりますので、そのあたりのご懸念については、現在ないというふうに考えております。

【松本委員】昨日の議論の中でも長崎地区、島

原地区でもかなりの災害が出ております。私たち議員も陳情の対応をする時に、いつも振興局の方に現地の立会いをお願いしているわけです。その部分が、やはりかなり直接的な県民の方々の窓口にもなります。これが行政の都合で集約されることによって、その機能がやはり低下することがあっては、何のための統合なのかと。結局自分たちの都合と思われてしまうので、そのところは、今ご答弁にありましたとおり、人員や予算については維持していただけるように、お願いをいたします。

重ねてもう一つ懸念されていることが、今後の入札についてになるんですけれども、県央振興局は大村・諫早になっていて、大村・諫早の業者が入札に参加するんですけど、どうしても規模も違いますので、地域間の格差が出ているということが、今懸念になっております。今後、県南振興局での発注になると、地域がさらに広がって、島原、長崎が入ってくるということで、これまで振興局単位でしていたものが、今度範囲が広がっていきますので、そうすると、今度は県央の業者の方々も、長崎の業者の方々との競争になるのかという懸念も、非常に声が上がっております。

今後の統合以降の入札の参加についてはどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

【中村建設課企画監】統合によりまして、今後の入札方法はどのようなふうに変っていくのかというご質問かと思っておりますけれども、今後、県南事務所に統合されましても、土木部で発注する建設工事につきましては、現在と同様の方法で継続して、長崎・県央・島原振興局の枠組みは変えずに実施していきたいと考えております。

当然、大村の発注についても、指名競争入札につきましては、現在の県央振興局の業者の選

定方法を踏襲して発注していきたいと考えております。

先ほどもお話がありましたけれども、昨年の7月の豪雨で郡川水系がかなり被災を受けましたけれども、このときも地域の建設業者がいち早く現場に駆けつけまして、決壊した護岸を早期に応急復旧するなどの対応を行っていただいております。

我々もそのような地域の担い手となる地元業者の存続を図ることが重要であるというふうを考えておりますので、今後も地域の実情に沿った発注方法をやりたいと考えております。

【松本委員】ありがとうございます。答弁にありましたとおり、建設業協会の方々には災害時は待機をして、そして人命に関わるような場合は夜を徹して対応をしていただいた話も聞きました。

地元以外の業者の方が受注することもあります。そういう中で、やはり地域性の配慮というものは非常に大きいと思うし、今後、行政が発注をしていく中で、建設業協会との連携がやっぱり重要になってくると思いますので、そういった声を酌み取って配慮いただきたいと思います。以上です。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

【小林委員】河川課長、お尋ねしたいと思っておりますけれども、大村市の中心部を流れる県の管理する二級河川の大上戸川というのがあります。また、その支川に藤の川というのがあります。

これは、昭和32年7月の諫早・大村大水害において壊滅的な打撃を受けて、相当な護岸基盤が崩れ去ってしまったと、こういうところから今日、改修されてきておるわけでありましてけれども、昨年7月のああいう集中豪雨で、また大変な被害を受けました。特に大上戸川と藤の川

においては、床上浸水が51世帯というような状態で、かなりの被害が発生していることはご存じのとおりだと思うわけでありませう。

ただいまも言いますように、昭和32年、これはもう64年前ですね。64年ぐらい前に護岸が整備されてから今日きていますと、そういう点からしても、かなりの老朽化をしていることは言うまでもないことでありまして、これを抜本的に改修する時期がきているのではないかと、こういうような考え方を持っているところでございます。

この点については、河川課長としてどのように受け止めておられるか、お尋ねしたいと思います。

【松本河川課長】大村市を流れる大上戸川及びその支川の藤の川についてのご質問と思いますが、昨年7月の大雨で、この大上戸川水系につきましても、委員から、今ご説明がありましたように、51戸の浸水被害、それと国道34号線の上下流付近で護岸の崩壊が起きているというような状況です。

現在、県としましては、大上戸川水系の復旧につきましても、本川3箇所、被災箇所を鋭意進めているところでございまして、そのほかにも、災害復旧以外でも、本川につきましても、河床に堆積した土砂を取り除くために、上流で2箇所、約6,000㎡ぐらいの掘削が今のところ終わっているような状況です。

あと、潜水橋が現地にございますけれど、これの上下流についても掘削を今実施しているような状況です。

先ほど、委員からご説明がありましたけれど、大上戸川及び藤の川の護岸施設が、建設から60年以上経っていて、かなり老朽化も進んでいるという状況でございまして、また、昨年7月の

豪雨による浸水被害の状況を踏まえると、抜本的な水系全体の治水安全度の向上が必要ではないかと考えておりました。今後、交付金事業により早期の復旧を図りたいと考えている所でございます。

【小林委員】今の河川課長の答弁を受けまして、やっぱり私が申し上げるとおり、60年以上も経過をし、護岸基盤が全くもって老朽化してしまっていると。特に浸水被害というの、かなり地形的に問題があるかと思っておりますので、これは、今申し上げたように抜本的な対策を講じていただかなければならないということでございます。

昨年7月の大雨によるところの51戸の浸水被害、そういうことを受けて原形復旧を今年度、令和3年度いっぱいまでにやっていただくということで、現在進行中でありまして、このことはよしとしながらも、今言う抜本的な、これからのスケジュール、これからどのような手だてでやっていくのかということが、非常に関心が高まるわけでありませう。先だっても地元の皆さん方から、こういう点についての陳情・要望を受けております。

そうしますと、今、新しい制度で河川整備基本方針とか、河川整備計画とか、そういうような、何かコンサルを入れて、これからの河川整備のあり方について、これまでは基本方針とか整備計画とか、コンサルなんかには依頼をして、これからの河川開発はどうあるべきかということについて、地元の住民の皆さん方の意見も聞きながら、それで河川整備を行っていくと。この基本的な考え方は、非常にウエルカムで、私はいいと思うんです。

ただ、この整備基本計画と整備計画はどれぐらいの時間がかかるのかと、ここが一つ問題な

んです。この基本計画と整備計画等について、非常に時間がかかり過ぎると、その間、こんなに時間をかけるならば、早く抜本的改修の着手をしてもらいたいと、こういうようなことになるかと思うんです。

そういう点からしてみても、この基本方針と整備計画について、大体予算が幾らぐらいかかるのか、どこからその金は出てくるのか、そして、これができて初めて着手ということになると、実際、工事の完成時期がかなり遅れをとっていくのではないかと、こんなようなことを心配されますけれども、この点についてのご答弁をお願いしたいと思います。

【松本河川課長】河川整備計画及び河川方針の策定は、当然、交付金事業の決定には、まずこれをやらなくちゃいけないというふうになっております。

通常、この手続につきまして、例えば国の協議とか、学識者から構成される検討委員会、それと地元住民の方の意見を聞く公聴会等々の開催も、当然この中で必要になってきます。

予算につきましてですけれども、この整備方針、整備計画を作成するに当たって、約3,000万円から4,000万円ぐらいの事業費が必要じゃないかというふうに考えております。これにつきましては国の補助対象となっておりませんので、県の単独事業において実施する予定でございます。

通常、この河川整備基本方針及び整備計画の策定には、3年から4年ぐらいの時期がかかるというふうになっております。

しかしながら、近年の気候変動により、大規模な水害発生が毎年危惧されている中で、いつまでもそのままにやっておくというのは、やっぱり我々としてもそれはできないことございまして、1年で早く、少しでも早く、この方

針、計画を策定して事業化をしたいと思っております。

しかしながら、当然時間がかかりますので、その間も堆積土砂の掘削等とか老朽化した護岸の整備、これについては随時実施したいと考えております。

【小林委員】今の河川課長の説明でよく理解ができましたが、先ほども指摘をしたように、何が問題かということ、今のご答弁で、この基本計画と整備計画をやり遂げるまでの間、3,000万円～4,000万円は県単独で出しますよと。そこまではよかったが、3年も4年もかかると、これが一番のなかなか厳しいところじゃないかと思うんです。

申し訳ないが、この河川整備について、3年も4年も一体何の時間をかけるのか、どんなところにコンサルは時間をかけて、その計画を練ってくれるのか、その辺がいまいち、新しい制度・仕組みなものだから、今年度から始まった新制度でありますから。

そうすると、これは大体3年も4年もかかるというのは、一体どのような内容でこのくらいの時間がかかるのか、この辺について、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

【松本河川課長】我々が河川整備をする場合に、どうしても今回どのくらいの雨が降ったという事実をまず確認しまして、じゃ、大上戸川及び藤の川に対してどのくらいの規模の改修計画を立てるべきかと。各地の雨量状況とか流量とか、そのあたりをコンサルに委託して、この川では何が一番ベストな計画なのかというのを、当然練る必要があります。

それを我々だけではなくて国と協議及び、先ほど申しましたけれど、学識経験者等とも協議をしながら委員会を構成し、国とも協議を行い

ながら、かつ、当然地域住民のために必要な河川計画でありますので、地域の方々の幅広いご意見を集めながら計画を立てる。この場合にどうしても各種手続がございまして、3年から4年程度はかかるということになっております。

しかしながら、1年でも早くこれができるように、我々は一生懸命努力したいと考えております。

【小林委員】3年も4年もかかるということについて、できるだけ1年でも短くしたいと。そういう方法があれば、3年を今度は2年にするとか、先ほどから言ったように、これまでのデータでどれくらいの雨量があったと、どれくらいの改修によって、再び洪水とか氾濫とか、そういうものが起こらないようにするかというようなことを、整備計画とか基本方針で決めていくんだと思うんだけど、もっとこれを迅速に、やっぱりスピードを持ってやってもらわないと、地元の人たちは納得ができないわけですよ。

だから、学者の意見も大事であるけれども、今まで県はそんなことは全くやらずして、国と話し合いをし、そしてやっとなったわけだよ。ところが、やっぱりそれは不備が多いということになったのかな。どういうようなことで、こういうちょっと回りくどいような、しかし、ありがたい話だけでも、もうちょっと時間を短縮できるような仕組みをつくるべきだと思うけれども、この辺のところを河川課長から、国にもっと強くお願いをしてもらいたいと思うけれども、どうですか。

【松本河川課長】河川整備計画の策定につきましては、地方機関のみならず、私自身、河川課も鋭意そこに参加し、国との協議も今後も鋭意積極的に進めて、委員、今ご指摘ございました

ように、1年でも早く整備計画ができるように、一生懸命努力したいと考えております。

【小林委員】そうすると現実に、これは松本県議の地元だけれども、福重の郡川とか佐奈河内川とかというのがしばしば出てまいります。あそこについては、相当な被害を受けました。そうすると、河川の拡幅からやってもらっているんだけど、この拡幅についても、こういう基本計画、整備計画で、そこでどれくらいの雨が降って、そしてどれくらいの整備が必要だとかいうような、今おっしゃるような新しい制度は適用されているのかどうか、この辺のところはどうなんですか。

【松本河川課長】郡川につきましては、これまで河川整備計画を策定いたしております、50分の1で改修を行ってまいりました。その基本計画がある中で、現在、郡川の河川改修を進めているような状況でございます。

佐奈河内川につきましては、昨年、大きな水害を受けたということで、これは災害復旧助成事業で、新たに支川の佐奈河内川については計画を策定し、現在進めているような状況でございます。

【小林委員】そのところは、大上戸川については新制度で、そういう基本計画、整備計画が必要だと。これが3年～4年もかかると言いながら、佐奈河内川とか郡川については、こういう整備計画とか基本方針をもう既にやっていたんだとか、これは、今の新しい制度じゃないのか、昔からあったのかね。この辺の整合性が、今一つおかしいぞ。

【松本河川課長】昨日も議会の中で答弁させていただきましたけれども、河川整備方針及び河川整備計画の策定というのは、平成9年度に河川法が改正になりまして、それを受けて整備計画

を策定している状況でございます。

【小林委員】 そうすると、今の状態で、佐奈河内川と郡川の改修等については、災害で助成制度を受けてやっているけれども、私はかなり抜本的な改修が行われていると考えているんだけど、その辺のところはどうなんですか。完成までの時間が急がれているわけだけでも、その辺のところはどうですかと聞いているんです。

【松本河川課長】 佐奈河内川の今の復旧のスケジュールについてのご質問かと思えますけれど、佐奈河内川につきましては5年間、令和5年を目標に、完成を今、急いでいる状況でございます。

【小林委員】 そうすると、大上戸川のスケジュールはわかるのかね。これから抜本的にやってくると、そういう前向きな答弁をしてくれているけれども、大体いつごろ着手して、どういうふうにやっていくかという部分については、スケジュールはまだ全然ないのかね。

【松本河川課長】 大上戸川につきましては、先ほど申しますように、まず整備方針、整備計画を策定しなければなりません。特に大上戸川については、下流部にかなりの人家が両側に張りついておりまして、どのような河川整備をするかと。恐らく基本的には、河床を掘り下げたような形で本川大上戸川を整備すると。

藤の川につきましても、川幅がすごく狭く、両側にかんりの家屋が張りついておりまして、この場合、どういった方法が一番いい計画であるかというのを、今後、我々はきっちりと立てなければいけないというふうに考えておりますので、もう少し時間をいただきたいと思えますけれども、何回も申しますように、1年でも早くこの計画を策定しまして、早期にかかれるように頑張っていきたいと考えております。

【小林委員】 藤の川も、今あなたがおっしゃったように、非常に川幅が狭いわけよ。それで、近くに家がばあっと張りついているわけよ。だから、本当に抜本的に拡幅等々を考えれば、用地買収から家屋の移転までしていただかなければならんというような、抜本的な対策になるわけですね、改修に。それが、今まで結構放置されてきたと思うわけです。

だから、そういうところも入れて、もう3年も4年も待てないぞ。もうちょっとその辺のところをうまくやっていただくように、これは要望になりますけれども、よくよくご検討いただいて、ぜひ住民の皆さん方が安心して暮らさできるように、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

【中村(一)委員長】 ほかにありませんか。

【北村副委員長】 通告をしておりました郡川、佐奈河内川、そして大上戸川、藤の川については、先ほど小林委員の方から詳しく質疑があったので割愛をさせていただきますが、私の方からも、ぜひ計画の策定を一刻も早くしていただきたいと思えますし、お話にありました51世帯の市民の方々は、やはり毎年雨が降るたびに、今年は大丈夫やろうかと非常に不安になると思えますので、先ほどの計画を立てるまでは対処療法といいますか、しっかりチェックをやっていくということでございますから、毎年出水期の前に、やはり川底の状況などをしっかりとチェックをしていただきたいなど、私からも要望しておきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、残りのブルーラインの整備についてお尋ねをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

私は、これは自転車の通行道路だということなどで知っていたんですが、ただ、これが県

民の皆さんの認識が深まっているかということ、なかなかそうではなくて、私も複数の方から、「道路に何か羽のようなものがついとるぞ。これは一体何か」というようなお問い合わせをいただいているところでございます。

ブルーラインの整備を県としては進めていくというようなことでございますから、改めてこのブルーラインの背景とか、目的とか、そして今後の整備計画、整備のスケジュールなど、ご説明をお願いいたします。

【馬場道路維持課長】デザインの矢羽根の意義とスケジュールということでございます。

まず、ブルーラインというのは、サイクリングコースであるということと、自転車の走行位置を示すものということで、外側線の内側、車道側に青いラインを引いているところで設置しているところでございます。

矢羽根につきましては、交差点部などにおいて自転車の走行の位置、コースの進行方向というのを示すものでございます。また、カーブ箇所での注意喚起と自転車の通行位置を示すものでございます。

先ほど周知についてでございますけれども、周知につきましては、ルートにつきましては、県のホームページでも、長崎県観光連盟の観光振興課がやっているホームページで、ルートにつきましては公表しているんですけども、そういった矢羽根とかブルーラインにつきましては、今載せていませんので、その辺は、今あるホームページの中で、県のホームページの道路維持課の中でやっています県内モデルルートの中に資料を添付して公表したいと思っております。

それと、スケジュールでございますけれども、まず、県では、令和2年度より県管理道路にお

きまして、ルート上で自転車が通行する上で走行に危険と判断されている箇所、例えば側溝の蓋がけとか、路肩部の補修を実施しております。

それと、今年度から、先ほど申しましたブルーラインや矢羽根等の路面標示、案内標識を施工しております、ルート区間である、県管理であります県道大村貝津線及び207号について、今年度に整備を完了するところでございます。

また、その一部区間であります国管理の国道34号につきましては、令和3年度から、あと、市道、町道というのがございます。それにつきましては、令和4年度にそれぞれの道路管理者の方でブルーライン等の路面標示や案内標識の工事を実施し、全ての工事につきましては、令和4年度に整備を完了する予定でございます。

【北村副委員長】分かりました。県が整備する部分と市や町が整備する部分に分かれているというようなお話だったろうと思います。これは、県内の21市町全てに整備されるということではないんですか。そこは、県の管理は、道路は県がやるけれども、あと、市道、町道については自治体のご判断に委ねるというような考え方でよろしいのでしょうか。

【馬場道路維持課長】長崎県におきましては、平成31年3月に長崎県自転車活用推進計画を策定しまして、現在、大村を含む大村南部地域と上五島地域、下五島地域、島原半島地域の4地域におきましてモデルルートを設定しまして、先ほど申しました路肩の走行、環境の整備や受入れ環境の整備とか、矢羽根のルート、4地域のモデルルートにつきましては整備をしているところでございます。

それにつきましては、各関係する市町の協力を得ながら、一緒になって整備しているところでございます。

【北村副委員長】分かりました。全長とかいうのはわかりますか。

【馬場道路維持課長】大村湾南部地域のサイクリングルートでございますけれども、46kmでございます。これは大村市の森園公園から国道34号、それと県道大村貝津線を介しまして、今度は国道207号、諫早市から、時津町の恵美須崎までの大村湾地域、大村湾沿岸、南部地域を通るルートでございます、先ほど言いました延長46kmでございます。

【北村副委員長】分かりました。これは県のサイクルツーリズムの推進と密接な関係があるということで、周知やPRについては、この後の文化観光国際部の所管かなという気がしているんですが、ただ、ブルーラインでちょっと心配をされているのが、雨に濡れると白線というのはスリップするんだというような話があって、ブルーラインの材質、そういったところは滑らないような材質で整備されているというような話も聞いておりますけれども、その辺についてはいかがですか。

【馬場道路維持課長】ブルーラインの材質につきましては、手元に資料はございませんけれども、白線同様なものと考えております。

【北村副委員長】分かりました。道路材質もいろいろ進歩しておりますので、白線が濡れていたら滑るというのは、ちょっと昔の話かもしれませんが、いろいろサイトとか見ていると、自転車のタイヤはすごく細い、そして濡れるとスリップしやすいと、接地面が少ないですからというような話で、全国的なブルーラインはスリップしないような材質で整備をされているというようなのを見ておりますので、多分、長崎県もそうなんだろうと思っております。

私も市内で何箇所か見て回ったんですけれど

も、ここを走ると逆に危ないなど、要は車速の流れと、歩道が整備されていて、車道側の中にブルーラインというのは整備されているところがありまして、これは道交法上、必ずそこを通らなければならないということではないというようなことだろうと思います。そこを通れということですか。ちょっとその辺をすみません、ご答弁をお願いします。

【馬場道路維持課長】自転車の通行につきましては、歩道は自転車、歩行者道路に指定されていないと、自転車は通行できないことになっております。ですから、一般的には車道の路肩を通行することになります。

副委員長ご指摘の危険だということでございますけれども、ブルーラインを引くことで車のドライバーの方にも少しは注意喚起になるのかなと思っているところでございます。

【北村副委員長】分かりました。そういう法令だというようなことでありますが、たしか私の記憶では、やはり安全が一番大事だということで、車道の中に自転車がいるよりも、ちょっと広い歩道があるのであれば、回避的にそちらの方が安全だということであれば、通っていいというような判断もあったのかなと、ちょっと記憶しているんですけれども。

ぜひ、このブルーラインを広めていただいて、コロナ禍もありまして、自転車を楽しまれる方も増えているかと思えます。ぜひ、安全に楽しく、長崎県で自転車に乗れるようなブルーラインの整備に努めていただきたいと思います。以上です。

【中村(一)委員長】 これをもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

引き続き、文化観光国際部関係の審査を行います。準備のため、しばらく休憩いたします。

11時15分から再開いたします。

土木部の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

【中村(一)委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日、審査を行う第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分と、委員会付託議案である第121号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、まず、予算議案及び第121号議案についての説明を受け、一括して質疑を行い、その後予算議案についての討論・採決を行うこととします。

そして、委員会再開後、第121号議案について討論・採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

【中村(一)分科会長】 それでは、まず、分科会による審査を行います。

文化観光国際部長より、予算議案及び第121号議案について説明を求めます。

【中崎文化観光国際部長】 おはようございます。

それでは、お手元に予算決算委員会の議案説明資料（追加1溶け込み版）をよろしくお願いたします。

文化観光国際部関係の議案等についてご説明

いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分、第124号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

この補正予算は、令和4年度以降の債務負担を行うもので、長崎歴史文化博物館及び長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの管理運営負担金に係る令和4年度から令和9年度までの債務負担行為として、22億4,400万円を計上いたしております。

次に、第124号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

この補正予算は、令和3年8月11日からの大雨による被害等への対応を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策を緊急的に実施するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、合計5億8,600万円の増であります。

この結果、令和3年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は132億5,056万3,000円となります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた受入態勢の整備及び雇用の確保を目的として、宿泊事業者等が実施する受入態勢強化のための取組を支援する経費として、観光地受入態勢ステップアップ事業費5億8,600万円を計上いたしております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(一)分科会長】次に、文化振興課長より補足説明を求めます。

【土井口次長兼文化振興課長】それでは、債務負担と公の施設の指定管理者の指定につきまして、補足してご説明をさせていただきます。

関連いたします資料は、横長の予算決算委員会観光生活建設分科会説明資料でございます。この1ページ目に、債務負担についての概略を記載しております。

もう一つが、観光生活建設委員会補足説明資料ということで、こちらはA4版3枚、A3版2枚になります。具体的な内容につきましては、こちらの補足説明資料によりご説明をさせていただきたいと考えております。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございますが、指定管理者の指定に当たりましては、地方自治法、それからそれぞれの施設に関連します条例の規定に基づきまして、あらかじめ議会の議決をいただくことになっておりますので、本委員会での審議をお願いするものでございます。

平成17年11月に開館いたしました長崎歴史文化博物館及び平成26年4月に開館いたしました長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムは、当初から指定管理者制度を導入しておりますが、今年度末で指定期間が終了することに伴いまして、次の期間について、展覧会開催業務をはじめ教育普及事業などの生涯学習事業、施設の貸出し、ショップ、レストランの運営や維持管理など博物館の管理運営、営業業務、運営業務全般にわたって指定管理をお願いするも

のでございます。

指定管理者候補者は、株式会社乃村工藝社でございます。指定の期間は、令和4年4月1日から6年間で、この6年間の県の負担金につきましては、債務負担を補正予算の議案としてお願いしているところでございます。

候補者の選定経過でございますが、募集期間につきましては、今年の3月30日から6月21日までの84日間で、結果、応募いただきましたのは1者のみでございました。県の指定管理者制度ガイドラインでは、1者であっても適当か審査を行うことになっておりますので、8月6日に有識者による選定委員会を開催いたしました。

委員は、記載の7名でございます。全員の出席の予定でございましたが、前日に1名の委員の方から体調不良により欠席する旨のご連絡があり、最終的には6名の委員の方々にご審議をいただいた次第でございます。

(5)の選定結果でございますが、委員1人の持ち点390点、6名の合計が2,340点満点となり、それに対して株式会社乃村工藝社が得た点数が1,572点でございました。これは100点満点に換算いたしますと、67.2点でございます。

この点数をもとに審査いただき、(6)の選定理由に記載してある理由により、株式会社乃村工藝社は、長崎歴史文化博物館及び長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの指定管理者としてふさわしいとの結論をいただいております。

選定に当たっていくつかの評価項目を設けておりますが、まず、評価されたのは、長崎歴史文化博物館に関し、他の公立館に比べ入場者が多く、かつ来場者の満足度も高いというこれまでの実績でございます。

入館者数につきましては、平成28年から令和

2年までの5年間の入館者数の平均は約39万人であり、都道府県立博物館69館の中で、平成30年の実績でございますが、第6位に入っております。

もちろん博物館の評価は入館者数だけではなく、総合的に行わなければなりません。特に研究成果を生かした展示や、他館ではあまり見ることがない専門書を扱うミュージアムショップや魅力的なレストランの経営についても議論があり、こちらも高い評価を受けたところでございます。

3ページをお開きください。

今回の審査における採点結果でございます。審査項目及び審査基準、配点等につきましては、募集開始前に審査委員の皆様にご検討いただいたものでございます。配点につきましては、博物館運営に当たり重要な項目についての比重が高くなるように傾斜配分をされております。

なお、表の右側外に得点率として%の数字が書いてありますが、これはそれぞれの項目を100点満点に換算し直した場合、何点とったかをあらかず数字でございます。6つの大項目ごとに示しておりますが、標準は3でございますので、割合に直しますと60%となります。標準である60%以上、つまり60点以上の評価を受けた大項目は、1の博物館の管理運営方針に関する事項と、2の中期計画に関する事項など6項目中5つの項目でございます。

逆に60%未満の評価を受けた大項目は、4の組織及び人員に関する事項の一つでございます。考えられる要因は、4の(3)、(4)、(5)職種と人数、人員に対する考え方、適切な勤務体制の確保についてと、4の(6)人材育成の取組についての評価が低かった点が挙げられます。

これらについては、質の高い調査研究を継続的に実施できるよう、県や市、大学などと連携しつつ、優秀な人材確保、育成を持続的に行える環境整備と評価体制の仕組みづくりを行うことが望まれるといったご意見がございました。

以上の選定委員会での評価から、指定管理者の候補者に選定するとの結論をいただいたところであり、県といたしましても、選定委員会の評価結果のとおり、指定管理者として指定しようとするものであります。

以上でございますが、引き続き、予算議案としての債務負担行為についてご説明させていただきます。

A3版でございますが、4ページをお開きください。

令和4年4月1日からの長崎歴史文化博物館及び長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの指定管理者による運営に必要な費用として、債務負担を議決いただくとするものでございます。

資料の上の方に記載しておりますとおり、限度額を22億4,400万円、期間は、指定期間の令和4年度から9年度までの6年間といたしております。

現在の指定期間と同じ、この6年間の考え方でございますが、まず、本県の指定管理者制度の運用に関するガイドラインによりますと、一般的な管理業務だけの場合は3年以内とされております。より安定的な管理が必要で、業務に専門性が認められる場合は5年以内という目安がございます。もちろん、これは一応の目安であり、内容により適切な期間を設定することができるということも明記されておりますので、博物館等の運営を考えた場合、高い専門性や広報、マーケティングの努力が必要であること、

さらに、本業とも言える展覧会の企画には、数年前からの準備が必要であること、また、民間の事業計画を考えた際、3年スパンで立てられることが多いことから、3の倍数がよいのではないかということを考え併せ、平成22年度から6年間の指定管理期間としているところでございます。

次に、限度額22億4,400万円の考え方でございますが、長崎歴史文化博物館と孫文・梅屋庄吉ミュージアムが行う事業について、表が上下に分かれておりますとおり、負担金事業と利用料金事業の2つに大別しております。

負担金事業というのは、人件費、調査研究事業費からの光熱水費、清掃、警備等の委託費など、博物館が存在する以上一定必要な経費、ランニングコストの事業のことを指しております。負担金事業は、博物館としての基本的な活動を支えるものとして、この部分を、設置者である県と長崎市が負担することで、指定管理者が安定した経営・運営を行うことが可能になるということになっております。

次に、利用料金事業については、展覧会事業、駐車場収入、さらに現在の博物館に不可欠で、その魅力を一層向上させるミュージアムショップなどの経費で、これらは一定の収益を生み、それも努力や工夫、投資の仕方により大きく収支が変動する事業でもあります。

負担金事業により安定した基盤を保障した上で、指定管理者に創意工夫や努力を促し、ノウハウや機動力など、民間が持つ大きな力を発揮していただき、よりよい博物館運営を行ってもらうために設けたのが利用料金事業でございます。

展覧会等の事業につきましては、そこで黒字が出れば、それは指定管理者自らの収入とさせ、

さらに、それを次の事業展開に充当することができるという仕組み、いわゆるインセンティブとして指定管理者の意欲を引き出すという狙いがございます。

4ページの平成28年度決算から令和年3度予算が、現指定管理期間の分で、5ページの令和4年度計画から令和9年度計画が、今回お諮りしております、次期指定管理期間の分でございます。

初めに、4ページの現指定管理期間についてご説明いたします。

この表の見方をご説明いたします。上にあります負担金事業の表の一番上に支出、人件費の欄で数字が3段書きにされておりますが、2段目が博物館の人件費、3段目がミュージアムの人件費、この2つを合計したものが、一番上の合計額になります。以降、一番下の事務費まで続き、その支出額の合計が太枠で囲っております(a)となります。

一方、負担金事業の収入といたしましては、生涯学習事業・受講者負担金などがございまして、これが合計額が(b)となります。なお、指定管理者運営負担金の対象額につきましては、支出額合計の(a)から収入額合計の(b)を引いたものとしております。

その下にあります利用料金事業等の表も、見方は同じで、上から支出、収入、利用料の事業収入となります。

一番下の表が、上の2つの事業を合わせた全体収支を示したものになります。

ここで、委員長、副委員長のご許可をいただいておりますが、資料の訂正をさせていただきたいと思っております。

真ん中の事業費収入(h) = (b) + (e)の表示が間違っておりまして、正式には、事業費

収入(h) = (b) + (c) + (e)でございます。申し添えますが、数字については間違っておりません。(c)をご挿入いただければと存じます。誠に申し訳ございませんでした。

令和3年度は、予算ベースですが、平成28年から令和2年の間における収支は、毎年黒字となっております。

全体収支で特筆すべきところといたしましては、平成29年度に3,337万1,000円の黒字を出しておりますけれども、こちらの主な要因といたしましては、ジブリの大博覧会を開催いたしましたところ、入館者目標の10万人に対しまして15万人の入館者がございました。年間来館者数も、当初の45万人の見込みに対して62万人の入館者となったところによるものでございます。

一方、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、入館者数も、令和元年度の3割程度にとどまり、事業全体に大きな影響を受けました。このことから、令和2年度の6月補正として、令和元年度に館で発生した新型コロナウイルス感染症対策に要した経費117万9,000円を負担いたしました。

また、2月補正の、これは県庁全庁的なものになりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う利用者の減少等により、多大な影響が生じている指定管理者等に対する支援事業であります。指定管理者等支援負担金1,000万円により、全体収支がかろうじて黒字になるといった形になっております。この2つの負担金につきましても、県と長崎市で折半しておりますことを申し添えます。

また、5ページの令和4年度から令和9年度までの計画案につきましては、開館以降の事業実績等から、負担金事業に必要な金額について、一定程度予測が可能となっておりますので、先

ほど平成28年度から令和2年度の決算に触れましたが、それ以前からもおおよそこの程度の額で運営してまいりました。これまでの運営内容や展覧会のあり方などから判断して、基本的にほぼ同額で安定した管理運営が可能と見込んだ上で、今後、人件費、職員の給料等につきましては、最低賃金の引上げ等の変動率等を加え、これからの6年間に必要な負担金を算定した次第でございます。

その他の項目の個別の説明は省略させていただきますが、これまでの実績をもとに算出しております。上の表、下の枠外に債務負担設定額と記載してありますように、年間3億7,400万円を上限として負担することで、博物館の安定的な経営・運営が可能になるものと考え、その6年分に当たる22億4,400万円を債務負担額として計上しているものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(一)分科会長】 次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【永峯観光振興課長】 それでは、私の方から、9月の追加補正予算といたしまして計上いたしております。観光地受入態勢ステップアップ事業について説明をさせていただきます。

資料は、表紙に予算決算委員会観光生活建設分科会補足説明資料と記載されている資料の2ページをご覧くださいと思います。

この事業につきましては、昨年度も新型コロナウイルス感染症対策の事業として実施をした事業でございますが、本年度につきましても、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が大きいこと、そしてまた、先般、8月の大雨災害により、雲仙温泉街において多大な影響が生じ

たといったようなこと、こういったことを踏まえまして、今回、追加補正予算として計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

予算額につきましては、5億8,600万円でございます。事業概要、目的等につきましては、これは昨年度と同様でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えた観光地の受入態勢の整備、そしてまた、雇用の確保、こういったことを進めるために、県内に事業所を置く宿泊事業者、交通事業者、旅行会社、観光協会の皆様、そういった方々が実施する、受入態勢強化のための取組の支援を行うといったようなことを目的といたしております。

事業者の皆様方への予算といたしましては、5億6,600万円、公募提案型委託事業と記載しておりますが、こちらの予算を予定いたしております。先ほど申し上げたような、今後のお客様を受け入れる態勢整備というようなことで、ここに挙げております、おもてなし力向上対策、誘客対策、安全安心対策、こういったことに取り組む際に、その人件費、そしてそれに要する諸経費、事務経費等について委託事業という形で交付をしようとするものでございます。

そして、のところに書いてありますが、雲仙温泉街の事業者につきましては、これに加えて、例えば風評被害対策のための情報発信、こういったものに要する経費など、災害関連対策についても対象とするということで考えております。

委託料の上限につきましては、基本的には1事業者当たり1,000万円、雲仙温泉街の地区につきましては、倍の2,000万円という形をとっております。

そして、雇用の維持という観点がございますので、事業費全体に占める人件費の割合は2分の1以上としていただくことをお願いいたします。

おります。

そして、対象事業者は先ほど申し上げたとおりでございます。

事業期間につきましては、最大2か月間ということで、具体的に申し上げますと、今のところ12月、1月を予定いたしております。ただ、雲仙温泉街の事業者につきましては、前倒しして募集等を開始いたしまして、3か月、11月から1月の期間を事業期間として予定をいたしております。

一番下の人件費及び事務費と書いておりますのは、これは県の方における事務費のことでございます。それぞれの経費で2,000万円を計上しているというような状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第121号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 それでは、第110号議案の補正予算の指定管理者の指定について、質問させていただきます。補足説明資料を中心に質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページのところでございますが、応募が1者だけだったと。このところでまず、なぜ1者だけだったのか、競争の原理が働かないことになりますので、その経緯と、それともう一つ確認したいのは、この乃村工藝社は、現在継続でされていると伺いましたが、何期目に当たって、これまで何年間されてこられたのか、お尋ねいたします。

【土井口次長兼文化振興課長】 松本委員からのご質問でございます。なぜ応募団体が1者だっ

たのかというご質問でございます。

先程もご説明させていただきましたが、今回の募集期間につきましては、3月30日から6月21日までの84日間ということで、これは他館の博物館の直近の募集期間と比較いたしましても、最も長い期間でございました。そういった意味では、募集期間につきましては十分であったと思っております。

また、加えて、これは前回の募集の段階でございますが、共同企業体の応募についても認め、参加の要件を前回から緩和しているところでございます。

また、ちょうどコロナ禍でもございましたので、現地説明会につきましては、広く参加を募る意味から、オンライン等で開催したところでございます。

実は、説明会当日は、県内外の業者、合わせて6者のご参加をいただいたところでございますが、ただ、結果は1者のみの応募ということで、説明会においでいただきました業者の方に、なぜという理由をお尋ねさせていただいたところ、やはり新型コロナウイルス感染症の感染拡大が非常に大きな状況もございまして、投資に見合う利益が得られるのかと考えた時に、非常にリスクが大きいというご判断という意見もございました。そういった意味では、そういった理由が大きな要因ではなかったかと思っております。

また、乃村工藝社が継続してどれくらいかと、平成17年からしております、17年からまず5年間、次の指定期間、2期目が6年間、3期目が現在進行形で6年間でございますが、今、ちょうど17年ぐらいの期間になるところでございます。

【松本委員】 今回の予算で県負担金3億7,400

万円の6年間、22億4,400万円という多額な予算でございますので質疑させていただきますが、答弁の中に、1者で17年目に当たると、今回で4期目、応募が1者だったということに、やはり県民の税金を負担するわけですから、そここの競争の原理も含め、チェックをしっかりとっていたかというところの部分で質問いたします。

2ページのところに入館者数がございます。やはりこれまでの17年間の中の実績が評価されたもので判断されたと思いますが、その中でちょっと気になったのが、目標が45万人となっておりましたが、目標人数がどんどん、どんどん下がって行って、最終的には38万人になっている。もちろん来館者もそれに合わせてどんどん、どんどん減っていている。特に気になったのは、平成29年45万人の目標で61万人、これはすごいことですが、今度、平成30年は目標を9万人下げて36万人で39万人ということで、コロナ禍の影響で、令和2年に至っては、もう12万人まで下がっているということでありませう。

この来館者が年々減少していることに対して、コロナもありますから、次の6年間でどうやって来館者を増やしていくのか。これまで減った経過に対しての反省点や改善点とか、そういったものは、恐らく評価の時に議論になったと思いますが、どのように認識していらっしゃるか、お尋ねいたします。

【土井口次長兼文化振興課長】 これまでの6年間の事業費の実績、今後のコスト等も踏まえてですが、負担金の対象につきましては、先ほど申しました人件費と光熱水費、調査研究費等で、博物館が存在する上では必要となる経費でございまして、博物館の基礎的活動を支えるものと

いう認識でございます。

適切な負担金の支出についてでございますが、実は、毎年、年度の中間と年度事業完了後に確認検査を実施いたしまして、指定管理者が実施いたします業務について、しっかりチェックを行っているところでございます。

また、次期指定管理期間のコストの計算につきましては、人件費につきましては、最低賃金の引上げ等変動もございますので、これまでの経験則とか、そういった賃上げも若干加えまして算出させていただきました。

いずれにいたしましても、この経費自体は長崎県と市の、いわゆる公金での運営でございますので、しっかりしたコスト意識を持った対応を今後もやっていくということで考えているところでございます。

また、入館者数の目標につきましては、どうしてもその年に開催される企画展等の種類によって、やはり上下していくところでございます。人気がある展示会をやれば高く設定したりとか、そういったものもありますので、いずれにせよ、統一した同じような数字にはならないということでございますが、委員ご指摘のとおり、やはり入館者数も年々、少しずつでございますが、令和2年は別といたしまして、減っていったのも事実でございます。そこは真摯に受け止めて、今後しっかりとこら辺の対応に努めていくという覚悟でございます。

また、今後、数を上げるためにこういった形で運営していくのかということでございますが、昨年の5月に文化観光推進法というのが施行されました、いわゆる地域計画というのが、今年の5月にご認定をいただいたところでございます。計画に基づきまして、デジタルアーカイブの再整

備とか、コンテンツの多言語化、例えばお白洲で行われる寸劇を、外国の方にも見ていただけるように多言語化を図ったりとかそういったもの、また、長崎県美術館とか出島等との周遊対策にもしっかり取り組んでいくということ、また、令和7年度には、ちょうど開館20周年、それと国民文化祭も開催される予定でございますが、そういったものの機運の醸成というのも図っていくという考え方でございます。

また、集客対策につきましては、11月には「出島メッセ長崎」が開業いたしますが、施設の特色を生かしたアフターコンベンションという形になりますでしょうか、また、イベントのユニックベニューとしても活用できるよう取り組んでいくということ、そして、教育等の基本でございます修学旅行等にもしっかり取り組んでいくということ、今後6年間図っていくというようなことでございます。

いずれにいたしましても、歴博の自力を強化いたしまして、周辺施設や観光事業者とも連携して、文化観光の振興にしっかりつなげて、来館者の増加にもつなげていきたいと考えているところでございます。

【松本委員】乃村工藝社の方のような熱意がありますが、課長の説明は本当、もうちょっと簡潔にいただきたいのですが、でも、結果的には減少しているということと、1者で17年間やっているという現状の中で、今おっしゃったようなことをしっかり次の6年間でやっていただければ、成果は出るものと思いますが、やはりチェック体制をしっかり強化しないと、結局、下がっても上がっても6年間はまだ契約されているわけでございますから、競争も働いてないので、そのところはやはりしっかりと、任せた以上は、そういったものをちゃんと実際やって

いるかどうか、毎年チェックされていると思いますので、乃村工藝社に対して要望していただきたいと思います。

あと1点だけ、A3のところ、平成28年から令和2年までの債務負担行為の金額と、今後、令和4年から令和9年の計画が上げられています。やはり来場者が減っていった中で、今後も大幅に増えることを見込むのは厳しいかと思っています。これも税金ですので、やはり気になったのは、当然、必要経費という説明が先ほどありましたが、コストカットというものが、支出合計が全く変わってないということ。

それと、計画に関しましても、3億7,400万円がもう担保されていますから、当然、3億7,400万円の枠内で令和4年から令和9年の計画が組まれております。つまり、もう既に3億7,400万円いただいているから、その中でやればいいという計画になるわけですが、やはりコストカットの意識を持ってやっていただかないと、来館者も減っていきますし、そこの中でどのような意識を持っていらっしゃるのか、考え方をお尋ねいたします。

【土井口次長兼文化振興課長】委員のおっしゃるとおり、コストカットという観点は非常に大事な部分だと思っております。

私もこの3億7,400万円、単年度で限度額という形で、今回債務負担をいただきますが、契約自体は、負担金は毎年毎年、単年度で要求いたしますので、毎年の細目協定の中でしっかり必要な額というのを見極めながら、定めていくこと、併せて、活動内容も見ながら、入館者の増というのを図っていくということで、しっかりしたコスト意識を持った形で、今後、指定管理者と連携を図っていきたいと考えているところでございます。

【松本委員】最後にしますが、もう開館から20年ということで、やはり県民の方々にとってもマンネリ化しているところで、一回行ったから行かなくてもいいというふうに思われなないように、やはり新たな試みもどんどん企画していかなければいけないと思いますし、コンベンションや修学旅行や県外からも来ていただけるような、県内の子どもたちや、また関係者ですね、歴史に関係する方が集まっていただけるようにするためには、それなりの仕掛けが必要になってくると思います。

厳しい状況の中でそれに取り組んでいかなければいけないわけですから、今までと同じようなやり方で、ただ随契していくようなことではなくて、毎年毎年どういうものを考えているのかということも、やはり提示していただいて、それに対して県からも意見を言っていて、そういった6年間の取組にさせていただくことを強く要望して、質問を終わります。

【中村(一)分科会長】文化観光国際部の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き、文化観光国際部の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時30分 再開

【中村(一)分科会長】会議を再開いたします。午前中に引き続き、文化観光国際部関係の審査を行います。

質問はありませんか。

【前田委員】観光客受入環境整備事業費について、質問させていただきます。

コロナが少し収まる中で、“心呼吸”の旅も再開したということで、県民の方も非常に喜んで

おられますけれども、観光業者、特に旅館・ホテル関係の厳しいという現実はまだ変わらない状況の中で、少し数値で、宿泊施設等の稼働率等が、昨年、一昨年と比べてどの程度あるのかということ、まずお知らせいただきたいと思っています。

【永峯観光振興課長】宿泊施設の稼働率でございますが、これは県内の主な宿泊施設、約200施設の稼働率を独自に調査しているものがございます。

全体で申し上げますと、これは年度ではなくて年になりますけれども、例えば令和元年につきましては、年間64.5%であったものが、令和2年につきましては、年間平均で47%というようなことで、20%弱の落ち込んでいる状況でございます。

そしてまた、今年に入りましても、まだ厳しい状況は続いておまして、例えば直近の6月で申し上げますと、昨年の6月は42.9%であったものが今年は36%というようなことで、昨年より落ちているというようなこともございます。引き続き厳しい状況ということでございます。

【前田委員】ありがとうございました。長期にわたるコロナ禍の中で、今答弁にあったような稼働率も非常に厳しく、落ち込んだままですけれども、期間が長引く中で、経営状況も厳しくなっていると思うんですよ。だから、今後、そういった経営状況などについても調査等もしてほしいと思いますが、そうした中で、今回、雲仙温泉街のことも含めてだと思っておりますが、公募提案型委託事業ということで5億6,600万円予算を上げていますけれども、内容については説明書に書いてありますので質疑はいたしませんけれども、昨年の5月、多分、同様なステップアップ事業で組んでいると思うんですが、そ

のときの予算の額と実績というか、応募した数に対して採択が幾らされたのかということを含めて、それと申請の額、予算は一定決まって、多分、それで打ち切られていると思いますので、申請のあった額についてご答弁いただきたいと思っています。

【永峯観光振興課長】この公募提案型委託事業につきましては、昨年度も実施したということ、先ほどもご説明の中で申し上げました。昨年4月の臨時議会で予算を議決いただきまして、連休明け、5月7日から募集を開始したという状況でございます。

4月の臨時議会で予算をいただいて、その後応募が殺到いたしまして、5月の専決補正予算で追加をさせていただいております。その合計で申し上げますと、9億3,700万円でございます。採択件数につきましては202件、採択の金額にいたしますと、約8億5,500万円という数字でございます。

実際の申請の金額につきましても、ほぼこの金額と同様の金額ということでございます。

【前田委員】端的に聞きますが、去年の分での採択漏れというのはないということで理解していいんですか。

【永峯観光振興課長】昨年は5月に募集を開始して以降、随時、申請があればそれを受け付けるというような形で対応してまいりました。最終的には年明け、1月あたりまで受付をしたということでございますので、そういった中で申請ができなかったというようなことはほぼなかったということでございます。

【前田委員】その上でですが、今回、5億6,600万円上げていますが、これの積算の内訳というか、予測というのはどんな形で、今はじっているんですか。

【永峯観光振興課長】この予算額の内訳でございますが、まず、対象の事業者数につきましては、昨年度と同程度の事業者様の支援を行うという前提で積算をいたしております。

ただ、午前中のご説明の中で申し上げましたけれども、昨年度は事業実施期間、3か月間とっておりましたが、今年度については2か月間というようなこともございまして、その分で少し減る分が出てくるというもの。それと、逆に、雲仙温泉街地域につきましては、限度額を2倍の金額といたしておりますので、雲仙温泉街につきましては、昨年度の雲仙温泉街の実績額を2倍した額を予算として、その合計で現在のこの金額という形で計上させていただいております。

【前田委員】業界の方々からは非常にありがたいというお声を早速いただいておりますけれども、今、ご答弁の中にも少しありましたけれども、雲仙が打撃を受けているので、ここに対して手厚くするというのも、もちろん私たちとしてもそれは望ましいと思います。

ただ、雲仙以外の方から、雲仙の方々がお困りだから、手が挙がるだろうし、額も増えてくるだろうと、そうしたときに自分たちというか、例えば長崎市、佐世保市とか、そういう方々のところまでの公募というか、企画提案が、予算の枠があるんだろうかというご心配の声が上がっていったので、今お尋ねしたんですが、今の話でいくと、そういう状況も踏まえて雲仙の分は、昨年の2倍程度の予測をしているということですから、昨年の分が十分、一度行き渡っているという中で言えば、その次の段階でまたステップアップする中では、この5億6,600万円ですと十分だという判断をされたというふうには受け止めます。

実際、そうしたら、申請がかなり出てきた時には、どうするんですか、予算で当然打ち切るというか、状況の中でまた地域からも検討するということになるのかどうかだけ、最後にそのあたりをお尋ねしたいと思います。

【永峯観光振興課長】先ほど申し上げましたとおり、昨年度につきましては、開始時期も年度の早い時期だったということもございまして、予算額につきましても、途中で追加をさせていただくようなこともいたしておりましたので、先ほど申し上げたとおり、随時、年間を通じて受付を行ったところでございます。

今年度につきましては、残りの事業期間も非常に短いと、年度末まで見た場合ですね、そういった部分もございまして、予算額につきましても、昨年と比べますと若干少ない部分はございますので、そういった意味から、一定期間、雲仙の方を先行して始めますけれども、10月いっぱいまでの申請期間というようなことで受付をいたしまして、そこで一旦お出しいただいた提案を見させていただいて、その中でより今後の、例えば観光消費額の増加につながるようなものでありますとか、滞在型観光の実現につながるようなもの、そういった事業効果が高いと思われるものを、私どもだけではなくて、外部の専門家の方にもご意見を伺いながら、その中で優先順位をつけながら採択していくというような手順で今のところ考えております。

【前田委員】まさしく今、答弁があったように、前回出されたところがまた出してくるという中では、多分、今回の予算額以上のものが上がるんじゃないかということを懸念しておりまして、そうした中で言うと、確かに一度あったもので、また再度出すに当たっての内容の充実度というか、本当にそれが次の活性化に向けてつながっ

ていくかということが大事だと思うので、要望しようと思っていたのは、内部だけではなくて、企画内容を精査できる能力のある方というか、そういう方のサポートも必要としながら、はたから見ても、もし漏れたところがあるなら、ここが足りなかったんですよというところを返せるようなことまで含めて、次につなげていけるような形でやっていただきたいと思います。

まだまだ厳しい状況が続く中で、第6波もくるかもしれないという話の中では、これ以外の支援等についても、今後積極的というか、業界の声を聞きながら検討していただきたいということを要望するわけですが、最後に部長の方から、今回の事業費を上げた気持ちと今後について、少し、思いがあればご答弁いただきたいと思えます。

【中崎文化観光国際部長】ステップアップ事業というのは、まずは厳しい経営状況の中で雇用維持を図るといような目的がございますけれども、先ほど委員からご指摘がありましたように、名前がステップアップでございます。観光客の皆様を受け入れるような状況になった時に、いかにサービス、あるいはおもてなしをどうしっかり磨き上げることができるかということも大事でございますので、そういったことも含めて、この事業効果が最大限になるような形で取り組んでまいりたいと思えます。

また、コロナ禍の中、刻々と感染状況は変わってまいりますので、逆に、今少し感染も落ち着いておりますので、“心呼吸”の旅を再開しているところでございます。

そういった感染状況に合わせて効果的な政策が打てるように、事業者の皆様の声もしっかりと聞き取りながら力を注いでまいりたいと思っております。

【中村(一)分科会長】ほかに質問はありませんか。

【小林委員】ちょっと席を外しております、前田委員からステップアップ事業の質問があったということでありまして、私が質問をするのに、ひょっとしてダブっている面があったら、これはもう既に答えたということでおっしゃっていただければ、また違う角度から質問をさせてもらいたいと思えます。

このステップアップ事業というのが、評判が非常に高いわけです。私は、全国的にどの県も国の事業でやっているのかと思っておりました、率直に言って。昨年からはまったということで、要するに地方創生の交付金を使うわけだから、そういう面では国の制度かと思っていたわけです。ところが、先ほど聞きましたら、長崎県単独の独自のものと聞いて、実は正直言って、すごいなという感じがしたわけでありまして。

というのが、昨年1年間の評判を聞いておりますと、非常に評価が高いわけです。それで、こういう使い勝手のいい制度・仕組み、これはまさに今回のヒット商品ではないかと。一番喜ばれるような状況で、いわゆる成果につながるというようなことで、目的が、まずやっぱり人の確保、とにかく雇用確保というものが一つ。

それから、お客様にぜひともお越しいただきたいと、その受入態勢を整える、あるいは戦略を打つ、こういう本来の企業としてのあり方についての支援ですから、これ以上のものはないわけです。

そこでお尋ねをしますけれども、聞かれていますかどうか分からないが、昨年の実績はどれくらいであったのかどうか、これは前田委員から聞かれましたか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃ、それは聞いたということで、私も大体答え

はわかっておりますから。

そうしますと、使ったお金も大体聞かれましたか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうですか。そうすると、今年度と昨年度の予算の多いとか少ないとかということも聞かれましたか。（「それは聞いてません」と呼ぶ者あり）じゃ、それをお尋ねします。

【永峯観光振興課長】昨年度の実績のところでは少し補足を申し上げますと、先ほど採択件数202件と申し上げましたが、これは第1次申請者と申しますか、この事業概要欄に書いています宿泊事業者、交通事業者、あるいは旅行代理店、こういった申請の方々の数でございますが、ただ、観光関連と申し上げますと、飲食店であったり土産物店であったり、そういった関連事業者の方々もいらっしゃいます。

そういった方々につきましては、先ほど申し上げた第1次申請者の方々と連携して上げていただければ対象とするということで、昨年度事業をいたしましたので、そういった連携事業者まで含めると、本事業を活用した事業者数につきましては約400者というようなことになっております。

それから予算につきましては、昨年度の実績をベースに事業期間、あるいは雲仙に対する上乘せの支援、そういったところを勘案いたしまして今回の積算をいたしております。全体といたしましては、先ほど少し説明しなかった部分があるんですが、まず、期間を3分の2にしたというところが一つございます。それと、先ほどお話があった、より効果的な事業、昨年度よりプラスアルファと申しますか、まさにステップアップした事業を採択するというような視点で、3分の2を掛けた金額に、さらに80%を掛けていますので、事業期間だけと比べますと、昨年度

よりは予算額としては若干目減りしているというようなところはございます。

ただ、先ほど申し上げたとおり、事業期間が昨年度より少し短いというようなことであったり、年度末までの期間を勘案いたしますと、今回につきましては、こういった金額でまずは計上させていただきたいと考えているところでございます。

【小林委員】昨年度の採択件数と今年度の採択件数をどのように考えているかということ、また、それと同時に、それによって予算の確保がどうなっているかということ。要するに、昨年は結構潤沢にあったのではないかと考えておりますけれども、昨年度の実績と、また新しく今年度でやろうとされている採択件数と、また、おっしゃった関連の事業者を入れて、1年前と今回の思いと、予算の関係を教えてくださいませんか。

【永峯観光振興課長】採択件数につきましては、先ほど、予算は若干、去年と比べると少し目減りしているというようなお話もいたしましたが、件数といたしましては同程度の規模、200件程度を採択するというところで考えています。これは一時申請者の数でございますので、連携事業者まで含めると400事業者ということで、そこは昨年並みに採択をしていきたいと考えています。

限度額につきましては、1,000万円という設定をいたしておりますが、昨年度の実績を見ますと、平均すると、一事業者当たり大体400万円というような数字が一つございますので、そういった意味で、若干それが少し減ってくるようなところはございますが、採択件数といたしましては、昨年度と同程度の件数を採択できるのではないかと考えております。

【小林委員】 昨年の採択は、大体200件をちょっと超えて、関連を入れて、その倍ぐらいと。それと同じようなことを今年度も希望しているというようなことで、そここのところで大体予算が、基本的にはどうなっていますかというところを先ほどから聞いているんですけども、今回は少ないと。どのくらい少ないんですか、前年度と比べて。

【永峯観光振興課長】 期間で申し上げますと、昨年度は3か月の実施期間としておりましたところ、今年度は雲仙を除いたところの話ですが、2か月間ということですので、まずそこで3分の2の事業期間ということになりますので、昨年度の実績に3分の2を掛けているというところまでは、（「金額を言うてくれ」と呼ぶ者あり）

金額で申し上げますと...、すみません、ちょっと休憩をいいですか。

【中村(一)分科会長】 暫時休憩します。

午後 1時49分 休憩

午後 1時50分 再開

【中村(一)分科会長】 分科会を再開いたします。

【永峯観光振興課長】 具体的な数字で申し上げますと、その期間が3分の2になった関係で、約2億6,000万円が減っているという状態でございます。

それから、そこをまたスタートラインに、さらに件数を、ブラッシュアップしていただくようなことで80%を掛けていますので、その20%のマイナス分が約1億400万円ということでございますので、この1億400万円の部分が、昨年度と比べると目減りしているというようなことで先ほど申し上げたところでございます。

【小林委員】 そうすると、3か月を2か月にしたということで、3か月の効果と、1年やってみ

て、今回は2か月と。これは何か戦略の中であるのか、予算が不足したからそうなったのか。本当は3か月したいんだと、もちろん後で聞くけれども、雲仙は別として、3か月あったのを2か月にしたというのは、予算が少なかったからそうせざるを得なかったのか。その3か月と2か月の、これからのステップアップの波及効果がどうなのかというところなんです。そこを質問します。

【永峯観光振興課長】 2か月とした理由でございますけれども、これは期間が先に立ったということよりも、事業の終期、1月末ということで設定をいたしておりますが、ここをベースに考えております。と申しますのが、今回の事業につきましても、国のコロナ対策の臨時交付金を活用いたしておりますので、国に対して事業結果の報告でありますとか、そういったものを行う必要がございます、その実績報告の期限から逆算して終期を、終わりを1月末に設定する必要があったということでございますので。

逆に、今回ご審議いただいて予算が可決した後に、どこからスタートできるかということ考えた場合に、雲仙以外は12月からというようなことで、今、予定をいたしておりますので、そういった意味での2か月間ということになっております。

【小林委員】 そうすると、前年度実績として雇用維持をですね、本来ならば、もう経営は成り立たないから、やめてもらうか、もしくは自宅で待機と、そういうふうなことになるんだけれども、今回のステップアップ事業でどれくらいの雇用を維持することができたかという、その実績はどうですか。

【永峯観光振興課長】 昨年度の実績につきましては、雇用を維持できた人数といたしましては

約2,200名という数字でございます。

今年度も、仮に全額が人件費に充当した場合という仮定の試算でございますけれども、これは県内の平均賃金等で、約1,200名の雇用が維持できるものと試算をいたしております。

【小林委員】そういうきちんとした実績が上がってきているわけよ。この2,000名が職を失うのと、維持ができたということについては雲泥の差があるわけよ。この辺のところを、私たちは率直に評価をしなければならないと思っているんです。

それと同時に、非常にステップアップ事業の評判がいいのは、例えば、こうやって自分の事業が成り立たないとか、コロナの関係でお客様が来ないからと、じゃ休業を、つまり自宅待機をお願いすると。そうしたときに、当然、雇用調整助成金が出てくるわけですよ。

雇用調整助成金の評判がいま一つよくないのは、申請に時間がかかる、申請されてから本人にお金が渡るまでの間、今は大分短くなっていますけれども、それでも、長い時は2～3か月、本人にお金が渡るまでにはなかなか時間がかかった。

しかし、このステップアップ事業は、例えば雇用調整助成金は、大体9割方ですよ、10分の9ですよ。そうすると、例えば10万円の給料をもらう人は9万円の雇用調整のお金をもらうことができるわけだけれども、時間がかかると。しかも、自宅で休んでいるわけだから、また戻ってきて本来の姿に戻るまでに相当時間がかかるわけですよ。

ところが、このステップアップでは、これが辞めないで、休まないで、そのままの職場で経営戦略を考えるというようなことで仕事を与えているから、いわゆるモチベーションというか、

そんなものをずっとキープすることができる、こういうことなんです。ここに、いわゆる雇用維持の雇用調整助成金との違いが、私は顕著だと思うわけです。

ですから、そういう面からしてみても、これはぜひとも力を入れていただいて、問題は、雇用調整助成金はまだずっと続くかと、コロナが続く限り、第6波がきたら、第6波でまたそうだけれども、このステップアップ事業をいつまで考えているかと、いつまでこれができるのかどうかと、その辺のところの見通しはどうか、長崎県版は。

【永峯観光振興課長】委員ご指摘のとおり、私どものもとにも、今、お話がございましたようなお声というのは事業者の方々から届いています。人件費を手当てする、仕事をして雇用調整助成金という制度もございますが、やはりそれでは従業員の方がなかなか元気が出ないというようなこともございますので、事業者の皆様方からも、これは雲仙災害が起こる前から、この事業についての要望は多数いただいております。

今回、予算化するということをお示した中で、各業界からもお声をいただいたところでありまして、私どもといたしましても、こういった事業につきましては、引き続き実施をしたいと考えておりますけれども、ただ、どうしても、今回につきましても、5億円を超えるような多額の予算が必要になってまいりますので、そうした中で、これはコロナの臨時交付金を財源といたしておりますけれども、そういった財源との兼ね合いといったところもございます。今後の国の交付金の状況とか、そういったものを注視しながら検討してまいりたいと考えております。

【小林委員】昨年度に採択された会社が、今回もまた申請ができて、採択される可能性が高いと思うんです。そうしますと、同じ会社が200者の中にたくさん集まると。できるだけ広く、前回参加しなかった新規を求めていきたいというところもあるわけだけれども、またこれは反対に、継続は力ということもあって、1年間でまだ十分な受入態勢の具体的な計画ができていなかったとか、そういうようなところについて、前年度にできなかったことを今年度でやり遂げると、こういうようなプラスもまたあるだろうと思います。

ですから、前年度に参加された方が、採択された方が、また今回採択されるかと、こういうようなことになりませうけれども、ぜひ、せっかくのこれだけの予算を使って、これだけのいい事業ができましたので、この成果を全国に、いわゆる長崎県版として発信ができるように、その辺の指導をぜひともこれからもやってもらいたい。

中崎部長、最後に、そういう我々の気持ちをどう受け止めていただくか、お願いをしたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】これは、冒頭に委員からもお話がありましたように、私も九州各県の観光部長会議で各県の取組を見ると、どの県もやっておりません。事業者の方からも、これは長崎モデルとして、ぜひ、この事業の拡大をやってほしいというような期待の声も上がっています。そういった思いを受け止めながら、いかに事業の最大の効果を図っていくのかが大事かと思っております。

今回の採択に当たっては、取捨選択するというより、今ご指摘がありましたように、それぞれの事業者の状況をしっかり酌み取って、そし

て、全体の予算の中でどう配分していくことが今後の受入態勢にまたつながるかというような中で、職員もそういった思いで審査に臨む、あるいは外部の意見も聞くということでやりたいと思っていますので、ここまでの評価をいただいている事業でございますので、最大の効果を出すように取り組んでまいりたいと思っております。

【中村(一)分科会長】 時間です。

ほかにありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、幾つかお尋ねしたいと思うんですが、観光客受入環境整備事業費がありましたけれども、先ほどいろいろと委員の皆さん方は聞かれていますけど、先般の時には採択が200件だったということでありましたけれども、まず、内訳を教えてくださいませんか。

これには宿泊事業者、交通事業者、旅行会社、観光協会とありますけど、その200者はどういうふうに採択したか、内訳をまず説明いただけませんか。

【永峯観光振興課長】 内訳を申し上げますと、宿泊事業者が118件、交通事業者が28件、旅行会社が22件、観光協会が34件、合計で202件ということでございます。

【山田(博)委員】 それで、観光振興課長、今回またこういうふうな事業をするということで、大変いいことだと思っているんですが、これは私も高く評価している委員の一人なんですけれども、これを今度は、「等」とありますけれども、要望書にも、観光関連に関係する酒の会社とかありますね。こういったところも、例えば応募したら対応できるのか。

今、ここに宿泊事業者、交通事業者、旅行会社、観光協会とありますけれども、観光関連に

関係する、被害をこうむっているところも受けることができるかどうかというのを、先ほど酒の会社のいろんな要望がきておりましたけれども、そこはいかがなんでしょうか。

【永峯観光振興課長】観光関連事業者と申しますと、ここに挙げております4つだけではなく、ご指摘のとおり、その他の業界の方々も関わっておられる方はいらっしゃいます。

飲食店でありますとか、土産物店でありますとか、酒屋さんも含めて、そういった事業者の方々も、宿泊事業者でありますとか、旅行会社でありますとか、そういったところと連携していただければ対象とするというようなことで、昨年度も実施しておりますので、そういった連携事業者まで含めて、昨年度は約400件の事業者を対象としたということでございますので、今年度も同じような取扱いで実施したいと思っております。

【山田(博)委員】ということは、これは幅広く対応できますよということでありましてけれども、この中に、一つ気になったのは、事業費に占める人件費の割合は2分の1以上とありますけれども、これは、例えば会社とか事業者にとっては、人件費もさることながら、別のところにしてやりたいとかなんかもあると思うんですけど、そういったところを、やっぱりそこは柔軟にやった方がよろしいんじゃないかなと私は思うんですが、どうですか、それは。

この人件費が、事業費に占める割合が2分の1以上になってないといけないというのがあってはいるけれども、こういうのは参考という形にしておかないと、要はこれは、観光受入れの事業者を救うための事業ですから、そこはがんじがらめにしない方がよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

【永峯観光振興課長】この事業につきましては、昨年度も同様でございますけれども、観光コンテンツの充実といった視点というのが当然ございますけれども、併せまして、事業者の方々の雇用の維持といったところを、守っていこうというような趣旨で始めた事業でございますので、そういった意味で、この人件費の割合は2分の1以上という条件をつけて事業を実施してきたというところでございます。

先ほどご指摘がございましたとおり、事業者の方々によっては、いろんなご意見とかお考えもおありかと思っておりますので、例えばここを原則としてとか、そういったようなことでの運用ということも少し検討してみたいと思います。

【山田(博)委員】ぜひ、そこはそういうふうにお願ひしたいと思っております。ケース・バイ・ケースでありますから、お願ひしたいと思っております。

もう一つお尋ねしたいんですが、先ほど効果は、雇用が随分と確保できたということでありましたけれども、ほかに、実際これをやって、財政当局とか何かに対しては、予算を確保する時にも、声だけじゃなくて、例えばお店の売上がどれだけ上がったかというのを、試算というのは把握されておられますか。

【永峯観光振興課長】昨年度具体的に取り組まれた中身と申しますと、例えば宿泊施設であれば、特産品を活用した新たな料理のメニューの開発であったり、あるいは体験メニューの開発といったようなことに取り組まれた事業者が多かったです。

ただ、メニューの開発等を行った中で、それがまだなかなか販売に至っていないというような例もございまして、昨年つくり上げた中身がどれだけ売り上げにつながったかというようなところについては、今の段階では、私どもも

把握をしてないところがございますが、そういったものを今年度の事業で、さらに販売につながるような、そういったブラッシュアップした取組をやっていただくというようなことも想定して、今回、事業を組んでいるところがございます。

【山田(博)委員】それで、文化振興課長、観光がステップアップでやっておりますね。ここは、先ほど、今から質問していきますけれども、入場者数がどんどん減っているということで頑張っているんだけど、企画によってこうなんですよとありましたけれども、ここは観光振興課と文化振興課も、歴史博物館とかいろいろありますから、歴代3課長、あの方々のところも、やっぱりそういったことをやりながら、スポーツ振興課長、あなた方もやっぱりそういったところをせんといかんと思うんですよ。国際観光振興課長、あなたのところもね。こういったことを部でやっているわけだから、その取りまとめは誰かという、文化観光国際部長なんです。

部長、そこを、何か観光振興課長だけがホテルで頑張れば良いというわけじゃないからね。いろんな世界遺産とか美術館とか歴史博物館があるわけですから、国際観光振興室も、いかにしてコロナ禍の後にやっていかないといかんかということがありますから、もう一つ、物産ブランド推進課もね、これは大事なところを忘れちゃいかんかったですね。そういったところをやっていかんといかんから、そこをどのように取りまとめ、それをまたステップアップするかのというのが部長の手腕のしどころなんです。そこを、あなたがどういうふうにしてこれをさらにステップアップしていこうかというのを、見解を聞かせていただきたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】それはご指摘のとおりだと思っています。文化観光国際部というのは、本当に文化、観光、国際、世界遺産、スポーツ、物産、長崎県の強みを結集した部でございますので、それぞれの課の施策を単独で行うのではなくて、どう組み合わせると相乗効果を出していくのかというのが大事だと思っています。

特にこのステップアップも観光事業者の中で、先ほど委員からもご指摘があったように、いかに飲食店、あるいは県産品を使った事業者と連携していくのか、あるいはインバウンドの視点でお客様を呼び込んでいくのかと。多分、つながる部分は、要素はあると思いますので、これはこの事業に限らずだと思っています。それぞれの施策がより効果を出せるように、特に今からコロナ禍に向けて非常に厳しい状況が続くと思いますけれども、それぞれの事業者の期待に応えるような施策に取り組んでまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】文化観光国際部長、私は思うけれども、やっぱりあなたがなぜこの部長の席にいるかというのは、知事は大変期待していると思うんですよ。知事の期待に応えて、中村県政を盛り上げるために、これはぜひやっていただきたいと思っております。

続きまして、公の施設の指定管理者の指定についてお尋ねしたいんですが、文化振興課長、この5ページの補足説明資料の令和4年度から令和9年度の6年間の債務負担行為というのは、人件費とかいろいろありますけれども、これはどなたがつくられたのですか、そもそも中身というのは、細かい中身は。

【土井口次長兼文化振興課長】文化振興課の中で協議をいたしまして作成させていただいた次第でございます。

【山田(博)委員】これは文化振興課でつくったわけ。これは何ですか、今、歴史博物館の入場者数とか何かというのは、どれだけにするかというのは、例えば資料収集等の調査研究とかありますけれども、こういうふうな計画というのは、これで果たしてできるかできないかというのは、ある程度どういった試算をしたかというのをお尋ねしたいと思います。

いいですか、展示、資料収集等の調査研究とあるじゃないですか。令和4年から令和9年まで、ずうっと1,250万円でしょう。例えば初年度はスタートだから少ないのはわかるけど、今からだんだん頑張っていくって、山あり谷ありとかぐらいがあればまだわかるけれども、なんでこういうふうにするのかなと思ったわけよ。

【土井口次長兼文化振興課長】今回ご審議いただいております令和4年から令和9年までの債務負担行為につきましては、これまでの実績をもとに平均等を活用しながら計上させていただいた資料でございます。

もちろん山あり谷ありということも理解できますが、将来的にまだまだ予想がつかない部分もございましたので、平均という形で計上させていただいた次第でございます。

【山田(博)委員】お伺いしますけれども、将来的にこういうふうにするとか、ああするとか何か目標があってするんだったらいいけれども、ただ単に数字を並べて、これぐらいがいいんじゃないとか、もっと主体的にやっているというのが見受けられないんですよ、この数字から見ると。

部長、どう思いますか。私が言っていることはおかしいかね。部長、どう思われますか、率直な意見を聞かせていただきたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】どうしても債務負担

という形で6年間という長期のスパンでの試算ということでございましたので、先ほどの文化振興課長の答弁でございますけれども、それぞれ執行するに当たっては、その情勢の変化をしっかりと酌み取りながら予算を計上し執行していくことが大事だと思っていますので、今、こういう形での6年間の提案をさせてもらっていますけれども、より1年1年の事業の効果が出るように、そこは博物館としっかり協議しながら取り組んでまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】あえてもう一つ言わせていただきますと、施設設備の保守点検業務費とあって、修繕費、修繕費なんか、いいですか、577万円がずうっと続いているんだよ。これは、小学生でもわかるよ。だんだん建物は古くなるんだから、そういった修繕費はお金がかかるんじゃないかと、小学生でもわかる。こんな出し方ではいかがなものかと思えます。あえて指摘だけして、次の質問に移りたいと思います。

部長、私は国政の方に行くから、ここで言うのはこれで終わりだけれども、もうこれ以上は言わないよ。後は、東京でまた一緒に。

続きまして、今度、指定管理は、孫文・梅屋庄吉ミュージアムも入っているでしょう。そもそも前はどこだったんですか、お答えください。

【土井口次長兼文化振興課長】孫文・梅屋庄吉ミュージアムにつきましては、平成26年4月にオープンいたしております、その当時から乃村工藝社ということで、同じ指定管理者でございます。

【山田(博)委員】ちょっとお尋ねしますけれども、1者で評点したとありますね。ほかに参加をしてもらおうような努力はしているかしてないか、そこだけお答えください。

【土井口次長兼文化振興課長】先ほどもご答弁

申し上げましたが、とにかくこういう厳しいコロナの状況でございますので、説明会についてはオンラインで開催するとか、前回からはJVを導入するなど参入しやすいような状況を、あと、募集期間につきましても、84日間という、他館より一番長い募集期間を設定いたしております。もちろん最終的な応募については1者でございますが、6者の事前説明会のご参加をいただきまして、その時点では、参加するかどうかというのは、意識はあられたものだと認識しております。

【山田(博)委員】それで、1者しかなかったということでありましたけれども、今回、ほかの5者の方に参加しなかった理由というのは確認したか確認してないか、そこだけお答えください。

【土井口次長兼文化振興課長】確認させていただいております。

【山田(博)委員】その内容はどうだったんですか。

【土井口次長兼文化振興課長】しばらく休憩をお願いします。

【中村(一)分科会長】休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時16分 再開

【中村(一)分科会長】分科会を再開いたします。

【土井口次長兼文化振興課長】今回、応募なされなかった5者のうち、応募なされた2者につきましては確認いたしております。

先ほども申しましたが、2者は、コロナの状況がございまして、投資に見合う利益が得られかどうかを考えた時にリスクが高いということで、コロナが原因で辞退されております。

あと、残りの3者は、組んでJVでやる予定

の業者でございましたが、それぞれ相手方が見送ったということで、今回辞退をされたという形になっておるところでございます。

【山田(博)委員】それで、今回、1者ということでありましたけれども、前回と一緒に、今のところと一緒になんですけれど、例の問題の備品というか、収蔵品があったね。収蔵品は、今どれだけの割合をチェックして、どういうふうな状況になっておりますか。

【土井口次長兼文化振興課長】9月20日現在でございますが、8万1,000点中7万7,429点、進捗率は95.6%の状況でございます。これは、12月までには全数点検を終わらせる予定であります。

また、以前から委員からご指摘いただいております不明になっている2点でございますが、今現在もまだ不明の状況というふうなことでございます。

それも鋭意努力して、指定管理者の方で、今発見に向けて努力をさせていただいております。

【山田(博)委員】それで、文化振興課長に答えてもらっていいんですかね、部長、本来であれば、これは、今、契約している会社ですからね、指定管理だから。指定管理者の管理は、ちゃんと毎年毎年、備品を管理して報告してないといけないということで、それをしなかった、怠っていた。挙句の果ては、あるべきものがないと。今チェックしたら、95%はチェックしているが、あと5%は12月末までにはやると。それで見つからなかった。あったら、それは当然のこと、なかった場合はどうするのかと。

これは、契約に基づいてペナルティを与えるのか、そこはやっぱりきちんと、私はそのときはもういないから、そこは部長に確認しておかないと、どうしてもこれは確認してないといけ

ないから、それだけお尋ねしたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】まず、県民の貴重な財産が、いまだ2点見つかってないということは、誠に申し訳なく思っているところでございます。

まずは、早期発見に向けて最大努力しているところでございます。ただ、今年度末が全件検査の期限でございますので、見つからないケースというのも想定されると考えております。

もし見つからなかった場合につきましては、まず一つは、事業者に対しても、いろんな類似のケースもございますので、そういったケースも参考にしながら、どういう対応をとるかということは必要だと思っています。何より大事なのは、再発防止の取組もですし、あと、貴重な紛失資料なので、これが今後の調査研究の損失にならないような手当てをしていくということも大事だと思っています。

2点のうち、幸いにもというか、1点につきましては市場に出回っている可能性もございますので、それは事業者の方が、きちんと自分の責任において弁償も含めて、そこは考えたいということもおっしゃっておりますし、もう1点につきましては、美術館の中で保管するような資料もございます。もし見つからなかった場合につきましては、そういった影響が最小限にとどまることも含めて、対応についてはしっかりと検討してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】時間がきたので、一旦終わりたいと思います。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

1回目はいせんね。

2回目に入ります。

【小林委員】ただいまの山田(博)委員の指定管

理者の件とか、冒頭に松本委員からも同じ趣旨の発言がっておりますので、ちょっと私の方からもですね。

歴史文化博物館という、長崎県の置かれている立場の中で、文化振興に資するというので、やはり相当の力を入れていかなければいけないし、また、厳粛に中身も進めていただきたいと思うんです。

もう一回お尋ねしますけれども、今の1者の方は、何年間そうやって指定管理者をやっておられるのか、改めてお尋ねをします。

【土井口次長兼文化振興課長】平成17年から指定管理をお願いしておりまして、現在17年目でございます。

【小林委員】17年間で1者ですと継続していると。

それでは、複数で、競争原理のもとにおいて、何と申しますか、選ぶというようなことと、今のように1者しかいないとか、こういう状況は、17年間の経過の中でどのようになっておりますか。

【土井口次長兼文化振興課長】第1期につきましては、応募者は6者ございました。そのときに現地説明会にご参加いただいた12者のうち6者をご参加いただいております。

第2期は、同じく12者が現地説明会にはご参加いただきましたが、参加いただいたのは乃村工芸社1者でございました。

第3期につきましては、5者が現地説明会にご参加いただきましたが、これもまた1者ということで、第4期が、先ほど申しましたように6者のうち、今回も1者という形で応募いただいております。

要するに、最初が6者、2回目以降は1者という形でございます。

【小林委員】説明会には結構来ているようなお話でございますね。しかしながら、最終的に参加するのが1者のみと、こういうことがずっと続いているわけですね。

それに対して、県当局として、このような状態でいいのかどうかというようなことについては、何も対策を打たないのかと。何ら変わるような、もっと厳粛なものにしなければいけないという、この歴史文化博物館の持つ重要な意義から考えてみても、やっぱりそれなりの緊張感がなければいけないし、また実際的に、松本委員から、資料をもとにご説明がありましたけれども、コロナの関係かもしれないけれども、いわゆるお客様が、来客者というか館に来てくださる方がずっと目減りしているという状況。これを単にコロナの関係を理由にするのか、やっぱり何かそこに足らざるものがあるのではないか。

そこにもう少し、指定管理者としての独特な発想を出していただかなければいけないというところについて、もう何か、全くもってそういう競争原理が働かないものだから、何かこう、自分たちの役割が遠ざかってしまっているんじゃないかと、マンネリ化してしまっているんじゃないかと。こういうことを長崎県の我々としては、それを黙認するとか黙って見過ごすということについてはいかがなものかと、なんでそういう対策をやらないんだろうかと。

今の課長は来たばかりだけれども、これまで一体何だったのかと、そういうことがどうしても理解ができないけれども、それについてはどう考えられますか。

【土井口次長兼文化振興課長】長崎歴史文化博物館は、16年前でございますが、今までなかったような質の高い博物館という形で開館し、こ

れまで県民の皆様、文化、芸術の水準向上のためにご努力をいただいたものだと思っております。

具体的に申しますと、これまで16年間で約750万人の来館者を数えております。大きな企画展、例えば、先ほど説明の中でも触れました、平成29年にはジブリの展覧会とか、令和元年にはチームラボといった大きな展覧会をはじめ、これまで多くの展覧会で多くの皆様に文化、芸術の機会を提供してきていただいたものだと認識をしているところでございます。

一方で、地道な活動ではありますけれども、教員の皆様への勉強会とか、あと移動博物館、離島を含む各地において県下全体を回るなど、そういった地道な活動。また、常設展がございしますが、そういったものをオンラインで地域の学校等にご紹介する遠隔授業、そういった地道な活動にも取り組んでこられているのも事実でございます。そういった部分は、私は非常に評価すべきところではないかと思っております。

また今後も、教育関係はもとよりでございますが、福祉関係とか医療関係、例えば福祉施設に入っている方に芸術の機会を与えるとか、病院に入院されている方に芸術の機会を与える、文化の機会を与えるとか、そういったところにも生涯学習の場を広げようと、そういったご計画もございます。

加えて、先ほど来から申しております文化観光推進法によりまして、地域の拠点という形で観光とコラボしながら、観光客の誘致にも取り組んでいくと、そういった方針も考えていらっしゃるところでございます。そういったところでは、今後も力を発揮していただけるものではないかと期待をしているところでございます。

【小林委員】乃村工藝社がずっと17年間も、1

者でずっと単独でやっている。説明会に人は来るけれども、いざといったら辞退組ばかりと、一人そこに決定をすると。

長崎県としては、それは誰か指定管理者を置かなければならないだろうけれども、こういう状況がずっと続いているということをどう考えているかということです。

だから、先ほどからも言うように、土井口課長は来たばかりですよ、大阪から。そうすると中崎部長、こんな状態が続いていて、黙って見ておかざるを得ないのは、何か裏で政治的なものがあるんですか。全くもって、こういう状況が野放しにされるということは、長崎県の県民の皆様方は何も知らないわけだよ。この辺のところは、行政の責任者として、やっぱり異常な状況ではないかと、こう思わないといけなと思うんです。

また同時に、大変ご無礼だけれども、ずっと一人の人がこういう形で、競争原理が働かない状況の中で、こうやって17年間も継続していきますと、どうしても、何度も言う、そこに新しく変革とか、新しい物の見方とか、何を県民の皆様方が求めていらっしゃるかとかという当たり前の論理が働かないようになってしまうと。もう右から左に、乃村工芸社がずっと一貫してやるんだと、それを議会も黙って承認していると、もうなめられてたまらんような、そんな状態になってしまっていると。

これはやっぱり是正せんといかんと。何か新たな、そういう善後策を考えなければいけないのではないかと。もう乃村工芸社しか、絶対にいないのか。本当にここが最高の、ベストなのかと。6年間の中で、常に新たな考え方の中でやっていただいているかどうか、この辺のところを考えていきますと、やっぱり競争のないと

ころに前進はないと、こういう点から考えてみても、私はやっぱり検討すべき時期にきているんじゃないかと。

だから、そういう意味で、今回この予算を本当に我々は通さなければならないのか。本当は、1者しかいなければ乃村工芸社にここに来てもらって、これから向こう6年間の決意表明をし、どういう姿勢の中で歴史文化博物館をやっていくのかと、それぐらいのことを我々は、参考人として呼んで本人の意思を聞かなければならないぐらいに、これは重要な案件だと思うんです。

この辺について、部長、どう思いますか。

【中崎文化観光国際部長】これはご指摘のとおり、やはり指定管理制度というのは、複数の事業者を競わせて、そして民間のノウハウを提供してもらって、その中で、限られた予算の中で最大のサービスを提供していただくというのが指定管理制度の目的でございますので、少し長い期間、1者の状況が続いているというのは、ご指摘のとおりだと思っています。

今回、先ほど説明しましたように、共同事業体の募集があるのではないかと我々も期待しておったんですけれども、最後の最後に、コロナの関係でということで辞退されたのは、非常に残念だと思っています。

今回の選定に当たりましては、私も選定委員長とは事前に直接お会いして、1者であるけれども、よく中身を精査してもらって、本当にこれからのまちの変化に取り組めるような博物館であるかどうかということをしっかり審査してほしいというお話はしましたので、今回の選定については、そういった前提の中で委員の皆様には、これまでの実績や今後の取組、そこを適正にご判断いただいたものと認識しております。

ただ、今後6年間ありますので、やっぱり時

代は変わっております。博物館ができた当初の、いわゆる鑑賞の場の提供であるなどの教育的な施設から、今後は、こういった長崎のまちの変化の中で、文化観光の役割がより大きくなっておりますので、そういった時代の流れの中でどういった事業者が適任であるのか。

あるいは、全国的な事業者の状況も見ましたが、けれども、大きな博物館をやっている事業者に限られてきますので、なかなか広がりが難しいのですが、今、色々な施設ができて、いわゆる新しい事業者も含めて育成も進められております。そういったところも含めて、実は我々内部でも問題意識を持っておりますので、今、委員からご指摘があったように、今後の指定管理のあり方については、他県の状況も踏まえながら検討していこうという話もしております。

逆に、6年間は長うございますので、まずはしっかり、この指定管理の業務の実績を、取り組むところをしっかりと後押ししていくのも大事ですけれども、それと並行しまして、こういった形が、より事業効果を高めるような公募のあり方があるのかというのも併せて検討してまいりたいと思っております。

【小林委員】今日のこの担当委員会でこういう指摘が各委員の皆様方からあったということは、必ずお伝えをしていただきたいと思います。もう少し緊張感を持って、初心を忘れてはならないと、そして指定管理者とはどういうものなのかという原点を忘れないようにして、やはりあなた方から言いにくいだろうから、議会側から率直に物を言わせていただくと。

そういうような気持ちの中で歴史文化博物館を最高、最大のものにしていなければいけないと、こう考えておりますので、いろいろなご意見が出たと思うし、意見をおっしゃらない方で

も同じような気持ちをお持ちの方がたくさんいらっしゃると思います。ぜひ、今後のプラス面になっていただくようお願いをしたいと思います。

以上で終わります。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、時間が限られていたものですから、もう一度、観光客受入環境整備事業についてお尋ねしたいと思います。

前回の時の審査は課の方でされていたという話があったんですね。私は事前の説明では、そういうふうな話を聞いていたものですから、今回は、当初は課の方ですというふうにしていただいたんですね。私はそれではいけないと、やっぱり第三者を入れて、いろんな審査するに当たってはアドバイスなりをして、きちんとかうすべきじゃないかとかいうふうなことを受入れて、審査を、落とすというよりも、私もあまり落とすということを言いたくないんだけど、上げるようなことを、当選させるような仕組みの審査をして、そういった形の仕組みをつくりながら上げるようにしてもらいたいと思うんですが、それはいかがですか、観光振興課長。

【永峯観光振興課長】 昨年度は、委員ご指摘のとおり、内部審査のみで決定をいたしておりました。先ほどもご説明いたしました。昨年度は随時受付をしながら事業採択してきたといった経過がございましたので、そういった手法をとったわけでございますが、今年度につきましては、事業期間との兼ね合いもございますので、一定、例えば10月いっぱい、来月いっぱい募集期間とするような募集の仕方を考えております。

そうした中で、先ほど申し上げた観光消費額の増加につながるような取組、あるいは滞在日

数の増加につながるような取組、そういったものを優先して採択していきたいというふうに考えておりますので、その際には、私どもの視点だけではなくて、やはり外部の方にも見ていただいて、先ほどご指摘ございましたとおり、逆にこういうふうに工夫してやることで採択につながっていくというような視点も含めまして取り組んでいきたいと考えております。

【山田(博)委員】ぜひそういった形をとっていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、公の施設の指定管理者について、またこれは文化振興課に、文化振興費ということで予算が計上されているので、関連してお尋ねしますけれども、先ほどからこの予算を見たら、歴史博物館なり美術館には、建築物環境衛生管理技術者を配置せんといかんとなくなっていますね。それは法的にのっとってちゃんとしているのかしてないのか、そこをお尋ねしたいと思います。

【土井口次長兼文化振興課長】建築物環境衛生管理技術者の配置につきましてのお尋ねでございますが、もちろんこの配置につきましては、美術館にも博物館にも配置はいたしているところでございます。

【山田(博)委員】これは文化振興費の予算に関連してお尋ねしたいんですけれども、先ほど歴史文化博物館では、建物維持管理の予算がずっと6年間同じ予算とかやっておりますので、要は、配置はしていても、契約上問題がないようにきちんと、美術館も歴史文化博物館も、そういった建築物環境衛生管理技術者を配置しているか配置してないかと、私は聞いているんです。

【土井口次長兼文化振興課長】まず、博物館につきましては、JR九州サービスサポート株式

会社というところと契約しながら、そこに外部委託という形でお願いしているところでございます。

また、美術館につきましても、派遣という形で来ていただいているところでございます。

暫時休憩をお願いします。

【中村(一)分科会長】しばらく休憩します。

午後 2時39分 休憩

午後 2時39分 再開

【中村(一)分科会長】分科会を再開いたします。

【土井口次長兼文化振興課長】美術館につきましては、MHIファシリティサービス株式会社からの派遣という形で処理をさせていただいているところでございます。

【山田(博)委員】だから、それが契約上、法的にもちゃんと問題がないのかどうかと、私は聞いているんです。そこだけお答えください。

【土井口次長兼文化振興課長】実は、博物館については、細目協定の中で再委託という処理をさせていただいておりますが、美術館については、この再委託という部分の処理を怠っているところでございます。

これは、委員からご指摘をいただいて発覚したものでございますが、すぐさま美術館とも連携を取りまして、そこは真摯にしっかりと、今後対応するという事で反省の弁をいただいておりますので、そこはしっかり対応してまいりたいと考えているところでございます。

【山田(博)委員】私も、今回、文化振興課の予算書を見たら、そこでJR九州サービスサポートというのはいろんな委託をしているということでありまして、そもそも私たち長崎県議会議員は、県民の皆様方から議席をいただいてやっているわけです。

歴史文化博物館、先ほど小林委員から厳しいご指摘がありました。ごもつともですよ。大体なんで外部委託なんか、できないことは仕方ないとして、なんで県外会社にそんな委託するのかよ、言語道断だよ。17年間もしていて、県外の会社にこういった大事なことを委託していたというのは、これは言語道断。

ましてや美術館も、マスコミの枠で置きながら、それが辞めた後には、漁業の枠で理事であるから、こんな債務負担行為とか何かも、きちんとやってないようなことをやっているんだよ。

文化振興課長、あなたの前向きな姿勢というのは高く評価しているから、美術館のことは、もっと深く反省してもらいたいよ、本当に。大体、先ほど小林委員がおっしゃったように、美術館はどうあるべきかというのをこんこんと部長あたりに、あなた方に説明して、こういうふうにやりますよというのが、所信とか何かあれば、私も納得するけど、今までも部長の方にそういう話があったこと、聞いたこと、見たこともないよ。

大体、部長ね、あなたの方に歴史文化博物館、美術館の館長が、この1年間こうやりたい、こうやりますよという話があったかどうか、そこだけお尋ねしたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】両館長とも、ちょうど私の部長任期中にも新たに赴任もされましたし、館長さんの思いが、今後の博物館、美術館の取組方針に非常に重要であると思いますので、できるだけ機会を捉えてお会いするようにもしておりますし、今年度もお会いをして、今後の方針について意見交換をしたところでございます。

【山田(博)委員】歴史文化博物館なり美術館の館長さんには、この1年間こうやりたいという

ふうな話を、部長の方に報告してもらったりして、この委員会に報告してもらおうようにせんと、だから、小林委員みたいな、ああいった厳しいご指摘が、これはごもつともだと思うよ。

ましてや、文化振興課長、この委託に関して、県外企業に委託をしているというのを、あなた方も、それをぱんと押すということは、それはどうかしているよ、この精神は。文化振興課長、あなたも大阪とか東京におって、長崎県のことをずっと思っていたでしょう。その中で、こんな大事な業務とか何かというのを県外の会社に委託するというのは、それを堂々と認めるのはいかななものかと思うよ。

これは、再度そのところはしっかりと、地元企業優先に委託するというのはしっかりとやってもらいたいんですよ。だから、そういった美術館のそういったことが問題になるんだよ。別に私は、あなた方を責めるために、建築物環境衛生管理技術者のことを指摘しているわけじゃないんだよ。

だから、部長、今回、中村(一)委員長のもとで、公の施設の指定管理者の指定についてというのは、点数は60何点でしょう。これが合格かどうかというのは、だってあれでしょう、運転免許だって67点では不合格だよ。さっき文化振興課長は合格点とか何か言ったけれども、運転免許だったら不合格だよ、こんなのは。

これが果たしてよかったかと、私たちの議会では、それで、はい、わかったと言って素直に印鑑を押す、議会では賛成できないよ、本来であればね。点数からすると。

部長、これに関しては、ぜひ地元の企業を優先に、物事は全て発注してもらおうようにしてもらいたいと思うんですが、いかがですか、これは。

【中崎文化観光国際部長】 ご指摘を踏まえて、見直しが必要なものは、見直してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 見直しが必要だから、言っているんだ、部長ね。

清掃とか何かというのは、地元企業に発注していただかないと、なんで私たちが歴史博物館に来て、長崎県以外の会社の方に、県民の皆さんが汗水流して働いた税金を投じないといけないんですか。百歩譲って、乃村工藝社は我慢できるけれども、身近な清掃業務とか、警備とか、県内に本社を置かない会社になんてせんといかんのかね。という気持ちはよく聞くんです。そこを、やっぱり意を酌んでしていただかないと、指定管理だから全部任せて、はい、どうぞじゃないんだよ。これはね、部長。

私は、あなたを高く評価しているんだよ。先ほどあなたが委員会の委員長に直接会ってぴしゃっとやってくださいと、今までそんな部長はいなかったよ。やっぱりあなたは議会の意向を酌んで事前にやっている、それはすばらしいなと思いました。今日は感心しましたよ。

部長、そういったことで、もう一度、この指定管理者におきましては、地元企業を優先的に発注なり委託をするように、再度お願いしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

【中崎文化観光国際部長】 地元企業育成のために、そのような観点で博物館とも協議してまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】 二巡目ですので、ここで終わりたいと思います。

文化振興課長、頑張ってくださいね。期待しておりますよ。終わります。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分及び第124号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

ここで、3時まで休憩いたします。

午後 2時48分 休憩

午後 3時 0分 再開

【中村(一)委員長】 会議を再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたしますが、所管事項等についても、併せて説明を求めます。

まず、文化観光国際部長より、総括説明を求めます。

【中崎文化観光国際部長】 資料をよろしく願います。1ページからでございます。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第121号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、先ほどご議論いただきましたので、省略をさせていただきます。

次に、議案外の所管事項の主なものについてご説明いたします。

（令和3年8月大雨災害について）

去る8月14日には県内各地に大雨特別警報が発令されるなど、記録的な豪雨に見舞われました。特に雲仙温泉街が多大な影響を受けたことから、当部におきましても現地事業者との意見交換会を実施し、被害状況の調査・把握に努め、さる8月21日には棚橋内閣府特命担当大臣に対して、25日には赤羽国土交通大臣に対し雲仙地域の再生支援などの緊急的な要望を行ったところであります。

観光事業の復興に向けて、関係部局と連携のうえ、引き続き再生支援に力を注いでまいりたいと考えております。

（文化の振興について）

去る7月14日、文化庁から令和7年度第40回国民文化祭を長崎県において開催するとの内定をいただきました。

県としましては、国民文化祭の開催に向け、新たな地域文化の発掘や一層の文化芸術活動の振興を図るとともに、地域文化の魅力向上や文化を担う人材の育成などに取り組むことにより、交流人口の拡大や若者の参画による郷土愛の醸成をはじめ、本県の観光振興やまちづくりにも繋げられるよう、市町や文化団体、大学等と一体となって取り組んでまいります。

（世界遺産の保存活用について）

10月から2月にかけては、ゼンリンミュージアムと協力して長崎歴史文化博物館を皮切りに、大村市歴史資料館、そして北九州・東京会場の4会場で記念展を開催することとしております。本展覧会では、新たな視点から世界遺産の価値や魅力を伝えるため、西洋の古地図に布教の進展とともに詳細に描かれていく日本・長崎の姿

などを紹介するとともに、日本初のキリシタン大名となった大村純忠に関する史料や、マリア観音など潜伏キリシタンの信仰用具などを展示し、期間中、県内では専門家による講演会や地元合奏団による演奏会など関連イベントも予定しております。

今後とも、広く資産の価値や意義を発信するとともに、取組を通じて構成資産の保護意識を醸成することで、さらなる世界遺産の保存活用につなげてまいります。

（観光の振興について）

令和4年秋の西九州新幹線開業を契機に、全国から観光客誘致を図るための集中的なプロモーション事業として、令和4年10月から12月にかけて、「JRグループ及び佐賀県と共同で、「佐賀・長崎デスティネーションキャンペーン」を実施することとしております。

今後、キャンペーン本番に向けて、県内市町や関係事業者等と一体となってエリアごとの観光素材の顕在化や磨き上げ、西九州新幹線を利用した両県の周遊ルートづくりなどに取り組むことで、誘客拡大を図ってまいります。

（インバウンドの推進について）

香港及び台湾では、現地事業者へ情報収集や本県観光情報の発信業務等を委託し、現地メディアへの情報提供等の強化を図っているところであり、香港においては、7月下旬に開催された国際観光展へ出展したほか、7月23日から9月17日まで、大型ショッピングモールにおいて本県の観光物産及び長崎香港線のPRを目的としたイベントも航空会社等の協賛を得て開催しました。

このほか、多言語Webサイトや県公式SNSでの情報発信に取り組むとともに、市町や関係団体等と連携し、インバウンド向け観光コンテ

ソックスの磨き上げや民間事業者等を対象にした外国人受入セミナーを実施するなど、引き続き、コロナ収束後を見据えた取組を推進してまいります。

（県産品のブランド化と販路拡大について）

首都圏における情報発信拠点「日本橋 長崎館」では、首都圏の消費者等から商品に対する意見の収集及び県内事業者等へのフィードバックを行い、魅力的な商品開発や改良に繋げる「情報受信機能の強化」を図るため、新たに「チャレンジコーナー」を設置し、テストマーケティングの仕組みづくりを進めており、市町を通じて募集・選定した12商品について、8月11日から施行販売を開始したところであります。今後、施行結果を踏まえ改善等を加え、本格実施に向けて準備を進めるとともに、アンテナショップの役割である本県の歴史・文化・観光・食などの魅力を引き続き、総合的に発信してまいります。

（国際交流について）

去る7月18日から31日まで、上海市主催による国際友好都市青少年サマーキャンプがオンラインで開催され、日本からは唯一、島原商業高校の生徒3名が参加し、17か国、159名の学生たちと交流を深めました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来型の国際交流が実施困難な状況にありますが、これまで築いてきた交流の絆が途絶えることがないように、また、感染が収束した際には速やかに直接的な交流が再開できるよう、オンライン等を活用しながら各国との交流を継続してまいります。

（スポーツの振興について）

長崎ヴェルカにつきましては、V・フォーレン長崎同様、プロスポーツクラブの活躍は県民

に夢や感動を与え、地域の活性化にも大きく寄与することから、今後、県としましても、全世帯広報誌や広報番組等における試合情報の周知や招待事業の実施等により、試合会場に多くの県民の皆様が来場していただけるよう努めるとともに、市町や経済界・関係団体とも連携しながら、県民の皆様とともにチームを応援してまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】 次に、観光振興課長より、補足説明を求めます。

【永峯観光振興課長】 それでは、私の方から、宿泊施設の第三者認証制度について、ご説明申し上げます。

A4の1枚の資料で、右上に補足説明資料観光振興課と書いてあります。表題が、「team NAGASAKI SAFETY認証制度（宿泊施設）の認証状況等について」という資料をご覧ください。

この制度につきましては、宿泊施設における感染防止対策、この対策について第三者の視点で認証するという事業でございまして、5月の臨時議会で予算をいただき、その後、6月に各地域での説明会を経まして、7月から8月にかけて集中的に現地確認等実施をいたしました。

その結果、今週の月曜日、昨日時点で558施設を認証いたしましたところでございます。

この中で、当初、県民キャンペーンに参加されている施設、約500施設と申し上げてまいりましたが、現状、のところ531施設と書いておりますが、こちらの施設をまず優先的に認証を進めるということで取り組んでまいりまし

た。

その結果、現状511施設を認証できているという状態でございます。認証率につきましては96.2%となっております。この残りの20施設につきましても、なるべく早く、こちらも認証できるように、今後の手続を進めてまいりたいと考えております。

それから、認証を受けた施設についての周知活動でございますが、2番のところに書いております。インターネットの方で、これは飲食の認証制度と併せてホームページを設けておりますが、そういったところでの情報発信、それからテレビ番組、あるいはテレビCMで告知をしていくというようなこと。そしてまた、広告等でもteam NAGASAKI SAFETYの知名度を上げて、施設の優位性を高めていくといったような取組を進めてまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

【中村(一)委員長】 議案を議題といたしますが、議案説明及び質疑につきましては、分科会において終了しておりますので、これより議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第121号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号として、41、42、49、52、53、57、58、66、以上です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【松本委員】 それでは、陳情番号の57番、酒類製造販売業者に対する支援を求める要望書について質問いたします。

こちらに記載されている内容でございますが、飲食店の営業時間短縮の協力要請等がコロナ禍の中でございまして、特に8月10日から9月6日等の非常に厳しい状況の中で、飲食店の場合は協力金とかが支払われておりますが、お酒の販売卸や製造会社にはこういった協力金がありません。自宅で飲酒をされる方もおりますけれども、やはり大変なお酒の売上の低迷というのが、業界に対しても大変厳しい状況であるというお話も地元で伺いました。

陳情に対する対応等の中でどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

【長野物産ブランド推進課長】 今お尋ねの酒販関係の卸、小売からの要望に対する今後の対応としまして、要望の中では、アフターコロナでの対応ということでございます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大で、ご承知のとおり、営業時間短縮でございますとか休業の中で、非常に厳しいといったような状況は、製造も小売も卸も同じような状況にございます。

まん延防止措置に伴う酒類提供の自粛要請に伴う影響については、本定例会でも支援金の制度として上程はされているところでございますけれども、販売促進を図る県物産ブランド推進課といたしましては、これまでも飲食店等に対しまして県産品の愛用指定店への登録促進で

ございますとか、当然、消費喚起に向けたいろんな愛用キャンペーンにこれまでも取り組んできたところがございます。

今年度は、これに加えて、新型コロナウイルス感染収束を見据えた動きということで、酒とお魚を組み合わせるといことで消費喚起に向けたいろんなキャンペーンをとおして利用促進を図っていこうとしてきたところがございます。

そういった中で、このコロナの状況を受けまして、酒造組合をはじめ県漁連、かまぼこ協同組合の皆様方とも、今後のやり方についている協議を進めさせていただいております。7月から協議を進めましたけれども、イベントは難しいなというようなお話もございましたけれども、今こういった状況、少しずつそういった取組、いわゆる消費喚起に向けた様々な取組もできようかというように考えられます。

今後、いろんな協議を進めていく中で、関係団体の皆様ともどういったことができるのかというのは、しっかりと考えていきたいと思っております。

【松本委員】それぞれ県産酒と地魚セットのキャンペーン等もありましたが、やはりコロナの状況がここまで深刻になってまいりますと、今までのやり方だけではなかなか、もう追いつかない状況でもあります。

ただ、感染状況を見ながら、ステージを確認しながら、もちろん飲食店も開業してらっしゃると思うんですけれども、今、少しずつ緩和がされようとしている時期、また、“心呼吸”の旅の方もこれから再開をするという中で、消費者のマインドもだんだん上がってくると思うんですね。

その中で、確かにイベントはやりづらい状況

かもしれませんが、イベントじゃなくても、やはり店頭で扱っていただけるように、もちろん企業努力も大事ですけれども、そこではもう追いつかないから、この要望書が出ているわけございまして、これだけの厳しい声というものを少しでも、マッチングも含めて意見交換をしっかりとさせていただいて、今後、アフターコロナに向けて、来年度も含めて推進をぜひ、後押しをしていただくことを要望しておきます。

それと、要望書の66番の一番最後に、集中審議でも出ていますけれども、雲仙の緊急要望が、9月8日に議長宛てにいただいております。後で説明もあると思いますが、かなりの損失額、全体で4者で2億円を超える損失額が記載をされております。コロナ禍の中で大変厳しい中に、さらに災害まで起きて、おそらく、本当に厳しい状況の中での緊急要望であると思っております。

先ほどのステップアップ事業の予算の中にも、もちろん雲仙事業者は2,000万円という上限がありますので、こういったのも活用していくとは思いますが、この要望に対しての今の見解をお尋ねいたします。

【永峯観光振興課長】雲仙温泉街につきましては、8月13日の豪雨災害で多大な影響をこうむったというようなことで、先ほど来申し上げております。

そういった中で、まずは県といたしましては、先ほどご審議いただきましたステップアップ事業というもので、雲仙地域について限度額の上乗せ、あるいは事業期間の延長というようなことで、集中的に支援をしていくということを一つ考えております。

そして、この要望書の中でも、例えば“心呼吸”プランの補助額の増額といったような記載もございまして、こちらにつきましても、こ

れは財源が観光庁の予算でございますので、県の判断だけで増額ということはなかなか難しい部分がございます。

そういった中で、先月8月21日には、棚橋防災担当大臣がお見えになり、そして、8月25日には赤羽国土交通大臣がお見えになりましたので、その要望の中で、地域観光事業支援の柔軟な運用、それはこのかさ増しも含めてという意味でございますけれども、そういったものを国に対して、現在要望しているといった状況でございます。

【松本委員】 この要望趣旨の中に、7,000件を超えるキャンセルの発生に至っているということで、大変な影響を受けて、しかも大臣も視察に来ていらっしゃるわけですから、それだけ国も深刻な状況ということは認識をいただいているわけでございます。

秋から“心呼吸”プランも始まるわけですから、一日も早く復旧できるように、見通しが立てられるように、国の方にも再度、割増ができないかと、ここは災害が起きていますので、そこに対しても働きかけを強く要望いたします。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【小林委員】 陳情の、今の松本委員に関連して、雲仙の問題で質問いたします。

要するに、どのような具体的な、いわゆる上乘せをしてバックアップをしていくかということについて、具体的にステップアップ事業費、ここに5億6,600万円の予算が確保されています。それで、採択の件数を200件ぐらい、関連まで入れて400件ぐらいと先ほどおっしゃいました。そのところから考えてみて、雲仙に特段の力を入れてバックアップをするという時には、このステップアップの全体的な予算から、雲仙にどれぐらいの予算確保を現時点で考

えておられるのか、この点はいかがですか。

【永峯観光振興課長】 今回計上いたしております5億8,600万円のうちの雲仙分ということでございますが、これはあくまで予算上の積算ではございますけれども、今私どもが想定いたしておりますのは、昨年度の実績といたしまして、雲仙温泉街で15施設で約7,500万円の実績といったものがございました。

したがって、今回、限度額を倍といたしておりますので、この7,500万円の2倍、1億5,000万円程度を雲仙の枠というようなことで考えているところでございます。

【小林委員】 雲仙は、前は今のご説明でよくわかりましたが、15の旅館・ホテルとおっしゃいました。現時点では、12ぐらいの旅館・ホテルということが報道されております。実際的に今稼働しているところが9の旅館・ホテルということで、あとはリニューアルとか、工事中だとかというようなことも新聞報道で見ているところでございます。

7,500万円の昨年の実績を、倍の1億5,000万円にすると。これは相当な、予算的に見ても、5億6,600万円の中からそれを当て込むということでございますので、それなりに県の雲仙に対するところの支援事業は、私は大きなものではないかと、こう見ているところでございます。

そうすると、まずこれを採択しなければならぬと。また、前回は採択をされているわけですね。さらにステップアップして、どういう内容になってくるかということになるかと思いますが、ただ、配慮されているのが、この2か月を3か月にするという。この2か月を3か月にすることによってどういう効果が出るか、その辺をもう一度ご答弁いただきたいと思いません。

【永峯観光振興課長】 まず、昨年の実績の15施設は、全てが宿泊施設ということではございませんで、宿泊施設は13施設でございます。具体的には、雲仙ロープウエー株式会社でございますが交通事業者が1者、観光協会が1者ということで、全体で15者ということでございます。

その上で、今回3か月ということでございますが、雲仙地域につきましては、災害発生直後、温泉街は全ての施設が被害を受けたというような印象を、特に県外の方を中心に持たれて、キャンセルが多数入ったということもございました。そういったようなことで、いわゆる風評被害、温泉街全体が被害を受けたというような印象を受けたところもございますので、例えば、そういった風評被害を払拭していくためにしっかりと情報発信を行っていく、あるいは、特に県外のお客様向けに魅力的な宿泊プランを造成していくと、そういったことに少しでも長い期間取り組んでいただこうと、1か月間、期間を前倒しをいたしております。

そこについては対象施設数も限られていますので、議決をいただいた後、すぐに対象事業者と協議をし、事業に着手することは可能ではないかと我々は考えております。

【小林委員】 この陳情書を見ました時に、昨年実績がもろもろ入れて15施設だったと、実際、ホテルの稼働は9プラス3とか、12ぐらいになっていると。こうした時に、今回の損失額は約2億円ぐらい。陳情書は、4つのホテルだけできているわけですよ。残るところも、要するに風評被害をはじめとして、相当な大きな痛手を被っていらっしゃるものと確信をいたします。

そうしますと、今回のステップアップ事業において、特段の配慮の中で全体をきちんと包含して、そして対策を講じると。ここはやっぱり

長崎県においても、雲仙の今回の災害について、2人の大臣が直ちにお見えになり、そして温泉そのもののそういう工事も、あっという間にやっていただいたと。国立公園の第1号の指定ということもあって、相当大きな関心が寄せられているということ。そのために長崎県がどれだけのバックアップをしたかということについては、非常に大きなインパクトを与えるものだと考えますので、できる得限りのそういう支援をやっていただけるように、まず、ステップアップ事業において、本当に地元の皆さん方が、おかげでよくなったと言われるように、ひとつやっていただくことをお願いして終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】 ほかにありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、陳情番号の49番の離島の観光交流の促進についてということでありましてけれども、こちらの方には、コロナ禍で大変観光客が激減しているということでありましてけれども、先ほど雲仙の方も観光客の激減ということで、風評被害もあっているということでありましてけれども、これは、観光振興課長、ながさきリピーター創出促進事業がありましたね。あれは今、県内の修学旅行を促進しようということでありましたけれども、当初は、県外の学校を中心にしていましたけれども、それよりも、県内の修学旅行を促進したらどうかという話をして、今、予算をどのように使われているのか状況を説明いただいて、それが、離島の方がどういうふうに使われているかというのを含めてお答えいただきたいと思います。

【永峯観光振興課長】 修学旅行にかかる方面変更の補助金の状況でございます。

昨年度の実績でございますけれども、補助件数が77校、実績額といたしまして2,170万円で

ございます。

そのうち県内につきましては、7校を対象とし、190万円の実績という状況になっております。

それから、今年度につきましては、現状、県内の学校のみを対象として運用をいたしておりますけれども、補助のご相談をいただいておりますのが297校で3,800万円。ただ、まだ催行できていないという状況もございますので、実際に補助の実績といたしましては、40校の540万円ということでございます。

今年度の数字につきましては、全て県内の学校という状況です。

【山田(博)委員】文化観光国際部長、今、観光関係の会社に聞くと、ながさきリピーター事業ですね、県内の修学旅行を対象にしたということで、皆さん大変喜んでいただいております、今、コロナ禍でストップされているんですね。だんだん落ち着いてきたので、県当局としても、どうぞこれを使ってくださいと。県外の修学旅行よりも県内の修学旅行を受入れようということで、私はこれを観光振興課長に言った時に、あなたの部下は、そこは柔軟に、じゃ、そうしましょうかということでやって、だから、ものすごく評価が高いんですよ。だから、私は中村知事があなたを部長にした理由がわかってきた、最近、つくづく、しみじみと感じてきたね。

それでね、今、コロナ禍で期間的にちょっと厳しいかもしれませんが、どんどん促進していただいて、ぜひ離島にもそういった促進を促すようなことを、ちょっと難しいところがあるんですね、さじかげんとかかじ取りがね。雲仙もせんといかん、離島もせんといかん、大村もせんといかん、南島原もせんといかんと、あなたもちょっと難しいところがあると思うん

だけれども、どういうふうに、文化観光国際部の最高責任者だから、どういうふうに考えているのか、展開というか、聞かせていただきたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】今回の県内の修学旅行もそうですし、昨年実施した「ふるさと再発見の旅」、県民の皆さんに県内を回っていただくと、非常に好評でございました。離島も含めて長崎のそれぞれの地域の持つ魅力というのは、素晴らしいものがあるんだなというのを、本当に改めて感じたところでございますし、今後のコロナを考えれば、マイクロツーリズムというのは大事なので、県民の皆さんに県内を回っていただく施策はぜひ進めていきたいと思っています。

特に、私も対馬の経験がございますけれども、この前も、対馬に修学旅行に来た県内の学生が、今まで行ったことがなかった、県内にこういったところがあったのを知らなかったというような新聞記事も見て、大変うれしく思ったところでございます。

ぜひ、しまをはじめ県内の魅力を子どもたちに知っていただくということが、今後の人口減少に、人口が流出する本県にとっても有効な手段だと思っておりますので、教育委員会の方もしっかり連携して、修学旅行をはじめとした県内周遊を進めていきたいと思っております。

【山田(博)委員】なかなかね、見解を聞かせていただきたいと、難しいところでして、大変失礼いたしました。それが精いっぱいのお返りでしょうけれども、どうもありがとうございました。

それで、ちょっと深く、もう一回お尋ねします。先ほど297校とありましたけれども、小学校とか中学校とか、大体生徒数は何人かというのは、また、離島はどこまで行っているかとい

うのはわかりますか。わかるんだったら、お答えいただきたいと思います。

【永峯観光振興課長】297校の内訳でございますが、小学校が165校、人数にいたしまして7,654名、中学校が118校、人数は8,277名、高等学校が14校、人数が1,064名ということで、合計いたしますと、学校数につきましては、先ほど申し上げた297校、人数につきましては1万6,995名、約1万7,000名ということになっております。

県内の学校で離島に方面変更した学校につきましては、15校という状況になっております。

【山田(博)委員】課長、あと一息、一息というか一声だな、もうちょっと頑張っていたきたい。その割合にしたら、離島がえらい少ないなと思ひまして、ぜひ、部長よろしく願ひしたい。

あなたは対馬におったから、やっぱり対馬はよくわかっているでしょうから、ぜひよろしく願ひしたい。こういった陳情も上がっておりますので、ぜひよろしく願ひしたいと思ひます。

続きまして、陳情番号の66番です。

雲仙の事業でこういった被害が出ているということで、雲仙の皆さん方の風評被害が上がっていて、テレビコマーシャルとか何かとっておりますけれども、ここは大々的に大丈夫ですよというふうなPRというか、イベントというのはなかなか難しい状況ですけれども、部長、今日、例えばテレビ局のNCCが来ているから、NCCの記者が県内をぐるぐる回っているじゃないですか、還暦を迎えた人が。あなたが一緒に行って雲仙の温泉に入って、大丈夫ですよというか、それぐらい部長、あなたが率先して、この部のトップというか最高責任者だから。体

を張った、それぐらいやってほしいなと、あなたはできると私は思っているんだけど、どうですか。さっき風評被害で大変だと、部下が言ったじゃないか。どうですか、部長。

【中崎文化観光国際部長】雲仙観光は、島原半島のみならず、本当に長崎の観光のシンボルでございますので、県としてもしっかり復興に向けての後押しをしていきたいと思ひます。今、復興に向けて動いておりますので、情報発信というのは非常に大事だと思ひます。

ご提案にありましたように、キャンペーンによるような情報発信も必要ですし、今お話にありましたような、テレビとか新聞を使ったパブリシティみたいな形で、いろんな県内の情報番組で取り上げてもらう、あるいは長崎新聞の「とととて」のような非常にわかりやすいような情報紙もございますので、そういったところの掲載、少し知恵を絞った情報発信に注力してまいりたいと思ひております。

【山田(博)委員】県の広報で、女性の人たちがいろいろ取材しているじゃないですか。この委員会ですら、最高責任者は中村(一)委員長だから、中村(一)委員長が出演して、県議会でもこういうふうにならぶと、来てくださいますよと、部長、あなたと対談なりするなりして、積極的にやってもらいたいですよ。そういうふうにとととて、とととて前向きにやらないと、今まで何か新聞に載せれば、「とととて」と言うたって、「とととて」はどれだけが見るかわからんとやから。私は見てないよ、「とととて」は。

だから、部長、そういうふう積極的にやっていたきたいと思ひますよ。やっぱりね、一皮、二皮むけてやっていたきたいと思ひますよ。今までどおり、新聞に載せればいいと

かじゃなくて、そういうふうに画期的なことをやっていただきたい。

私は、中村(一)委員長は、そういった時は、ああ、いいですよと言ってくれると思っているんだよ。どうですか、部長。そういう企画をつくってくださいよ。

【中崎文化観光国際部長】災害が起きてからも何度も現地に入って皆さんと意見交換もしながら、できるだけ現地の思いを酌み取っていております。

できるだけそういった皆さんの思いに応えるような施策に、情報発信も含めた施策に取り組んでまいります。

【山田(博)委員】ということで、そういった対談も踏まえながら、県内視察が今回できてないから、やっぱりこの委員会の委員の代表として、そういった視察を踏まえながら、インタビューに答えながらやっていただきたいと思うんです。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つだけです。お酒の要望がありました、陳情56番です。

これは、先ほどの松本委員の質問にも答えていましたけど、現状としてはなかなか難しいということでありました。どうですか、国の方は、実際、酒類製造・販売業者に対する支援を国に対しても要望しておりますけれども、国の具体的な動きというのは、今、察知してないんですか、どうですか。

【長野物産ブランド推進課長】具体的な国の細かい動きまでは把握しておりませんが、国税の方からは、こういったコロナの交付金を活用して支援金の制度をつくってほしいといったようなお話というのは、県の方にもお話がきているというような状況でございます。

【山田(博)委員】 きているということで、物産

ブランド推進課長、国の方はどんなにしていますかとかいうふうに、要するに、聞いたか聞いてないかと聞いている。確認しているか確認してないか、そこだけです。

【長野物産ブランド推進課長】こちらから国税の方に確認はしておりませんが、そういった情報というのを常にいろんな意見交換の場で、国税の方と一緒に話を聞いたりしていますので、そういった意味では、情報を向こうから提供いただいたというような状況でございます。

【山田(博)委員】 物産ブランド推進課長、そういった担当の方から話があるというふうにありましたけれども、ほかの政策が、これが何とか支援にならないかとかいうことを、実際考えているのか。

別にあなたが物足りないと言っているわけじゃないんだけれども、観光振興課というのは、そういうふうにどんどんやっているから、あなたが部長に言って、予算くださいよと、確保してくださいよと。財政課は聞いているでしょう、課長は多分、この委員会の審査を。これだけの大物議員がいらっしゃるわけだから、どういうふうになっているかというのは。

課としては、こういった要望がきて、支援する制度を持っているんでしょう。持っているけれども、予算がないから、やりたくてもできないんだというのを、胸の内を私は確認しているんですけれども、どうですか。

【長野物産ブランド推進課長】今回の支援金という制度につきましては、産業政策課の方と私どもとお話をしながら、産業政策課の方で、そういった制度を設けていただくということでお話をしています。

我々としては、県産酒の愛用でございますと

か、そういった販売促進に向けた動きという中で、酒造組合の方々ともお話をしながら、こういった取組ができるかというのを、これまでも検討してきたというような状況でございます。

【山田(博)委員】お伺いしますけど、産業政策課ですか、こういった政策になっているのか、じゃあ、教えていただけますか。

【長野物産ブランド推進課長】産業政策課の方から、今回、酒類販売事業者に対する支援金ということで予算の上程をされているということでございますけれども、それぞれ売上高の減少割合に応じて支援金を上乘せするといったような制度を、今回、予算として計上しているというふうに聞いております。

【山田(博)委員】その状況を聞いて、組合の人たちと意見交換をして、そういった中身というか、いろいろ話をしたことがあるかないか、そこだけお答えください。

【長野物産ブランド推進課長】私どもの方には、酒造組合の方から、こういった支援金の制度というのが他県のまん延防止地域でございますとかそういったところで制度化されているというお話の中で、私どもの方にも要望という形で出てきているというような状況でございます。

そういった中で、支援金の制度について、産業政策課で所管をいただいているところがございますので、私の方からもその要望書を持って、所管課の方にお話をしに行っているというような状況でございます。

【山田(博)委員】時間がきましたので、これで終わりますけれども、この要望書を拝見すると、そういった支援策もありがたいという一方で、なかなか十分じゃないということもありますので、それは予算の確保ができて、何とかこういった要望に応えられるような制度設計を、予算

を確保して頑張っていたきたいと思います。終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】58番の長崎市の要望で、県市一体となったMICE誘致受入れの推進についてということで要望が出されています。

いよいよ11月1日に「出島メッセ長崎」が開業するわけですが、当初から長崎市の方から県に対して、この誘致については要請がずっとあっていたと思う中で、県としては直接的な応援はなかなか難しいけれども、間接的にそういった誘致については、自分たちとしても取り組んでいきたいということで、ずっとそういう考え方を述べていたと思うんですが、いよいよになったところで、開設後の、今年度というか、誘致の見込みの中で、全体的な数字と、県としてどれくらい誘致に結びつけたかという数について、まずご報告いただきたいと思います。

【永峯観光振興課長】これは長崎市からの要望でございます。これは時点が、7月に長崎市からいただいた資料では、11月の開業後1年間の予定といたしまして、約46万8,200人の利用が想定されているということで、これは目標といたしております61万人の約77%という数字でございます。

この中で県が直接誘致に関わった事例といったものとしましては、直接と申しますか、一部協会の方々とお話しさせていただく中で誘致につながったものとして、全国スーパーマーケット協会の全国大会といったものがございます。これは1,000人規模の大会でございますが、それ以外につきましては、申し訳ございません、私どもの方で、県がどれくらい関わっているか、ひょっとすると、各部局単位で関わっているものがあるかもしれませんけれども、すみません、

把握が今できていない状況でございます。

【前田委員】コロナ禍の中でのオープンになるので、なかなかスタートも厳しいのかなと思っているので、そういう意味においては、県としても、各部局またがるということであれば、どこか、観光振興課だと思うんですが、窓口となってしっかりと誘致に努めていただきたいし、次の議会の時にはそういった報告をしていただきたいなと思っています。

その上で、長崎市から具体的に要望として、政府系会議や国際会議等の誘致についても、県として力を貸してほしいということでの要望が上がっていて、具体には、令和5年のG7サミットの日本開催ということで、具体の事例も含めて要望がされているんですが、これを見ると、夏頃に外務省から公募が出されるということで書いてありますけれども、この誘致に対しての県としての認識というか、今後の取組についてお尋ねしたいと思います。

【永峯観光振興課長】コンベンションの誘致につきましては、これまでも県内各市町と連携して誘致を進めるというようなことで取組を進めてきたところでございまして、この部分につきましては、今までと変わりはありません。この政府系会議等につきましても、県が有するネットワークを活用して、誘致に結びつけられるというような状況があれば、当然我々としても積極的に誘致に向けて取組を進めていくというような姿勢については、これまでと変わりはない状況でございます。

【前田委員】サミットの日本開催に関しての関連する行事の誘致について、どういう認識を持っているかということ聞いたのと、今答弁があった中で言えば、もちろんコンベンション誘致についてというのは、これまでも取り組んで

いると思うんですけれども、今まで長崎市にこれだけの大型の会場というかパイなるものがなかった中で、そういうものができた中で、政府系の会議や国際会議等々、一段と少し、規模も含めて、もしくは対象も含めて、国外からも含めて誘致するという体制の中で、今のコンベンション協会の中で、それが本当に情報のキャッチとか対応というのができるのかということを考えて時には、一定組織の再編というか、こういった政府系会議や国際会議等を見据えた誘致する組織というものが検討されなきゃいけないと思っているんです。

それがないと、一旦ペーパーでもらっていますから、サミットは厳しいということで聞いておりますけれども、ずっと厳しい、厳しいという話で終わってしまうのかなと思っているので、少し問題提起も含めた意味で質問したので、もう少し明確な答弁をお願いしたいと思います。

【永峯観光振興課長】この回答の中で厳しい状況というふうに記載をいたしておりますのは、実は、この要望をいただいたのが8月でございまして、これまでも長崎市のほうからは、このMICEの関連での要望というのはいただいておりますけれども、今回、具体的に、再来年の、令和5年のG7サミットの誘致ということが記載をされたところでございます。

私どもの方で、当時調べたところでは、もう目の前の9月ごろには、国からそういった誘致の意向があるかといったような照会が出るのではないかというような状況もございまして、そうした中で、この一月足らずの中でどこまで準備ができるかというのが見通せなかった部分もございまして、厳しい状況というふうに、ここには記載をいたしておりますが、現在、長崎市の方とも、誘致に向けてこういった取組が必要

かというところについて整理をいたしているところでございます。

やはり大きいのは、先ほどお話がございました他県の事例等を確認いたしましても、実施に当たっては、市と県でそれ用の組織体制を構築したり、あるいは数千万円単位での予算を準備したりというようなことも必要になってまいりますので、そういった部分も含めまして、長崎市とどういった課題を整理していく必要があるかという部分を、現状、協議をしている状況でございます。

このG7に関しましては、誘致するとなった場合には、申請者としては、県が申請者となる必要があるというようなところもございますので、私ども県の中でも、庁内関係部局とも調整が必要となってまいりますので、今後そういったところをまた調整を進めながら、この件については取り組んでまいりたいと考えています。

【前田委員】先ほど答弁にあったように、結局この種のものを誘致するに当たったら、それは情報をいち早くキャッチすることもですし、その判断をするまでの手順、もしくは時間とか検討する項目とか、かなり多岐にわたると思うので、それを従来のコンベンション協会の中でやるというのであれば、今おっしゃったように、市と県、もしくはほかの市も含めてきちんとした組織とか協議の体制を整えないと、なかなか他県の自治体間での競争には勝てないと思いますので、そこはぜひ、来年度予算にも絡む話なのでご検討いただきたい。それこそ、もうそんな時間はないですね、来年度予算ということになれば。お願いしたいと思います。

最後にしますけれども、いずれにしましても、コロナの中で来ていただいた方に、長崎の文化も含めたところで満足してもらおう。県下の周遊

も、長崎県内がコロナが収まって安心という状況の中での前提ですけれども、周遊してもらおうという意味においては、11月から早速来るわけですから、その方たちに喜んでいただくような県内の周遊メニューの充実などを図らなければいけないと思うんです。

この県内の周遊メニューの充実を図るのは、やはり一義的に、それぞれの市もですけれども、県の役割があると思っていて、そこに向けての取組、仮にそういった県内周遊メニューを充実させようとするならば、二次交通の交通アクセスを整える意味で、例えばですけれども、県営バスを運行する交通局等に対しても、やはり新しい周遊コースなども含めて、民間も含めてなんですけれども、打診等をもう既にしていかなきゃいけないと思っているんですが、聞くところでは、来年の新幹線開通以降も含めたところで、交通局としては、まだそこまで至ってないと聞く中で、もう少し観光的なところから見た時に、観光の部署として交通体系に対する働きかけというものが重要だという認識を持っているんですが、これも課題認識なので、部長の方に答弁を求めたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】委員ご指摘のとおり、MICEで大型コンベンションの誘致がかなえば、アフターコンベンションも含めて、これは長崎市のみならず県内の経済に波及するものでありますので、よく市と連携を取ってまいりたいと思っております。

それで、具体的な体制づくりも必要だと思っています。今、県と県観光連盟、それからDMOと長崎市、その協議体の中で、いわゆるMICEに絡んだ着地型旅行商品をどうやっていこうかという話をしております。その中でやっぱり大事なものは、二次交通の部分が出てくるの

で、そうしますと、先ほどの県営バスであるとか、長崎バスであるとか、交通事業者も入れた中で効果的な商品をつくっていく必要があるんじゃないかというような話ももう既に出ておりますので、そういった点も含めて、こういった体制が効果的なのか、そこはM I C Eもいよいよ動き出しますので、少しスピードアップも含めて長崎市としっかり協議してまいりたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくこといたします。

次に、議案外の所管事務一般について、まず「大雨災害関係」及び「認証宿泊施設の現状」に関する質問を行います。 「大雨災害関係」につきましては、自然環境課と関連があることから、理事者の入室のため、しばらく休憩いたします。

4時から始めます。

午後 3時53分 休憩

午後 3時58分 再開

【中村(一)委員長】委員会再開いたします。

それでは、まず「大雨災害関係」について説明を受けた後、この件に関する質問を行うこといたします。

【石川自然環境課長】令和3年8月11日からの大雨による雲仙温泉街の被害状況と対応について、ご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。

8月11日からの大雨でございますが、雲仙岳において、降り始めからの1週間で約1,200ミリの総雨量を観測する記録的な大雨になりました。

この大雨によって、雲仙温泉街において様々な被害が発生いたしました。

それでは、1の概要についてでございます。

県民生活環境部では、お示した位置図のうち、赤字で表示しております八万地獄と新湯地区について、主体的な対応を行っております。8月13日、八万地獄において斜面崩壊が発生、土砂が流出したことにより、本県所管の公衆トイレ、環境省所管の遊歩道や泉源、民間の土産物店などが被災いたしました。

また、八万地獄から古湯地区にかけての斜面で亀裂が確認されたほか、新湯地区でも崩落土砂により、泉源などが被災いたしました。

このため、直ちに現地調査を行い、観測機器や土のうの設置、土砂の除去などの応急措置を実施するとともに、本格的な復旧に向けて国や市、地元関係者とともに取り組んでいるところでございます。

2ページ目をご覧ください。

各地区の状況につきまして、個別にご説明いたします。

まずは、2 1.八万地獄でございます。

斜面崩壊の状況を写真にお示ししておりますけれども、崩壊斜面の上部が県有地、斜面の下部から地獄にかけての一角が国有地となっております。

対応でございますが、現地確認を行った後、環境省と連携をして、土砂の除去及び土のうの設置を行っております。また、温泉の供給が止まってしまったホテルなどについては、環境省と雲仙市によって泉源の仮復旧が実施され、9月10日に供給が再開しております。

本格的な復旧はこれからでございますけれども、安全性の確保はもちろん、景観にも最大限配慮をして、より魅力的な観光地とすべく、早

期の復旧に向けて、関係者とともに取り組んでいるところでございます。

3ページ目をご覧ください。

2 2.古湯地区でございます。

住宅や商店、ホテルなどが立ち並ぶ背後の斜面において、複数の亀裂などが確認されたため、付近の住民の方々が避難をされておりました。

8月16日に雲仙市の要請による専門家の現地調査が実施され、その調査の結果を踏まえ、伸縮計という地表面の動きを観測するための機器を設置いたしました。その後、データに異常が確認されなかったことから、8月23日に市が避難解除をしております。

続きまして、2 3.新湯地区でございます。

8月13日、新湯ホテルの背後にある県有地の斜面で土砂が崩落し、その土砂によってホテルが使用していた泉源が埋没するなどの被害が発生いたしました。

次のページに状況の写真を添付しておりますけれども、応急措置として、泉源の上に崩落した土砂を除去するとともに、崩落斜面にシートを設置しております。当該地区の本格的な復旧に向け、測量設計、法面対策工事を順次進めていくこととしております。

私からの説明は、以上でございます。

【永峯観光振興課長】引き続き、私の方から、旅館・ホテル状況につきまして、ご説明を申し上げます。

4ページの下段をご覧ください。

旅館・ホテルの被害状況でございます。

9月17日現在の情報でございますけれども、5ページの右上に表をお示しいたしております。全体14施設がございます中で、建替え工事中の施設が2施設ございまして、残り12施設のうち、配管の損傷等により休館しているという施設は

3施設という状況になっております。

具体的には、5ページの表で申し上げますと、番の湯元ホテル、こちらにつきましては、今月いっぱい休館の見込みということ、それから番の雲仙いわき旅館、こちらについては、来月上旬まで休館の見込みということで、この2施設が八万地獄の周囲にある施設になってまいります。

それからもう一施設につきましては、右下の方、番のところで、国民宿舎青雲荘と書いております。この青雲荘につきましては、違う場所にございまして、小地獄地区というところの土砂崩れの影響でございます。こちらの方は、施設の中にも土砂が流入するなどの被害がございまして、青雲荘につきましては、今のところ再開の目途はたっていないという状況でございます。

それから、4ページの下に戻りまして、全体のキャンセル数について、災害発生以降発生したものを8月の末時点で集計いたしておりますけれども、件数で申し上げますと5,200件、人数でまいりますと1万7,500名分ということで、非常に大きな影響が出ているという状況でございます。

それから、5ページの(3)のところで、今後の対応でございますが、先ほど来ご議論いただいております、まずは、観光地受入態勢ステップアップ事業で雲仙地区について支援をしていくということ。

それから、情報発信の面で申し上げますと、県の観光連盟の方で観光情報ポータルサイトを持っております。「ながさき旅ネット」の中に、雲仙関連の特設ページといったものを先日設けております。その中で、この雲仙温泉街の再生に向けた地元の皆様の取組、あるいは復興状況、

先日、源泉を仮で配管したといったようなニュースもございましたが、そういった情報を発信すると、こういったことを行っていくとともに、現在展開中の「ふるさとで“心呼吸”の旅」キャンペーンの中でも、雲仙についての誘客を促進する、そういったPR、プロモーションを実施していきたいと考えております。

【中村(一)委員長】この件について、まず「大雨災害関係」について、質問を承ります。この後、「認証宿泊施設の現状」についての質問もございますので、1人当たりの質問時間は5分を目途にお願いしたいと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

質問はありませんか。

【小林委員】八万地獄の今回の大雨による被害が、かなりクローズアップされております。ハードとソフトの面で言えば、観光振興課の方でいろいろ、ステップアップ事業とか、そういう形の中で支援されるものと、同時に、相当景観が壊れていると、崩壊しているということで、今までのイメージが、このままではもたないという状況にきております。

それで、先ほどからご説明がございましたように環境省と県と地元雲仙市、それから観光協会等々で役割を分担しながらやっていただかなければいけないと思っていますけれども、新聞等で見てまいりますと、地元のホテル業界とか旅館業界の代表は、やっぱり唯一無二の地獄の景観をさらに魅力的に再生させてほしいと、新たに生まれ変わってほしいと。

これまでは、率直に言って、配管が相当老朽化して、むき出しになっているとか、その状況等は、ちょっと景観上、問題があると言われてきたわけだけでも、結局は誰も手を出しきらないと、こういう状況ではないかと思うんで

す。

予算的に相当必要とされるものでありますから、今回のこういう被害を、何といたしますか、雨降って地固まるとか、災いを転じて福となすとか、そういうような良い意味で、この際、八万地獄をすばらしいものに仕上げていかなければいけないと。そういう中における県の役割と環境省、地元の役割、こういうすみ分けをしていかなければならぬと思います。

まず、八万地獄については、やっぱり国の方で手を入れていただかなければいかなのじゃないかと、こういうふうに思いますが、我々は、地元がランドデザインの策定というような形の資料を見ておりますけれども、まさに世界に誇れる雲仙地獄、これに向けて今後どのような形の中で、いつごろそういう対策をやっていただけるか、スケジュールも含めてご答弁をいただきたいと思っております。

【石川自然環境課長】まずは体制でございますけれども、環境省の声かけによりまして、復興行政連絡会というものが9月3日に組織されております。そこには環境省、雲仙市、県、県は我々県民生活環境部と観光振興課もメンバーになっております。

そこで、今おっしゃっていただいたような、八万地獄全体をどうしていくのかという議論、そしてスケジュールも含めて検討しているところでございます。

当面の作業ですけれども、まずは、応急措置は現在終わっておりますので、さらに環境省の方で地獄に堆積した土砂の除去を進めていくと。それから市の方で、その土砂を除去したエリアにおいて、ホテルの爛付け施設というものを仮復旧しなければいけないということで、爛付け施設の仮復旧を急いで行くと、これは雲仙市の

方で行うと。市としては、寒くなる前に終わらせたいという思いのもとで、今進めていると。

本格的な復旧に向けては、雲仙市が八万地獄全体のグランドデザインを描くこととしております。ポイントとしては、先ほどおっしゃっていただいたように、今まで無秩序に配置されていた配管や源泉などを共同管理、それから一元化するような絵を雲仙市の方で描いていただくと。それがあと半年ほど、今年度中くらいかけて、これも先ほどおっしゃっていただいた、地元観光協会やホテル・旅館組合の皆様とも議論しながら仕上げていくということにしております。

その中で県においては、斜面の上部が県有地でございますので、下の環境省と連携をしながら、これから地質調査、測量、そして対策工法、どのような対策が適しているかというような対策工法の検討を進めると、そのあたりを今年度中に進めていきたいと考えております。

【八江委員】 同じようなことなんですけれど、八万地獄、あるいは古湯ですか、このあたりの湯けむりとか、いろいろな景観というものが、観光地としては一番なことじゃないかなと思って、旧来のものが再現できるようにする。新しくなればなんでもいいというわけじゃないと思いますけど、ただ、先ほどの話のように、配管等がむき出しで、老朽化したものがたくさんありました。そのあたりは整備をしながらも、旧来の岩といいますか、石ですか、こういうようなものを残しながら、本来の雲仙の湯けむりのある地獄の再現を早急にしていただかないと、お湯は出てきても、実際は見て回るところには、やっぱりそういったものが求められると思います。

そしてまた、近く、そこに直接当たったかど

うかわかりませんが、前回の委員会の時に申し上げたように、「君の名は」で有名な「真知子岩」等がそこに存在しているわけですね、近くにはね。そういったものがどうなっているのかというのがあるのと、遊歩道関係がやっぱり相当傷んでおるんじゃないかと。そういったものをリニューアルしながらしていただくということにはなるとは思いますけれども、特に環境省が所有地におるし、県の所有地、県もあるし、そういうものについては地元も一安心、財源的な問題、対応の問題、そしてまた、大臣等来ていたただている関係があって、非常にいいんじゃないかなと思っておりますので、この際と言うと失礼かもわかりませんが、しっかり再現をして、景観を維持しながら、元来の雲仙の八万地獄以上に復旧させていただきたいと、このように思います。

リニューアルも含めて、グランドデザイン等の話もありましたように、どのようにこれから進めていくのか、年度内にどのくらいできるのかを含めてお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【石川自然環境課長】 お答えいたします。

まず、おっしゃっていただいた湯けむりについては、やはり雲仙温泉全体で重要な資源だと考えておりますので、そのあたりは基本的には維持しながら、よりよい景観づくりに向けて取り組んでいきたいと思っております。

また、地獄内の遊歩道についても、今回は、今、幾つかいろいろと被災して通れなかった部分があるんですけども、現在、復旧が全て終わっております、現在通れないのは八万地獄のところのみというふうになっております。ご指摘いただいた「真知子岩」の部分も、現在は通行可能というふうになっております。

今後のスケジュールでございますけれども、まず、雲仙市がランドデザインを描く、それが今年度中いっぱいかかるというふうに考えております。平行して、県の方では、斜面对策として調査、測量、そして対策工法の検討を進めるということにしておりまして、そのあたりまでが今年度中にかかるかなと。来年度については、その調査、測量、設計に基づいて随時詳細設計ですとか、対策工事に入って行くということでございます。県は斜面の工事で、雲仙市については温泉施設の再整備、それから環境省については遊歩道の再整備、そういった工事が来年度、いろいろと進んでくるであろうというふうに考えております。

【深堀委員】 1点だけ確認ですけれども、対応の分で、ステップアップ事業等で支援するということにはなっているんですが、実際の被災状況にも書かれているように、爛付け配管損傷等々が発生しているわけですね。結局、県有地なり国有地からの土砂といいますか、ある意味、災害ですよ。それに対する補償というのがあるのかないのか、そのあたりをまず教えてください。

【石川自然環境課長】 自然災害でありますので、そういった補償という制度はないんですけれども、仮復旧については、要は民間の負担がないような形で、雲仙市と環境省が連携をして、例えば、温泉の供給を9月10日に再開したような形で、爛付け施設も同じような形で仮復旧を行政の方で行うと。

今後の本格的な話になりますけれども、それについてもできるだけ、今までは個々のホテルが設置していたものなので、そのあたりを全て公費で賄うということは難しいんですけれども、環境省の補助事業もありますし、それが一体的

に共同管理となった場合に、また補助金の選択肢なども増えるということになりますので、うまく地元の方々と連携を、調整をさせていただいて、どのような形で、この予算も含めて再生を目指していくかというところを議論しているところでございます。

【深堀委員】 まず、はっきりしてほしいのは、法的に、自然災害だから、行政側としての責任はないんだと。ただ、いろんな支援メニューの中でサポートをしていくんだということですね。そういうことなんですね。

実際に国有地であり、県有地であり、その地域が、例えば土砂災害の警戒区域だったのかとか、本当は国立公園内だから難しいんでしょうけれども、そういった対策工事を公共がやっておかなければいけなかったのかどうか。もし、本来そうしておかなければいけないのに、それを行政がやっていなくて被害を与えたのであれば、それはある意味、訴訟問題にもなりかねない話なので、そのあたりの線引きがどうなっているのかというのが非常に気になっていまして、そのあたりがわかればですね。

というのが、実際にそういう損傷を受けたことによって営業自体が止まっている、営業補償の問題にもなりますよね。そのあたりがどうなのか。これはあくまでも民間の事業者が保険に入っていて、その保険で対応しなければいけなかったというのであれば、もう仕方ないんですがね。そのあたりだけ、最後に確認させてください。

【石川自然環境課長】 ご指摘のとおり、特に土砂災害の防止区域に指定されているようなところでもありませんので、要は、行政として何か土砂対策をしておかなければならなかったというような法的なものはございません。

また、地獄内にある爛付け配管なども、国有地を民間の方々が使用許可をして設置していた。その使用許可の協定書、許可証の中でそういう条件も盛り込まれておりまして、自然災害で起こったものについては、基本的には借りる側の方で負担をするというような整理がなされていたという状況でございます。

【前田委員】深堀委員の件は、私も質問しようと思ったんですが、同じ趣旨なので省略しますが、今の答弁を聞くと、法的な面とかいうところからいけば、多分、そういう答弁しかないと思うので、そこは、しかし、コロナ禍で厳しい状況の中で、また二重に打撃を受けているという意味でいけば、その法的な部分乗り越えて、支援金みたいな形で一時的に出すということもあるのかなという気は、私はしていますけれども、そこまで至らなかったということで理解をします。

それで、4ページの資料にあるように、旅館・ホテルの被害状況で、キャンセルだけでも5,200件、1万7,500人ですね、8月分。もちろん9月の売上もかなり激減しているという話の中で、先ほどの陳情の要望でも上がっていましたが、観光地受入態勢ステップアップ事業の上限額を1,000万円から2,000万円にするというのはありがたいと思っているんですが、“心呼吸”の旅も長らく止まっていた中で、執行残がある中で言えば、“心呼吸”の旅そのものの補助額の増額も、私は誘客を促進するということであれば、検討してよかったと思うんですが、そのあたりについてはどういうご判断をされたんですか。

【永峯観光振興課長】私どもそういった上乗せというのが誘客に効果的ではないかというようなことで、事例等も調べたところでございまして、実は4月に静岡県熱海の方でも土砂崩れが

発生をいたしてございまして、その熱海の復興策の一つの案として、県内旅行キャンペーンの上乗せといったようなものがございました。

具体的に申し上げますと、宿泊の割引が5,000円、地域限定クーポンが2,000円というのがもとの制度でございますけれども、その地域限定クーポンの方を倍の金額に上乗せするというようなものがございましたので、そういったこともあって、休憩前に申し上げました、8月の両大臣、棚橋防災担当大臣、それから赤羽国土交通大臣への要望の際に、熱海と同様のキャンペーンの上乗せといったようなことを要望したところでございます。

と申しますのが、財源が観光庁の予算で、要項等も観光庁の方が制度を設けておりますので、県の判断だけでそこに上乗せをするということが難しい部分がございます、今、国の方に要望いたしているという状況でございます。

【前田委員】確認ですけれども、このふるさと“心呼吸”の旅は、国で言う、いわゆる地域観光事業支援の中に入っているという理解ですか。

【永峯観光振興課長】事業支援の中で展開しております。

【前田委員】それでは、“心呼吸”の旅の執行残があるということには、多分当てはまらないと思うので、そこは一般財源で組めば、別に乗せられる話じゃないんですか。

【永峯観光振興課長】財政状況等も厳しい中で、まずは国の財源を活用するというようなことを優先して、今検討しているところでございまして、先ほど申し上げたとおり、熱海での事例がございましたので、そういった形で熱海と同様の制度がすぐに了解が得られるのではないかと、ということで要望したところでございますが、まだ、今現時点で国の方からは回答がきてないと

いう状況です。

【前田委員】 そうすると、熱海の方はそれが認められているんですか。

【永峯観光振興課長】 正式には認められておりません。

【前田委員】 それでは、やはり被災した県同士連携を取って、強く働きかけるということをやっていたきたいなと思うし、議会としてもそこは、私たちとしても要望するというような活動をすべきだと思いますので、その点をこれから早急にやっていただくことを要望しておきたいと思います。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【小林委員】 先ほど、これからのスケジュールを地元の雲仙市、それから県の役割、その中で大体年内にそういう青写真が、その分については出てくると。要するに、八万地獄のグランドデザインがどうなっていくのかというのが、一番の期待感が高まる場所ではないかと思うんです。そここのところがもう少し地元の皆様、また県民の皆様に届くようにしていただかなければいけないと思うんです。

先ほど来のご答弁では、そういう県と市の役割と、環境省がどこまで力を入れてやってくれるのか。この八万地獄の所管は、何ととっても環境省だと。環境省のこれからの姿勢がもっと前面に出るような形をやっていただかないと、非常に先の期待感が薄れてくると、こう考えているわけです。

私は、今回の雲仙災害を見まして、普賢岳災害を思い起こすわけです。普賢岳災害の時に、その復興対策の資金がほとんどないわけです。みんな国からのひもつきで限られておったわけです。だから、復興対策の雲仙の基金を集めて、国からその資金を借りてきて、最終的に1,000

億円の基金をつかって、その果実、その利息を雲仙復興の原資にしたと。これが、まさに今日までのすばらしい復興を雲仙が見せつけたということにつながったわけです。

だから、当時の高田知事が、自治省の関係の中で非常にご尽力をされて、1,000億円の基金をつかって、その果実が今日の島原復興につながったと、繁栄につながったと。

そういう同じような思いをすれば、ステップアップ事業のそういう支援とか、また、具体的にその当時の対策から考えれば雲泥の差で、いろいろバックアップの幅が広いと。そういう意味では、再び雲仙がよみがえるようにするために、環境省、県、市、地元、そういう形の中で、もうちょっと環境省の考え方とか、いわゆる全面に支援する、そういう具体的なことがもっと伝わるようにしてもらいたいということを今要望していますが、それについて、もうちょっと前向きな答弁をいただきたいと思いますから、お願いをします。

【石川自然環境課長】 八万地獄はほとんどが環境省の所管地でございますので、もちろん環境省の方で基本的な再整備の予算とか、グランドデザインを描くための予算というのは環境省の方で用意をします。その予算に基づいて雲仙市の方で動いていただくんですけれども、そのあたりのところはいろいろと説明の仕方がうまくできていなかったのも、申し訳ございませんでした。

基本的には環境省の予算で、復興については進めていくというところでございます。その予算をもとにいろいろと、県、市、それから地元の民間の団体が役割分担をして、グランドデザインをもとに復興を進めていくというところでございます。

【小林委員】 予算は、そうやって環境省の予算で、先ほども言ったように、雲仙普賢岳の災害の時には何もなかったと、今回はもう全面的に環境省が見てくれると。

例えば、いろんな事業の中で国がどのくらい出して、県がどのくらい、地元雲仙市でどのくらいとか、そういう割合とか何かは、こういう災害の場合、いろいろ起債を認めるとか、いろんな資金的な国のバックアップがですね。そしてまた、交付税で最終的に措置をするとか、そういう点についてはどうですか。この辺も前向きに、ひとつご答弁いただきたい。

【石川自然環境課長】 費用負担については、これから行政連絡会の方で、いろんな予算の内訳や、どのような事業を活用していくかということが整理される予定ですので、もちろん環境省の方でも、大部分の予算を投入して、復興が図られるようにしていきたいと思っておりますので、その内訳が固まりましたら、またいろいろな場面で報告をさせていただきたいと思っております。（「早く固まるようにお願いします」と呼ぶ者あり）

【中村(一)委員長】 ほかにありませんか。

【八江委員】 先ほどお尋ねすればよかったんですが、湯けむりその他は、現在は元に戻っているということですがけれど、古湯地区に亀裂が発生したと。そしてまた、一部の話を聞けば、湯温が低下したと。80度～100度あったのが低下しているという話です。そうすると、そこにはまた、湯量が問題になってくるんじゃないかと。今までどおり湯量が確保できるのか、こういった問題等がそこで発生してくるし、また、湯質が変わってくる。地震じゃないから、違いはないかもわからんけど、その辺のことについても調査等はなされたんですか。現状はどうですか。

前と同じことになっているんでしょうか。湯量、その他も確保できるんでしょうか。

【石川自然環境課長】 おっしゃるとおり、幾つかのホテルで温泉の温度が上がらないという状況が出てきております。

今、現地確認した結果の中では、やはり今、水が山の中に多く保たれていて、大体泉源の中にはますがあるんですけども、それが普段よりもかなり水の量が多いと、お湯に対して水の量が多いので湯温が上がらないと。今、関係者の中の話では、しばらく様子を見て、水が低下して山から水が抜けることによって湯温が上がるということのを待つしかないというような状況で、しばらく様子を見るということで確認しております。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ほかに質問がないようですので、理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

午後 4時30分 休憩

午後 4時31分 再開

【中村(一)委員長】 委員会再開いたします。

次に、「認証宿泊施設の現状」について、説明を受けた後、この件に関する質問を行うことといたします。

【永峯観光振興課長】 宿泊施設の感染対策に対する第三者認証制度の状況につきましては、先ほどご説明を申し上げたところでございます。

県民キャンペーンの参加施設531施設の認証を目標として進めてまいっている中で、現状511施設の認証が済んでいるという状況です。

今、資料としてお配りをしたものにつきます

では、先ほど前田委員からの質問の中で、私が口頭で答弁した部分の、県内の主要な宿泊施設の客室の稼働率のグラフでございます。観光動向調査のグラフでございます。令和元年が青色の線、令和2年度が黄色の線、令和3年度が赤色の線ということでお示しをしているものでございます。

【中村(一)委員長】この件について、ご質問を承りますが、1人当たりの質問時間は5分を目途にお願いしたいと存じますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

何かご質問はありませんか。

【坂口委員】お伺いします。511施設が今認証を受けられているということで、team NAGASAKI SAFETYのホームページを拝見しますと、認証後も定期的な審査で安全・安心に取り組んでいきますという記載がありますけれども、この511認証施設について、認証後の定期的な審査なり何なりの状況を教えていただければと思います。

【永峯観光振興課長】この認証制度につきましては、もともと年2回の確認を行うということを前提に制度を組んでおりまして、もともとの想定の中では、毎年7月と12月、年2回の確認を行うということでいたしておりました。ただ、今回につきましては、8月あるいは9月まで現地確認、1回目がかかっている施設もございますので、場合によっては、年明けの1月から3月の間に2回目に入るというような施設も出てこようかと思っておりますが、原則的には、年2回の確認を行うということで、今年度中にもう一度確認を行う予定であります。

【坂口委員】ということは、確認ですけれども、511施設は、まだ1回の審査だけという認識でよろしいですか。

【永峯観光振興課長】基本的には、1回の確認ということでございます。

【坂口委員】これも確認なんですけれども、認証を受けられたとして、それで100%感染者は出ませんよというわけではないと思うんですが、お答えいただければ結構ですが、この認証を受けられた施設から、スタッフとか利用者を含めて感染者が出たとかという事実は、今のところあるかないか、伺います。

【永峯観光振興課長】私どもが把握している限りにおきましては、聞いておりません。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【小林委員】その宿泊施設の認証制度が、大体500件ぐらいを目標にしながら、今言うように96%強とか、その辺のところまで到達をしているということは、これは、例えば、これから明日でも、認証制度の飲食店の方が、率直に言ってまだまだ、なかなか目標をクリアできないと、まだ半分もいってないと、20%か30%程度だと思っわけです。

なんでそう違うのかと、こういうことですが、結局は、こういう旅館・ホテルとか宿泊施設については、産業労働部で新生活様式のこういう制度資金が200万円ぐらいあって、それでコロナ対策をしっかりとってほしいと、こういうようなことがございましたね。産業労働部の大体200万円ぐらいの制度資金が、大体5,000件ぐらいいただかれているわけですよ。そういう点から考えていけば、その5,000件、新しい生活様式200万円ぐらい、こういうものが、このホテルの関係のところにはかなり行き届いている、したがって、それが効果を生んでいると。

例えば飲食店の方は10万円ですよ。そういう点からしてみても、なんでこう違うのかというようなことを考えてみれば、10万円というのが、

いま一つ皆様方に、それだけの効果をもたらさないと、こんな思いをされているのか。

やり方について、ホテル・旅館と、なんでこう違うのかと。この辺のところを質問して、答えができますか。あなたの立場で言えますか。言えるとしたら、なんで宿泊施設の方がこれだけの数字を出してくれているのかと、目的を達成しているのかと、この辺について教えてもらいたい。

【永峯観光振興課長】まず、感染対策に対する財源措置でございますが、今お話がございました産業労働部の新しい生活様式の補助といったものもございますが、宿泊施設に対しましては、昨年度、それから今年度、安全・安心対策の補助金というようなことで、施設の感染対策に要する経費の支援制度を設けているという状況もございます。

そういったこともあって、施設側の、例えばパーテーションの整備でありますとか、消毒施設の整備でありますとか、そういった部分については、一定、飲食店に比べると進んでいる部分というのはあるかと思えます。

それに加えて、今回私ども、キャンペーンを運用する中で、この認証制度は、安心してお客様にご利用いただく中では非常に重要なことであろうということで、この500施設については、7月から8月にかけて集中的に訪問をさせていただき、そこで現場で確認をしながら申請につなげていったというようなやり方をとったところでございます。そういったところで、現状はこういった高い数字をいただいているものと考えています。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質問がないようです

ので、これで終結します。

審査の途中ですが、終了予定時刻となりましたので、本日の審査結果について、一旦整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 4時39分 休憩

午後 4時39分 再開

【中村(一)委員長】委員会再開いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日、9月29日水曜日午前10時から委員会を再開し、引き続き、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 4時40分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年9月29日

自 午前10時 0分
至 午後 4時46分
於 委員会室 3

物産ブランド推進課長 長野 敦志 君
国際課長 江口 信 君
国際課企画監（平和推進・国際協力担当） 坂口 育裕 君
スポーツ振興課長 野口 純弘 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 中村 一三 君
副委員長(副会長) 北村 貴寿 君
委 員 八江 利春 君
" 小林 克敏 君
" 中島 廣義 君
" 山田 博司 君
" 前田 哲也 君
" 深堀ひろし 君
" 松本 洋介 君
" 赤木 幸仁 君
" 坂口 慎一 君

県民生活環境部長 貞方 学 君
県民生活環境部次長 西 貴史 君
次長兼地域環境課長 重野 哲 君
県民生活環境課長 本多 敏博 君
男女参画・女性活躍推進室長 有吉佳代子 君
人権・同和対策課長 久柴 幸子 君
交通・地域安全課長 永尾 俊之 君
統計課長 下野 明博 君
生活衛生課長 眞崎 敬明 君
食品安全・消費生活課長 峰松美津子 君
水環境対策課長 本田喜久雄 君
資源循環推進課長 吉原 直樹 君
自然環境課長 石川 卓哉 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

堀江ひとみ 君

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長 中崎 謙司 君
文化観光国際部政策監
(国際戦略担当) 前川 謙介 君
文化観光国際部次長兼
文化振興課長 土井口章博 君
文化振興課企画監(国民
文化祭・文化観光推進担当) 立石 寿裕 君
世界遺産課長 馬場 秀喜 君
観光振興課長 永峯 裕一 君
国際観光振興室長
(参事監) 佐々野一義 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【中村(一)委員長】 皆さん、おはようございます。

委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、文化観光国際部関係の議案外所管事務一般の審査を行います。

事前通告をされた委員の方でご質問はありませんか。

【赤木委員】 おはようございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、“心呼吸”の旅再開ということで、通告した時点では、まだ“心呼吸”の旅は再開されてなかったんですけども、25日から再開さ

れたということで、観光事業者の方々も喜んでいと伺っております。

休止していた期間もありました。キャンセル対応も多々あったかと思いますが、キャンセルの数、あと、キャンセル対応も精算して残った予算もあって、あと何泊分残っているのか、その点についてお尋ねいたします。

【永峯観光振興課長】“心呼吸”の旅のキャンセル料のお尋ねでございます。

まず、件数で申し上げますと、合計で845件となっております。ただ、これは1件の中に複数名での予約等も入っておりますので、人数ということではございませんが、件数ということでいくと845件、金額で申し上げますと2,295万2,000円ということで、約2,300万円がキャンセル料として発生いたしております。

こういったものも含めまして、この間の利用の実績でございますが、キャンペーンにつきましては、3月に開始いたしました第一弾と、4月に開始いたしました第二弾がございます。この合計で、この間、9月10日時点での実績でございますけれども、利用実績は18万1,380人泊、金額にいたしますと9億4,830万円ということで、約9億5,000万円というような数字になっております。

【赤木委員】ありがとうございます。件数としては845件、キャンセルになったということで、人数はわかりますか。

【永峯観光振興課長】キャンセル料の支払いの申請が1件ごとの代表者の方の申請といったような格好になっているケースもございますので、その内訳の人数まで調べるとというのは、今、なかなか難しい状況でございます。

【赤木委員】わかりました。順調に償還されている部分もあれば、またキャンセルになれば、

宿泊事業者の方にも相当数、影響があるものと改めて認識したところであります。できる限り長く、県民の皆さんにはこのキャンペーンを使って楽しんでいただきたいなど、いろんなところに行っていたきたいなと思っているところでもあります。

ただ、新型コロナウイルスと今後も付き合っていかなければならないのは事実であります。“心呼吸”の旅キャンペーン再開についても、100人が100人、歓迎しているわけでもないということは認識しなければならないのかなと思っております。感染拡大を懸念している方々もおります。

現時点、宿泊事業者ごとに感染症対策もしっかり行っているものと認識しておりますし、県としても、team NAGASAKI SAFETYをしっかりと導入していただいて、昨日もしっかり数をいただきました。あと残り20施設が“心呼吸”の旅キャンペーンとteam NAGASAKI SAFETYとの連携といたしますか、20施設がteam NAGASAKI SAFETYができてないというご答弁でありました。

この“心呼吸”の旅とteam NAGASAKI SAFETYとの連携を今後どう考えているのか、お尋ねいたします。

【永峯観光振興課長】確かに、こういったキャンペーンを再開するに当たりまして、感染拡大をご懸念されるようなお声というのは、私どもの方にも届いておりますので、そこはしっかり両立させていく必要があると考えております。

そういった中で昨日もご説明いたしましたように、まずは認証制度を浸透させていくということで、先月まで集中的に回って、現在、96%程度の認証率となっておりますので、これを100%に持っていくというところを、まずは急

ぎ取り組みたいと考えております。

そういった中で、100%になれば自動的にひもづけというようなことにもなってまいりますので、その後に今後新たにキャンペーンに参加を希望されるような施設の方々が出てくるようなことがあれば、そういった時には、認証制度とのひもづけと申しますか、そことセットにしていくということは当然お願いをしていくということになっていこうかと思えます。

【赤木委員】ありがとうございます。ぜひとも感染を予防すること、その両立をしっかりと図っていただくよう、今後もお願いをいたします。

昨日も集中審議でありましたけど、雲仙に対して観光部局として目を向けていただいているのは、私としても重々伝わりました。ステップアップについても昨日審議しましたけれども、地元の宿泊事業者の方からも、大変喜んでいるという声を私自身も伺いました。

今後、雲仙にどう促していくかという昨日のお話の中で、いろいろ検討いただいていることはわかりました。「ながさき旅ネット」の中でも雲仙のことをできるだけPRというか、現状をPRしているというお話も伺いましたが、どう促していくかということも大事ですし、雲仙温泉にお客さんが、県民の皆さんが行っていただく、観光客の方に行っていただくのが一番の復興でもあると私自身は考えているところです。いろいろ対策をしていただいているのは、昨日、わかりました。

部長にお話を聞きたいなと思っているのは、ワーケーションの拠点として雲仙がなりましたと。報道でもあったんですけど、県としてワーケーションを推進していくと。コロナでできなかったんですけども、地域づくり推進課と人事課がワーケーションを一回やってみようとい

う取組をしようとしていたと。ただ、コロナでできなかったというお話を伺いました。

文化観光国際部内でも、そういうワーケーションを実際に体験して、それこそ雲仙でやって、多様な働き方を実践しつつ、雲仙の魅力を再認識していただく。それは県として後押ししていくことにつながるのではないかと私自身は考えるんですけど、そういった取組を文化観光国際部内でもできないでしょうか、提案になりますけど。

【中崎文化観光国際部長】今、委員のご指摘は、そのとおりだと思っております。特に、コロナ禍を踏まえればワーケーションというのは、一つの有効な手段だと思っております。雲仙という地域でいきますと、かつては避暑地として多くの外国人の方で栄えた土地でございます。

そういったことを考えると、夏は涼しくて豊かな自然に恵まれているということでいけば、ワーケーションという切り口でPRしていくことは非常に重要であると思っております。

現状におきましても、今、長崎市内の総合商社がおしどりの池近くにワーケーション施設を立ち上げておりますし、幾つかのホテルも部屋を改造してワーケーション向けのスペースを確保しております。そういったところと連結しながら誘客を進めていくというのは大事でございますので、そのようなコンテンツづくりに対して観光サイドからも積極的に支援してまいりたいと考えております。

【赤木委員】ありがとうございます。これは提案にしておきますが、文化観光国際部局内でもワーケーションを職員の方に体験してもらって、実際、今後の新たな取組につなげていくことを検討いただきたいなと私自身思っておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。スポーツの振興ということでお尋ねいたしますが、これは1点、長崎ヴェルカ、プロバスケットボールチームについてお尋ねをします。

シーズン開幕が間近に迫っておりまして、来月、開幕となります。2月の一般質問で私は取り上げまして、部長に答弁いただいたんですけども、「長崎ヴェルカの活躍は、地域活性化につながるものであり、今後、県といたしましては、チームの知名度や県民の関心を高めるためのイベント開催、招待事業などを行うなど、県民の皆様と一緒に力強く応援してまいります」と答弁いただきました。ありがとうございます。

B3リーグから始まるんですけども、先日は、練習試合ではありましたが、B2のチームと戦って、それにも勝利したと。今後も楽しみでありますし、10月9日が県内の県立総合体育館で地元開幕戦を迎えます。私も行く予定であります。

これまで県としてどのような支援を行ってきたのか、今後予定しているのか、お尋ねいたします。

【野口スポーツ振興課長】9日にいよいよホーム初戦を迎えるプロバスケットボールクラブ、長崎ヴェルカへの支援でございますけれども、チーム並びに試合情報の開催周知を目的とした広報活動としまして、全世帯広報誌への掲載、新聞での告知、テレビ・ラジオの県政番組での紹介。それから、県庁ロビーでもブースの展示等を今実施しておりますところでございます。併せて、今後はV・ファーレンに倣った県民応援フェア、それから県民招待事業などを実施することでチームの後押しを図ってまいりたいと考えております。

【赤木委員】ありがとうございます。広報、周知の部分では行っていただいているという答弁でしたけど、もっと具体的な支援というか、そういったことは、なかなか言いづらいものですか。

【野口スポーツ振興課長】これを超えた支援ということに関しましては、チームとして、どういうものが要求されるかというのがありますので、今後、動向を見ながらコミュニケーションを取ってまいりたいと思っております。

それと、県だけではなくて、21市町も連携した形で、県下全域で支えるような仕組みづくりも進めてまいりたいというふうに考えております。

【赤木委員】ありがとうございます。もしかしたら、あまりよろしくないかもしれないが、V・ファーレンより先にB1に上がるんじゃないかという、それだけ戦力を整えているというお話も出ております。今後、バスケットは冬のスポーツでもありますので、1年中スポーツが楽しめるまちに長崎県がなっていくのがすごく楽しみでありまして、その後押しをぜひとも今後とも行っていただくようお願いをいたします。

【中村(一)委員長】ほかに質問ありませんか。

【坂口委員】おはようございます。

3点通告をしております。

まず1点目、文化観光分野におけるアフターコロナへの見通しということで伺いたいと思います。

昨日のステップアップ事業の中にもありましたように、アフターコロナを見越したとか、そのほかの補助事業についても、アフターコロナという言葉をよく目にします。

先日の本会議の一般質問の答弁の中でも、アフターコロナの状況においては、「富裕層の観

光需要が見込まれます」とか、そういったご答弁もあったように思います。ワクチン接種も一定目途がついて、全国的に解禁ムードになってきた中で、アフターコロナの見通しが一体どのようなものなのか、どういう状況を指してアフターコロナというのか、その定義についてが一つ。その状況を誰が判断するのか、その判断の主体について、この2点、伺いたいと思います。

【土井口次長兼文化振興課長】坂口委員のご質問は、文化観光国際部全般になると思いますので、私の方からご説明させていただきます。

アフターコロナにつきましてですけれども、疫学的な定義などについては、国などにおいても、まだまだ明確な定義がなされていないのではないかと私どもは認識しておりまして、今後、国などにおいても、そうした検討がしっかりなされていくものだと考えております。

文化観光国際部の中で各課が「アフターコロナ」という言葉を使う時の考え方ですけれども、文化におきましては、文化芸術イベントが無理なく、例えば入場制限がなく開催できる段階。あと、観光分野等におきましては、国内客、県外からも誘致ができるような段階。また、インバウンドにおいては、国外との往来が可能になった段階など、文化観光国際部としての認識というのは、施策ごとに異なるのではないかと考えております。

そういったことで、当部といたしましても、引き続き、その時々々の感染状況を踏まえながら適正な対応を取っていきます。また、そのタイミング、決定というのは、その時々々の、文化では文化振興課、観光では観光振興課等でしっかり議論をして、また、部長等とも十分協議した形で決定をしていくというのが今後の流れかなと思っております。

【坂口委員】私どももいろんな業界、団体から陳情、要望活動などを受けまして、そろそろ我慢も限界に来ているという中で、アフターコロナという解禁ムードもあって、そろそろ希望が見えてくるのか、こないのか、そのあたりがアフターコロナという言葉自体が、お互い共通の認識があるわけでもなく使われているということが、ちょっと心配じゃないですけれども、今後、議論していく上で必要なと思いましたので、今回伺わせていただきました。ありがとうございました。

次、2番目、文化観光分野におけるウイズコロナの取組ということについて。

これ、1番の流れで何うようになるんですけれども、とはいえ、第6波の心配があったりとか、まだしばらくはウイズコロナ、コロナとともに生活をしていくということになるかと思えます。一義的には国の政策判断を伴うものだと思います。現制度内において県が取り組めるウイズコロナの取組というものはどういったものがあるのか、その点について伺いたいと思います。

【土井口次長兼文化振興課長】先ほどのアフターコロナの質問に引き続き、ウイズコロナに対して県ができる取組ということでございます。

私どもが所管しております文化事業におきましては、今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、現在、多くの文化団体が活動の自粛を余儀なくされており、地域の文化芸術振興に大きな影響があったということは、事実だと思っております。

文化イベント等のコロナ対策につきましては、国が示す指針に基づきながら、基準にのっとり対応しておりますので、県独自の基準を作成するというのは、なかなか困難なのかなと思っ

ておりますが、現実的には大規模イベントをする際には、県が意見を述べるができる形になっておりますので、いろんな相談に乗りながら実施をしていることは事実でございますので、今後、地域イベントにつきましても、同様の視点でアドバイス等は可能かと思っております。

昨年はコロナの中でありましたが、ながさきオンライン文化祭などを開催いたしまして、鑑賞、発表の機会を提供するなど、停滞している活動を、どうか手助けしようということで、そういった文化芸術活動の継続支援に取り組んでまいったところでございます。

昨年と今年は状況がちょっと異なりますけれども、昨年実施したオンライン文化祭のノウハウなども活かしながら、例えば、離島の子どもへのオンラインによる指導とか、あと、文化団体が実施する活動、なかなかオンラインできない方もいらっしゃいますけど、そういう方もできるような何か仕組みができないかという形で活動の場を提供するなど、今後、文化団体の活動についても後押しをしていきたいと、そういうふう考えているところでございます。

【坂口委員】繰り返しになりますけれども、ワクチン接種が一定目途がついたと、解禁ムードも見てきた段階で、伝統文化は一度途切れてしまうと、再開するのは、なかなか難しい側面もあるのかなと。そういうお声もよく耳にしますので、できる限りのご支援、ご対応をお願いできればと思います。

次、3番目、轟峡の復旧・復興についてということで伺ってまいります。

私の地元、諫早市高来町に轟峡がございますけれども、県道多良岳公園線を登って行きますと、市が少し前に林道しゃくなげ線というのを整備しまして、轟峡から上の広域林道までがつ

ながりまして、東に行くと自然の家、東に行くと市が管理する山茶花高原とか、もちろん太良嶽金泉寺にも行けるんですが、結節点として面的な利用が可能になったと、そういうふうに見えるのではないかなと思います。

ところが、昨年7月、不幸にして2名がお亡くなりになるという痛ましい法面崩壊事故が起きてまして、昨シーズン、それから今シーズンの夏、2年にわたって復旧できていないような状況です。地元としても今後どのようにしていくのかという心配がある中で、崩落した法面の復旧については、農林部の方でやっていただくということですが、観光振興という観点から県はどのようなことができるのか、その点について伺いたいと思います。

【永峯観光振興課長】轟峡のがけ崩れでございますけれども、轟峡に下りていく遊歩道に向かって土砂が崩れたということで、その遊歩道の上部に委員がお話しされました法面がございます。こちらは農林部が対策工事を行う予定で今進めておりますけれども、さらに、その上の方に諫早市が管理している建物がございまして、こちらは撤去するようなお話もあるというふう伺っております。その作業が終わってから法面の復旧工事に入るというふうに聞いております。

私どもとしては、まずは農林部ともしっかり情報を共有しながら、その復旧の状況を把握してまいりますとともに、諫早市の中でもかなり重要な観光資源というようなことで私どもも認識いたしておりますので、県の観光情報サイトでございます「ながさき旅ネット」でも観光資源としての魅力をしっかりPRしていきたいと考えております。

【坂口委員】崩落した法面の復旧については、

農林部ということで、ちょっと所管から外れま
すけれども、復旧に当たっては遊歩道を設置し
ないというようにも伺っております。となると、
メインの轟の滝までのアクセスルートというの
は、かなり未整備のところを歩いていかなけれ
ばいけない、そういう状況にもあります。

先ほどご答弁いただきましたように、管理が
かなり複雑になっておりまして、県でも土木部、
農林部、観光の方と、市も商工と農林ですね、
それから市が委託する観光物産コンベンション
協会と、管理がかなり複雑になっていて、誰が、
どうなっているのか、わかりづらい状況であり
ますので、その辺、一定の整理もお願いしなが
ら、市と連携しながら進めていただきたいと思
っておりますが、このことについて最後に伺い
たいと思います。

【永峯観光振興課長】庁内の関係部局はもとよ
り、諫早市ともしっかり情報を共有し、連携し
ながら取組を進めていきたいと考えております。

【坂口委員】すみません。遊歩道の件は、いか
がですか。

【永峯観光振興課長】遊歩道を設置しないとい
うお話は、今初めて伺いましたので、農林部に
も、どういう状況かというところを確認してみ
たいと思います。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】おはようございます。

通告に従って質問いたします。

まず、雲仙温泉の復興に向けた対策について
ということで、昨日、集中審査もあって、被害
の状況であったりとか、支援の状況についても
ご説明いただきました。ステップアップ事業で
あったり、“心呼吸”の旅であったり、こうい
ったもので雲仙温泉の復興に向けて文化観光国
際部としても取り組んでいくということで非常

にありがたいなというふうに思っています。

これまでの委員会でも少し質問してきたこと
なんですが、先ほども赤木委員からワーケー
ションの話がありました。部長の説明でもあった
ように、今年の8月、大雨の前ですけれども、
雲仙温泉街にコワーキングの施設が、共同オフ
イスの開設があって注目を集めました。

ただ、事前にいろいろお話をすると、コワー
キングスペースの整備に関しては、文化観光国
際部の所管ではなくて、仮に宿泊施設の皆さん
がそういったワーケーションを受け入れるため
の整備等々についての支援は文化観光国際部だ
というような話を少し事前にお聞きしていまし
た。

過去といたしますか、去年から今年にかけて、
そういった意味では文化観光国際部としてワー
ケーションを受け入れるための施設整備の事業、
例えば、昨年度では宿泊施設のグレードアップ
事業であったり、今年度に入ってから宿泊施
設感染拡大防止等支援事業といったものも展開
して、今申し上げているワーケーションを受け
入れるための整備の支援をやられているという
状況の中で、今現在、これから雲仙の復興に向
けて新たな客層を獲得していくために、そうい
ったワーケーションを広く受け入れるための支
援としてやっている事業の今までの実績、今申
し上げたグレードアップ事業、そして感染拡大
防止等支援事業における活用状況について、ま
ず、雲仙に特化してお尋ねをいたします。

【永峯観光振興課長】ご指摘がございましたと
おり、昨年度、それから今年度と感染防止対策、
安全・安心の取組と併せまして、今後の誘客に
つながるような前向き投資に対する支援といっ
たものを実施してまいりました。

そうした中で、県内の宿泊施設の皆様も、や

はり今後はワーケーションへの対応が必要であるというようなことで多数のそういった申請というものをいただいているところでございます。

雲仙地区に特化してその件数等を申し上げますと、ワーケーションに関する受入態勢整備ということで、例えば、Wi-Fiを整備するでありますとか、あるいはワークルームを設置するでありますとか、そういった改修が主になってまいります。昨年度の事業におきましては、雲仙温泉街では4施設、令和3年度の事業では2施設が取組をなされているという状況でございます。

昨年度の4施設と今年度の2施設のうち1施設は重複がございますので、実数の施設数で申し上げますと5施設ということになります。

【深堀委員】その件数、今年度のものはまだ途中経過であると思いますし、昨年度が4件ということで、県内各地と比較しても、雲仙地区については、その分の活用は多いほうだというふうに思います。

昨日もステップアップ事業に対して他の地区と比較して上積みしたような形の支援の拡大であったり、“心呼吸”の旅についても国との調整があるということは前提として、多大な被害を受けている雲仙地区に対しての考え方の報告があったわけです。

これからワーケーションを拡大していくための施設整備等々について、今、報告があったメニューに対しても何かしらの雲仙温泉に少し手厚い支援メニューができないものだろうかというふうに考えたわけですが、その点についての考え方はいかがですか。

【永峯観光振興課長】ワーケーションに特化してという中でどのようなことができるかというところは、いま少し考えが及ばない部分がございます

いますけれども、昨日ご議論いただきましたステップアップ事業の中でも、例えば、ワーケーションを受け入れる際にこういった宿泊プランが企業の方々に受け入れられるかといったようなことを、例えばマーケティング調査するでありますとか、企画していくというようなことというのは、ステップアップ事業の中でも取り組んでいただけるものではなかるうかと考えておりますので、そういった中で各施設の皆様にもお考えいただく、その経費を支援差し上げるといようなことは可能ではないかというふうに考えております。

併せまして、県でワーケーションの普及にソフト的に取り組んでおりますのが地域振興部の地域づくり推進課でございますので、そういった関係部局とも、私ども、また話をさせていただきながら、雲仙に対してこういった働きかけができるか、そういったところについても検討していきたいと思っております。

【深堀委員】ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

今、課長の答弁の中でステップアップ事業でもできる部分があると、それはそのとおりだと思っておりますけれども、ただ、昨日から質疑をしていますけれども、あくまでもステップアップ事業というのはソフト的な支援ですよね。雇用の維持・継続のために多大ないい効果が出ている。

だから、私が今申し上げているのは、確かに、対応能力といいますか、そういう施設のグレードアップという意味では、やっぱりハード的な部分、先ほど言った二つの事業はハードですよ。だから、そのハードの面を、今、危機的な状況にある雲仙に対して県内各地と同じような基準だけではなくて、もう少しかさ上げをする

なり、要件を少し緩和するなりとか、そういった何かしらのハードの対策についても検討してほしい。

だから、その時に地域づくりの方との連携も当然あると思います。何も宿泊施設だけではなく、雲仙温泉街全体で考えていかなければいけないことなので、当然、雲仙市とも連携をしなければいけないでしょうし、そういったことをぜひ積極的に働きかけをしてほしいなというふうに思うんですけど、再度答弁をお願いできますか

【永峯観光振興課長】ハード的な支援の部分でございまして、本年度展開しております事業が、これもまた観光庁の地域観光事業支援の財源を活用した事業でございまして、一定程度、そこに国の要項上の制約等がございまして。ただ、昨日申し上げたそれぞれの大臣への要望の中で、この地域観光事業支援の柔軟な運用といったところも要望いたしてございまして、ワーケーションに関して金額を上乗せするというような内容、ワーケーションと直接つながっているものではございませんけれども、例えば、雲仙地域においては、そういった地域観光事業支援の補助の限度額を増額するでありますとか、そういったことについて柔軟な運用ができないかというようなことを要望いたしているところでございます。

これはまだ国の方から返答はあっておりませんが、そういった形で国に対しても引き続き話をしていきたいと考えております。

【深堀委員】ぜひお願いいたします。長期的な視点に立った支援だと思っんですよ。新たなお客様を呼び込むための仕掛けですから、今困っていることを助ける部分と、長期的に雲仙温泉街の繁栄というものを考えた時に、そういった

視点は絶対あるべきだというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、eスポーツの振興ということで項目を上げさせていただきました。

まず、先般も長崎スポーツビジョンで少し議論をさせてもらった時にも、eスポーツに関して県当局としてどういう認識を持たれているのか。スポーツビジョンでいけば、コラムの欄にeスポーツという欄があって、いろいろ今の実情といいますか、考え方についての記載があるだけです。

eスポーツに対する意識調査で、それがスポーツだと認識しているかということ、大方がそうだとは思っていない。「スポーツだと思う」、「割とそう思う」と答えた人が12.3%だったということで、余り理解が進んでいない状況をコラムの中に記載されております。

県当局として、このeスポーツというものの振興ということに対しての考え方をまずお尋ねしたいと思います。

【野口スポーツ振興課長】eスポーツに関しましては、世界的な市場規模も非常に大きく、また、ゲームソフト開発とかIT産業の分野などの活性化にもつながるなど、我が国においても発展可能性が高いということ。それから、国体の文化プログラムに採用されたり、今、オリンピック種目としての検討も進められていたり、それから、秋田県の例なんですけど、高齢者の生きがいを目的としたシニアのプロチームも最近誕生するようなニュースもございまして。今後の地域活性化において大変効果的な分野と認識しております。

さらに、障害を持った方々でも楽しめる。それから、スポーツ競技に対する興味、関心を抱かせるきっかけづくりとなる、そういった総合

的な視点から、スポーツ振興の面から見ても効果が期待できる分野と認識しております。

しかしながら、現段階でスポーツ庁においても、まだeスポーツをスポーツという位置づけはなされていないという実態もございまして、私どもとしましても、スポーツとしての位置づけをしっかりと明確にするということは、今まだ踏み切れてないというところでございます。

しかしながら、地域の活性化には貢献できる分野ということで、我々ができることからスタートしたいと認識しておりまして、今、民間の方で動きが幾つかございますので、そこをしっかりと支えたり、県としてできる協力を進めていこうということで今考えているところでございます。

【深堀委員】ありがとうございます。今の答弁は、ものすごく前向きなのかどうなのか、非常に難しい。地域振興のためにも非常に役に立って、将来的にはオリンピック競技になるかもしれない。しかし、現時点でスポーツ庁は、それをスポーツと認めていない。だから、非常に中途半端な立場なのかなというふうに思っています。という答弁だったのかなというふうに思います。

私、eスポーツがスポーツであるか否かというよりも、一つの文化として、今、世界の競技人口が1億3,000万人ぐらいいらっしゃるというふうに出ています。我が国の中でも400万人ぐらいいるという情報もあります。そういった意味では、アメリカ、中国、韓国は、eスポーツイコールスポーツだという認識の下で、そういう競技者を育成することまでやっているわけです。

そういったことを考えた時に特に思ったのは、7月の報道であったんですけど、「日本のeス

ポーツ界を牽引する」ということで、「鉄拳7」の世界大会で優勝した人が大村市にということで大々的に取り扱われたんですね。

eスポーツ界の中では、この大村の嵩さんという方ですけれども、非常に有名な方で、高校を中退してからそういう世界に入っていて、今ではプロとして活動している方です。こういった世界的な有名なプレイヤーが、この長崎県の大村にいらっしゃる、地元で活動しているわけですね。

そういう記事を見た時に、長崎県としてeスポーツに少し着目して、いろんな支援とか活性化といいますか、普及拡大に向けた取組もできるのではないかとこの質問をしています。もちろん、そういう方がいらっしゃるということをご存じだと思います。

スポーツであれば、世界大会に優勝すれば、当然、スポーツ表彰の対象になるし、もしかしたら県民表彰の対象になるかもしれない。ただ、残念ながら、それがeスポーツだからということになっているのであれば、どうなのかということもある。

スポーツと認定されてないから、スポーツ振興課が所管してないとすれば、そういった表彰の対象にも当然ならない、推薦することにもならないんでしょうね。そのあたりはどうなんでしょうか。

【野口スポーツ振興課長】現段階でスポーツ表彰というところまでは、まだ踏み切れないんですけども、委員が今ご指摘された県内の動きだとか、県内にも優秀なプレイヤーがいらっしゃるということは我々も認識しております。というのは、県のeスポーツ連合は、ひぐちグループが中心に設立していますけど、そこの連携も今我々もしっかり取っております。併せて

メトロITビジネスカレッジに専門コースが設置されていたり、あと、県内の誘致企業である企業様がeスポーツの振興に非常に積極的に取り組んでおられまして、そのこの企業と連携して県内の企業を集めた企業間のリーグ、長崎県内のサンセットリーグみたいなものを立ち上げようという話を実は進めておりました。そのオープニングイベントを県庁ロビーで実施できないかということで検討していたんですけど、ちょうどコロナにかかって、他県からもプレイヤーが結構参入するというので、eスポーツに長崎県もしっかり取り組んでいますよということをしてPRするには効果的なイベントかなと考えておりましたが、まだ実現できておりません。そういう動きに今しっかり取り組んでおるところでございます。

今、我々としてできますことは、こうした企業の活動をしっかり後押しするとともに、今後、総合型地域スポーツクラブの方でもeスポーツを種目として取り入れたいということで進めておられる方もいらっしゃいます。そういった方へのメニュー化に向けたご協力、それから、今後、eスポーツに適した通信環境としまして、出島メッセ長崎はもちろんですけど、将来的には長崎スタジアムアリーナ、それからIRの関連施設につきましても、eスポーツの世界的大会を十分に実施できるようなインフラがありますので、そこにつなげるようにしっかりと現段階では研究、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

【深堀委員】言いたいことを言われたので残念なんですけど、それが長崎でプレイヤーも、例えば有名なプレイヤーがどんどん輩出されるようになれば世界から注目される、世界大会も誘致できる。長崎でも、例えばIRが実現すれば

そこで、長崎だってMICE施設ができるわけで、これは観光資源になるかもしれないわけですよ、単にスポーツ振興という枠を超えて。

だから、そういった広い視点で考えた時に、せっかく素地がある長崎でeスポーツをもっと育てて、長崎がeスポーツのメッカだと言われるぐらいになれば、それはすごい経済波及効果も出てくるはずですから、ぜひそのことを、スポーツ振興課長は言われてましたけど、ぜひそういった意味では進めていただきたいというふうに思います。

政策監はあまり答弁ないですけど、世界大会とかいう国際的な話になってきたら政策監の分野じゃないかなと思うので、ちょっとご意見だけ聞かせていただいただけませんか。

【前川文化観光国際部政策監】今、委員ご指摘のとおり、また、スポーツ振興課長が答弁いたしましたとおり、eスポーツに関しましては、非常に将来性のある分野だと考えております。特に、アメリカなどでは日本よりも早くeスポーツが普及しておりますので、IRあるいは出島メッセ長崎等、そういった施設が整備されていけば、今後、インバウンドにも十分資するような、そういった分野になっていこうかと思っております。

今、そういったことで直接どこの所管に所属するのかということがちょっと難しいところがございますけれども、部全体といたしましては、中崎部長を筆頭に非常に前向きに何でも取り込んでいく私どもの部でございますので、そこは積極的に今後取り組んでまいりたいと考えております。

【中村(一)委員長】ほかに。

【松本委員】それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

9月16日の新聞記事の一面に、「本県への修学旅行 コロナ禍予約入っては消え事業者翻弄今年の方が深刻」という記事が掲載されておりました。

記事としては、「春は第4波の影響で修学旅行は秋以降に変更する学校が相次ぎ、第5波に見舞われる現在は延期された分が再びキャンセルになる事態が続く」ということであります。

また、記事の中に、長崎市への修学旅行生の推移で、2011年は32万7,800人、長崎市へ修学旅行生が来ていたのが、2020年は12万5,600人、これは1957年の統計開始以来、最も少なかったということで大変な影響が出ているわけでございます。

しかしながら、昨日も山田(博)委員の質疑にもありましたが、方面変更の補助を活用されて実績も出ておまして、この記事によると、県教委調べでは、県内の小学校の9割、中学校の7割が行き先を県内に変更したという実績も上がっているということでした。

昨日の質疑の中で、令和2年で77校、2,170万円、令和3年の受付だけでも297校、3,800万円という実績が出ており、ここが一つの起爆剤になればと思います。

一つ気になったのは、この事業の予算ですけど、令和2年度は執行が2,170万円ですが、予算枠は5,115万円ありました。令和3年度は、今、受付が3,800万円ですが、現在、8,700万円の予算が計上されていると。令和2年度で余った分の金額、そして、今も残っているということですが、この執行残についてはどのように対応されているのか、お尋ねします。

【永峯観光振興課長】まず、昨年度の状況からご説明申し上げますと、予算上は、お話がございましたとおり5,115万円、実績は2,170万円と

いうことで、差額が約3,000万円、2,945万円という金額でございました。

この財源につきましては、年度末、3月に先ほどご紹介申し上げました“心呼吸”の旅の第一弾を展開いたした時期でございました。ネットでの販売が2日で売り切れるといったような、非常に好評をいただいたというようなこともございました。

当時、“心呼吸”の旅の中で割引の原資、それから販売に係る事務費を別にとっておったわけですけれども、その事務費も割引の原資に活用しようというようなことで、そちらに事務費も流用いたしました。そこで不足した事務費について、修学旅行の方面変更の補助金の執行残を充当したと。財源が同じ内閣府のコロナ対策の臨時交付金であったということもございまして、昨年度については、そういった処理をさせていただいたところでございます。

今年度につきましても、今後、どこまで執行が延びるかということがございますけれども、今年度の財源につきましても、コロナ対策の臨時対策交付金、同様でございますので、そういった中で執行残の金額の見込みを見ながら、こういった活用ができるかということを検討していきたいと思っております。

【松本委員】執行残、残すということは、やはり大変残念なことでもあるし、今年度もまだ残っているということです。ただ、やはりこれは修学旅行の予定が、コロナ禍の緊急事態が入るからなかなか組めないという学校側の事情もあると思います。ただ、今後、明けた後に、またチャンスがあれば“心呼吸”の旅も再開いたしますし、そのところで集中的に学校側に活用させていただくことの発信も大事だと思います。

それと一つ気になったのが、これだけ執行残

が出た時を考えて、その金額、補助額が少なかったんじゃないのかなと。100名から299人泊が20万円、300人以上が40万円、100人未満だったら10万円ということで、上限がかなりのハードルがあって、少子化で1学年で行くのにに対して100人以上の学校があまりたくさんないという話も聞きました。

だから、その部分で、今後、単価に関してもちょっと検証する必要があると思うし、執行残が出る状況を、やはりせつかなら活用していただいて、修学旅行に行っていただくことで旅館、ホテル、そして飲食もかなりの効果が出ると思いますので、そこはしっかり検証して検討いただきたいと思います。

それともう一つは、最近、第5波で県内で児童生徒の感染が広がっているということが、校長先生たちにとって修学旅行に対して判断が非常に難しいところが出てきているというお話も聞きました。しかし、学校行事なので、ぜひ行かせてあげたいという思いは、保護者もあるし、また、逆の意見もあると。

その中で確認したいのは、じゃ、県内の宿泊施設で、コロナ禍の中で県内外からの修学旅行を受け入れてきた宿泊施設で、実際、感染は今まで起きたことがあるのか、お尋ねいたします。

【永峯観光振興課長】県内の感染事例の全てを私どもが把握しているということではございませんけれども、例えば、宿泊施設等観光関連施設でクラスターが発生したでありますとか、そういった状況があれば担当部局から報告をいただくといった場合もございます。

これまでのところ、私どものところにそういった報告が来たということはありませんので、そういった事例は、私どもとしては把握していないという状況でございます。

【松本委員】宿泊事業者に対しても、しっかりteam NAGASAKI SAFETYで対策も取っているし、大人数を受け入れたとしても、しっかりそこは感染対策で現段階で発生はしていないという事実がある。つまり修学旅行という大人数でも安全に受け入れることができるということもしっかりアピールをするということと、9月25日からの“心呼吸”の旅の活用もできるということですので、個人旅行と違って人数が多いです。非常に大きな経済効果があると思います。そちらをしっかりと、まだ9月ですので、10、11、12と残っていますので、教育委員会等に発信して、まだ受付して実績がないところがありますので、そちらに対しての働きかけ等は、今、どのようにされているでしょうか。

【永峯観光振興課長】先ほどお話がございましたとおり、この新聞記事にもございますように、主要な30施設、ホテルがございますが、こちらのホテルにつきましては、全てteam NAGASAKI SAFETYの認証を受けているということで、感染対策も徹底しているというような中で事業に取り組まれているという状況でございますので、そういった安全・安心の面をしっかりとPRするということが一つ。

それと、今、お話がございました“心呼吸”の旅につきましても、県内の学校が県内に旅行する際には対象となるということもございまして、そういった点につきましてもPRしていくということになります。

学校向けには、教育委員会ともお話をさせていただきまして、7月末に一度、修学旅行の行き先として、ぜひ県内を検討してくださいというようなことは文書でお出しをいたしておりますので、また時期を見て教育委員会とも連携しながら、各学校に対する働きかけを行っていき

たいと考えております。

【松本委員】この事業で特に令和2年と違って令和3年は県内の学校が中心となって方面変更しているということで、うちの娘も修学旅行に2年生で行けなかったのが3年生に変更になって、それで佐世保に行ったという話を聞きました。

大村市内では、ほかにも離島、壱岐とか対馬とか五島に行かれた学校もあるというふうになってますので、県内の地元の中学生在が離島や半島などに行くことによる影響、プラス効果というのも大変大きいと思うし、リピーターにつながることも大きいと思います。

これは、あくまでも単年度の国の交付金事業ではありますが、申しましたとおり、今年行けないから、中学2年生で行く修学旅行が3年生に延期になる事例が相次いでまして、そうすると令和4年度は補助があるのだろうかというところが、やはり皆さんの関心事になると思います。経済効果も非常に大きいですし、やはり県内の周遊をさらに促進させる一助になると思いますが、来年度の継続に対して見解をお尋ねいたします。

【永峯観光振興課長】実績を少し申し上げますと、昨年度、県内の学校については7件だったものが、今年度は、現状、県内学校に絞った形の中でも既に申請としては300件余り来ている。これは先ほどお話がございました、もともと100人泊以上を対象としていたものを、今年度につきましては、それ以下の分も対象にしたというようなことで、今、申請が非常に増えているという状況でございます。

そういったことで学校側のニーズも高いということ。それから、宿泊施設側の期待も大きいというようなことは、私どもも認識をいたして

おります。やはりこれも財源が一定程度、昨年度であれば5,000万円、今年度については9,000万円弱という大きな金額が必要になってまいりますので、やはり臨時交付金の有効な活用といった視点が必要になってこようかと考えております。

来年度、そういった交付金があるのかどうかということは、まだ見えてない状況ではございますが、財源も確認をしながら、どういった取組ができるかというのは検討してまいりたいと思います。

【松本委員】そのとおり交付金次第というところはあります。先ほど答弁にあったとおり、令和2年度から3年度の間で制度を変えたことによって利用者が増えたという事例もあります。先ほど申しました単価の件も含めて、国で交付金が決定してから考えるよりも、今年度使い切ることこそですが、来年度した時には、どういう改善をしていくかということも含めて準備をしていただいて活用できることを要望します。

次に、佐賀・長崎デスティネーションキャンペーンについて質問いたします。

議案説明資料の3ページから4ページにかけて記載されておりました。令和4年秋の西九州新幹線開業を契機に、全国から観光客誘致を図るための集中的なプロモーションとして、令和4年10月から12月にかけて、「JRグループ及び佐賀県と共同で佐賀・長崎デスティネーションキャンペーンを実施することとしております」と記載されております。

デスティネーションキャンペーンで全国にプロモーションをするということですが、このコロナ禍の中で、一体どういうふうにして全国に誘客を図るのか。佐賀、長崎、JRを絡めたこ

のデスティネーションキャンペーンについてお尋ねいたします。

【永峯観光振興課長】このデスティネーションキャンペーンにつきましては、新幹線の開業時期と、ちょうど時を同じくして来年の10月から12月にかけて本番を迎えるという形で開催を予定いたしております。これは、全国のJRグループ6社と佐賀県との連携事業ということで展開していくこととしております。

現状、コロナ禍を踏まえた対応といったようなところ、今後当然必要になってこようかと思っておりますが、実際、本番が来年10月ということでございますので、今のところは、従来と同じようなやり方で、例えば全国のJRの駅、あるいは電車の中吊り等でPRをしていただくとか、また、旅行会社に旅行商品の造成を働きかけるといったようなことで、前回と同様の取組を進めていきたいと考えております。

当然、感染状況、あるいは今後出てくるであろう行動制限の緩和とか、そういったところの状況も見ながら、手法も含めて検討していく必要があると思っておりますので、そこは関係者としっかり協議をしながら取組を進めてまいりたいと考えております。

【松本委員】今回のキャンペーンの一番の売りは、全国6社のJRが持つ販売力、宣伝力が大きいと思うんですね。今までは長崎県単独でやっていたのを、今回はJR、全国の6社、そして佐賀県も一緒になってすることによっての宣伝力は非常に大きいと思っておりますし、その部分での発信、そして、来年は新幹線が開業するというので、JRにも活用していただくという意味では、大変大きなチャンスだと思っております。

ただ、コロナ禍の中で、やはり相当一生懸命

PRをしないと、県外の方が、わざわざ佐賀、長崎にこの状況で来ようというきっかけにはならないと思うんですね。

その中で来月からプレキャンペーンをすることですが、そこに対しての戦略というか、プレキャンペーンに対しては、どのような形で、この状況で行おうとしているのか、お尋ねいたします。

【永峯観光振興課長】ご指摘のとおり、来月から来年3月まで、1年前イベントではございませんけれども、プレキャンペーンというような形で各種プロモーション等を実施していく予定といたしております。

この事業につきましては、JR九州の方で主催をされるというようなことで展開をしていくものでございまして、現状示されております具体的な数字といたしましては、佐賀、長崎のフリー切符といったようなもので、佐賀と長崎を2日間、3日間、フリーに乗れるような切符の販売でありますとか、あるいは特別団体列車の運行ということで、今週末でございますけれども、観光列車を佐賀から長崎に走らせるというようなことも予定されております。

このプレキャンペーンにつきましては、JR6社での展開ではございませんで、まずはJR九州ということで、九州域内での取組ということで先行して実施するものでございます。この点につきましては、まさにコロナ禍の中で話題になりますいわゆるマイクロツーリズム、近隣への旅行といったところと合致するところがあるのではなからうかというふうに考えておりますので、そういった視点で鉄道が中心にはなりませんけれども、九州圏域でのPRにまずは取り組んでいくというようなことで進めているところでございます。

【松本委員】 鉄道を中心にJRならではの、先ほど答弁にありましたようなお得感というか、普段はJRを使わない、観光しない方が、これを活用してJRに乗って長崎、佐賀に行ってみようと思っていただけるための発信であったり、先ほど答弁にもありました観光列車ですね、そういうのを好きな方はかなり多いと思うんですね。だから、ほかとは違うオリジナルの鉄道ならではの部分をいかに発信していくかということと、それとやっぱり二次交通、鉄道で駅に着いてから、駅からの二次交通がしっかりできているかということも含めて非常に重要な施策だと思います。それに来年の新幹線開業の時に、果たして多くのお客様が新幹線に乗っていただけるのかという一つの起爆剤にもなる重要な事業だと思っておりますので、そこに対しましては、確かに厳しい状況ではありますけれども、やはり力を入れて発信していただくことを強く要望いたします。

【中村(一)委員長】 ほかに質問ありませんか。

【八江委員】 私からは、国民文化祭のことについてお尋ねいたしたいと思っております。

これは、長い間、県の方もいろいろ検討いただいて、ようやく今年7月14日に文化庁から第40回国民文化祭として長崎県で開催することが内定をしたということでありまして、我々も大変喜んでおるし、また、期待もいたしております。

そういう中で、長崎県の場合は、国際文化、海外文化等の問題がいろいろあって、特色のある文化祭ができるのじゃないかなと思っております。スポーツでいえば国民体育大会等がありますが、文化にしてみれば、国民文化祭というのが国体に代わるものだと思っておりますし、天皇皇后両陛下もおいでいただく行幸行事であ

りますから、最大の力を絞ってやっていただきたいなという思いの中で幾つかお尋ねをしたいと思っております。

それは2025年に開催されるわけでありまして、あと数年はあります。ありますけど、長崎県が九州でも佐賀を除いて一番最終の開催だということになります。佐賀県があと一つ残っておりますけど、九州の他県では大分県ははじめ、もう2回も開催しているということ。

そういう中で、国際県長崎、あるいは文化県長崎と思っていたのが、こんなに遅くなったことは、一つは残念に思いながらも、濃い大会を、あるいは文化祭を開いていただきたいという思いもありますので、力を振り絞って考えていただきたい。

そのためには、もうそろそろ実行委員会でも立ち上げながら進めていく時期に来ているんじゃないかということもありまして、そのスケジュール的なものもあります。実行委員会をつくって、それから基本構想を立て、それからそれぞれの分野の実行委員会といいますか、各分野の企画分科会ですか、そういったものがあると思いますが、そのことについてまずは、いつ、どのような形で進めていかれるのかをお尋ねしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【立石文化振興課企画監】 まず、国民文化祭の内定につきましては、先ほど言われましたように、7月14日に、無事、文化庁からいただきました。委員の皆様方には、本県の開催に向けましてご尽力いただきまして、ありがとうございました。

令和7年の開催に向けて約4年間ございますが、その準備の推進体制につきましては、まず今年度、有識者会議を立ち上げましてご意見をお伺いしながら、開催の基本方針や開催概要な

どを示した基本構想をまず策定いたします。そして、来年度になります、県の実行委員会を立ち上げまして、その中で基本構想の承認や実施計画、基本構想に基づく実施計画を策定していくこととしております。

その中で、各種文化芸術イベントの全国大会と、それをどこで開催するかというようなマッチングを行うとともに、地域の特色あるプログラムを具体的に事業計画として検討してまいります。

それに当たりまして、市町や文化団体、文化芸術の各分野の専門家から成る企画会議というような部会を実行委員会の中に設けまして、個別のプログラムの検討をしてみたいと考えております。

具体的には、これまで開催した県の取組事例などを参考に実施体制を組み立ててまいりますけれども、県民の皆様の機運醸成や受入体制の整備などに取り組みながら、他県に負けない長崎県らしい国民文化祭となるようにしっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

【八江委員】これまでのいきさつを、私も長い間、質問をさせていただきながら、取組の姿勢を批判するという意味じゃないんですけど、前の話の中で出てきたのは、市町が協力をしていただかなければ実行できないというようなこともありました。開催については、おそらく県下各地で分科会的なものがされるとは思いますけど、私は、やっぱり大きな行事でありますから市町の力をお借りはしなければいかんけど、長崎県が文化祭を開催するわけですから、主体性を持って、そして各市町の協力を得るという形でないと、市町がしてくれれば、していいというような話を前に聞いたような気がするんですけど、その辺は少し逆じゃないかなと、ある程度は協

力はしていかなきゃならないけど、もう少し県が主体性を持って、どういうことをしていく、だから、こうせろあせろということが、予算その他にもつながってくると思うんですけど、そのあたりの考え方は、担当課長がいいのか、部長がいいのか知らんですけど、もう少し根本から考えていかないと、大きな大会が、あるいは実行がスムーズにいかないんじゃないかなと、指導力をそこでしっかり発揮していただきたいなという思いがあるんですけど、その点、部長いかがですか。

【中崎文化観光国際部長】本当にこれまで本会議、委員会等も含めて、八江委員からは多くのご質問をいただきました。大変時間がかかりましたけれども、長崎の節目の年に、また、40回の記念大会を長崎で開催できるということは、大変うれしく思っております。

主体性を持ってのご指摘がありましたとおり、そのとおりだと思っております。長崎県の活性化につなげるためには、県がどのような思いでこのイベントを開催するのか、その意義も含めて、それは市町だけではないと思っています。文化団体、あるいは民間の皆様の共有というか、思いを一つにすることが大事だと思います。

先ほど、時間がかかったというのは、少しそういった丁寧な、国民文化祭の意義等をスクラムミーティングを通じて、市町の皆様、あるいは文化団体協議会を通じた意見交換会、そういったところで意識の醸成を図ってきたところでございます。

先般、市町のスクラムミーティングがございまして、これは私の方から市町のトップの皆様に、今回の国民文化祭の意義をご説明させていただきました。これは一過性のイベントに終わるということではなくて、市町が抱えている

ろんな課題の解決につながるような大会にしたいと思っています。それは交流人口の拡大によるものもございまして、節目の年に合わせて、国際交流や平和の意義を発信するということにもなると考えています。また、若い人たちも参画いただいて、ぜひそれぞれの地域の魅力も感じていただく大会にしたいというような話を直接させてもらいまして、そこで市町のご賛同を得ながら、この大会をしっかりと意義あるイベントになるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【八江委員】そのあたりが各市町がついていくにも、あるいはするにしても、やっぱり中心的な役割を県がしっかりと持った形で強力な支援、あるいは協力要請をしていかないと、何とかついてくるということでは、ほかの県をずっと待って一番いい大会を開催しようという思いもあって、少し延ばしておられたということも考えてみれば、これまで九州で開かれたものの最高のものにしていただきたいし、それと、長崎は国際文化という先ほど申し上げたようなこと、海外の文化、こういったものが他県にないということと、もう一つは島国でもありますから、島の文化というものがたくさん残っている。それを集約できるのも今回の一番大きな役割だろうと思います。

そしてまた、集客がどうかということもありますので、ここでどのくらいの人数を、これまで数百万人、京都なんかは都市のど真ん中で文化都市でもあったから、300万人とかであったけど、長崎県は、じゃ、どのくらいの規模で、あるいは見込みでやっていくのか、集客人口というもの。

それから、予算をどれくらいかければそれができるのか。予算の組み立てがないと市町もつ

いてこないと思うし、いろんな割当てもある。国に対する要望活動が大きく変わってくるんじゃないかと思えますけど、その点はいかがでしょうか。

予算化の問題と、それから集客はどのような見込みなのかというのは、いかがですか。

【立石文化振興課企画監】まず、予算規模につきましては、具体的にはこれから中身を検討する中で実行委員会等で精査していこうと考えております。これまで開催した県の例を見ますと、平均して総事業費として約11億円の事業となっております。

集客の数につきましては、開催期間が平均すると3か月弱で、総参加者数といたしましては188万人、200万人弱の数字になっております。

本県といたしましても、先ほどございましたように、平均的な期間とか規模ということで、開催するとしましたら、当然それを上回るような大きな大会にしていくべきだと考えております。

【八江委員】200万人ぐらいの集客、そしてまた、11億円余の予算、これでいいのかということではなくて、もう少し、今までの他県はこのくらいだったという平均値だろうと思いますので、長崎県は島国でもあるし、開催地がばらばらになっていると。そうすると予算等が幾らか問題が出てくるんじゃないかと思えますので、それは予算の確保について、もう少し努力をいただくようなこともあると思います。

そして、それくらいのをかけながら、経済波及効果というのも、当然、予算をかければ求められるものだと思うんですけど、経済波及効果というのがどのように計算されるのか。これからの課題だと思いますけど、それも一つの目標を掲げながら予算を進めていかなければい

けないと思いますけど、それはどうなんでしょうか。

【立石文化振興課企画監】経済効果につきましては、現在、これまで開催した県の平均という形で把握しておりまして、経済効果といたしまして約154億円という数字になっております。これも開催規模などにもよってくると思いますけれども、県下全域に効果が波及するように全市町でプログラムが開催できるように、これから市町とも丁寧に協議をして計画を立ててまいりたいと考えております。

【八江委員】実行委員会を立ち上げるということですけど、分野が多岐にわたっていると、この文化関係はですね。そうなると、20人、30人どころじゃないと思うんですけど、規模とすれば、もう少し実行委員会の人数その他の線引きというのは、もう始まっているんじゃないかと思うんですけど、何人ぐらいを想定して基本構想をつくらうと、実行委員会を立ち上げてしようというのは、そのあたりはある程度、計算されてやっているんじゃないかと思いますが、団体がどのくらいある、そして、どのくらいの人数でどうするという、どういう分科会をつくるか、その辺、わかっている範囲内で結構ですからお尋ねしたいと思います。いかがですか。

【立石文化振興課企画監】まず、基本構想の策定に当たりましては、有識者会議を立ち上げようと思っております。有識者につきましては、観光や障害者芸術、芸術文化の団体の方のみならず、国際交流とか平和に関する各分野の専門家の方々に構成して、これは15名ぐらいの有識者会議を考えております。そこで策定しましたものを実行委員会という形で承認をしていきますけれども、この実行委員会につきましては、

県、市町、文化団体、福祉、教育、観光、交通、マスコミの方々なども含めて大体70～80人ぐらいの規模になるかと想定しております。

【八江委員】たくさんの団体があるし、きめ細かな対応をしていくためには、早くスタートしておかないとできないと思います。私も、いろんな関係もあって文化団体の関係の皆さん方と幾らか交流を持っています。今のところ、話は全くないと、また、トップの方で進めてあるということは耳にしている分があるけど、まだまだ下ってきてないという話があります。

ですから、各分野のそれぞれの人たちを早く集約をする。それから、一つは長崎県特有のものが海外文化はじめいろいろありますけど、もう一つ私が申し上げておいたのは、47都道府県が参加していただくものは何があるのかということ、各県展があっているわけですね。だから、その県展の集合したものの展示会を競う意味でもってきたらどうかという提案も話っております。国体、スポーツの場合は、優秀な選手が全部集まってきて大会を開くわけで、それと同じように文化のものも優秀な人たちが集まってくることも事実です。また、集まってくるようにすることも必要だと思いますから、その考え方は当然進めていった方がいいと思いますが、そういう考えを持って企画していただきたいということをお願いしたいんですけど、そういう考え方があるのかなのか、今からだろうと思いますけど、いかがですか。最後に聞きたいと思います。

【立石文化振興課企画監】国民文化祭は、文化の振興だけでなく、交流人口の拡大というのも当然目的として取り組んでまいりますので、県外からの誘客につながるような全国大会の企画内容を検討の中で実施の可能性についても併せ

て検討してまいりたいと考えております。

【中村(一)委員長】ここで換気のため、暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時23分 再開

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

【前田委員】通告に基づいて質疑をしますが、先ほど、デスティネーションキャンペーンの質疑が行われまして、隣で聞かせてもらっていて、通告に関連するので少し述べさせてもらえば、前回のデスティネーションキャンペーンは、かなり鳴り物入りで県も頑張るということでやられたと思うんです。私も千綿とか有田の駅で降りたウォークラリーとか参加して非常によかったと思うんですけれども、ただ、前回のことも検証して来年に向けて取り組んでほしいなと思っています。ちょっと思っているのは、一過性で終わってしまったなという気がいたしております。それから、駅周辺のウォークラリーとかは賑わいましたけれども、そこから先につながなかったんじゃないかなということも思っていますので、また大いに期待して施策を打ってほしいなと思っています。

それで、本会議でも質問しましたけれども、佐賀との連携について、まさしく文化観光国際部こそが、佐賀との連携という意味では本当に、さっき政策監が何でも取り込んでいく部だとおっしゃっていましたが、足元を見た時に、この部こそ連携を深めてほしいという思いがありますので、まず、部長の方から、本会議では知事も答弁いただきましたけれども、佐賀との連携についての考え方とか今後の臨み方について、まず大きな視点で答弁をいただきたいと思います。

【中崎文化観光国際部長】特に目の前のDCを連携してやるということはございますけれども、コロナ後の観光も考えますと、県境を観光客は意識しませんので、できるだけ地域の魅力を高めながら呼び込んでいく中で、佐賀県との連携も強化すべきだと思っています。特に、長崎と佐賀は、同じ肥前の国で栄えた県でございますし、温泉、焼き物等、共通するテーマもございます。佐賀の空と大地、長崎の海岸線と坂道みたいに、違った要素をコントラストで対比させながら発信していくということもございます。

ぜひ、お互いの魅力を組み合わせながら、それぞれの県がウィン・ウィンになるような施策が展開できたらと考えているところでございます。

【前田委員】各課の取組については、また次の議会の時に聞きたいと思いますが、一つだけ観光政策について、平成27年に知事と連携協定というか、そういうものを結びながらやる中で、今、部長が言ったように、観光の分野は非常に連携をこれまで以上に強めなければいけない分野だと思う中で、これまでの佐賀との観光の部分についての連携の実績と、それからこれからの展開についてどのように考えているか。課題があるとすれば、その点についてもご答弁いただきたいと思います。

【永峯観光振興課長】これまでの佐賀県と連携した取組でございますけれども、まず一つ、西九州新幹線の開業を見据えまして、平成28年9月に、「佐賀・長崎観光振興推進協議会」といったものを立ち上げたところでございます。

この協議会の中では、佐賀と長崎の共通のテーマ、例えば、有明海沿岸でございますとか、あるいは長崎街道、そういったところでそれぞれ両県のそのテーマに沿った魅力を集めた

ようなフリーマガジンを毎年1万5,000部程度作成し、主に関西圏にプロモーションをかけるといったような取組をこの間、5年間やってきたところでございます。

それ以外の取組といたしましては、例えば、昨年度の宿泊キャンペーン、両県で展開していたものがございますけれども、その中で隣県同士でPRをお互いの県に仕込んで誘客を図るといったような取組も行っていましたし、今回のデスティネーションキャンペーンにつきましても、佐賀、長崎を共同の観光県と捉えて全国に売り込んでいくというようなことで、そういった形での連携といったところで取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、新幹線開業以降、さらに重要になってくるところがあるかと思えますので、引き続き、佐賀県とは連携を深めつつ、私も九州各県の課長さん方の中で一番連絡を取り合っているのは、実は佐賀県の課長さんでございますので、そういった中でこういった取組が今後できるかということからは、しっかり連携して取り組んでいきたいと考えております。

【前田委員】これまでの取組は了とします。雑誌というのは、「SとN」というものですね。あれも見せていただいて、内容はいいと思うんですが、ただ、目指すべき方向は共有していても、具体的に両県の交流をいかに活性化させるか、もしくは他県からの入り込み、いわゆる外貨をどうやって稼ぐかということは、もう少し戦略性を持ってやっていいと思うし、一つ、共通の目標設定もすべきだと思います。

今の答弁の中で「連携」という言葉が聞こえてきましたけれども、じゃ、具体的に本当に佐賀に寄った人が長崎に来ているのかとか、長崎に来た人が佐賀に行くのかと考えた時に、手前の

ところ一つとっても、じゃ、長崎に来てから、どうやって武雄に行くの、唐津に行くの、呼子に行くのとなった時の交通のインフラ整備とか、そういう周遊ルートというのは、ないですよ、正直言って。そんなことを考えた時に、本当にそういったものが活発に行われているかということに関しては、甚だ疑問であります。

それから、関西に売り込むといっても、関西から実際どうやって来ているのかということも含めたところで、旅行者とどれくらいタイアップとれているかということについても、私たちは承知してないという話の中でいけば、やっぱりもう少し戦略性を練って、それはもしかすると課長同士というよりも、部長同士、もっと言えば知事同士の認識の共有というのが必要なのかなと思います。

できるところからやるということ言えば、やっぱり観光県でもありますので、観光分野をしっかりと頑張ることで県民の所得向上、お互いにウィン・ウインの関係をつくってほしいということをお求めますので、ぜひ来年の予算とか施策の形成に向けて取り組んでほしいなということをお望みしておきます。

そういう意味では、11月には国際戦略、それから文化の方、物産ブランドについても同じようにお聞きをさせてもらいたいと思っています。

一つだけ、議場で、ふるさとで“心呼吸”、いわゆる地域観光事業支援の中で、今日の新聞に、GoToキャンペーンの再開に向けて隣県でどうかということを検討するような指示が出たということですが、早い段階から党としても隣県、佐賀との中でのふるさとで“心呼吸”の旅のようなものを展開すべきだということを提案はしていたんですが、この辺についての考え方というか、検討状況はどうなってますか。

【永峯観光振興課長】私どもといたしましても、県内だけではなくて、近隣圏域への拡大といったようなところは、常に九州各県とも議論してまいりましたし、この間、全国知事会、あるいは九州知事会を通して、国に対しても要望してきたところでございます。

今後、実際にそういった形が実現できるということになった際には、どういった形で制度を運用していくのかといったような点についても検討を進める必要があると考えております。

【前田委員】財源の問題があるのかもしれませんが、要望先の結果が出てということよりも、少しそこは交付金も使った中で、もう一步踏み込んだことを検討してほしいなということを要望しておきたいと思います。

先ほど、国民文化祭の話、2025年ということでの工程の話が出てきましたけども、並行して、日中・日韓にとっても、この2025年までに向けて節目の年を迎えるというふうに聞いております。どういった節目の年なのかということをもまずご答弁いただきたいと思います。

コロナ禍の中で非常に厳しい現況にあると思っておりますが、そうは言いつつも、やはり節目に向けて今まで築き上げてきたものをどう発展させるかということについては、まさに今からすぐ取り組むような課題だと思っておりますので、その点について少し考え方、取組についてご答弁いただきたいと思います。

【江口国際課長】まず、日中・日韓との節目の年についてでございます。

直近では、2022年が中国との国交正常化50周年という節目の年を迎えることになっております。それから、国民文化祭が開催されます2025年には、韓国との国交回復60周年という節目を迎えることになっております。

現在、コロナ禍におきまして、従来のように人が行き来しての交流ができない状況にありますけれども、オンラインなど、手法とか内容を見直して交流を実施しておるところでございます。

例えば、今年度におきましては、長崎、上海、釜山、この日中韓3地域での高校生の囲碁交流大会をオンラインで開催いたしました。また、同じ枠組みで大学生によるSDGsの研究発表会を開催しております。

それから、上海市とは、毎年、相互訪問して友好交流項目の協議書というのを調印しておったんですけど、行き来ができないものですから、これをオンラインで実施しております。

そのほか、中国、韓国の各友好都市で開催される行事にビデオメッセージをお送りするなどして交流を継続しておるところでございます。

こういった、これまで築いてきました中国、韓国の友好都市、その他関係機関との友好と信頼の絆を絶やすことなく、コロナ収束後におきましては、さらに幅広い分野での交流の発展に結びつけることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

【前田委員】例えば、対馬アリランの通信使のお祭りとかも、もう2年続けて中止ということでも残念であります。コロナ禍が続く中で、いずれ海外渡航も一定制限が緩和されてくるんだろうという動きが見えてきてますので、その動きが出た時に、すぐにでも、今までリモートでやられている努力というのは評価はしますが、すぐに長崎県として今のような延長線上にある文化活動、文化交流について、できるような形を整えてほしいなというふうに思ってますし、先ほどの国民文化祭ということ言えば、その時には、やはり長崎県独自として中国とか

韓国との文化の継承というか、そういうつながりを披露するような場もあっていいのだろうなと私は思っています。

後ほど、山田(博)委員からも多分質問があるんでしょうけれども、国際定期路線についても準備が必要だと思いますので、総合的に、今、課長からも答弁をいただきましたけれども、政策監から今後の取組の決意も含めて答弁をいただいて私の質問を終えたいと思います。

【前川文化観光国際部政策監】現在、国際交流におきましては、お互い、行き来ができないという大変厳しい状況でございます。そうした中にありましても、本県の場合は、委員からご指摘がございましたとおり、古くからずっと交流を重ねてきたといったことを礎にしまして、厳しい中に、お互い、医療物資を提供し合うといったような新しい信頼の絆も生まれたところでございます。

国際課長が答弁しましたように、現在、オンラインを中心に交流を重ねておりますけれども、今後、コロナが落ち着きまして、お互い行き来できるようになりましたら、いち早く従来どおりのリアルでの交流を即座に進めてまいりますとともに、このオンラインにつきましても、併せて実施していくことで、今までは年1回ですとか、周年の時の交流であったものを、リアルとオンラインと組み合わせていくことで、より親しく交流を重ねていくことができると思っておりますので、そういった意味も含めまして、様々な工夫を行いながら友好都市との交流を深めてまいりたいと考えております。

国民文化祭につきましても、本県ならではの国民文化祭ということで、国際交流、そして平和の分野ということについてもしっかり取り組みながら、県内で活動されている国際交流団体

の方々とも十分意識を共有して議論を重ねながら、国民文化祭に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

【中村(一)委員長】ほかに。

【山田(博)委員】私は、3点通告しているんですが、この委員会の熱心な審議の関係で時間の確保が難しいようですので、2つに絞って、ほかの委員の質問もありますので10分以内に終わりたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問するに当たって、部長、これは通告していないので指摘だけちょっとさせていただきませんか。

実は、宿泊施設の認証制度の状況について資料を作っていました。私は、新型コロナウイルス感染症・経済対策特別委員会にも所属しておりまして、10月6日に特別委員会があるんですけれども、その資料とこの資料の差、後で見てください。常任委員会と特別委員会もさることながら、同じ議論をする際には、やっぱり同じ資料を提出していただいて議論を深めていかないと、常任委員会に提出する資料が余りにも、何と言ったらいいかな、忙しかったかもしれませんが、同じような資料、差し替えてでもしていただければと思ひました。

具体的に言いますと、効果とか課題とかいろいろ書いているわけですよ。そこまであったのでね。しかし、観光振興課は少ない人員でやっているから、あんまり言うと、何と言ったらいいかな、申し訳ないというか、かわいそうと言ったらいいのか。だけど、いずれにしても、これは委員会の資料だから、そこは少ない人員でやっているから言いにくいんですけれども、そこは以後、気をつけていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それで、まず、長崎県物産振興協会の運営の在り方についてお尋ねします。この物産振興協会は、県内のいろんな特産品の販路拡大に大きく貢献しているわけでございます。

そこでお尋ねしますけれども、手数料とかはどうなっているのか。物産振興協会に加盟しているところは、私がお聞きしているのは、まず、月々の会費が5,000円、年間6万円。売上げの30%を取っているということで間違いはないかどうか、イエスかノーかでお答えください、時間がありませんから。

【長野物産ブランド推進課長】ただいま、委員からご質問がありました内容につきましては、e-ながさきどっとこむ、これはインターネットの分ですけれども、それで間違いございません。

【山田(博)委員】協会の余剰金というのはどれくらいあるのか、お答えください、現時点で。

【長野物産ブランド推進課長】物産振興協会の年度末の正味財産残高でございますけれども、現時点で1億円となっております。

【山田(博)委員】中小企業が大変厳しい状況の中に、物産振興協会が、今お互いに大変厳しいんだから、そこは私もいろんな人に聞いたら、「30%取っているんですよ」と言ったら、「えっ、びっくり」とか言ってね、「そんなことをやってるんですか、ここは株式会社ですか」と、「違うんです、一般社団法人です」と、「一般社団法人がそんなことをするんですか、血も涙もないな」とか言ってね、私は非難ごうごうだったよ。

そこで、お尋ねしますけれども、物産振興協会の経営状況報告ですけど、地方自治法では、提出は確かにしないでもいいようになっております。がしかし、あくまでも一般社団法人で県とも関わりが強く、県の方々も退職された後に行っ

ていただいて、県の業務とのつながりも強いわけだからね。

私は、別に余剰金が1億円あるからけしからんと言っているわけじゃないんですよ。そういった経営内容をしっかりと議会でもわかってもらうようにせんといかんから、そういったのは地方自治法の財政状況の公表ということで、第243条の3にうたわれています。そこはそうであっても、ここには「経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない」と。これは対象にはなってますけれども、なっていないからと言って出してはいけないという規定はないんだ。そうでしょう、課長。いかがですか、イエスかノーかでお答えください。

【長野物産ブランド推進課長】今、委員お話しのとおり、地方自治法において出資法人の経営状況については、一定、法律あるいは条例に基づいてということになっております。

今回の物産振興協会については、出資がないというような状況にもございますので、経営状況の説明書として、一律の議会への提出というのは非常に難しいというふうに考えているところでございます。

【山田(博)委員】法律上は出さなければならないということにはなってますけれども、出したらいかんということを書いてあるかと言っているんですよ。ここは法の解釈、見方なんですよ。しなければならぬには入ってませんが、出しちゃいかんということは書いてないでしょうと言っているんです。そうでしょう。出さないといけない規定には入ってませんが、あなた方が求められたら出さないといけない、嫌だと言えないでしょうと言っているわけだよ。

部長、時間がないから、私がなんでこれを言

うかという、確かに、物産振興協会はいい事業をされております。その中で経営内容というのは、お互いに、県の物産ブランド推進課と一緒にになって、一蓮托生じゃないけども、一緒にになって手をつないで、長崎県の物産を振興する上での大事なツールですよ、これは。一緒に、兄弟みたいなもんだけれども、そこが経営状態がどうなっているかということは、厳しい時は県議会でも応援するというパターンをせんといかんと思うんですよ。補助金を出して、後は知ったことじゃありませんというわけではないんだから。

そこで、その中に入れながら、苦しい時は助ける、お互い、そうでもない時は、それなりに対応するとか、やっぱりそういうことでこれは必要なんじゃないかと思うんですよ。いかがですか、それは、部長、見解を聞かせてください。

【中崎文化観光国際部長】物産協会の在り方をご審議いただく中で、そういった資料の提出を求められれば、きちんと我々もお出ししてご審議いただくということは考えてみたいと思っております。

【山田(博)委員】誤解してもらったらいかんの、物産振興協会が1億円あるからけしからんと言っているんじゃないんです、私は。この協会が文化観光国際部と一緒にになって長崎県の物産振興を頑張ってもらわんといかんわけですね。その中で経営状況をお互いにしっかりわかって、あなた方が厳しいから何とかしてもらいたいと、その時は議会もそうだなというふうになる上でも、そういった状況が必要だから言っているわけです。

今回、担当課が障害者団体の、障害福祉課も協力していただいて、通信販売に載せていただいでしょ。これは関係の人たちは大変喜ん

でますよ。これはもう大変喜んでおります。隣の観光振興課もいい企画をつくってありましたけど、今回、物産ブランド推進課もやっておりますからね。そこは部長、後で称賛していただいけませんか。よろしく願います。

続きまして、県立歴史文化博物館の運営についてお尋ねします。

文化振興課長、今、館長は誰がやっているのか。前は、美術館もそうでしたけれども、特に歴史文化博物館の館長の大堀さんなんかはね、「議会の先生方とよく協議しながら」とかね、顔が見えていたのですよ。しかし、今の館長は誰ですかとか、今の美術館でもそうですよ。もうちょっと議会と一緒に、こういう企画展をしましょうとか、そういうことでどんどんやっていくような、美術館なんか、そうでしたよ。山本二三展をする時も、「一生懸命やていきましょう」ということでありましたけど、なんか今の館長さんは、部長よりも偉いのか、知事よりも偉いのか、なんかあまり議会と接触しようとしませんか。そこは一緒にやっていこうという姿勢を持ってもらいたいということをお伝えいただきたいと思います。

もう一つお話をしたいことがありまして、今、皆さん、歴史文化博物館で県外からいろんな企画展を持ってきているでしょう。もうちょっと地元の長崎県でいろんな歴史があるのだという企画をしていただきたいと思います。

例えば、五島沖の「伊58」潜水艦を知っていますか。これは前川政策監、あなたは詳しいでしょう、五島振興局長をしておったからね。ああいったところ、今、九州工業大学の先生が、浦環さんという人が来て、そういった企画展をどんどんやろうと言って一生懸命やっているのですよ、移住しているんです。五島にですよ、

私も会いに行きましたけど。

こういった大変すばらしい人もいるわけだからね。県外からどんどん持ってきてですね。もうちょっと県にゆかりのある、そういった企画展をやっていただきたい。それで皆さんも密着してするのはですよ。山本二三展とか、福山雅治さんの写真展だったでしょうが。そういうふうな企画を考えていただきたいと思うのですが、どうですか、文化振興課長。

【土井口次長兼文化振興課長】長崎歴史文化博物館は、県と長崎市が共同で設置している博物館でございます。まさに、本県の歴史、文化を発信する施設で、もちろん県外もそうでございますが、企画展等については、本県ゆかりの企画展をもってしっかりアピールするというのも大事な使命かと思っておりますので、委員ご指摘の内容につきましては、今後も博物館とも協議しながら前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

【山田(博)委員】時間が来たので終わりますけれども、文化振興課長、私はこのことを忘れておりませんのでね、必ずやってくださいね。私は、「伊58」潜水艦のポスターを持っていますから、ぜひ必要な時はお持ちしますので、どうぞよろしくお願いします。クリアファイルも持っていますからね。

以上です。終わります。

【中村(一)委員長】ほかに。

【北村副委員長】私も10分、時間をいただきましたので、議案外の通告した内容について端的に質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、スポーツアイデアコンテストについてでございます。

先ほどから話題になっておりますスポーツビ

ジョンについては、本県の令和2年度成人が週に1回スポーツを実施する率が全国平均よりもかなり下回っていると、それを健康な長崎県をつくるために何とか上げていかなきゃいけないんだということを出てきた事業かなと存じます。

私も中身をざっと見せていただきましたが、何件応募があって、どのようなものが選定されて、そして、これをどう生かしていくのか、いつまでにやるのか。そして、これをどうやってスポーツ実施率の向上、できればどれくらい上げていくんだというような具体的な目標があれば結構ですが、その辺について答弁をお願いいたします。

【野口スポーツ振興課長】応募総数は54件ございました。そのうち最優秀賞を1点、それから優秀賞を2点選ばせていただきまして、最優秀賞が、ながぶらディックウォーク実行委員会という団体が企画しました、長崎県内各地域でノルディックウォーキングのイベントを実施するというものでございました。これは県民の健康づくりと地域の再発見を兼ねて県内各地でイベントを実施することと、併せて観光客にも体験プログラムとして提供可能な、健康と観光を組み合わせた魅力的な提案ということで評価させていただきました。

あとの2件は、1件目が、長崎ウェルネススポーツ研究センターという団体の企画で、企業等の職場の中に気軽に運動ができるフィットネスステーションを整備して、コーヒータムとかトイレ休憩に休憩と同じ感覚で体を動かしてもらおうという提案でございます。

もう一つが、総合型地域スポーツクラブを波佐見町で運営しております特定非営利活動法人ALHという組織ですけど、そこが提案しました、町なかストリートで買い物ついでに気軽に

スポーツが体験できるような場所を整備するという提案でございました。

1つ目の最優秀賞につきましては、ぜひ事業化をしたいということで、追ってご審議賜りたいと考えております。

もう一つのウェルネススポーツ研究センターの分は、国保健康増進課が健康経営推進企業という企業を61社、指定しておりまして、その企業に働きかけていただくということで今進めております。

もう一つ、波佐見の総合型スポーツクラブの提案につきましては、同クラブとの意見交換を通じて具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。

こういった取組の中で多種多様な層、例えば、サラリーマン層とか、それから若者層、それから高齢者層、いろんな層に働きかけることでスポーツ実施率の向上につながる。具体的な数値目標としては、現在掲げている目標数値でございますけど、達成に向けて、これも一つの有力なツールとして活用していきたいと考えております。

【北村副委員長】ぜひ事業化に向けて頑張りたいなと思います。先ほど申し上げましたスポーツの実施率の全国平均が59.9%、本県は45.5%ですから、かなり低いなと。なおかつ、健康寿命も全国平均を下回っているという状況でございますので、何とかこういった取組を広げていただきたいなと思います。

54件の応募があったという話でしたが、たしか、この応募されたアイデアは、受賞する、しないに関わらず、様々な事業に生かしていくんだというような内容だったかと思っておりますけれども、それで間違いなかったのか。

そして、受賞された以外の中にも、3つしか

公開されておりませんので、プレゼン資料はその3つしか私は見ていないんですが、使えるものが、使えると言うと失礼ですけども、きらっと光るようなアイデアがあったのかどうか、その辺の評価というのは、いかがですか。

【野口スポーツ振興課長】今回、アイデアコンテストを実施しましたことで、県内に様々なスポーツ関係団体がいらっしゃるということと、その方々がどういうことを考えていらっしゃるかということを一応知ることができました。

したがいまして、受賞した以外のいただいたアイデアの活用につきましても、連携して取組ができないか、個別に連絡を取りながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

【北村副委員長】よろしくお願ひします。ノルディックウォークですか、非常にいいなと思っております。野母崎の超有名人の水仙マンさんもお協力いただいているということでありがたい話なんですけど、私、個人的な話をさせていただくと、ストリートスポーツというのに注目をしていまして、先般のオリンピックでも、スケボーだとかBMXだとか、そして、次回のオリンピックからはブレイクダンスが正式種目になるといった中で、スケボーだとか、モルックだとか、ズンバだとか、パルクールだとか、聞いたこともないような斬新な提案がなされておりますので、そういったところをしっかりと生かしていったら、ともすればウォーキングというのは非常に参加しやすい反面、じゃ、それを事業化していくことにどういった意味があるのか、ほかでやっているじゃないかという話もあります。ですから、それをしっかりとがったものにしていったら県民の注目を集めるような事業にしたいなと思います。

そして、もう一点通告しておりましたのがブ

ブルーラインの観光資源化についてでございます。

ブルーラインの整備というのは、先日の土木部への質疑の中で、今後、長崎県内で自転車に安全に走行できるように整備を進めていくのだというスケジュール等が明らかになりました。これは観光資源化に直接資するものであろうかと思えます。いわゆるサイクルツーリズムですね。

県は、このブルーラインも含めてサイクルツーリズムをどうやって進めていくのか。いろいろなサイクルイベント等も企画されている中で、新型コロナウイルス感染症の中では屋外でのスポーツに注目が集まり、自転車人口も増えているかと存じますので、そういったところについてご答弁をお願いいたします。

【野口スポーツ振興課長】ブルーライン等の整備につきましては、ドライバーへの注意喚起という県民目的と、それから当部におきましては、整備されたルートをサイクリングルート、サイクルツーリズムの推奨コースとしての認知度向上を図るべく情報発信に努めてまいりたいと考えております。

具体的に、今年度、九州知事会で九州・山口サイクルマップというものを作成しました。その中で本県内の推奨サイクリングコースを掲載しております。併せて、県の観光ポータルサイトのながさき旅ネットにおきましても、県内のサイクリング情報という特集ページを設けてコースの紹介も行っております。

県内で、今、7件のサイクルイベントが実施されておまして、今年度は4件が中止、1件が実施検討中、残り1件が実施予定となっております。こういったイベント主催者、今年度はコロナの影響がございましたけれども、イベント主催者と意見交換会とか、九州が一体となった

シリーズ化を検討してまいりたいと考えております。

【北村副委員長】ぜひしっかり進めていただきたいなと思います。ワクチン接種がアメリカを追い越したという状況で、様々なイベントなどが開催可能になってくるんだろうと思います。

そしてまた、非常に長きにわたり、皆さん、非常に我慢していただいた、リベンジ消費という話もあって、そこの中にも観光旅行、ツーリズムというところに入ってくるんだと思います。

一つ要望ですが、先ほどのマップですね、九州・山口サイクルツーリズム推進協議会のマップですとか、ながさき旅ネットのサイトですとか、お勧めのコースがRide with GPSを使って9コースが紹介されております。一つは、九州・山口サイクルのマップは、頭にかすてらを載せたサイクリストが載っております。九州・山口というのは、非常に広範囲でいいのかもしれないけれども、やはり長崎に来てもらうというようなことで、Ride with GPSの9つのルートを紙にして、要は、長崎県版のサイクルマップで広報していただきたいと思えます。そのサイクルマップは、自転車店だとか、観光案内所に置いてますよということなんでしょうけど、これをそこに置いていただいて他県から来ていただけるのかということ、これは空港であるとか、例えばアンテナショップですね、そういったところで広範囲にアピールをしていただきたいなと思っております。

残念ながら、Ride with GPSの9つを全てチェックすると、61人しか見てないとか、なかなか伸びていかないなど。九州・山口を含めたところで320人しか見てないというような状況ですので、これは知られてないだけだと思います。非常によくできています。私も登録しました。

自転車をわかっている人がつくっているなど、誰がやっているのか、ちょっと興味が沸きました。アクセスを容易にするような長崎県版の、やっぱり紙の力がありますので、そういったことを広範囲にやってほしいなと思います。

時間が来ましたので、一言お願いいたします。

【野口スポーツ振興課長】 コロナ禍において、アウトドアスポーツの中でサイクルツーリズムというのは今後の地域活性化において非常に重要なツールになるというように私どもしっかり認識しておりまして、今、島原半島につきましては、ナショナルサイクルルートを目指すという動きがございます。あと、上五島、下五島、それから大村湾南部地域、全て自転車活用推進計画の下で、サイクルツーリズム、サイクル環境の整備を含めて土木部と一体となって進めております。市町をしっかりと巻き込みながら一緒に実施しまいたいと思っていますので、ご支援、また、ご協力をよろしくお願いいたします。

【中村(一)委員長】 これで議案外所管事務一般の審査を終結します。

文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 零時 1分 休憩

午後 零時 1分 再開

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

午後は、1時30分から委員会を再開し、県民生活環境部関係の請願審査を行います。

文化観光国際部の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

午後 零時 2分 休憩

午後 1時29分 再開

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

これより、県民生活環境部の審査を行います。まず、請願の審査を行います。

第1号請願「気候非常事態宣言と着実な目標達成をめざす政策を進める請願について」を議題といたします。

紹介議員からご説明をお願いいたします。

【堀江委員】 紹介議員の堀江ひとみです。

本請願は、IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）の「人間の活動による影響が大気や海洋、陸地を温暖化させたのは疑いの余地がない」と断言した科学的知見を基に、気候危機と呼ぶべき非常事態を「地球で火事が起きている」と例えて、請願人と、その危機感、切迫感を共有した1,674名、17団体の賛同者の皆さんが提出されました。

その内容は、気候非常事態宣言の発出、長崎県地球温暖化気候変動対策実行計画の進捗状況の県民への定期的な報告など、4項目を要望しています。

人類の未来がかかっている問題を、タイムリミットはすぐそこ、我々はこれから生きていく世代だと主体的に捉え行動していること、学業の傍ら請願提出のために時間をつくり、多くの県議会議員と懇談を重ね、また、署名を集めるなど尽力された請願人の皆さんに心から敬意を表します。

気候危機と呼ぶべき非常事態の危機感、切迫感をどう共有するか、本請願が県議会へ提案した内容の一つと私は考えました。

例えば、日本の場合、環境省は、既に「2100

年「未来の天気予報」を公表しています。国立環境研究所や気象研究所が力を合わせて研究した成果で、有効な対策を取った場合と取らない場合をシミュレーションしたものです。このまま有効な対策を取らずに地球温暖化が進むと、2100年の日本はどうか。夏の最高気温は、札幌40.5度、秋田42.5度などとなり、むしろ、沖縄那覇の35.8度の方が低くなると予想しています。桜の開花予報は、ほぼ全国一斉に開花となる。米の生産は、北海道が日本一の米どころとなるなどと予想しています。

世界的には、既に申し上げたIPCCの報告書があります。私が申し上げるまでもなく、IPCCは、各国政府を通じて推薦された数百人の科学者及び専門家が参加し、5年ないし6年ごとに、その間の気候変動に関する科学研究から得られた最新の知見を評価し、その結果を報告書にまとめて公表しています。

人為的な影響と温暖化との関連性を疑う余地はないと断言していることが世界の科学者の知見です。

IPCCは、同時にこれから10年の思い切った削減と2050年までに温室効果ガスの排出量の実質ゼロを達成することができなければ、破局的な気候変動を回避できないとも指摘しています。

こうした科学的知見を自らのこととして受け止め、本請願は提出されています。観光生活建設委員会委員の皆様にご覧いただき、心からお願いいたします。

なお、請願人より趣旨説明の申出がっておりますので、重ねて、委員長、お願い申し上げます。

【中村(一)委員長】 ありがとうございます。

この際、お諮りいたします。

請願人から趣旨説明をしたい旨の申出がっておりますが、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は簡明に5分以内でお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時35分 休憩 —

— 午後 1時49分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

これより、この請願についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】 今、1,700名を超える17団体の皆様からの願いが込められました請願書が提出をされております。

この請願書を審議するに当たりまして、私なりの意見を申し上げながら、県当局の考え方をお尋ねしたいと思います。

もう言うまでもないことでありますけれども、近年の気温の上昇は、過去何百年あるいは何千年を振り返りまして例がなく、地球温暖化に歯止めのかからない、こういう状態であります。

気候変動に伴い、異常気象は世界において、もちろん、本県においても厳しい自然災害が発生し、尊い命が奪われたり、県民生活や経済活動に様々な影響が生じていることもご案内のとおりであります。

2015年のパリ協定の目標と現実がどんどんかけ離れていることに、我々は重大な関心、危機感を抱かなければならないと思います。

昨年、国においては、2050年までに温室効果

ガスの排出を全体としてゼロにすることが宣言され、本県も地球温暖化対策をさらに進めていくために、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」が策定され、2050年の温室効果ガスの実質的な排出量をゼロにする「ゼロカーボンシティ」を表明されたところであります。

長崎県の今後の取組の中において、こうした状況の中で、今議会に請願書が提出された中に4つの取組が求められております。

我々、県議会としても、この内容は極めて重要だと思いますし、また、県としても真剣に受け止めなければならないことではないかと考えます。

まず、この4つの要請に対して県の見解を求めたいと思います。

【重野次長兼地域環境課長】今の委員の質問にお答えさせていただきます。

気候非常事態宣言についての意義は認識しておりますけれども、今年の3月に県が表明したゼロカーボンシティ表明と目的は同じものと認識しております。

したがって、新たに宣言するよりも、3月に策定したこの「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」に基づき、今年度、気候変動適応センターを設置する等、具体的な施策を推進していくことが必要であると考えております。

また、同実行計画の基本方針の一つ「様々な主体との戦略的連携の下に取組を推進する」という方針に基づき、様々な活動をされているNPO、ボランティア団体とも連携し、より効果的な周知啓発を通じて県民の気候変動に対する意識が向上されるよう、着実に取り組んでいきたいと考えております。

2番目の環境配慮型の経済の構築につきましては、国は、温暖化対策を経済活性化にもつなげるという経済と環境の好循環の方針を示しており、県におきましても、環境に配慮した太陽光発電や洋上風力発電などの再生可能エネルギーの導入促進により、温室効果ガス排出削減と同時に関連産業の振興につなげていけるよう、各種取組を推進してまいります。

3番目の環境学習や知る機会の確保につきましては、県では、日頃から長崎県地球温暖化防止活動推進センターや県内各地の地球温暖化防止活動推進員と連携し、県民や事業者などを対象に普及啓発を実施しております。地域での学習会やイベント等を通じて引き続き地球温暖化対策の意義など、県民の理解が促進されるよう取り組んでいきます。

4番目の県の実行計画の進捗状況につきましては、年に1回、21長崎県環境づくり推進本部による評価、また、専門家を交えた長崎県環境審議会の点検・評価を受け公表するほか、議会へ様々な形で報告をしながら、今後、わかりやすい情報発信に努めていきたいと考えております。

【小林委員】ただいま、県当局の考え方、請願書の中に求められている4つの要請について、一つ一つご答弁をいただきました。

それで、私の方でさらに尋ねたいと思いますことは、県の地球温暖化の対策をさらに進めるという基本的な考え方の中で言われているような第2次のこういう実行計画を作成されたのであります。これを見まして、率直に言って大変すばらしい中身だと私は思います。非常にわかりやすいし、読めば読むほど状況がよくわかってまいりますし、危機感も高まってまいります。

そこで、要は、これをいかに実行していくか

ということがとても大事だと、このような認識をいたしているところであります。例えば、2030年に中期目標を国も発表しておりますけれども、長崎県としては、この2030年の中期目標をどれくらいに設定しているのか、まずこの点についてお尋ねをしたいと思ひます。

【重野次長兼地域環境課長】「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」では、中期目標として、県内の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で45.2%削減することを目標と設定しております。

【小林委員】今の答弁を聞いていますと、いわゆる県の目標、2030年には2013年比45.2%削減を目標としていると、こういう答弁がありました。これは確かに国が今回発表した基本方針は、中期目標は、まさに2013年比46%となっていると思ひます。ですから、今、あなたが答弁された45.2%というのは、国の中期目標を下回っているわけであります。2030年まで、あと9年ぐらいしかないわけであります。本当にこれが実現できるのか、具体的に2013年の排出量はどれくらいあったのか。そして、これを45.2%にいわゆる削減するとなれば、どれくらいになるのか、具体的に示すことができますか。

【重野次長兼地域環境課長】計画にも記載しておりますが、2013年度に1,099.5万トンの温室効果ガスが排出されております。2017年度に924.6万トンになっておりますので、これを2030年度までに602万トンまで、45.2%削減することを目標にしております。

【小林委員】今の話で、2013年が大体1,100万トンぐらいだと、1,100万トンから45.2%削減すると大体600トンぐらいになると。今申し上げるように、あと9年ぐらいしかないわけですよ。しかも、国の基準方針から下回るような形

の中で、果たしてこれが実現できるのかというのが最大の課題と思ひます。

重ねて、この取組についての決意を申し述べていただきたいと思ひます。

【重野次長兼地域環境課長】具体的な取組といたしましては、省エネの推進、再生可能エネルギー導入の促進に取り組んでいこうと考えております。

まず、省エネの推進につきましては、家庭では、節電・省エネ家電製品への買換えのほか、住宅の断熱リフォームといった取組を、工場や事業場では、空調機やボイラー等、エネルギー消費機器を高効率へ更新するなどの取組を推進してまいります。

次に、再生可能エネルギーの導入促進につきましては、国の補助事業を活用して、公有施設への太陽光発電や蓄電池などの設置を推進するほか、住宅やビルへの太陽光発電設備の普及を図っていくこととしております。それ以外にも、電気自動車やプラグインハイブリット車などの次世代自動車の普及、プラスチック製品の使用抑制、分別徹底、食品ロスの削減といった資源循環型社会づくりのための取組、森林保全などの二酸化炭素の吸収源対策にも取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】ただいまご答弁があった内容が、9年ぐらい先の2030年に45.2%の削減が実現できたとして、こういう形の中で今後真剣に取り組んでいただくことを重ねてお願いを申し上げておきたいと思ひます。

それと、私は、かねてから地球温暖化の問題の取組を本県において考えた時に、言うべきかどうなのかと思ひましたけれども、実際的に本県には松浦市に4か所、西海市に2か所、計6か所の火力発電所が存在するわけであります。それ

ぞれ6か所の会社は、本県の電力供給に熱心に取り組んでいただいていること、これは基本的に我々は感謝しなければならないと思っております。

しかしながら、世界の流れ、石炭火力に対するところのいわゆる世界の流れは、率直に言わせていただいても、殊のほか厳しく受け止められているところでございます。本県がいわゆる中期目標においても、あるいは2050年においても、実質的にゼロを目指すという時に、こういうところの問題点が長崎県においては最大の課題になっていくのではなからうかと、このように自分自身で考えているところでありますが、この点については、県当局としてどうお考えでありますか。

【貞方県民生活環境部長】ただいまご質問があった件につきましては、基本的に所管が産業労働部ではないかと考えております。私から県の考え方について若干申し述べさせていただきますと思います。

国におきましては、2050年のカーボンニュートラルを見据える中で、次のエネルギー基本計画の策定を進める中で、気象条件により出力が増減する再生可能エネルギーを拡大していく上では、その調整能力が非常に大事になってくる。したがって、火力発電を脱炭素化していくことが重要である、そういった議論がなされているというふうにお聞きしております。

このようなことから、県におきましては、エネルギー出力調整に優れ、電力の安定供給の役割を担える石炭火力発電の低炭素化、これが非常に重要ではないかと考えておまして、国に対しましても、先ほどご指摘がございました西海市の松島火電、この設備の高効率化について、県としてもかねてより要望をしてきたところで

ございます。

この4月、電源開発株式会社、J-POWERから二酸化炭素が発生しない水素発電の実現に向けた第一歩として、松島火電2号機にガス化設備を付加して高効率化するといった発表もあったところでございます。

県といたしましては、再生可能エネルギーの導入拡大と石炭火力発電の低炭素化を促進することにより、カーボンニュートラルの先進県を目指してまいりたいと考えております。

【小林委員】今の部長の説明を聞いて非常に力強く感じております。

今、再生可能エネルギーとして太陽光とか風力発電とか、長崎県の置かれた位置の中から一番対応しやすい状況に置かれていると、こう考える中において、火力発電所の存在が、より安定的な供給を求めて、これから低炭素とか、あるいは水素発電とか、そういう新しい取組を実は考えていただいているというような今のご答弁の中で、大変ありがたいと思っております。

要は、今申し上げるように、とにかく実行し、結果を出すこと、それしかないと思いますので、大変であります、よろしく願いしたいと思います。

最後にお尋ねしたいことは、今回、請願書を、先ほども言いますように、1,700名を超える方々、それから17団体、しかも、代表のお話を聞いても、しっかりなされておりますし、まだ若い学生の皆様方、青年の皆様方が、将来を考えて、こういう行動を起こしていただいているということは、大変力強いし、本当に一緒にこれからも取り組んでいかなければならないという期待を込めているところでございます。

したがって、お話があるように、本県はもう既にゼロカーボンシティーを、1,800自治体

ある中において、300番目ぐらいの、そういう状況の中で取組を表明している先進県ではなからうかと、こう私は考えているわけでありませう。

しかしながら、今後、請願人の皆様が長崎県に期待をされているところの気候非常事態宣言を打ち出すようなことがあるかないか、その辺のところはどう考えているか、そこを最後にお尋ねしたいと思います。

【重野次長兼地域環境課長】先ほど申しましたように、現在の計画を今年の3月に策定して、今、それを進めているところでございます。現在のところは気候非常事態宣言を発することは考えておりません。

ただ、今後、効果的な行動に結びつけることができずに新たな対策を追加する場合、もしくは、新たな気候変動が生じ、県民に対して宣言を行うことがより効率的な啓発活動につながれる場合は、宣言することも一つの手段だと考えております。

なお、宣言につきましては、県議会の意見も聞きながら十分協議した上で対応したいと考えております。

【中村(一)委員長】ほかに質疑はありませんか。

【山田(博)委員】課長、先ほどの小林委員のお話をずっと聞いてたんですけど、今回の請願人の話は、ほぼほぼ方向性等は一緒なんだというふうに聞こえたわけですね。ただ一つ、この気候非常事態宣言はどうかと、クエスチョンだと、わかりやすく言うと、そう聞こえたわけですよ。がしかし、気候非常事態宣言を出すのも効果的だと、あとはタイミングの問題ですねというふうに私は聞こえたんですね。それで間違いないですか。要するに、あらゆる手段をしても、どうしてもならないんですよと、県民の皆さんの意識が高まらない、これはもう手も足

も出ないということで、最後の手段でこういうふうにせんといかんというのを考えるということで理解していいですか、そこだけお答えください。

【重野次長兼地域環境課長】先ほども申し上げましたとおり、現在は今の実行計画を進めていく、これで成果を出していくということが非常に重要なことだと考えております。その中で、それでも対応が進まない、新たな気候の非常事態が出てきたというところがあれば、それも一つの手段だということで考えております。

【山田(博)委員】確かにですね。そこで、次長にお尋ねしますが、気候変動適応法という法律は、お聞きしたら平成29年にできたんですね。間違いないですか。先ほど、平成29年と聞きましたが、いつですか。

【重野次長兼地域環境課長】平成30年になります。

【山田(博)委員】平成30年に気候変動適応法という法律ができて、本年の10月1日に地域気候変動適応センターを設置しますと。これはここでいう請願人の地球の現状を知る機会を確保することの一つの手段にぴったしに当たるんじゃないかと思うんですけどね。長崎県地域気候変動適応センターを本年10月につくるということで、47都道府県のうち35番目になるのかな、そこをちょっとお答えいただけますか、間違いないかどうか。

【重野次長兼地域環境課長】はい、間違いございません。

【山田(博)委員】地域環境課長ね、私はここで思うんですよ。いいですか、平成30年に法律ができて、この気候変動適応センターをつくったらどうですか、つくりなさいよと言われて日本全国でつくっているんです。我が長崎県は一生

懸命頑張っているというのはわかるんです。ところがどっこい、それをつくったのが35番目なんです。

高校生の皆さんが言っているのは、環境学習とか、そういう意識をもっと高めんといかんということで気候非常事態宣言を出して、もっと意識を高めたらいんじゃないかと。

私は1つだけ具体的に言うと、この気候変動適応センターの設置について考えれば、高校生が言っていることは、ごもっともなんですよ。高校生の皆さん方に発信してくれというのが、我が長崎県は頑張ってますと、センター一つ取って言えば、遅い。高校生が、もっと私たちに情報を発信してくださいよと言っているんですよ。言っている中に、これが1番、2番、5番とかだったらわかるけど、47都道府県のうち35番目でやっているから、宣言を出して頑張ってくださいよと、もっと私たちに発信してくださいと、子どもたちが立ち上がったんです。

だから、非常事態宣言というのは、県民の皆さん方に知らせる、それでいいと認めたら、そもそもあなた方もこういったところをもっと前向きに、一步も二歩も遅れているという証なんだ、ここは。と、私は認識しているわけでごさいます、そこは指摘をしておきたいと思います、ここはね。誰が何を言おうがね、これは35位だからね。こういった宣言をつくったといえども、ここで子どもたちが言っているのは、的確、ぴったしかんかんだ。

私は、非常事態宣言は、ある程度認めるけれども、県議会の議員と協議しながらすると言っているけれども、そもそもあなた方が、こういったところで遅れをとっているんだよ。だから、高校生の皆さん方が指摘をされるのはごもっともということです。

そういうことで、子どもたちがこういったことで勉強とか学習をしながら、こういったことを発案されるということについては、私は心を打たれたね。これからも請願人の皆さん方には、こういったことで前向きに頑張っていて、将来、日本とか、いや世界を担う子どもたちになってもらいたいよ。新しい日本づくりを頑張ってもらいたいと思います。

そういうことで、私ばかり質問できないので、一旦終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかに質疑はありませんか。

【松本委員】今回の請願が提出された背景の中に、請願書の文章の中に私も感銘を受けた言葉があります。ここの中で「身近に迫ってきた危機的な状況に対し、長期的な視点での県民の理解が進んでいる状況とは言えません」と。火事に例えたとしたら、県の計画は、あくまでも消火活動で、非常事態宣言は火災報知機を鳴らし、県民に強く「地球は火事である」ことを知らせることができるという記載がありました。

また、「県民の意識を目覚めさせ、より実効性の高い行動を県民に求めることが必要です」と。つまり、先ほど山田(博)委員の質問にもありましたけれども、結局、こういった背景の中で高校生や大学生の方々使命感を持って請願を届けるまで勇気のある行動をした背景には、やっぱり行政だけでは足りない、自分たちが、県民が意識を持ってやらなければいけないという背景があったと同時に、現状の県の計画が、請願人の方々や意識の高い方にとっては、やはり実効性が伴っていないというような印象を与えてしまっていることが、気候変動に対して県の取組が、先ほどの質疑にあったとおり、35番目に気候変動適応センターを設置するという、しかも、あさって。その部分に対して、まだ足り

ないところがあるのではないかと。

一番大事なことは、宣言で危機感を持つということも、もちろん大事ですけども、具体的に何をするかというところの部分計画だけで伝わってないということ。今回、請願をされた行動自体は、こういう行動を県民の方、皆さんがしていただければ大きく変わると思うんです。

ただ、あさって、気候変動適応センターが開所することで、その機能の中に、「日常生活や事業活動により大きな影響を及ぼす防災、農林水産、健康の分野等に係る情報を一元化するとともに、県民等にわかりやすく情報発信し、適応策に対する理解を深める」というふうにあります。

具体的に何をするのか、そこをお尋ねいたします。

【重野次長兼地域環境課長】例えば、今、熱中症で運ばれる方が結構多くなってきていますけれども、そういう気温が高くなったという状況を提供することによって、各個人が熱中症にならないように水分を小まめに補給したり、そういう時期には運動しないといった、気候変動が高まってきている中で、その効果を軽減するとか、適応するというものがあります。

また、農林水産業におきましては、気温が上がってきておりますので、それに適応できるような、例えば米の品種を改良して農林水産業の推進につなげる、水産業で言えば、藻場を造成していくという形で、今、温度が上がっている、水温が上がっている、そのような状況に適応していくような情報を皆様方に発信してまいりたいと考えております。

【松本委員】適応策、つまり気候が変動しているわけですね。その中で地球に住んでいる長崎県の県民としても、その気候変動に適応した生

活をしていきたいと思います、県民の生活を変えていこうというようなことを具体的にしなきゃいけないと。それはセンターだけでできることではないですよ。関連するところでやろうとしているわけですよ。その部分の体制とか、県民の方々や事業者とか、そういったところの方々にも働きかけをしていくんでしょうか。

【重野次長兼地域環境課長】先ほどの情報につきましては、国立環境研究所とか、国立気候変動適応センター、長崎气象台、それから地球温暖化防止活動推進センター等から情報を収集する中で、県の関係課を通じて、市町、県民、事業者、そういう方々に周知を図りながらやっていきたいと思っております。

あと、ホームページについてもきちっと開設して、そこから一元的に情報を発信できるように進めていきたいと考えております。

【松本委員】一番大事なことは、具体的な対応策が伝わらなかったということに対して、しっかりと認識を新たにさせていただいて、また、こういった動きに対しても連動して一緒にやらせていただけるような考えも持っていただきたいことを要望して、質問を終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質疑はありませんか。

【坂口委員】今までの議論を伺ってますと、県は県でしっかりやっていますという主張をなさっておりますが、確かに、私も計画等々を読む限りは、一定の成果が出ていることも事実だと思っております。

ただ、なんで請願人の方が気候非常事態宣言の発出を求められているか、また、そういう議論をしなければならぬかというところの根本は、やっぱり県の取組と進捗の報告等が県民の皆様方に伝わってない。そこが今回の請願の根本問題だと考えております。

そういう意味で、請願事項の一つに、「長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画の進捗状況を県民に定期的に報告し、適切な調整を行い、実行計画を軌道に乗せ続けること」というものがございまして、今日は、せっかく請願人の皆さんもいらっしゃいますので、今後、どのようにして県民の皆様に取り組をしっかりと伝えていくか、そのあたりを少し具体的に、定期的にとかいろいろございまして、その辺、意気込みを含めてお伝えいただければありがたいです。

【重野次長兼地域環境課長】先ほど、小林委員からの質問の時にも申しましたとおり、県の関係機関で構成される21長崎県環境づくり推進本部、専門家を集めた環境審議会の中で評価していただいて、県民の皆様方に情報発信していきたいということで考えております。

なお、情報発信の仕方につきましては、SNSとか、YouTube、予算の関係でテレビで放映するというのは、なかなか難しいかもしれませんが、そういうご意見をいただいておりますので、県民の皆様方にうまく情報が伝わるような形で考えていきたいと思っております。

【坂口委員】まずは、今回求められているようなことをしっかりと実施を、今おっしゃったようなことを実施していただきながら、また、県民の皆様の評価をいただきながら続けていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

【中村(一)委員長】ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】まず、確認させていただきたいんですけども、2013年に長崎県の地球温暖化対策実行計画を策定し、そして、本年3月に第2次の長崎県地球温暖化対策実行計画をつくったという理解をしております。最初につくった実行

計画の期間というのは、2013年度から2020年度までということで、当初の計画の中で目標としていた1990年度比で温室効果ガスを13.4%削減するということは、結果として、ここは何%になっているんですか。

【重野次長兼地域環境課長】今、委員がおっしゃられた1990年度比、平成2年度比で2.9%増加しております。ただし、前計画策定当時の2013年度、平成25年度比では15.9%削減されているということ。また、2012年度以降、5年連続で平成25年度から29年度までは減少しているという傾向も見られております。

【前田委員】坂口委員の意見にも通じるんですけども、当初の目標からすれば1990年度比、どこで比較するかということなので、1990年度比でしたところ、13.4%に対して、逆に2.9%増えていたと。ただ、次長がおっしゃるように、2013年度を見ると、それは減ってきてますよということになると思うんです。それは説明を受ければわかりますけれども、やはり一度、第2次の長崎県の計画に入った時に、これまでまだ1年しかたっていないので、今からでも結構なので、やっぱり1次の分をしっかりと検証した結果というものを説明いただく。当然、2013年につくった時の目標と今の目標というのは、基準年が違ってきますから、捉え方は違うというのは理解しながらも、そこをきちんと伝えていかないと、県民の方は、本当にこの対策が進んでいるか、進んでないかというのは、判断できないんじゃないかなということを思っています。

そういったことも含めて、先ほどから変動適応センターの話も出てきていますけれども、そもそも、これ以前には地球温暖化防止活動推進センターというものがあって、県内各地でそれを知らしめるために地球温暖化防止活動推進員

と連携した活動をとってきているということも私たちは認識していますけれども、このセンターや推進員の活動について、1次の計画が終わった時点での検証というか、成果というものに対しては、どういう認識を持っておられますか。

【重野次長兼地域環境課長】地球温暖化防止活動推進センターというものにつきましては、先ほど申しましたように、地球温暖化の現状とか対策の重要性についての啓発活動という形で、情報誌を年に2回、各1万部、発行しております。あと、地球温暖化対策に関する民間活動団体の活動支援で、地域学習会の支援をしたり、家庭エコ診断をやったりしております。それと、日常生活に関する温室効果ガス排出実態の調査とか情報分析もっております。新たな活動といたしましては、地域公共団体実行計画の達成のために県が行う施策として、事業者の省エネセミナーとか工務店セミナー、それとか「我が家の省エネ日記」ということで、小学校4年生から6年生に環境教育に興味を持ってもらうということについても、この活動推進センターに委託をして事業をやっていただいているところでございます。

【前田委員】そういった活動の目的になっていると思うんですが、今回、こういった要望が出てくる中で、学生の方も含めて県民の方がそういった活動について直に問い合わせをしたりする中で、やはり県民目線で見た時に、そこがなかなか足りてない。若者から見たら、こういった説明も含めて、若い方々になかなか通じづらいということの指摘が上がっているのは、それはそれでやってきている中での一定課題だと思うんですね。

ですから、先ほど言ったように、実行計画の検証もさることながら、今までやってきたこと

を振り返る中で、私たちも今回のような請願という形にならないと、当然、私たちは3月定例会でこの計画を認めているわけですから、次長がおっしゃるように、これに沿ってしっかりやっていただいているという認識はしています。ただ、やっぱり高校生の、県民の方が活動しているなかで、温防センターの仕事が足りていないのではないかといった指摘がされたという中では、今度のセンターの設置も含めて改められるべき点、強化すべき点は強化してほしいなと思っております。

その中で次長が言ったように、今回、4項目上がってますけれども、私たちが一つ気になっている気候非常事態宣言というものについては、次長が先ほど小林委員の質問の中で、「先々、この計画が順調に進まないと、また新たな気候の変動があった時点で発動することもやぶさかではない」ということをおっしゃる中で、現時点では宣言を出すということではないんだというような判断もされています。

ただ、私が個人的に思うことは、全国の中で壱岐が初めて非常事態宣言をする中で、国も決議をしております。そうした中で、今後、仮に県民の周知が足らずに宣言的なものを出すとするならば、それはやっぱり市民生活に密着した21の市町がそこを意識しなきゃいけないんだと思ってて、県だけということよりも、21市町と連携を取る中で、こういったものの宣言を発出するかどうかというのも一つの見極めになるのかなと思ってますし、県内では、まだ1市しか出してないということを考えた場合に、この実行計画を進めていく中では、今まで以上に市町との連携をしっかりやってほしい。

その中で、目標に向かう中で、達成できないとなるならば、一つの手段として非常事態宣言

という方法もあると思いますので、その手段は幾つもあるかと思ってますので、今回の高校生の人たちを中心とした請願は、私たちは非常に重いし、一つの契機になったと思いますので、さらにこれから、計画も始まったばかりですので、しっかりと取り組んでいくことと、併せて私たちもそういった方々の意見を、この議会が終わってから確認をしていきながら、次の議会、もしくはその先々の中で対応が必要ということになれば対応を議会の中で検討していきたいと思っておりますので、しっかりやっているということだけではなくて、そこに対する課題認識を持っていただきたいということを要望して、質疑を終えたいと思っております。

【中村(一)委員長】ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】今、いろいろ意見が出ておりますけども、この請願の中身について誰も否定する人はいないんです。ただ、その内容が、県のやり方を単に攻撃だけして、まあ、これからどうなっていくのかということについて一番大事な部分が欠けておってはならないと思っております。

確かに、第1次の見直しもやっぱり必要でしょう。しかしながら、今、こういう世の中の変動の中において明らかに第2次が出て、特に具体的にはゼロカーボンシティをきちんと表明なされているわけです。ただ、ゼロカーボンシティというのが横文字で、これが一体何なのかと、2050年のゼロとどういう関係があるのか、脱炭素社会を長崎県がどうやっていくのかというようなことが、県政だよりがあるじゃないですか。ああいうものに時々載せていただいて、この重大な問題をきちんとやっていかなければいけないということです。

ですから、ゼロカーボンシティというものの、この大変さと、先ほど言った45.2%の削減、

2030年にこれを実現するんだと、こういう強い決意をしっかりと出して、そのための具体的な対策を県がどう取るかということと、ただ県だけでは駄目だと、やっぱり県民の皆様一人一人が一緒になって行動を共にしていかなければ、これは断じて実現することはできないと。県の姿勢を攻撃するぐらいのことは簡単なこと。やっぱり県民も含めてみんなで一緒にやっていかなきゃならないということ、これをきちんと明らかにすべきではないかと思っております。

ぜひそういう考え方でやってもらうことを重ねて要請しておきたいと思っております。自信を持ってやってくれ。

【中村(一)委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【山田(博)委員】私は、請願に賛成の立場でお話をさせていただきたいと思っております。

先ほど話したように、県の姿勢というか、取組を否定するわけではないんですよ。がしかし、高校生の皆さん方が請願で指摘されているのは、意識を高めてもらいたいと、もうちょっと頑張っていたらいいという声がここに届いていると思うんですね。エールということで。

それで、方向性は一緒なんですから。私は、高校生の気持ち、思いをぜひとも、県議会議員の一人として賛成して推進をしていきたいと思っておりますので、ご賛同いただければと思います。どうぞよろしくお祈りいたします。

【中村(一)委員長】ほかに討論はありませんか。

【坂口委員】私は、本請願につきましては、反対の立場で意見を述べたいと思っておりますので、ご

理解をいただければと思います。

今回の請願事項ですが、先ほど来、お話がっておりますように、4項目ございます。ポイントで申し上げますと、気候非常事態宣言の発出、持続可能な社会の実現、環境配慮型の経済の構築、気候変動に関する県民への周知と理解促進、環境学習の機会の確保、最後が県の実行計画の促進及び進捗管理と県民への定期的な報告、この4つの項目であろうかと思っております。

このことを踏まえまして本県の現状を考えてみますと、県は、2050年までに脱炭素社会の実現を目指す「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」を、我々県議会の意見を含め、県民、専門家のご意見をお聞きしながら、本年3月に策定し、現在、その計画に基づき、具体的な対策を推進しているところです。

この計画の中で、本県は、請願事項の1項目めである気候非常事態宣言の発出と趣旨・目的を同じくするゼロカーボンシティ表明を今年3月にしております。

ほか、自治体に目を向けてみますと、2021年7月30日時点で、東京都、京都市、横浜市をはじめとする432自治体が表明をしております。

また、本県の2次計画から長崎県内の温室効果ガスの総排出量を見てみますと、平成25年度、2013年度の1,099.5万トンピークに、直近のデータである2017年度、平成29年度まで一貫して減少傾向にあるなど、一定の成果が現れております。ただし、目標の基準である平成2年度、1990年度の数値には届いていないという課題もございまして、一定の取組の成果が出ているということは、公平に評価すべき事項であります。

非常事態宣言の発出以外の事項につきましては、気候変動に関する県民への周知と理解促進と

ということにつきましては、2次計画のアンケート結果にもございますように、地球温暖化対策に関する関心度については、94%が「関心がある」と回答しております。関心度が高いことはいかがわれますけれども、気候変動対応策の認識度については、57%が「知らない」と回答しており、認識度の低さが課題として現れております。

県では、今後、10月1日に地域における気候変動適応策を推進するための拠点として、長崎県地域気候変動適応センターを設置し、本県の地域特性に応じた関連情報の収集・発信などを通じて県民の皆様へ対応策の理解を促進していくとしており、2次計画の進捗管理も含めて今後の展開を注視していく必要がございます。

また、環境学習の機会の確保につきましては、昨年度から実施されている新学習指導要領において、自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力を教科等横断的な視点で育成するという観点から、各教科等において、環境教育に関する内容が充実されているところであります。

ただし、私といたしましては、分野横断的な教育機会の確保や産学官が連携した県独自の取組などの必要性を感じております。

以上、まとめますと、1項目である気候非常事態宣言の発出以外の3項目につきましては、持続可能な社会の実現、環境配慮型の経済の構築、気候変動に関する県民への周知と理解促進、環境学習の機会の確保、県の実行計画の促進及び進捗管理と県民への定期的な報告のさらなる推進と、今後の県独自の取組の必要性などの観点から、採択すべき内容と思われまます。

しかしながら、1項目の気候非常事態宣言の発出につきましては、本年3月に、既に同趣旨、

同目的のカーボンシティ表明を行っており、今後、新たに重ねて発出するか、名称を変えて発出するのか。

また、昨年11月には衆参両院において国民を代表する国会の総意として決議が行われております。国会の決議には長崎県民の総意も反映されておることなどを含めまして、今後、慎重に議論を重ね、判断をする必要があります。今現在においては、採択すべき状況ではないと考えております。

請願で出された4項目のうち3項目は採択すべき内容と考えられますが、請願審査の処理の方法として、議会会議規則上、採択か不採択かによって判断しなければならないことから、本請願の内容につきましては、反対を表明したいと思っておりますので、委員の皆様のご賛同をお願いいたします。

【中村(一)委員長】ほかに討論はありませんか。

【赤木委員】今回提出されました請願書について、賛成の立場で意見を申し上げます。

請願人から趣旨説明をいただきました。ここに至るまで苦労もあったと思っております。本当に敬意を表したいと思っております。

また、県の対応についても、今日、様々な意見をいただきました。そして、先ほど、反対という立場の考えも聞かせていただきました。それぞれ理解するところもございます。

先ほどから話がありますように、気候非常事態宣言と目的を同じくするゼロカーボンシティ表明、今、ここにいる皆さんと目的は同じであることを私としては認識しております。

今、お話がありましたように、国会においても審議され、衆議院、参議院でも、気候非常事態宣言を決議されているところであります。都道府県においては、長野県、神奈川県、東京都、

岩手県、北海道、沖縄県が既に宣言をされているところであります。

このような状況に鑑みまして、今回提出された請願書は、県行政だけではなく、長崎県議会にも問われていると考えております。県行政が行っている様々な、今日議論もありました環境対策の後押しとなり、長崎県議会としても環境問題に積極的に関わっていく県民の皆様へのメッセージとしなければと考えているところであります。

以上で賛成といたします。

【中村(一)委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに討論がないようですので、これをもちまして、第1号請願に対する質疑・討論を終了いたします。

第1号請願に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号請願「気候非常事態宣言と着実な目標達成をめざす政策をすすめる請願について」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【中村(一)委員長】起立少数。

よって、第1号請願は、不採択とすべきものと決定されました。

以上で請願審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。本委員会を代表いたしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

請願人には、ご退出していただきたいと存じます。

ここでしばらく休憩いたします。

— 午後 2時44分 休憩 —

— 午後 2時53分 再開 —

【中村(一)委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

【中村(一)分科会長】それでは、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

県民生活環境部長より予算議案の説明を求めます。

【貞方県民生活環境部長】県民生活環境部関係の議案について、ご説明をいたします。

お手元にお配りしております資料のうち、「令和3年9月定例会県議会 予算決算委員会 観光生活建設分科会関係議案説明資料 県民生活環境部」の1ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第124号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分でございます。

今回の補正予算は、令和3年8月11日からの大雨による被害等の対応を図るために必要な予算を追加しようとするものであり、歳出予算は記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容について、ご説明をいたします。

雲仙公園維持管理費について。

去る8月11日からの大雨により被災した雲仙天草国立公園用地（新湯地区）の斜面の復旧に要する経費でございます。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第124号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【中村(一)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたしますが、所管事項についても併せて説明を求めます。

まず、県民生活環境部長より総括説明をお願いいたします。

【貞方県民生活環境部長】「観光生活建設委員会関係議案説明資料 県民生活環境部」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第114号議案「長崎県動物愛護管理員設置条例」、第115号議案「長崎県流域下水道条例の一部を改正する条例」の2件でございます。

第114号議案につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、動物の愛護及び管理に関する事務を行う動物愛護管理員を県に置くことを定めようとするものでございます。

第115号議案につきましては、特定都市河川

浸水被害対策法等の一部を改正する法律の公布に伴い、下水道法が一部改正されることから所要の改正をしようとするものでございます。

次に、主な所管事項について、ご説明をいたします。

女性の活躍推進について。

県では、若い世代の女性の方に、いろいろな分野で活躍する女性をロールモデル（お手本）として紹介することで、女性が活躍できる仕事ややりがい、キャリア形成等への理解を深め、将来、長崎県に住んで働くことをイメージしていただくことを目的として、7月に「NR」（就活と進学の情報誌）やタウン情報誌に「令和3年夏のお仕事ロールモデル特集」、「ながさき女性のお仕事図鑑」を掲載するとともに、女性活躍推進企業や様々な分野で活躍する女性を紹介する県のホームページ「ながさき女性活躍応援サイト」にも掲載し、広く情報発信を図っております。

今後、幅広い分野で活躍している女性をホームページやタウン情報誌等で紹介し、若い女性の方に県内で活躍するイメージを持っていただくことにより、県内企業等への就職につながるよう意識の醸成を図ってまいります。

次に、飲食店の第三者認証制度について。

飲食店の新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図り、県民や来県者が安心して飲食店を利用することができるよう、飲食店の第三者認証制度を創設し、本年6月から運用を開始したところです。

現在の認証店舗数は2,084店舗であり、その情報は、県、市町ホームページ、team NAGASAKI SAFETY専用ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症対策を取っている認証店として広く周知しているところです。

また、本制度の普及拡大のため、県ホームページ、全世帯広報誌、テレビ・ラジオ、商工会議所などの会報誌等での周知を行ってまいりました。

今後は、各地での説明会の開催や各店舗への直接的な周知などを強化し、認証制度のさらなる普及を図ってまいります。

令和2年度の各種環境調査の結果について。

県及び関係機関では、県民の快適で安全・安心な暮らしを確保するため、河川、湖沼、海域等の水質や大気等の各種環境調査を実施しており、令和2年度の調査結果について9月初めに公表したところです。

水質については、一部の河川や諫早湾干拓調整池及び大村湾などの閉鎖性海域などにおいて、COD（化学的酸素要求量）等の環境基準を達成していませんでしたが、長期的には横ばいもしくは改善傾向を示しております。

また、大気環境のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素及びPM2.5につきましては、全測定局で環境基準を達成しておりますが、PM2.5につきましては、健康への影響が想定される濃度に達したことから、本年3月に壱岐市及び対馬市に注意喚起を行いました。光化学オキシダントについては、平成8年度から連続して全測定局で環境基準を超過しており、昨年度は9月に五島市及び新上五島町に注意報を発令しました。

今後とも、関係部局とも連携を図りながら環境調査を実施するほか、環境汚染防止のための工場等の監視指導に取り組み、県民の安全・安心のための情報提供に努めてまいります。

最後になりますが、国立公園雲仙の災害復旧及び活性化に向けた取組について。

本県に甚大な被害をもたらした8月の大雨により、8月13日に雲仙温泉街地区において、大

規模な土砂崩れが発生し、八万地獄など国立公園雲仙の主要な利用拠点に大きな影響が及んでおります。

県では、これまでも国立公園雲仙の活性化に向けて、雲仙市及び国との連携の下、雲仙温泉街中心部の再整備等、雲仙利用拠点上質化プロジェクトに取り組んできたところですが、今回発生した災害に対して関係機関と連携し、速やかに復旧対策を実施するとともに、地元の方の意見を十分酌み取りながら、雲仙温泉街地区の復興に取り組んでまいります。

このほか、今回ご報告いたしますのは、人権尊重の社会づくりの推進について、犯罪のない安全・安心まちづくりの推進について、統計調査について、汚水処理人口普及率について、廃棄物不適正処理対策についてでございます。内容は、記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

【中村(一)委員長】次に、生活衛生課長より補足説明を求めます。

【眞崎生活衛生課長】第114号「長崎県動物愛護管理員設置条例（案）」について、ご説明いたします。

補足説明資料生活衛生課、第114号議案「長崎県動物愛護管理員設置条例の制定」についてをお聞きください。

今回の上程の趣旨ですが、動物の愛護及び管理に関する法律が、令和元年6月に一部改正されたことに伴うもので、動物の愛護及び管理に関する事務を行う動物愛護管理員を県に置くことを定めようとするものです。

動物愛護管理員の設置につきましては、法改

正前では「置くことができる」という規定でしたが、今回の改正で必置規定となっております。

補足説明資料の2、根拠条文の3をご覧ください。

担当職員につきましては、法では、「動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であって獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもって充てる」となっております。

今回の条例案の第1条第2項において、動物愛護管理員は、獣医師等の専門的な知識を有する県職員のうちから知事が任命するとしております。

補足説明資料の3、担当職員の主な事務については、記載のとおりであります。本県におきましては、既に保健所等に配属されている獣医師が担っておりまして、新たな人員確保や予算措置はありません。

なお、本条例の施行は、公布の日からとさせていただきます。と思っております。

補足説明資料の裏面をご覧ください。

5 経緯についてです。令和元年の法改正により、担当職員の設置については、令和2年6月となっております。今回の上程となった経緯についてです。

動物愛護管理法の改正時、今もですけれども、本県には、動物の愛護及び管理に関する条例がなく、本県は全国的に見ても殺処分が多いという大きな課題があります。

動物愛護管理行政のさらなる推進を図る必要があることから、動物愛護管理の担当職員の設置規定を含めた包括的な動物愛護管理条例に関する条例の制定に向け、検討を行ってまいりました。

しかし、昨年の年度当初は新型コロナウイルス

スの感染者が増加し、新型コロナ関連業務や動物愛護管理推進計画の策定など、早急な対応が求められたことから、それに加えまして感染者が増加した影響で市や町への説明にも回れず、スケジュールが遅延してしまいました。

このような中、動物愛護管理員の設置についての条例制定について、まずは是正しなければならないという結論に至りまして今回の上程となりました。

今後は、今回の上程と並行しまして、動物愛護管理に関する条例を制定するための検討に着手しております。その進捗については、今後、節目節目でご報告させていただきたいと考えております。

以上で動物愛護管理員設置条例についての説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】次に、水環境対策課長より補足説明を求めます。

【本田水環境対策課長】第115号議案「長崎県流域下水道条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

事前にお配りしております、右上に「補足説明資料 水環境対策課」と記載した資料をご覧ください。

まず、長崎県流域下水道条例でございますが、これは諫早市の西部地区や大村市の今村地区からの汚水処理を行う大村湾南部流域下水道事業において、諫早市貝津町に設置しております終末処理場である大村湾南部浄化センターや、市が設置した管路で集められた汚水を処理場まで運ぶ幹線管渠などについて、下水道法により条例に定めることとされております設置施設の構造に関する基準や、終末処理場の維持管理に関

する基本事項などを定めている条例でございます。

今回、本条例に引用しております下水道法の一部改正で、法律に条項の追加による条ずれが生じておりますので、補足説明資料の2、改正の内容に記載しておりますとおり、引用しております下水道法の条名部分の改正が必要となったものです。

なお、下水道法の一部改正を含む特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日は、令和3年5月10日の公布の日から6か月を超えない範囲において政令により定められる日となっております。

下水道法の一部改正部分の施行日は、まだ定められておりませんので、本条例の施行日につきましては、補足説明資料に記載のとおり、法律の施行日または本条例の公布日のいずれか遅い日となっております。

また、今回の下水道法の一部改正の概要は、補足説明資料の3に記載しておるとおりでございますけれども、長崎県流域下水道条例の内容に直接関係する部分はございません。

以上で補足説明を終わります。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【中村(一)委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(博)委員】まず最初に、第114号議案「長崎県動物愛護管理員設置条例」についてお尋ねしたいと思います。

先ほど、担当課長から遅延した理由をお伺いさせていただきました。コロナ禍の中でいろんな作業が増えて大変だったと思います。

それで、部長、この現状というのは、大事な条例がこういうことになったということは、部

長は、いつの時点でこれを知っていたのか、お尋ねしたいと思います。

【貞方県民生活環境部長】4月時点で、この内容について認識をしたところでございます。

【山田(博)委員】そうであれば、事前説明の時に担当職員が来られて、大変申し訳ないような対応をされて、大変な思いをされていたわけですよ。本来であれば、こういったことで遅れるということと事前に申し入れて、こういうふうになっておりますという状況を、4月だからね、6月でもちゃんと言っていたらだけばと思っておりますので、これは指摘をさせていただきたいと思えます。

それと、少ない人数でやられているので、そういったことを含めて、そこはきちんと報告していただきたかったということも指摘しておきます。

次にお尋ねしたいことが、この設置条例を見たんですね。本体の条例は理由を説明してあったんですけど、動物愛護管理員の設置ということで第1条、第2条とあるんだね。ここに動物に愛を感じるつくりなのかと思ってさ、もうちょっと工夫があってもよかったんじゃないか。例えば、幾つか見せていただきましたけれども、そこはなんか味気ないというか何というか、こんなものだったのかなと思ったんです。これも時間がなかったものだから、速やかに上げないといけなかったのをごさされたのか、本体で十分それを補う予定をしているのか、その点を担当課長にお尋ねしたいと思います。

【真崎生活衛生課長】今回の条例につきましては、まずは是正をしなければならぬということと、あと、担当者の設置についての条例ということで、愛護に関しますことは、包括的な条例で目的等を書くように考えております。

【山田(博)委員】それはわかるんですけどね。設置条例というのは、他県もこんなものなんですかね。それはどうですか。

【真崎生活衛生課長】設置条例につきましては、他県も同じような形になっております。

【山田(博)委員】いきなりこれをぱっと2条で見せられて、動物に愛を感じるかと思ったら全く感じなかったものだから、あえて質問させていただきました。

続きまして質問させていただきたいんですが、第115号議案「長崎県流域下水道条例の一部を改正する条例（案）」に関連してお尋ねいたします。

先ほど担当課長は、下水道の終末処理の在り方ということで説明されましたけれども、この条例に基づいて下水道のいろんな修繕工事はされているということで理解していいんですか。

【本田水環境対策課長】根元としましては、当然、条例でどういうふうに維持管理していくかという基本原則を書いておりますので、施設が止まることがないように、予防保全も含めて適切に管理をしております。

【山田(博)委員】そうであれば、条例に基づいて修繕工事なんかするじゃないですか。修繕工事の時は、いつ、こういった仕事をやりますよ、工事をやりますよと公表したりとか、入札がどういうふうになっているかというのは、なかなかここまで目が届かないものだから、そこは工事はいつ、どういうふうになるかということもきちんと公表し、入札が偏るような入札の要綱の在り方になったらいけませんから、そこは担当課長としてしっかりとやっていただきたいと思います。こういった立派な条例があって、その条例に基づいてやっているわけですからね。それはいかがでしょうか、指摘について見解を

聞かせていただきたいと思います。

【本田水環境対策課長】 まず、発注予定の公表でございますけれども、その年度に必ず発注するということになるもの、要するに、前段の準備、協議等がきちっと整って予算も確保されているものにつきましては、それがはっきりしたタイミングで公表するようになっております。

これにつきましては、最近、確認の機会がございまして、十分にそのとおりできてなかった面がございましたので、それにつきましては今後はそういうことがないように努めてまいりたいと考えております。

あと、発注の基準につきましても、最初の施設は平成11年度ぐらいまでの工事で造り上げておりまして、近年になって更新工事等が必要になりました。それで、発注のルールにつきまして、動きながら整理しているという面が若干ございましたけれども、一定のルールをしっかりと決めて、それに基づいて県内発注の方針でしっかり進めていきたいというところでございます。

【山田(博)委員】 私は、今回、第115号議案の長崎県流域下水道条例があるということで大変勉強になりました。処理の仕方とか技術的なことが国の法律に基づいてうたわれているのであれば、さっき言った入札の方法も他の工事と一緒にきちんと公表し、また、工事も県の予算で執行されるわけですから、ほかの事業と全く変わらないように事業の発注は県内企業を優先していただくようにしっかりとやっていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

私の質問は終わります。

【中村(一)委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第114号議案及び第115号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、条例議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願ひします。

審査対象の陳情番号として、41、42、49、52、53、57、58、59です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【小林委員】 環境センターの焼却炉の一部運転再開等についての陳情書が出ております。これについて質問いたしたいと思います。

まず、この運転再開の時期について、4月15日に環境センターの火災が発生いたしまして、いわゆる1号炉から3号炉、焼却炉全体が運転できないような状態になったと。それに対し、県当局には相当なご尽力をいただいたということ、これは大村市民は心から感謝をしなければならぬと、こう思っているところでございます。

あれから月日がたちまして、復旧工事等々が行われました。この内容によりますと、2号炉

については、来月10月1日から運転を再開し、3号炉については、来年の1月10日頃から稼働が見込まれているというようなことで大変結構なことだと思っております。

そこで、これまで1日100トンぐらいの大村市からの焼却ごみを県内並びに佐賀県等、県を越えていろいろとご配慮をいただくというような県当局の支援をいただいていたところがございますけれども、現状どのようになっているのか。また、2号炉、2つの焼却炉が完成して再稼働いたしますとどのようになっていくのか、その辺の見込みはおわかりでございますか。

【吉原資源循環推進課長】委員ご質問の環境センターの今後の状況ということで、これまでの状況も含めてご説明したいと思います。

大村市の環境センターのごみ処理場につきましては、4月15日に火災が発生しまして、その後、大村市を中心とする周辺の県内の焼却処理場、それから佐賀県の焼却施設等において処理しております。毎月2,000トンぐらい搬出をしている状況でございました。

8月15日に佐賀の方で豪雨災害がございましたので、佐賀の方にはもう運ばないような形で、県内の長崎市、佐世保市の焼却施設の受入量を増やしていただいて、県内での処理を8月15日以降はしているという状況でございます。

8月までの合計のごみの処理量としましては、9,555トン、4月が半月ぐらいしかございませんので、月に直すと大体2,000トンぐらいの処理量になっております。

2号炉については、先ほど小林委員からご説明がありましたように、10月1日から実際にごみを燃やして試験稼働を行い、10月5日から24時間稼働で35トンのごみを燃やす計画になっております。35トンのごみを30日間連続して燃

やすと1,000トンぐらい燃やせるだろうと。そして月2,000トン市外で処理していたうちの半分近くは大村市で処理できるような状況になると思います。

また、1月からは3号炉の復旧を目指すという形で、1月10日から負荷運転を開始して、その後、本格運転をするということで、両方合わせれば70トン近くの処理ができますので、ほぼほぼ大村市内の施設で処理ができるのではないかと見込んでおります。

【小林委員】説明でよくわかりました。2つの焼却炉が復旧いたしますと、かなりご迷惑をかけたことが、いわゆる負担軽減につながるということで、これも重ねてお礼を申し上げておきたいと思っております。

それで、一番大事なことは、これまでかかった経費において大村市の応分の負担は当然のことでございますけれども、焼却炉の復旧に係る経費とか、あるいはごみの焼却に係る経費とか、いろいろなものを国から交付税措置としていただけるというようなこともありますけれども、その前に、4月15日に火災になったその原因は一体何だったのかと。このいわゆる原因が交付税の率の問題に関わってくるのではないかと、このように考えますので、原因について大村市から県当局に知らされているかどうか、この点についてはいかがですか。

【吉原資源循環推進課長】火災の原因としましては、この焼却炉にありますストーカーという装置がありますが、それに付随している油圧装置から油が漏れ出て、その油に火がついたものというふうに推定がなされています。ただ、火がついたのが吹き出した油が、落じんシュートというのがあるんですけれども、外装板に当たって発火したのか、それともオイルが吹き出し

た時に、オイルが霧状に吹き出しますので、静電気を帯びると、その静電気を帯びたものが、ある瞬間に火花が出てオイルに着火したのか、そこはまだ不明ということで消防から報告があつているというふうにお聞きしております。

【小林委員】そうすると、火災原因については、正式にこうだったという一つの結論は出てないと、こういう受け止め方でよろしいんですか。

【吉原資源循環推進課長】発火原因については、不明とするということで大村市からお聞きしているところです。

【小林委員】正式な火災原因について、あなたの話では、失礼だけれども、立ち話みたいな、電話一本で済まされているかのような聞こえ方しか、申し訳ないが、しないんです。やっぱり大村市でこれだけの火災が発生し、県当局で頑張っていたら、また、新任の部長も現場まで行かれ、担当の皆さん方も現場まで行かれ、いろんな心配をし、ご高配をいただいたという経過から考えていけば、いわゆる原因について県当局にきちんと説明に来るぐらいの大村市の姿勢がなければならぬと、当たり前なことではないかと、こう思います。

先ほどから、いわゆる原因は何ですかということについて、いまひとつ担当課長のご答弁が明確ではないと。もうちょっとそこを明確におっしゃっていただきたいと思います。

【吉原資源循環推進課長】先ほどからお話ししておりますとおり、大村市に状況を確認して火災の原因はどうかということでお聞きしております。油圧シリンダーから油が漏れ出て、その油に着火したと推定されておりますが、その着火した原因が、先ほどから説明しておりますように、落じんシュートの外装板のところに当たって火がついたのか、それとも油圧シリンダー

からの油が噴霧状に飛散して静電気を帯びて、それが着火の原因になったのか、そこはわからないということで聞いているところでございます。実際、それが本当に火災の原因かどうかということについては、私どもの方では判断がつきにくいと思っております。

【小林委員】時間がないから、さっきと同じようなことをずっと繰り返しているんだけど、私が言っていることは、火災原因は一体何だったのかということについて正式に大村市から連絡がありましたかと、きちんと説明に参りましたかと。今のご答弁では、あなたの方から、原因は何だったのかと聞いたら、まだ明確ではないような、今みたいな話が出てきたということで、まだ正式に原因は明らかになってないと、正式に大村からも原因についてのお知らせはないと、こういうようなことでよろしいんじゃないですかと。イエスかノーで答えてください。

【吉原資源循環推進課長】大村市から正式に報告はあっておりません。私の方から確認を取ったということです。

【小林委員】最後の質問として、交付税として修理代だとか、あるいはこれまでごみ焼却にかかった経費とか、これは国からうまくいただくことができるというようなシステムになっているが、一番大事なことは、火災の原因が何だったのかと。この火災の原因いかにによって交付税の税率が大分変わってくるのではなからうかと、そのような受け止め方をいたしているところでございます。

それでは、我々は知らなかったけれども、9月9日に、国の方に申請が出されたというようなことも漏れ伝わってきましたけれども、原因がわからない状況の中で交付税措置の求めを大村市側はやっているのかどうか、その辺につい

てはいかがですか。

【吉原資源循環推進課長】特別交付税措置の手續につきましては、大村市から県の市町村課に9月9日に申請がっております。国への報告締切りが9月24日ということで、市町村課から火災原因は不明ということで国に申請を上げているとのこと。委員がおっしゃいますように、失火か、失火でないかで交付税の率は変わってきますので、そこは今後、市町村課、大村市、国の中で十分に調整をしていただきたいというふうに考えております。

【小林委員】今の問題については、私はずっと関わってきているけれども、内容はよくわかっているつもりです。ただ、大村市側から県に失火の原因については、途中経過も含め、また、2つの焼却炉が動き出したという状況の中で、よく連携を取りながら、市民の皆さん方に心配をかけないように、これからも県当局でいろいろとご高配を賜りたいと考えておりますし、また、特別交付税につきましても多大なるご支援を賜りますようお願いをして、終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】それでは、陳情番号の49番の中に離島の燃油価格等の是正についてとあります。この1番のガソリン等の燃油はということで、これは長崎県町村会からも同じような趣旨の陳情が上がっております。要は、離島のガソリンの流通コスト支援事業というのがあったけれども、本土と離島の価格差が一向に縮まらないということで、ガソリン等の燃油価格が高騰しているということです。

そもそも担当課としてトリガー条項という制度をご存じかどうか、そこをお尋ねしたいと思います。

【本多県民生活環境課長】トリガー条項につきましては、私どもでも存じ上げているところでございます。

【山田(博)委員】県当局として、今後、離島のガソリンの流通コスト支援事業で、本土と離島の価格差が縮まらないと。その一方でどんどん燃油価格が上がっているということです。トリガー条項の制度の実施というのは、東日本大震災の財源確保の一環ということで今停止されておりますけれども、離島を多く抱える県として、このトリガー条項の制度の実施を国に対して強く求めるように働きかけてはどうかと思うんですが、いかがですか。

【本多県民生活環境課長】トリガー条項につきましては、平成22年の税制改正におきまして、ガソリン価格が急激に高騰した場合の激変緩和措置として設けられた条項ということで、先ほど委員からもご指摘がありましたように、東日本大震災の発生を受けて、一時、凍結された状況でございます。

それで、私どもは、離島と本土の燃油価格の格差の是正につきましては、これもご指摘のように、依然として格差があるということは認識しておりまして、これにつきましては国の方に恒久的な措置として揮発油税の特例措置の分を離島に限って減免してほしいという要望を続けているところでございます。

現在のところ、ガソリンの価格を見ますと、平成2年度に入ってからコロナの関係で急激に下落して以降、徐々に価格が上がってきていて、今、高止まりしている状況でございます。

今後、価格の動向を見まして、急激にまた上昇するようであれば、そういったトリガー条項を国に対して求めることについても、同じように離島を抱える他県とか、それから、これまで

九州各県の議長会の会議においても、恒久的な減免措置について共に要望してきているところですので、そういった関係機関とも協議をしながら検討をしてまいりたいと思います。

【山田(博)委員】今、急激にガソリンの価格が上がった時と言われたけれども、備えあれば憂いなしで、上がった時にしても間に合わないんだから、準備というのがあるでしょう。スポーツをする時も準備体操をするじゃないですか。選挙だって事前運動というのがあるじゃないですか、いいか悪いかは別として。

あなた方は、なった時にすればいいじゃないかというようなのきなことを言っちゃ駄目だよ。県民の生活をあずかる担当課長として、あなたはトップだから、もっと五島茶を飲みながらしっかりやっていただきたいよ。もう一声、あなたらしくないな、歯切れが悪いというか何というかさ。

トリガー条項という制度があることは知っていて、まずは離島に適用してもらうように国に働きかけるとかやったらどうかと思うんですよ。するかせんかは別として、国に投げればいいんだから、ボールを投げないといけないんだから、いかがですか。

【本多県民生活環境課長】先ほども申し上げましたように、これは本県だけの問題ではなくて国全体の問題であると思っておりますので、価格の動向を常日頃、私どもも調査したりとか、国の調査の結果を把握しているところでございます。そういった兆候が見えた時には、なるべく早く他県とも協議するなどの検討を始めるようにしたいと思っております。

【山田(博)委員】課長、あなたは、他県他県と言うけど、あなたは長崎県の職員だよ。なんでそんな他県の顔色をうかがうんですか。あなた

は、押しも押されもせぬ長崎県の職員だよ、県民生活環境課長でしょうが、そんなことを言っちゃ駄目だよ。

それで部長、あなたは五島によく足を運んでいただいておりますけれども、何をしているかは別として、離島の状況はわかっているでしょうが。そういった点で、もうちょっと前向きな答弁をいただきたいと思いますが、いかがですか。

【貞方県民生活環境部長】ただいま、県民生活環境課長から答弁があったとおり、ずっと国に要望しております。

トリガー条項につきましても、委員のご指摘の点、よく理解できますけれども、まずはその必要な事態になるかどうかを見極めて、かつ各県とも十分情報を交換しながら対処してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】五島に行っているようで、別のところに行ってるんですね。もうちょっと地べたをはった活動をしていただきたいと指摘をして、次の質問に移りたいと思っております。

ここにプロパンガスの、石油製品の安定供給とか価格とかありますけど、本土と離島でプロパンガスの価格というのはどれだけ違いますか、わかりますか。

【本多県民生活環境課長】手元に詳しい情報はございませんけれども、プロパンガスのボンベの容量によって価格が違うんですけれども、県全体では5㎡の場合で5,078円となっております。

それで、離島と本土を明確に比較したものが手元にはないんですけれども、対馬と五島を除いた金額は5,028円となっております。

【山田(博)委員】県民生活環境課長ね、私はずっと回って主婦層から話を聞くわけですよ、

ガスの件でね。県民生活環境課長は、ガスの価格がどれだけ上がっているかというのは、対馬と五島を除いてと、対馬と五島の県議会議員は誰か、除外すつとですか、あなた方は。

それでね、もうちょっとそういった調査をしっかりとしていただいてからじゃないと、この質問をできないわけですよ。あなたは、そういったことを一番調査をしないといけないわけだから、対馬と五島を除く価格は幾ら幾らとかいって、調べてますじゃなくて、離島県長崎県として、そこはプロパンガスの平均価格が幾らかというのは、今までずっとこういった要望が上がってきているんだよ。このガスの担当は、あなたの課で間違いはないんでしょう。間違いはないかどうか、そこだけお答えください。

なぜ、離島県長崎でありながら、ほかのところの地域がわからないのか、そこをお答えいただきたいと思います。

【本多県民生活環境課長】プロパンガスの価格の動向につきましては、ガソリン等石油製品ということで全体の取りまとめをしているのは当課になります。

価格につきましては、申し訳ございません、ガソリンと比較いたしましてプロパンガス価格の定期的な把握が、ちょっとできてない状況にございました。

【山田(博)委員】できてない理由は何ですか。

【本多県民生活環境課長】プロパンガスにつきましては、価格が業者の販売価格に左右されるところがありまして、一律に幾らと言えるところがデータから見えにくいというところもあります。当課としては、ガソリン価格については、これまでも政府施策要望等で要望させていただいていたところでしたので、その分につきましてはデータを取っていたところですが、

プロパンガスについては、十分なデータの把握ができてなかったということでございます。

【山田(博)委員】部長、今の私と担当課長のやり取りを聞いていて、どう思われますか。県民生活環境課というのは、ガソリンとプロパンガスの担当であって、担当課で統計を取ってないというのは、どういうことかということです。国のせいじゃなくて、県が取ってなかった。調査はやっぱりすべきじゃないかと思います。

この陳情は、私もずっと県議会議員をしてきたけれども、ずっと来てるんだよ、これ。ということは、ガソリンのことは注目しておったけれども、ガスのことは知らなかったと。担当課として、そこはきちんとやっておかないと駄目ですよ、これは。違いますか。だって、ガスメーターのチェックとかやるんでしょう、担当課長。器具とかなんかのチェックもいろいろやるんでしょうが。

【中村(一)委員長】しばらく休憩します。

— 午後 3時46分 休憩 —

— 午後 3時47分 再開 —

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

【山田(博)委員】休憩中に明らかになったのが、実は、県民生活環境課としては、プロパンガスの価格は平成20年に調べて、それ以降はしてなかったと。ガソリン価格の変動に対して担当課はどこかという県民生活環境課、ガスの担当はどこか忘れたと。忘れたのか、したくなかったのか、どっちなんですか、これ。これからやるのか、やらないのか、そこを含めてお答えいただきたいと思います。

【本多県民生活環境課長】プロパンガスにつきましては、県民、離島の住民の方にとって非常に大切なものになりますので、プロパンガスの

価格の動向につきましても、今後、どういう調査の方法があるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

【山田(博)委員】 私も、こういった陳情が来ておりながら、プロパンガスのこういった主婦層の声を聞いていたにもかかわらず、県の担当課でプロパンガスの価格の在り方というのは、きちんとチェックをしてなかったということで、私も県議会議員として深く反省しております。こういった陳情がありながら、今までこれをしっかりと見てなかったということであるので、まずは価格の変動がどうあるかということを中心に調査をしていただいて、具体的にどういった施策の要望を国にすべきかということをしつかりやっていただきたいと思います。

部長、あなたも五島を愛する長崎県民の一人でしょうから、五島に限らず、壱岐や対馬もありますから、ぜひプロパンガスの価格の状況を把握して、その具体的な政策をどのように要望していくかということにしっかりと取り組んでいただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか、部長。

【貞方県民生活環境部長】 プロパンガスにつきましては、離島でも非常に重要なエネルギーの一つになっているということは理解いたしております。どのような調査方法が可能かを含めて、先ほど課長が答弁したように、当部としても検討させていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

私ばかり質問してもいけませんので、一旦終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ほかに質問がないようです

ので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般について、飲食店認証制度の現状に関する補足説明を受けた後、この件に関する質問を行うことといたします。

生活衛生課長より補足説明を求めます。

【眞崎生活衛生課長】 ながさきコロナ対策飲食店認証制度の申請状況について、ご説明させていただきます。

「補足説明資料 生活衛生課 ながさきコロナ対策飲食店認証制度の申請状況等について」をお開きください。

まず、現時点での申請数と認証数です。9月28日現在、申請数2,738の31%、認証数2,084、目標8,800の24%となっております。

2 認証制度の効果としましては、現在、認証店からクラスター発生がない点が挙げられると考えております。

3 申請促進の取組についてですが、(1)追加インセンティブの検討としまして、認証店舗限定クーポン券の配布や認証継続店舗への協力金給付制度などを検討いたしました。地方創生臨時交付金の利用の制度上の制約がありまして難しい状況でした。

(2)周知広報の実施についてですけれども、認証制度を広くお知らせすることで申請促進を図ることとし、県ホームページやteam NAGASAKI SAFETYの専用ホームページでの周知、全世帯広報誌、テレビCM、県の広報番組、ラジオ、新聞、商工団体の会報誌などで周知を行いました。また、現在、長崎新聞の折り込み情報誌で認証制度や認証店の紹介などを行っております。

第5波の収束も見えたことから、今後、各地区に出向きまして飲食店事業者の皆さんへ制度

の必要性や内容に加えまして、申請書の作成の方法についても説明し、申請数の増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、市町独自インセンティブの実施状況についてですが、現在、佐世保市、諫早市、大村市、川棚町で実施されておりまして、内容は記載のとおりです。

（4）関係機関との連携につきましては、7月下旬から9月下旬におきまして、小値賀町を除く県内20市町の市町長、商工会議所、商工会、食品衛生協会、地区役員の団体幹部と意見交換を行ったことで課題を共有でき、連携協力体制が強化されました。今後、関係団体を通じ、説明会を行うこととしております。

また、市町独自のインセンティブの取組の充実のため、定期的に申請、認証情報を共有するなど、引き続き、市町と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

4 金銭面以外での追加インセンティブの取組についてです。

3ページをお開きください。

取組内容ですが、8月10日から実施いたしました県独自の緊急事態宣言時における時短要請での1時間緩和措置では、その直後、申請数が前の週末までの2.4倍となり、緩和の優遇措置が申請数の増加につながったと考えております。

なお、今後、政府の対策本部で決定された行動制限緩和の基本方針にのっとり、認証店への優遇措置を実施する方向で関係部局と調整することとしております。

一方、20時以降が主な営業時間であるスナックなどの飲食店におきましては、今回の措置は優遇措置とならなかったことから今後の課題と考えております。

5 認証取得のメリットについて聞き取りを

行った意見といたしまして、「安心・安全を目指した取組が対外的にPRできる」、「経営者や従業員の健康が守られる」、「利用者が安心して利用できる」、「時短要請時に緩和の対象となった」などの意見がありました。

6 課題と対策についてです。課題は、大きく2つありまして、（1）申請増の課題と（2）認証基準の維持の課題です。

1つ目の申請増の課題では、飲食店事業者への聞き取りで意見がありました飲食店事業者の方々が負担に感じておられる申請書の作成、感染防止対策の実施などについて丁寧にお伝えするため、今後、各地区に出向き説明会を開催し、感染防止対策の必要性や申請書作成などについて丁寧に説明し、認証数を増加するよう実施してまいります。

2つ目の課題として、（2）認証基準の維持の課題ですが、認証店舗の質を保つために、認証後、一定期間を経て継続調査を実施することとしております。

7、補助金の申請状況ですが、これまで382件の交付を決定しており、平均補助額は5万2,584円となっております。

今後とも、飲食店認証制度の目的である感染防止対策を広げるため、認証店舗を増やし、経済回復のため認証店舗の利用促進PRなどに取り組んでまいります。

以上でながさきコロナ対策飲食店認証制度の申請状況について、説明を終わります。

【中村(一)委員長】この件について質問を承りますが、一人当たりの質問時間は理事者の答弁を含め10分を目途にお願いしたいと存じますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

【赤木委員】お疲れさまです。詳しいご説明をいただきまして、ありがとうございました。短

く質疑させていただきたいと思います。

各市町独自のインセンティブの実施状況についても先ほどご報告をいただきました。当初から飲食店へのメリットが少ないのではないかとご指摘をさせていただいておりましたが、こういったように、市町独自のインセンティブにも取り組んでいただいていると。そこでは県も一緒に協議をしていただいた上で、こういった内容を記載いただいているものと認識しておりますけれども、これ以外の、市町が今後どのように考えて、また、県として後押しをしていくのか、お尋ねをいたします。

【真崎生活衛生課長】市町独自のインセンティブにつきましては、実行委員会の中で各市町に働きかけ、共有いたしております。市町が独自のインセンティブを設けて認証を推進していることは、ほかの市町よりも申請の割合が多くなっておりまして、市町の取組が認証数の増加につながっていることと認識しております。

また、感染対策を継続している認証店に対し、県と市町が負担して給付金を支給する事業を県としても検討してまいりましたけれども、市町から出された課題といたしまして、国の交付金を使い切ってしまったとか、ワクチン接種や協力金の給付に人員が取られて事務負担が大きいとか、こういう意見がありまして、県としてのインセンティブの採用を見送りました。

今後、市町の働きかけというのは非常に重要になってまいりますので、引き続き、市町へ働きかけをしていきたいと考えております。

【赤木委員】状況を説明していただきましてありがとうございます。引き続き、県としても後押し、そして、県民の皆さんに広く周知できるようによろしくお願いいたします。

そもそもであるんですけれども、感染症対策

として導入した今回の制度ですが、以前、私も質疑させていただいた中で、感染が拡大した店舗などは認証から外すことも検討されていたかと思っております。報告があるように、クラスターが発生した店舗はないとのことですが、実際の感染状況、感染が確認されたお店があるかどうか、お尋ねいたします。

【真崎生活衛生課長】感染者が飲食店の従事者とか利用者であった場合には、福祉保健部から情報をいただくようにしております。認証店に関する情報の有無について、そこで確認をいたしまして、現在、これまで認証店に関連した患者の情報が1件ございました。施設の確認をしましたところ、認証基準は守られておりましたので、一時停止とか取消しは行っておりません。

【赤木委員】つまり福祉保健部と連携した中で疫学的調査もしっかりした中で、その認証店が感染の拠点となったというか、そういうことはないというご答弁だったと思います。なので、しっかりと対策は取れていたと。利用者側の目線に立ったとしても、ちゃんとteam NAGASAKI SAFETY、認証店は利用を促すというか、安心してご利用いただける一つのPRになるのではないかと私は感じたところであります。

なので、こういった情報も積極的に発信していただいて、県としてはちゃんとやっているんだということを示していただければなと私自身は考えているところです。

その上で、ホームページも拝見させていただいているんですけれども、認証店がホームページに全部載っております。私が一つ提案した時に、もっと具体的に言えばよかったなと思っただけなんですけど、グーグルマップにもその情報を落としていただいておりますが、どうも使い勝手が悪くて、なかなか検索しにくいと。自分

が思い描くいた飲食店をヒットさせるのが難しいということも利用者の方から伺っております。

その検索のしやすさという点で、これからさらに改善というか、そういったことは考えてないのでしょうか。

【真崎生活衛生課長】現在、team NAGASAKI SAFETYの専用のホームページの中でマップに落とすところまではあるかと思えます。そして、検索機能、どういうお店、どういう地区で利用したいかということで検索機能があるかと思えますけれども、これ以上は、例えば、そのお店の内容がどういうものか、メニューがどうなのかとか、そこまではなかなか現段階では考えていないところでございます。

【赤木委員】最後にします。現時点でできることを情報として載せていただいている。さらに追加で情報を載せるということは、私も今のホームページを見て、飲食店側の負担も発生してしまうのかなと思うので、そこは理解しております。

なので、今までにいただいた情報を基に、グーグルマップでも、自分がここにいる、その近くの飲食店は確かに探せるかもしれないけど、それが自分が食べたいもののお店かどうかというのはわからないわけです。

ということで、例えば、マイマップ機能というのがグーグルにありまして、そこは既に飲食店の情報が記載されているので、そことの連携というものを考えていただければ、新たに飲食店から情報を吸い上げることもないですし、県の負担もそこまでないのかと。新たに登録する必要はあるんですけど、少なくとも、自分の好きなお店も探せるような仕組みが考えられるなど自分自身思ったので、ぜひとも引き続き、よりよい検索しやすさについて検討していただければ

なと思えます。

【中村(一)委員長】ほかに質問ありませんか。

【松本委員】申請の状況についてでございます。説明の中に、確かにインセンティブで営業時間要請時の1時間緩和というのがあって2.4倍になったということでございました。しかしながら、今、「ステージ2」に下がってしまって緊急事態宣言下ではない中で、これから目標の8,800を達成していくには、なかなか厳しい。必要性を店舗がどこまで感じるかというところになってくると思えます。

いつまでにこれを達成していく計画で今進めているのか、まずお尋ねいたします。

【真崎生活衛生課長】制度を始める時に12月末までに8,800という目標を立てております。今、1日平均にしますと26店が認証されているということで、この実績から推定しますと、12月末では5,100店舗、これはあくまでも仮定の話ですが、目標の6割という形になりますけれども、この制度が感染防止対策が取れた飲食店を広げていくという大きな制度の趣旨がありますので、さらにこの飲食店の参画を促していきたいと思っております。

今後につきましては、各地区に出向きまして各飲食店さんに直接お話をするような機会を得まして説明会を実施して、目標の8,800に近づくような形で取り組んでいきたいと思っております。

【松本委員】今の状況から加速させていくためには、今までとちょっと違う取組もしていかなないと、急激に伸ばしていく、「ステージ2」に下がっておりますので、恐らく飲食店の方が必要性を感じる重要度をやっぱり持っていただくためには、やっぱり周知広報のやり方だと私は思うんです。

周知広報もテレビCMとか新聞広告を見せていただきました。確かに積極的に発信はしていらっしゃると思います。ただ、ほかの制度と一緒に、こういう制度がありますよという告知でした。むしろ、それよりもテレビCMと一緒に、認証を取ったらこういうメリットがありました、認証を取ったことでお客さんにこんなに喜ばれましたというようなメリットの発信を積極的にすることで、まだ認証を取ってない店舗が、じゃ取ってみようというような心理に働くのかなと。その部分の従来の発信の仕方についてどのようにお考えですか。

【真崎生活衛生課長】委員おっしゃいますように、発信の仕方というのが非常に重要かと思えます。現在、専用のホームページの中で約2分ぐらいの飲食店のYouTube動画をつくっております。

今後につきましては、例えば、ユーチューバーの方が店舗を利用したところを撮って、そこで店舗側さんからのご意見を載せたりとか、そういうようなわかりやすいPRも検討しておりますので、今後、そういう動画も付け加えていきたいと考えております。

【松本委員】最後に、6番の課題と対策について申請増の課題のところ、書類確認や申請書の作成に負担を感じている飲食店が多いということでございました。最後のページに市町別の申請状況の記載がなされておまして、確かに、市町によっては少ないところがございます。こういったところに対しまして積極的に説明会等を行うことによって申請が低い自治体に対しての協力要請というのが、今後、ピンポイントで必要だと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

【真崎生活衛生課長】今まで、9月まで地区周

りをしていた中で、昨年度、県から書類が来て、それを読んだ時に、なかなか書類を見るのも嫌気が差したというような意見もございました。そういう意見があることを考えますと、やはり地区地区に行き丁寧にご説明をして申請の仕方とか感染防止対策はこういうふうな形であればいいですよとか、そういうような丁寧な説明をして、今後、増加につなげていきたいと思えます。

まず、10月8日に平戸地区に行くようにしております。その後は各保健所で開催する食品衛生協会の講習会などを利用して各地区で説明会を開くようにしております。

【松本委員】書類作成等、いろんな書類を飲食店の方は出されていらっしゃる中で、負担に感じるという意味と、そして、今、感染がちょっと緩和されている中で、飲食店の方々の立場に立って、寄り添って対応していただくことを要望して、質問を終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【坂口委員】認証後も一定期間を経て継続調査を実施するというふうにありますけれども、これは大体どれぐらいの期間を置いて年に何回されるのか。

それと、認証後の調査と、今後新たに7割ぐらいを新規で調査していかなければならないという状況で、恐らく調査機関というか、委託先というか、それは同じでしょうから、その辺の体制に問題がないのかどうか、伺いたいと思えます。

【真崎生活衛生課長】一定の期間を置いてということでしたけれども、私たちが考えているのが、まず、年末の人が動くところについて確認をしたいと思っております。ですから、12月に入る前、または入った頃あたりを目がけまし

て継続調査を実施していきたいと思っております。

また、今後の申請等の調査につきましては、12月末までをめどとしておりますけれども、その後も申請は受け付ける予定にしております。ただ、契約上、今年度の1月下旬をめどに申請を受け付けるようにしております。

【坂口委員】先ほど答弁があったと思いますが、今後、新規に年末までに大体5,000件ぐらいというご答弁だったと思います。追加の調査を年末ぐらいを想定されているということで、調査主体の機関の体制に問題はないのかというご質問をしたんですが、その点についてはいかがでしょうか。

【眞崎生活衛生課長】調査の件に関しては、問題ございません。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】手短かに質問したいと思えます。

認証店が増えないことについての認識と課題について、るる質問があっていますが、4ページの課題と対策というところで答弁をいただいておりますけれども、説明会を開催していけば本当に増えるのかというのと、それだけでは増えないと思っております。もう少し認証の申請を出さないところ、もしくは出してもインセンティブがなかなか十分じゃないということを含めて、不満を持っている店舗もたくさんあると聞く中で、課題がどこにあるかという把握をきちんとしていくべきだと思います。

例えば、時短になって、それからまん延防止になって、お酒類を一切出さないということで非常に厳しくなった中で、今度また新たにまん延防止のような形が来たら、もうルールを守れないという店が出てくると思います。私の周囲でも、「今度は罰金払ってでも守りません」と

いう店が出てくるという話も聞く中で、それでは感染対策が全くできないということを考えた時に、一遍、足元をきちんと見直すことが大事だと思っております。

一つの例示としては、このマニュアルというか、それが担当課には伝えましたけれども、飲食店を全てひっくるめた形の条件づけになっていて、居酒屋は、まさしくお酒を中心に出すところ、それから定食屋さん、バー、スナック、様々、形態が飲食店でも違う中で、一律同じ条件でクリアできるのかというのが一つあるという指摘を受けています。

例えば、インセンティブについては、一つには市町のインセンティブを強めてほしいというのは、これから取り組むということで結構なんですけど、県独自としては規制の緩和というものを改めて検討しなきゃいけないと思っておりますし、さっき答弁があったように、スナックなんか何の恩恵も受けてないということも大きな課題だと認識しております。

併せて、補助金の申請状況も5万2,584円ということで、これは10万円が上限ですから、収まっているよねという数字の見方になりますが、実を言うと、これはそちらの部ではなくて産業労働部になるんですが、以前出した200万円の設備投資、ああいうもののニーズがたくさんあるんですよ。あるんですけども、それについては産業労働部の方で出してみせないので、そこに申し込めない。そういったものを認証店を取ることによって、そういう制度を利用させてほしいとか、そういう制度をつくるということも必要だと思っていて、単に5万2,584円だから10万円内に収まっているんですよ、足りているんですよということではないということを理解していただきたいなと思っております。

今言ったような話は、実を言うと、聞き取りをされている調査の方々、もしくは店舗の方々から聞いた意見を抜粋して述べているんですが、そういう意味において、これから数字を上げていくという中においては、まだまだ本当の原因とか対応が足りてないんだと思うんですが、総括的にその辺をどう対応していこうとしているのか、部長にお尋ねしたいと思います。

【貞方県民生活環境部長】確かに、委員ご指摘のとおり、なかなか認証が進まない原因として、今おっしゃられたような理由が上がってきていることについては、私ども認識しております。飲食店経営者の方から直接お手紙をいただいたりもしております。そういう中では、経営が非常に厳しいことであるとか、今後、まん延防止等の規制がなされた場合には、なかなか協力できない可能性があるということも伺っております。

そういったことも踏まえまして、今、JTBに委託しておりますが、そういったところの調査員と再度掘り下げた検討会を開くでありますとか、そういったこともしっかりやっていきたいと思っております。これまで商工会議所や商工会等々と意見交換してきた中で、申請書について、やはり直接説明してもらった方が早いよねと、なかなか自分一人では読みにくいといった声もいただいておりますので、そういったところでは直接出向いて説明会をできるだけたくさん開いたり、そういったことをやっていきたいと思っております。

また、先ほど課長からも答弁しましたが、単純にテレビとかラジオとかの手法だけではなくて、若い人が飲みに行くことが結構多いと思うので、そういった方々に、認証店だと安全に、おいしく食べられるというようなことをユー-

ーバーの方に取材してもらって、そういったものを相当回数、ネット上に上げていくということで、認証店へ利用者の誘導を図る、そういったことをしっかりと新たな手法として取り組んでいかなければいけないと考えております。

また、今回、全国的に今の緊急事態宣言等の措置が解除された後の話として各県独自でやられている営業時間の短縮であったり、お酒の提供だったり、そういったところで認証店については、そこを優遇してもらおうということも広報されておりますので、そういったことについても、長崎県がそういった状態になるかどうかというのは別にして、そういった形での優遇も今後検討していきたいということも何らかの形で、まだ認証を取られてないところにもお伝えできれば、さらにインセンティブとして働くのではないかともありますので、そういったことも踏まえて広く認証店舗数が増えるように検討してまいりたいと考えております。

【前田委員】大変でしょうけれども、頑張りたいと思います。

最後に確認ですが、知事がせんだっての会見でGoToEatのところでは認証店のみということを記者会見で発表したのは、今日のこれを見れば、これは制度上の制約があり断念ということできないという理解でいいんですか。それが1点。

それともう一つは、JTBさん、委託業者も頑張ってくれてますけども、こういったことで数字が上がってこない中で、随契でやっていますけれども、この随契の契約金額の見直しというものは行われるんですか。

【貞方県民生活環境部長】まず、2点目からお答えいたしますと、結論から申し上げますと、今のところ、契約額の見直しということは行って

おりません。契約期間が満了していないということがありますし、私どもが本当に大丈夫かなと、本県でも初めての仕事なので危惧していた部分もありましたが、そこについては委託先も非常によく頑張っていていただいて適切に運営をしていただいておりますので、私どもとしては、そこは非常に評価しているところです。

今後、認証店舗数等も含めて契約額についてどうするのかということは、まずは内部で検討していきたいと考えております。

1点目のGoToEat事業についてであるとか、観光振興課がおやりになっている“心呼吸”の旅と連携したインセンティブについては、庁内でそういったことについて検討している状況でございます。まだ結論を得るには至っておりません。

実際問題として、例えば、GoToEatであれば、既に2,000店以上申請しているわけですが、それを例えば10月1日からは認証店じゃないと駄目だとなると、認証を受けてない1,000店とか1,500店があったとして、そういったところは切り捨てることとなりますので、そういったところについて様々な問題が生じてまいります。そういったところも含めて庁内で今検討作業を進めているところでございますので、今のところ、まだそこは結論が出てないという状況でございます。

【前田委員】資料に「制度上の制約があり断念」と書いているじゃないですか。

【貞方県民生活環境部長】そこにつきましては、記載しているのは、今回の、知事が記者会見で申し上げたことによるきっかけで検討したものでなくて、もっと早い段階で、100件、200件からなかなか伸びていかないという状況の中、具体的には8月ぐらいに、あらかじめ私どもと

しては検討して、一旦断念をしたということでございます。その後、再度何とかできないかということで庁内で検討しているという状況でございます。

【前田委員】いずれにしても、検討途中のことを、あんな形で知事が会見するというのは、知事の会見をずっと見ていて、あの部分だけは非常にハレーションを起こすと思ったんだけど、それほど起こしてないけども、ああいう不確定なことを会見させること自体、大きな間違いだと思いますけど、いかがですか。

【貞方県民生活環境部長】第三者認証につきましては、私ども、主幹部局でありますので、そういったところについては、もしそのようなご懸念を抱かれた方がおられるとしましたら、私どもがしっかりと説明しなかったことに起因するものであると考えておりますので、私の責任であると考えております。

【深堀委員】周知広報の実施状況について報告がされています。ちょっとお尋ねですが、もともこの事業を始める時に事務費も計上してましたよね、予算立ての中で。現在の周知広報の実施状況は、どれくらいの予算に対して、今どれくらい使っているのかというのを教えてください。

【眞崎生活衛生課長】この周知広報につきましては、県のホームページとかテレビCM等々につきましては、特に予算化はしておりませんが、2ページ目にあります長崎新聞の折り込み情報誌への定期広告につきましては、契約金としまして176万円を使用しております。

【深堀委員】聞きたいのは、広報にあとどれだけのお金が投下できるのかというのを聞きたいんですよ。

【中村(一)委員長】しばらく休憩いたします。

— 午後 4時25分 休憩 —

— 午後 4時25分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

【眞崎生活衛生課長】 今後の広報誌につきましては、委託業者のJTBに聞かないとわかりませんので、今後、そこで調整をさせていただきたいと思います。

【深堀委員】 委託先の範疇になるということなんです。今、申請状況について縷々質疑が起きていますけれども、2週間前の数字も前段の資料で出ていました。2週間前、9月14日の時点では申請数が2,435店、認証数が1,678店で、2週間で増加しておりますけれども、この増え方を見ると、申請数に対して認証数が大分追いついてきたのかなというふうに見てます。ですから、登録をするための審査というのは、円滑にしているのかなと。ただ、ここでの問題は、申請数が伸びてきてないということなんだろうなど。

そうなれば、やっぱり広報活動なんですよ。インセンティブの制度もそうだし、広報活動にどれだけ、先ほども質疑がありましたけれども、今、一般的に考えられているこういう施策をやっているんだけど、結局、申請数が目標に対して全く到達していないと。

だから、視点を変えて、広報というか、インセンティブに力を入れないと、先ほどもGoToEatの話がありましたけれども、そこを委託先と協議をしながら拡充していくしかないのかなと思います。

1つだけ、私がものすごく安易に考えたのは、いろんなグルメのサイトがありますよね。幾つ種類がありますけれども、そこに、例えばGoToEatが使えるお店というのは、しっかり明

記するわけですよ。A店舗というお店はGoToEatを使えますよとか、team NAGASAKI SAFETY認証なんですと。これがもし店舗側が費用を負担しなければいけない情報ならば、そこを県側が認証した店舗に対して、そういうサインを、そういうサイトに入れてくれという広報としての使い方もあるんじゃないかなと。これは一つのアイデアとしてできるのか、できないのかわかりませんが、そういったこともちょっと考えていただけないかなということが一つ。

もう一つは、申請数に対して、どれだけ分析をしているのか。飲食店という大括りの情報ではなくて、今、申請が来ているのは居酒屋系でどれくらい、バーとか、そういったお酒中心のお店がどのくらい、対象が何件あって、どういうジャンルのお店が増えてないのかというのは、そういう分析をすればわかるのではないかなというふうに思います。今資料に出てないので、そういう分析をされているのか。分析をすれば、どういう店舗で伸びてないのかわかれば、そこに対して訴求するというか、訴える方法は、また変わってくるかもしれませんよね。インセンティブの制度にしてもそうですけれども、そういった細かい分析をしてPRを進めていくということもぜひ考えてほしいんですけれども、いかがですか。

【眞崎生活衛生課長】 各店舗の業種ごとの確認ですけれども、9月27日現在、2,719店舗、これは申請数です。スナックとかバーとかキャバレーとか、そういうような種別につきましては、857件で全体の31.5%。居酒屋等につきましては、390件で14.3%。それから、食堂系は1,472件の54.1%となっております。これをそれぞれ県内の店舗数の目標数の8割で掛けますと、ス

ナック等が2,770店舗掛ける0.8で2,216、居酒屋等が1,226の0.8で980.8、食堂が7,024件ありまして、その8割で5,619です。

現在の申請状況を業態別にしますと、スナック等が38.7%、居酒屋等が39.8%、食堂等が26.2%ということで、スナックとか居酒屋、そういう飲酒をするところが約4割、申請されているというふうな状況になっております。

【深堀委員】説明が非常にわかりにくかったんですけど、もう一回お願いします。

私が聞きたいのは、居酒屋、バー・スナック、食堂という3つのジャンルがあって、その対象になる母数が何件で、今申請が幾ら、だから何%ですよという言い方をしてもらわないとわからないんですよ。

【貞方県民生活環境部長】先ほど課長が答弁したのは、最初に構成比を言ったんですね、だから数字がずれてきました。今、委員がおっしゃられる数字を申し上げますと、先ほどの繰り返しになりますが、スナックやバーといったところが、母数が2,216店に対して857店でございます。率にすると38.7%でございます。そして、居酒屋等が母数が980店、これに対して390店で39.8%になります。そして、お昼が中心のところ、食堂等でございますが、5,619件の母数に対して認証店が1,472件で26.2%ということで、夜型の方が非常に率が上がっているということで、これは感染対策上、危険性がより高いところほどたくさん取られていると。逆に言えば、そういった業態の方は、自分たちが安全じゃないと思われている可能性があるということを十分認識しておられて、そういったところからは当初から優先的に申請が上がってきております。

ですから、特にそういったところの方々を集めた説明会というのは非常に有効じゃないかと

思うし、そういったところの認証店をユーチューブ等で紹介して安全性やおいしさを訴えていくということも非常に有効ではないかと私どもは考えております。

また、委員が先ほどおっしゃられたグルメサイト、そういったところとの連携が可能かどうか、何とも申し上げられませんが、長崎県単独の制度としてそれを扱ってもらえるかどうかというのがわからないので、何らかの形で表示する、それにもし料金がかかるのであれば、そこに対して支援制度を打っていく、そういったことについても検討してまいりたいと考えております。

【深堀委員】今、部長が答弁していただきましたけれども、飲食の中でも、今言われたジャンルごとに明らかな差が出てきているわけであって、今落ちている昼型の食堂、食事中心の部分に対して、どういうアプローチの仕方が一番訴求できるのかということをぜひ対策の中で検討してやっていただきたいということを申し上げて、終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】県民生活環境部長ね、先ほどの前田委員とのやり取りで、随意契約をしたJTBの中で、契約の見直しをするんですかという質問に答弁した時に、部長は、最初はJTBで大丈夫かなと思っていたということで聞こえたんだけど、そういう発言をしたのは間違いないかどうか、ちょっと確認させてください。

【貞方県民生活環境部長】そもそも第三者認証制度というのは、本県が始めた時に全国的に広く普及していた制度でもなかったし、また、その時点でそういったことをやられている事業者さんもほとんどいないという状況の中で、これはJTBだけではなくて、どこが受託されても、

大丈夫かなという状況でした。本県としても、ノウハウがないので、十分に指導できるかどうかについても、正直、自信がございませんでした。そういった中で委託先として、どこが受託したかということは抜きにして、やはり一抹の懸念があったのは事実でございます。

【山田(博)委員】 そう言われれば、随意契約じゃなくて広く一般競争入札にしたらよかったじゃないですか。最初に、随意契約はしないんでしょうと、JTBじゃないんでしょうと私が聞いたら、それは入札しますと言ってたんだよ。後になったら随意契約したとなってさ、そうですな、課長。

【真崎生活衛生課長】 まずは飲食店認証制度を早急に始めなければならないということで、昨年度からteam NAGASAKI SAFETYということで宿泊の方で取り組んでいたJTBがノウハウがあるということで、そこで今回、随意契約ということでやらせていただきました。

【山田(博)委員】 私が言っているのは、当初、これが出た時に、JTBじゃなくて入札をするんでしょうと、後からやっぱり随契にしましたと。別に部長の言葉尻を取るわけじゃないんだけど、結果的にはこういうふうにして、あなた方は、これしかないだろうと言ってやっている最中に、一抹の不安を感じてたんですよとか言われたらさ、私たちが随意契約を認めたのはどうなるのかとなるから私は言っているわけだよ。そういったことを言われたら、私たちも承認というか、そういうふうに予算を認めてやっているのに、そういうことでは困るということを私は指摘しているわけです。

ましてや、さっきの陳情とかでも、夜のお店の危険性がどれだけあるのかどうかというのを国の方できちんと検証してくださいという陳情

があったでしょう。その中で、今の深堀委員とあなたのやり取りの中で、夜のお店が一番危険性が高いですよとか、そういうことを言うのは、これは夜のお店が聞いたら、なんということかとなるよ。そこは慎重に発言してもらわんといかんじゃないかと。

なんでかということ、夜のお店が危険性が高いかどうかというのは、ちゃんと科学的な根拠が示されてないんだから。いかがですか、部長、それは。

【貞方県民生活環境部長】 まず、1点目の委託先の話につきましては、長大との認証基準の監修契約との関係で、そこが今の委託先であるJTBが非常にノウハウがあったこと。それから、飲食店ではございませんが、宿泊施設について一定の経験があったこと。そして、市町と連携するというような制度の運用に実績があったことから、そこしかないということで私どもはお願いしました。

ただし、そうはいえ、いずれも飲食店としては、県も、委託先も初めてのことで、非常に不安もあったということを上げたとこです。

それから、夜のお店について危険だということを行ったわけではございませんで、夜関係のお店から率的に非常にたくさんの申請が上がってきているということは、やはりクラスター等の発生状況というのが、新聞やテレビ等で日々報道されております。そういったところが非常に多かったということ踏まえて、そういった不安をお持ちになっている方が多いと、お客さんがやはり不安に思っているんじゃないかなということで、そうじゃないということをしっかりアピールするためにも、夜のお店の方が、より多く申請をしてこられたのではないかなと考え

ているわけでございまして、決して夜のお店が危ないということを示したことでございませぬ。もしそのように捉えられたのであれば、その分については訂正をさせていただきたいと思ひます。

【山田(博)委員】部長の言葉だけとつたら、あなたは県の部長として責任ある立場だから、そこはやっぱり慎重にしておかないと、言葉尻だけとつて言われるからね。「夜のお店は危険性が高いですもんね」という話があったから私は言っているわけです。

それと、認証の方は、あなたがたとえそういうふうにしたとしても、あなたがこの契約をした部の最高責任者だから、一抹の不安を持ってましたと言われたら、私たちはどうなるんだということになるんですよ。だから、そういうことを言うのはいかなものかと、適切じゃないということを示すおきたいと思ひます。それをあなたは、ずっとこうなんです、こうなんですと言っからさ、かみ合わないからですね。そこはしっかり踏まえた上で今後は発言を慎重にされたらどうかと思ひます。お互いに気をつけましよう、それはですね。

それで、担当課長にお尋ねしますけれども、今、8,800店を年内目標と言っしておりますけれども、県が飲食店の許可を出しているお店というけども、この8,800店は実際に営業をしているのか、してないのか、ちゃんと確認してるんですか。私が地域の皆さんからいろいろ聞くと、幽霊店舗、ただ単に許可をもらっているけど、実際やってないんだと。その中で申請をやるのかというのは、これはいかなものかと。一生懸命真面目にやっているところが、県の要請に協力はするけれども、そもそもやってなくて営業許可だけ持っているというふうなお店にも、そ

んないろんな認証制度とか、補助金をやるのはどうかという話が出ている。

そういった食品衛生の許可を発する担当課として、そこはどうなんですか、チェックされているのか、されてないのか、そこを確認させてください。

【真崎生活衛生課長】認証店につきましては、現地調査があります。ですから、現地調査して申請時に許可証を添付するようにしておりますので、そこは営業の実態は把握しております。

【山田(博)委員】認証店のことを言っているんじゃないんです。私が言っているのは、営業許可を出しているでしょう、保健所長の名前で出しているじゃないですか。その点で今8,800というふうになっているじゃないですかと。その営業の許可を保健所が出しているお店が、ちゃんと実際今までやっているか、やってないか。

だって、幽霊の許可だってあるじゃないですか。これをちゃんとチェックした上で、そういうふうにした申請の数とかなんとか当たっているのかと言っているわけですよ。そもそも基礎の数がね。どうなんですか、チェックしてるんですか、してないんですか、それは。

【真崎生活衛生課長】最初に、この認証制度について各店舗に送付した際は、許可証があることを確認して送付しております。認証の申請時につきましては、先ほども申し上げましたとおり、現地確認をしておりますので、営業の許可は確認しております。

【山田(博)委員】そういうことを聞いているんじゃない。部長ね、営業許可証をやっているところが、これは5年更新とかなっているじゃないですか。それが5年間ちゃんと、1年、2年、3年やっているかどうかということを確認しているかどうかと聞いているんですよ。なんで同じ

質問を3回も4回もしないといけないんですか。どうなんです、部長。

【貞方県民生活環境部長】許可制度につきましては、店舗の種別によって、1年だったり2年だったりの期間があります。その期間、特段の事情がない限り、何か問題が起きたとか、例えば食中毒が起きたとかいうことがない限り、その店舗が営業しているかどうかということを経営者にも特に確認するという義務がありませんので、そういったことから特段行っていないところでございます。実際に先ほど申し上げた母数の中には、現にコロナ等もあり営業をやられていないところも相当数含まれている可能性はあると考えております。

【山田(博)委員】それで担当課長ね、これは補助金の問題もあるからね、そこはやっぱり確認せんといかんと思いますよ。不正受給とかもあるわけだから。そこを私は言っているんですよ。これは質問するということで話をしていたにもかかわらず、なんではぐらかすような答弁をするんですか。それは県の担当者としていかなものかと思うよ。私は事前に通告しているんだから。部長、この調査をしっかりやっていただきたいと思います。これは、真面目にやっているところと不真面目にやっているところときちんと区別せんといかんわけだから、そこはしっかりと調査していただきたいと思うんですが、その見解を聞かせてもらって終わりたいと思います。

【貞方県民生活環境部長】認証店舗等に関する補助制度というのは2つございます。一つは、私どもの認証に係る必要な諸機材を揃えた時に10万円を上限として交付するもの。これにつきましては、当然ながら、店舗に行って実際の営業の状況を確認しながら、施設の状況も確認し

ながら補助金を交付するものでありますので、不正受給の可能性というのは、基本的に全くないというふうに考えております。

一方で、多分、山田(博)委員がご懸念されているのは、そうじゃない、その他の持続化給付金だったりということをお話されているかと思えます。そういったところにつきましては、それぞれの制度ごとに、例えば営業時間を報告していただき、それをインターネットで確認する、もしくは店内の掲示板で確認する等々の種々の対策を講じて不正受給がないようにやっているものと考えております。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】これで飲食店認証制度の現状についての審査は終わります。

ここで審査の途中ですが、終了予定時刻となりましたので、本日の審査結果について一旦整理したいと思います。

しばらく休憩します。

— 午後 4時45分 休憩 —

— 午後 4時45分 再開 —

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

それでは、協議結果を踏まえて、分科会長及び委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願います。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から再開し、引き続き、県民生活環境部の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れでした。

午後 4時46分 散会

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年9月30日

自 午前10時 0分
至 午後 3時26分
於 委員会室 3

生活衛生課長 眞崎 敬明 君
食品安全・消費生活課長 峰松美津子 君
水環境対策課長 本田喜久雄 君
資源循環推進課長 吉原 直樹 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 中村 一三 君
副委員長(副会長) 北村 貴寿 君
委 員 八江 利春 君
" 小林 克敏 君
" 山田 博司 君
" 前田 哲也 君
" 深堀ひろし 君
" 松本 洋介 君
" 赤木 幸仁 君
" 坂口 慎一 君

交 通 局 長 太田 彰幸 君
管 理 部 長 安藝雄一朗 君
乗合事業部長 柿原 幸記 君
貸切事業部長 江頭 興祐 君
自然環境課長 石川 卓哉 君

3、欠席委員の氏名

中島 廣義 君

4、委員外出席議員の氏名

堀江ひとみ 君

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長 貞方 学 君
県民生活環境部次長 西 貴史 君
次長兼地域環境課長 重野 哲 君
県民生活環境課長 本多 敏博 君
男女参画・女性活躍推進室長 有吉佳代子 君
人権・同和対策課長 久柴 幸子 君
交通・地域安全課長 永尾 俊之 君
統 計 課 長 下野 明博 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【中村(一)委員長】 皆さん、おはようございます。

委員会を再開いたします。

なお、中島(廣)委員から、所用により本委員会への出席が遅れる旨連絡がっておりますので、ご了承をお願いします。

昨日に引き続き、県民生活環境部関係の議案外所管事務一般の審査を行います。

事前通告をされた委員の方でご質問はありませんか。

【坂口委員】 おはようございます。

3項目、通告をさせていただいております。

県民生活におけるアフターコロナへの見通しということで、昨日、観光の方でもほぼ同じ内容の質問をさせていただいております。

県内のワクチン接種もある一定目途が見えてきまして、全国的にも規制の緩和に向けた機運と見えますか、状況が見えつつある中で、「アフターコロナ」という文言が本会議の答弁の中でも、あるいはいろんな事業の説明の中でも、「アフターコロナを見据えた」とか、よく出て

きます。

県民生活において、アフターコロナという言葉がどういう状況を指しているのか、その定義と、あるいはアフターコロナであるという状況を誰が決定するのか、その点について伺います。

【本多県民生活環境課長】まず、アフターコロナ、あるいはウイズコロナといった言葉の意味でございますけれども、一般的にマスコミ報道等で広く使われているところですが、明確な定義というものは見当たらないような状況でございます。

ただ、一般的に使われている状況から判断いたしますと、私どもとしては、ウイズコロナにつきましては、新型コロナウイルス感染症が続く中で、ワクチン、治療薬の開発、あるいは利用によって感染拡大を抑える努力を続けながら、日常生活におけるソーシャルディタンスの確保やリモートの活用など、新しい生活様式へ移行していく過程を指すものではないかと思っております。

また、アフターコロナにつきましては、ワクチンや治療薬の普及によって感染が一定抑えられた状況下で、ウイルス等の存在を前提としたニューノーマルな時代の社会の在り方を示すものであって、完全にコロナ以前の状態に戻ることはできないけれども、コロナと共存しながら、新しい日常とともに、経済の回復も図り、持続可能な社会を目指す段階に移ったことを指すのではないかというふうに考えております。

したがって、ウイズコロナからアフターコロナへの明確な転換点ということを示すのは難しいものと考えておりますけれども、ワクチンや治療薬の普及による感染の抑制とか、経済状況等を踏まえて、国において判断されるものではないかと思っております。

そういった中で、県民生活環境部といたしましては、日頃より、県民にとって安全・安心な生活環境、地域をつくることを掲げて各種施策に取り組んでおりまして、県民の皆様へ寄り添った施策を切れ目なく推進しているところでございます。

例えば、安全・安心の観点からは、昨日も質疑をいただきましたが、第三者認証制度につきましては、現在、認証店を増やすことと併せて、県民にも適切な利用を呼びかけるなどして普及を図っているところでございます。これが進んでアフターコロナの段階におきましては、店舗側、利用者側の双方が感染対策に配慮した行動というものを、ごく当たり前のことと認識し、実践されている状態になることを目指していく必要があると考えております。

また、環境面では、コロナ以前から国立公園等の自然環境の積極的な利活用によって、国内外との交流人口の拡大を進めているところでございまして、本県は2つの国立公園のほか、多数の自然公園を有していることから、アフターコロナにおきまして、県外観光客とかインバウンドが戻ってくることに備えまして、雲仙はじめ、自然公園におけるそういった受入れ環境の整備というものも行っていく必要があるというふうに考えております。

【坂口委員】一義的な定義づけは難しいということ。そしてまた、決定する主体としても、やはり国の政策決定によるということであろうかと思えます。

なんでこういう質問をしているかといいますと、やっぱりさっきのご答弁の中でもアフターコロナという言葉が、やっぱり説明なしの所与の概念として使われているところが、今後の議論にとって混乱が生じないかというのを心配し

ております。

私たち議会の方でも、いろんな陳情、要望をお受けしますけれども、各業界・団体さんとも、もうそろそろ、ちょっと我慢も限界に近いよというようなご意見をいただいております。本当にアフターコロナというのが、なんかすぐそこまで来ているようで、なかなか来ないという、そういう状況じゃないかなと思います。

これから規制緩和に向けて動き出すとは思いますがけれども、昨日、観光の方で伺った時には、アフターコロナをどう捉えるかは、所管の各事業を推進していく中で、その事業の中でアフターコロナという状況かどうかは判断していきまますという具体的なご答弁をいただきました。その点について県民生活環境部ではどうお考えになるか、お伺いしたいと思います。

【本多県民生活環境課長】先ほど申し上げたように、一義的にウイズコロナからアフターコロナに転換とか、アフターコロナがいつ始まるかということを示すことは困難と思いますが、先ほども申し上げましたように、県民生活環境部としての事業を推進する中で、コロナの感染状況とかワクチン、あるいは治療薬の普及の状況などに合わせて、国の施策とも連携を取りながら、県としてできることを考えて対応していくというやり方になるのかなというふうに思っております。

【坂口委員】ということは、課長の答弁をまとめますと、文化観光分野と同様に、個々の事業の中で決定をされていくという認識でよろしいですか。ありがとうございます。

そしたら次のウイズコロナの取組についてですけれども、規制緩和に向けた動きの中で、ウイズコロナの取組、繰り返しますけれども、ワクチン接種がある一定めどがつく中で、これが

らの規制緩和に向けて、また、その機運の醸成という観点から、ウイズコロナの県の取組としてどういったことが可能なのか、現状どうなのかを含めてご答弁をお願いいたします。

【本多県民生活環境課長】私ども県民生活環境部といたしましては、コロナの感染がまだ継続している状況の中では、県民一人一人が感染症対策のための行動制限とか行動変容を求められるとともに、感染に伴う誹謗中傷などのリスクにさらされているという状況がございますので、このような社会環境の変化に伴って起こり得る消費生活のトラブルでありますとか、人権侵害での悩みといったものを抱えている県民の皆様の声に耳を傾け、必要な助言を行う各種相談窓口の業務をこれまで以上に引き続き推進することと併せて、飲食店の第三者認証制度も普及促進をいたしますし、さらには、働き方や余暇の過ごし方の変化に対応したワーケーションやマイクロツーリズム等での自然公園等の活用なども推進していきたいと思っております。

ちなみに、第三者認証制度の認証店については、規制の緩和という意味もありますが、県独自の営業時間短縮要請の際に1時間の延長を認めるなどの緩和措置ということも行っているところでございます。

今後も、国が進めるワクチンと検査のパッケージや、第三者認証制度を活用した日常を回復するための施策の動向なども見極めながら、県として必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

【坂口委員】そうですね。ご答弁にありましたように、日常を早く回復できるように、場面場面、状況に応じた規制の在り方とか基準の在り方を考えていただけるかと思っておりますので、ぜひ

よろしく願いをいたします。

では3番目、多良岳県立自然公園、特に周辺の整備と金泉寺山小屋の改修について伺います。

このコロナ禍の状況を受けまして、山登りをされる方とかかなり増えてきております。この多良岳金泉寺もかなり多くの山登り客というか、行楽客といいますか、にぎわいが出てきております。

そういう状況の中で、金泉寺の山小屋の老朽化が著しい状態です。具体的に申し上げますと、水場ですね、炊事場の屋根が崩れそうになっていたり、トイレは以前からずっと指摘をさせていただいていたことですが、ソーラーの、バイオ処理というんですか、あれが壊れたままになっていたりとか、あるいは最近でいきますと、非常階段がさびて朽ち果ててしまって、代わりに準備してあるのが縄のはしごですね。これは法律上、それで問題ないということで設置してあるようですが、とにかく老朽化して使えなくなったら、そのまま撤去、そのまま撤去という感じで、どんどん撤去、撤去というような状況が続いております。

今年から指定管理者も新たに替わられたようでして、今回の指定管理者さんは、物品を販売されたりとか、収支の改善に向けてかなりの努力をされておりますが、やはりそれでも施設の改修の費用はとて捻出できないということで、地元からも利用者からも要望が上がっております。

この山小屋の改修という点について県の所見を伺いたいと思います。

【石川自然環境課長】 お答えいたします。

まず、ご質問がありました施設の改修の部分ですけれども、冒頭にございました洗い場の屋根につきましては、危険性があるということで

立入禁止の措置をしておりましたけれども、今般、撤去を全て完了いたしまして、今は屋根を撤去して安全性も確保したということもありません。洗い場は開放しております。おっしゃるように、避難ばしごですとか、トイレですとか、十分に対応できていない部分があることは事実でございます。

この金泉寺山小屋の県としての位置づけですけれども、3年ごとに建築基準法に基づく法定点検を実施しております、老朽化が進むなど、今後の供用が困難と判断された場合には、今後の施設の在り方について、地元諫早市ですとか、山小屋の利用の状況などを踏まえて慎重に判断していくという位置づけがございます。

その中でも、今、我々が進めているのは、特に安全性を確保するための改修に力を入れております。避難ばしごもその一環でございます。

ただし、おっしゃっていただいたように、今までは安全性を確保することを最優先に進めてきておりますが、そのあたりも一定程度落ちてきた段階でございますので、今後については、利用者の快適性を確保するための取組というものにも力を入れていきたいと考えております。

おっしゃっていただいたように、今年から新たに指定管理者になっていただいた皆様は、非常に熱心に業務を行っていただいておりますので、我々も委員のご指摘があった後に、早速、指定管理者の皆様とお話をして、特にトイレについて、今、バイオトイレ、おがくずの微生物を利用して浄化するようなシステムを使っているんですけれども、それについてもう少し快適性を向上させるようなことができないだろうかということで今検討を進めているところでございます。

我々も、負担金以外の施設に関わる補修に使える予算もございますので、まずは指定管理者の皆様とお話をしながら、どのような対策をすれば快適にトイレを使えるかということを相談いたしまして、必要があれば、その予算でもって対応していきたいと考えております。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【赤木委員】おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

では、通告に従いまして、3つ出しているんですけども、team NAGASAKI SAFETYについては、昨日、質問させていただきましたので、これは省略をさせていただきます。

では、食育キャラクターについてまずお尋ねします。今日は、部長はじめ、関係者の皆様、部局の皆様も、びわ太郎君、こびわちゃんをつけていらっしゃるのかなと思いますが、これ、先日の一般質問で私も初めて知りました。私自身、勉強不足を痛感したんですけども、様々な役割を担っていただいているものと思いますが、キャラクターができた経緯、いつできたのか、まずお尋ねいたします。

【峰松食品安全・消費生活課長】びわ太郎の設立でございますけれども、食育推進と食の安全・安心のイメージキャラクターということで平成19年に誕生しております。

また、妹のこびわちゃんですが、食育の通信誌の「びわ太郎食育通信」を作成する際に、びわ太郎だけで発信するのは寂しいということで、一緒に食育、食の安全・安心を発信していこうということで妹のこびわちゃんも誕生した次第でございます。

【赤木委員】誕生の経緯というものを教えてくださいました。誕生してから10年以上経過していることもわかりました。私、先ほど申し上げ

たとおり、一般質問でこのキャラクターのことを初めて知ったんですけども、その時に配られた県の製作物にはちょっと違和感を覚えました。これはクリアファイルですが、10年前と今では、もちろん社会情勢も価値観も変わってきておりますので、過去を一つ一つ責めるつもりはもちろんです。しかし、現在、未来に関して指摘をしなければならぬと考えております。

今回、県議会で配られたクリアファイルにジェンダー平等の観点からふさわしくない表現が見受けられました。SDGsにもジェンダー平等を実現しようと定められておりますが、県の今の認識が同じであるならば、ものすごく遅れていると感じますし、10年以上前に誕生したということであれば、今後、改善するような仕組みにしなければならぬと考えておりますが、ジェンダー平等の観点からどのように思っているのか、男女参画・女性活躍推進室長にお尋ねいたします。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】このキャラクターが設定された当時と比べて、現在はジェンダーに対する社会の意識がさらに高まっているということは、ご存じのとおりでございます。

このため、公的な広報やキャラクターの設定につきましては、これまで以上に男女共同参画の視点が強く求められているところでございます。

行政機関が使います言葉や表現は、社会に与える影響がとても大きいということを認識しておりますので、性別による固定的な表現をしていないか。例えば、リーダーは男性、スタッフは女性、そういった表現をしていないかなどを製作の段階から確認することが必要であると思

っております。

このため、男女参画・女性活躍推進室におきましては、県の刊行物を発行する所管課からの依頼を受けて、イラストなどをジェンダーの視点からチェックして助言を行う取組を行っているところです。

特に、今年度からは、その取組を強化いたしまして、事前に多くの視点でチェックを行うことで、男だから、女だからという思い込みや決めつけに気づくことができると考えております。

そういった取組を今年度から特に強化して実施しているところでございます。

【赤木委員】今年度から様々なチェック体制をしっかりとつくられてきているということでございました。なので、今後、そして未来にかけて県がつくるもの、そして発信するものに関しては、ジェンダー平等の観点もしっかり取り入れた形で発信していただけるという答弁だと認識しました。ぜひこれは強力にといいますか、県が発する様々なメッセージには、そういった観点をしっかりと盛り込んでいただくよう、お願いをいたします。

続きまして、パートナーシップ宣誓制度導入についてお尋ねをいたします。

長崎県内では、長崎市がパートナーシップ制度を導入しております。今後の展開については、以前の質疑で「勉強してまいります」という県の認識だったと私は認識しました。これ、議事録でもあったんですけど。8月27日、お隣の佐賀県では、県民一人一人が多様な特性や個性を理解し、お互いが認め合い、そして生活上の障壁をなくすことを目的に、佐賀県でパートナーシップ宣誓制度が導入されました。

長崎県で行う意思がないのか、お尋ねいたします。

【久柴人権・同和対策課長】委員ご指摘のとおり、佐賀県において、8月からパートナーシップ宣誓制度の導入がなされております。このパートナーシップ制度というのは、性の多様性といったことの理解を深める取組の一つであろうと考えております。

長崎県におきましては、性の多様性の理解を深めるための取組といたしまして、これまでもアンケート調査でありますとか、ハンドブックの作成でありますとか、そういった活動を行うことで多様な性への理解を深める取組を進めてきたところでございます。

パートナーシップ制度の導入というところでございますけれども、先ほども申しましたが、多様な性の理解を深める取組の一つであるとは思いますが、実際に導入を行うということになりますと、地域社会において生活しやすい取組を進めるということが重要になるかと思っております。そういったところから、様々な住民サービスを提供している市町において導入を検討することが望ましいと考えているところでございます。

県においては、市町の取組を推進といたしますが、支援していきたいと考えておりまして、これまで以上に情報提供でありますとか、導入することの意義でありますとか、そういったところをお知らせすることによりまして、市町におけるパートナーシップ制度の導入が進むように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【赤木委員】今の県の認識と、今後どうしていくかというご答弁をいただきました。

1個だけ再度確認をさせていただきたいんですけども、県としては、今おっしゃったように、21市町が導入することが望ましいと、その

21市町が導入できるように今後も働きかけていくという意気込みを今言っていただいたと、その確認だけさせていただきます。

【久柴人権・同和対策課長】市町において意識が高まるよう、市町に対しての働きかけを高めていきたいと思っております。

【赤木委員】なので、県としては、今、21市町ありますので、全部が導入できるように今後も後押しをしていくというご答弁だったということによろしいですか。

【久柴人権・同和対策課長】市町におきましては、住民の意識の醸成ということが大変必要になってくるかと思っておりますので、そういったところを進めていただくように、こちらの方も推進していきたいと考えております。

【赤木委員】考え方はわかりました。部長にぜひ意気込みを最後に答えていただければと思います。

【貞方県民生活環境部長】いわゆるパートナーシップ制度でございますけれども、どういうものかということ、パートナーの一方、または双方が性的少数者である二人、互いを人生のパートナーとして相互の協力により継続的な共同生活を行う関係であることを市町とかの自治体が証明書を交付すること、そういったものを一般に指す制度だと理解をしております。そのような制度でございますので、まだまだ社会全般に広く普及した概念、制度ではないというふうに理解しております。

そういう状況を踏まえまして、自治体におけるパートナーシップ制度についてでございますが、性の多様性に関する住民意識の状況でありますとか、その制度をどういったパートナーの方たちに、いろんな組み合わせがありますので、適用していくかということに留意しながら検討

を進めていく必要があります。

このようなことから、その導入に当たりましては、まず、地域における住民意識というものを具体的に把握する必要があります。なかなかそういった環境が醸成されていない、意識も醸成されていない中で、県が強引にそれを望ましいからやってくださいというような状況ではまだないものと理解しております。

したがって、福祉や子育てなど多様な住民サービスを所管している市町において、そういったことも含めて、まずは検討されるのが望ましいのではないかと考えております。即導入してくださいというよりも、まずは住民の意識をしっかりと把握すること。そして、住民の意識が総体的に理解していただいたということであれば導入に向けて検討を進める、そして導入というようなプロセスが必要ではないかと考えておりますので、県としては、そのための情報提供等について積極的に行っていくという考え方でございます。

回りくどくなりましたが、そのような県の考え方で進めさせていただきたいと思っております。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】1点だけです。

コロナ禍が続く中で、以前も指摘したんですが、NPOの活動が停滞ぎみだということも含めて、身近なところから、事務活動がなかなかできないとか、事務所の家賃等を支払うのが厳しいとか、そういうお声が届いております。

県が把握する中でのNPOの活動の現況についてということと、先ほど話したような問題点とか支援を求めるニーズがあるとするならば答えていただきたいんですけども、今、どういった支援策を展開しているのか、お答えいただ

きたいと思います。

【本多県民生活環境課長】まず、コロナ禍におけるNPO活動の現状でございますけれども、私どもとか、あるいは県民ボランティア活動支援センターに対しまして、NPO団体からは、直接、資金面などでの困窮を訴えるような切実な声というものは届いていないところですが、新型コロナウイルスによる影響が長く続く中で、NPO団体も活動に当たって様々な困難や悩みを抱えているものと認識しております。

そこで、今年の5月から6月にかけて、県内のNPO法人に対し新型コロナの影響による活動上の問題点等について、改めてアンケート調査を行いました。県内の500法人に照会し、半数近い約240法人から回答がありました。そのうち4分の1に当たる約60法人につきましては、「活動への影響がほぼない」という回答があったものの、それ以外の団体については、活動に何らかの影響があったという回答であり、また、半数が「収入が減少した」という回答でした。

そういった内容のほとんどが、人を集めて実施するような講演会とか研修会、体験イベントなどの開催を延期や中止せざるを得なくなったなど、そういった活動に何らかの制約を受けたというもの。また、収入面では、主に物販の売上げや施設サービスの利用料、イベント収入などが減少したといったものでございます。

あと、そのアンケートの中で、併せて国とか県、市町、あるいは民間の「コロナ禍での支援制度を利用したか」ということもお尋ねしたところ、約半数近くが「何らかの支援制度を利用した」ということと、あと、活動の実施に当たっては、オンラインを活用したりとか、コロナ禍に対応して創意工夫をした上で活動されてい

るという声も伺えたところでございます。

そういった状況でございます、私どもといたしましては、NPO団体からの様々な相談内容に応じて、資金面では、まずはこれらの支援制度を紹介いたしまして効果的に活用していただくということ。それから、資金面に限らず、運営全般につきましては、必要に応じて専門家による指導、助言を得ながら、当該団体の持続的な運営が可能となるよう、きめ細かに対応してまいりたいと考えているところでございます。

NPOが活動する分野、業態というのは、多種多様でございますので、活動内容に応じた対応をしていくということで、コロナ禍の影響に伴って、広く薄く給付金等で支援をするということは、現時点では考えていないところでございますけれども、先ほど申し上げた相談対応など、きめ細かな対応をするとともに、現在、私どもで推進しております多様な主体による協働事業、県、NPO、市町、様々な主体が連携して地域課題の解決に取り組むといった事業を推進する中で、地域課題解決を担うようなNPOに対して様々な支援をしていくということを考えているところでございます。

【前田委員】ありがとうございました。アンケートをとっていただいたということで、その結果で、出してこないというか、返事がなかったところも含めると、何とか成り立っているというか、やっていけているというような状況なのかもしれませんけれども、個々に聞いてみると、様々お困り事があると思うんですね。

私がよく聞いているのは、事務所を維持するのが難しいという相談が複数あったものですが、そういうお声も届けたつもりだったんですが、ただ、アンケートの中でそういうものが出ないとするならば、実を言うと、県とかの遊休

施設を使って、そういった拠点をつくってほしいということを要望しようと思いましたがけれども、そこまでいってないということで理解します。

ただ、今、答弁はいただきましたけれども、コロナ禍でない中でも長崎県のNPOの状況というのは、新しくできる数と解散をしていく数というのが、一定どちらも数が出ていて、そういう意味でいくと、一度立ち上げたNPOを側面的に支援していくということがもっと必要なのかなと思っているんですが、直近の中でのNPOの設立と解散の数というのは、どんな状況になってますか。

【本多県民生活環境課長】令和2年度の設立数と解散数でございますけれども、設立数が17法人、解散が21法人ということで、令和2年度につきましては、解散の方が若干上回っているような形になっております。累計で令和2年度末現在で県内には502法人がございます。

【前田委員】NPOですので、一定、社会的なニーズがあって、そういう気持ちを持った方が集まってNPOを立ち上げていく中で、その役割が終えたとするならば解散ももちろんあっていいと思うんですが、今聞くと、解散数が多いという中では、解散するに当たって、なんで解散したかということも含めて今後確認していただきたいと思えます。

これから社会が多様化する中で、まだまだNPOの存在価値というのは増してくると思う中で、県民ボランティアの振興基金等もありますので、コロナ禍の対応も含めて、今でも活動促進事業というのを十分打ってもらってますけれども、基金があるんですから、もう少し幅広く支援を展開してほしいということを要望します。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】通告に従って、消費生活センターの相談状況についてお尋ねしたいと思います。

先般、2020年度に寄せられた相談件数が前年度比で7.6%増、2,475件だったということを報道等で確認をしています。当然、新型コロナウイルス関係での県民の皆様の不安や心配と申しますか、そういったお困り事に対することでセンターに問い合わせが増えたのだらうというふうに認識しています。

センターを所管する部署として2020年度の実績、特徴点を踏まえてどういった感想を持たれているのか、お尋ねをしたいと思います。

【峰松食品安全・消費生活課長】委員おっしゃいますように、令和2年度の消費生活苦情相談の受付件数、令和元年度に比べて増加しているところでございます。

そういう中で、相談内容の特徴としましては、20歳未満の相談件数が増加しているということ。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に関連した相談が増加しているということ。これらの点が特徴的なところだと感じております。

【深堀委員】特徴点としては、20歳未満の相談が増えた、コロナ関係の問い合わせと申しますか、相談が増えたということ。結局、過去10年間の受付件数の推移を見ると、平成23年度以降、ずっと減少してきているんですね。平成23年度当時の受付件数は3,748件、それに対して令和2年度は2,475件ですから、1,300件ほど減少している、10年前と比べたらですね。ただ、前年度の令和元年度と比較すると増えてきているという状況です。

コロナ関連の問い合わせも、例えばマスクであったり、消毒液であったり、そういった分の不足、購入ができないというのが多かったというふうな報告も受けているんですけれども、あ

る意味、コロナ関係の分については、医療とかそういった関係で言えば、つなぐ役割もあると思うんですね、いろんな専門機関に。そのあたりの増えたコロナ関係の分は、的確にそういったところにつなげて解決に至ったのかどうかということが1点。

20歳未満の方々の相談件数が増えたということですが、それがどういった相談が増えたのか、なぜ20歳未満の方の相談数が増えているのか、その点の分析を教えてください。

【峰松食品安全・消費生活課長】まず、最初のご質問の専門機関へつなぐということですが、コロナ関係で申しますと、コロナの関係でご相談があった場合には、コロナの県の窓口がございますので、そちらの方をご紹介します。こちらの消費生活センターで、あと専門機関につなぐといいますと、法律的な問題が起こった場合に弁護士会や、司法書士会、弁護士会のひまわりほっとダイヤル法律相談とか、そちらにおつなぎすることももちろんございます。

2点目に20歳未満の相談件数が増加したというところで見えますと、デジタルコンテンツ、いわゆるインターネット関連で得られる情報が、昨年度18件であったのが、今年度25件というふうに20歳未満の相談が増加しております。また、健康食品が令和元年度5件に比べて令和2年度が15件ということで200%増加しています。これは、コロナ禍で自宅で過ごすことが多くなっているということで、インターネットにアクセスしやすい若者がトラブルに巻き込まれているのではないかと考えているところでございます。

【深堀委員】わかりました。そういうことなんだなというのは、今、ご説明を聞いて理解しました。

そういった意味では、多くの相談がある中で

的確に答えるという意味では、職員の皆さん、相談員の皆さんのご苦労もあるというふうに思います。

少し話がずれますけれども、センターに相談したことによって、助言とかあっせんをしていただけたことによって、245件が、そして7,121万円を救済することができたというふうな報告書を拝見して、非常に有効な相談機関として機能しているんだなあというふうに思いました。

助言やあっせんという時に、7,121万円、県民の皆さんの本当に貴重な財産が損失しなかったという意味で、そこはやっぱり弁護士とか専門的な機関との連携というのがあってこういうことになったということなんですかね。

【峰松食品安全・消費生活課長】委員おっしゃいますとおり、相談員の方々は毎月のように勉強会等を開いて、また、事例等を研究して、弁護士の方とか、それ以外の法律の専門家とか、業界の方々をお招きして勉強会を頻繁に開催してレベルアップを図られているところです。そういうことでいろいろなケースについても把握して、適切な対応もしくは専門機関につなぐような対応をされているところでございます。

【深堀委員】わかりました。今、私は、245件を救済することができたという話をしました。資料等を見ると、全体で相談対応の結果でいけば、今言った245件というのは、助言やあっせんして解決した分、実際に相談対応した結果の助言の件数は、令和2年度でいけば1,610件、あっせんが267件、ここはものすごく大きいんですね。もちろん、簡単に解決することはできないことはよくわかっているんですが、できる限り、今言った1,610件や267件、これらの件数の部分の多くを先ほど言ったような救済できるような形にもっていくことが一番必要なのかなという

ふうに思います。そのために相談員の方々のレベルアップのためにいろんな研修をしているということなんだろうなというふうに思っていますが、そういう認識でよろしいですか。

【峰松食品安全・消費生活課長】委員おっしゃいますとおりでございます。

【深堀委員】わかりました。

最後にしますけれども、そういった助言とかあっせんというのがありますけれども、相談内容別の資料を見ると、コロナ禍を象徴しているというか、結婚式場での話、例えば、コロナ禍の中で本当は結婚式を予定していたんだけど、できなくなった。そこに対して予約をしていた式場から高額の解約料を請求されたケースが17件、海外ツアーの契約をしていたけれども、コロナ禍の中で行けなくなってキャンセルを申し出たけれども、キャンセル料を請求されたというのが13件というような件数も報告の中で見て、本当に今、コロナ禍の中で当然考えられるケースだろうと思ったんですが、これについての解決というのは記載がなくて、どうだったのかなというふうに非常に気になったので、そこについてお尋ねしたいと思います。

【峰松食品安全・消費生活課長】結婚式場や旅行とかといいますのは、民法上の契約になりますので、こちらとしては約款というか、契約書とかをご覧になって相手方との自主交渉というのが基本になっております。

そういう中で自主交渉の仕方等の助言をこちらとしてはしているというのが主になっております。それでも納得されない方につきましては、こちらが持っております弁護士相談にご紹介したりとか、そういうふうなことをやっております。解約料をゼロにしたというお話は何ってはいないところでございます。

【深堀委員】なかなか、おっしゃられるように民・民の契約上の話、当初からそういったキャンセル料が発生するという契約であるならば、確かに、コロナであっても致し方ない部分があるのかもしれないですね。よくわかりました。

冒頭、相談件数が微増したというふうにおっしゃられて、パーセンテージでいけば7.6%、相談件数が増加しているということで、職員の皆さんの研修であったりとかレベルアップ、そういったもので十分対応できているというふうに認識をしていいですか。恐らく相談のほとんどが電話による相談だと思います。相對してすれば、もっと詳しく聞ける中身が、電話の対応では真意がよく聞けないということもあると思うんですよね。そういった意味では電話で話すスキルについても定例的な研修等が必要になると思うし、人員を研修するということは、十分な人員がいないと、そういうこともできないし、そういった人員の体制についても大丈夫なのかということを書いて終わりにしたいと思います。

【峰松食品安全・消費生活課長】県の消費生活センターにおきましては、6名の相談員が月曜日から金曜日まで相談に対応しているところで。今のところ、その方々はベテランの方がほとんどでございますので、電話の対応も適切になさっているというふうに見受けられております。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【八江委員】雲仙の大雨後の災害復旧については、前回も別の委員会でお尋ねをいたしました。災害というのは、復旧作業であって、元に戻すということが基本だと思います。その中で私は前の委員会でも申し上げておりましたが、雲仙の地獄というのは、長崎県の一つのシンボルでもあるし、お山雲仙という国立公園の全国

では初めての指定公園でありましたので、長崎県としてはシンボルの山だと思っております。災害等もありましたが、ようやく雲仙というものが、また新たに定着というか、波及してくる時期になってきているんじゃないかと、Go To トラベルも含めてですね。

そういう中で、雲仙の再生を図っていただきたいということで申し上げておりました。復旧と再生、リニューアルですね、それをどのように組み合わせていくかというのが一つの大きな課題ではないかと、いえばチャンスじゃないかと。

しかも、環境省、あるいは県が所有する土地等が被災しておる関係もありますし、予算の確保等から考えてみても、そういう方向づけをしていくのが一番いい時期じゃないかなと、時期を捉えていく必要があるんじゃないかと思っております。

そのことについては、災害復旧のみならず、どのようなことで展開しようとしていかれるのか、お尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【石川自然環境課長】 お答えいたします。

まず、復旧につきましてでございます。今はまさに復旧を進めているところでございまして、先日、環境省と雲仙市によって温泉が出なくなってしまったホテルなどに対して仮復旧をして温泉を届けたというのがまず一つでございます。現在、さらに環境省の土地の部分で流出してしまった土砂の除去を急ぎ進めているところでございます。

さらに、今、ホテルの方、旅館の方が困っていらっしゃるの、爛つけ施設という、地獄の地熱で水を温めてシャワーですとか暖房に使っているものですが、それが被災してしま

って、それを何とか復旧するということで、地元雲仙市が、今、仮復旧に向けて環境省とも連携しながら進めているところでございます。

一方で、再生に向けては地元の関係者を含めまして、我々も含めまして、今回を契機に単なる現状復旧ではなくて、より景観に配慮した形で魅力的な観光地づくりにつなげていきたいと考えております。

具体的には、ご存じのとおり、地獄には、もともと各旅館やホテルが独自に温泉の泉源の施設ですとか配管を設置しておりまして、それがいわば無秩序に地獄に張り巡らされているような状況で、それが景観を阻害する一つの要因にもなっております。

今回、こういったことがありましたので、配管ですとか泉源をできれば共同で管理をして一元化をして、今まで無秩序に配置されていた配管などもきれいに整理をして、より美しい景観にしていこうというのが関係者の共通の思いでございます。

地元の温泉関係者との調整など課題はいろいろあるかと思えますけれども、現在は関係者一同、その美しい景観を再生させるために取り組んでいこうというのが現在の方向性でございます。

【八江委員】 十分わかりませんが、この際しっかりとやっていただきたい。

前にも申し上げたように、ホテル・旅館業については、非常に厳しい環境の中にあるし、経営も厳しい状況にある。この災害で、なおさらダメージを受けております。前も申し上げておったように、そこにあるいろんな団体等が、経営者が減少する中で、例えば、ロータリークラブの会員も減少するし、また、設置できなくて別の会に移動していかなきゃならないような状

況と。これは経営が順調にいかないと、そうなってくる。

我々が期待するのは、長崎県の観光の一つのシンボルは雲仙岳だと思ふし、雲仙の地獄を含めて、経済界の皆さん方、ホテル・旅館の皆さん方が活気づいていかなければ、観光立県という長崎県がそのシンボルをなくすという思いがありますので、前に計画して実施いただいた緑のダイヤモンド等も含めて再度考えていただき、平成新山を新たな観光地として誘導も含めて考えていくべきじゃないかと。このように強く思っておりますので、今の災害復旧のみならず、再生を含めてやっていくというお言葉をいただきましたので、全力で。

これはやっぱり長崎県の将来を見据えて、長崎県の移動人口に係るものは観光しかないということで、長崎県の観光立県ということも標榜しているわけですので、そういったことを改めて認識して進めていただきたいと、このように思います。

今の課長のお話は十分わかりました。責任者である部長のそれに対する意気込みといいますか、考え方を確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

【貞方県民生活環境部長】委員ご指摘のとおり、八万地獄の復旧・再生だけではございませんが、まずはそこからしっかりやっていきたいと思っております。

まず、この八万地獄の復旧・再生につきましては、雲仙温泉のモデルとなる地獄の景観の創出を目指していきたいと考えております。この考え方は今回の災害のために後送りになりますが、その後予定しています上質化事業で行う温泉街のエリアでありますとか、温泉街の周辺部における景観整備、遊歩道等の整備につなげて

いきたいと考えております。

こういったことに県としてもしっかり取り組んでいきたいと考えておりました、環境省の事業も積極的に実施していただきたいと考えております。雲仙市も同じように、やれることをやっていただくと考えております。

こういったことで関係者が連携して進めていくことで、委員からご指摘のあった平成新山の活用も含めた雲仙市の観光戦略がございます。キャッチフレーズとしては、「6日間滞在できる雲仙」、1泊、2泊じゃなくて、6日間、連泊できるような雲仙の実現を地元も目指しておりますので、私どもも、そういった目標を共有して長崎県の観光の目玉になれるような雲仙の復興に向けて努力してまいりたいと考えております。

【八江委員】課長に改めてお願い申し上げますが、政権の交代も、昨日は総裁も替わりました。そしてまた、大臣等も大きく替わってくると。そういう中で早く対策を考えていかなきゃならないと思います。全国各地で災害はたくさんありますが、どのような形で推進をしていくかというのは、その県特有の推進の方法があると思いますけど、そこで環境省出身であります課長も含めて全力で再生に取り組んでいただき、お山雲仙を取り戻していただきたいということを申し上げておきたいんですけど、先ほどの話をもう一度確認したいと思いますが、部長の答弁を含めて課長の考えはいかがですか、取組の仕方というのはどうですか。

【石川自然環境課長】お答えいたします。

今回、八万地獄が被災してしまって、とにかく迅速に八万地獄を復旧していただきたいという地元からの思いがあります。我々もそのために、どういう予算、仕組みが考えられるかとい

うことを検討いたしましたして、一番早いのが環境省の事業、自然公園法という枠組みを使って予算を活用していくというのが最も早い方法でございましたので、そこは環境省にお願いをしまして、法的な手続が必要だったんですけれども、臨時で国の審議会も開いていただくということになりまして、今日、実は昼から審議会が開かれます。そこで段取りをきちんとして、すぐ事業に取りかけられるような協力もいただいておりますので、おっしゃっていただいたように、環境省の方にもきちんと協力をいただきながら、また、雲仙市、地元の温泉街の皆様とも協力をしながら、まずは八万地獄の復旧、そして行く行くは雲仙全体に波及するような事業を展開できるように一生懸命頑張りたいと思います。

【中村(一)委員長】 ここで換気のため11時5分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時 9分 再開

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。ほかに質問はございませんか。

【山田(博)委員】 それでは、通告に従いまして幾つか質問させていただきたいと思います。

まず最初に、長崎県食育推進計画についてお尋ねしたいと思います。

「第4次長崎県食育推進計画」を拝見させていただきました。これは令和3年度から令和7年度までの資料ということでございますが、これをつくられたのは食品安全・消費生活課ですね。これに関して、どれぐらいの思いがあつてつくったのか、細かく入る前にお尋ねしたいと思います。

【峰松食品安全・消費課長】 委員お尋ねの件でございますが、私の思いといたしましては、「は

じめに」で知事が申し上げておりますけれども、結局、食育というのは、生きる上の基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであって、食は命の源ということで、人間が生きていくために欠かせない大切なものであるというふうに述べられております。

そういうことでありますので、食育というのは推進していくべき重要なものだというふうに考えております。

【山田(博)委員】 この中の40ページに「地域社会への貢献度が高く、他の模範となるような食育活動に取り組んでいる個人・団体を表彰している」ということがありますね。この予算が毎年度9万5,000円ということですか。

部長ね、資料を見たら、中村知事の挨拶は令和3年3月になっているんです。ところが、「地域社会の貢献度が高く」と言っている中に、19ページを見てください。この表題というか、その中で「誰かと食べるっておいしいね！楽しいね！」と、これは平成29年度の優秀賞作品です。今、何年ですか、令和3年です。もっと言うと、24ページに、「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合」ということで、令和元年は95%で、令和7年は幾らかという95%です。

つまり私は何が言いたいかということ、あなた方は、予算を組んでます、組んでますと言っている割には、こういったところでもびしゃっとやっておかないと、子どもたちに対して、昨日の議会でもあつたけれども、部長、胸を張ってこういった計画のことを言えるかと、私は、そこを言いたいんだよ。

先ほど、誰か委員が言ってたけど、びわ太郎君とこびわちゃんが平成19年に生まれましたと。今回、それを議会で言われたから、皆さん方は、この際PRせんといかんということであ

りました。これは部全体として取り組むことなんでしょう。課長、どうなんですか。部として一生懸命やるというふうな方針であるのか、ないのか、そこだけお答えください。部長なのか、課長なのか、どっちでもいいけれども。

【峰松食品安全・消費生活課長】食育に関しましては、まず、当課が中心になって行うことでございます。もちろん、委員ご存じのように、関係各課が連携して食育は推進していくものがございます。そういうことで、今、次長や県民生活環境課長にシールを貼っていただいておりますけれども、部としても一緒に推進していただきたいと考えております。

一つ申し上げさせていただきますと、4次計画の48ページをご覧になっていただきますと、平成28年度から令和2年度までの受賞者について記載しております。絵とか標語とか、第3次計画の間に受賞された方々の作品をここに掲載しているところでございます。

それで、こちらの表紙については、令和2年度に表彰を受けた方の作品を表紙にさせていただいているところでございます。ずっと続けてやっているとすることは、存じ上げていただきたいと思っております。

【山田(博)委員】表彰というものを継続しているのであれば、少なくとも最新のものを載せるべきじゃないかと私は思っているわけだよ。

それで、びわ太郎、こびわちゃん、隣の生活衛生課長は貼っているのか。私は何が言いたいかというと、統計課長にびわ太郎を貼れとは言わんけれども、一番肝心な隣のあなたのところでやってないじゃないか。

部長ね、私もね、これから上の方に行く身だからさ、あんまりこういったことは言いたくないけどさ、私は、あなた方のことを思って言っ

てんだよ。子どもたちに対して、胸を張って、自分たちはこうやってるんですよと言えるものがあるのかと。だから私は言ってるんですよ、あんまり言いたくなかったけども。これは大事なところじゃないかな。部長、どうですか。あなたただけ、シールをぺたぺた貼ればいいんじゃないんだよ。肝腎要の担当課に意識をしっかりと持たせんといかんのかなと思ってるわけだよ。見解を聞かせていただけますか。

【貞方県民生活環境部長】今回、私が本会議、一般質問の時から現在までシールをつけておりますのは、一つの契機としまして一般質問が出たこと、本日もそういった質問が出る予定であったことから、一つの露出戦略として貼らせていただいているところでございます。

各課長にも、できれば協力してくださいと、ただし、深く思いがある人については別に貼らなくてもいいですよということで、おそらく担当課長で貼ってない、内容を知悉して進めていくべき立場であるような課長が貼ってないということであれば、それは貼られずとも心の中に貼っているようなものだと考えておるところでございます。

【山田(博)委員】そうね、心に貼ってるかもしれないね。それはね、メイ答弁ね、「迷」よ、迷うの「迷」を言っているんだよ、私は、言っとくけどね。あなたにこれ以上言わんけども、あなたも私から言われて、ぐささときたと思うけどね。もうこれ以上は言わんけどもね。

それと、キャラクターを私は別に否定はしませんけど、やるからにはストーリー性を持って、「くまもん」みたいにきちんとやってほしいよ。誰かから言われたから、「はい、そうですか」と。平成19年に生まれたのを、はい、やりましょうかというのは、それはどうかと思うよ。食

品安全推進計画もつくっておきながら、食の安全を守らないといけない担当部として、隣の課長を責めるわけじゃないけれども、生活衛生課ですか、少ない人員で、条例もつくれないくらい大変逼迫している状況の中、シールをマスクに貼れとか、なんで貼ってないかと、そんなことを言っているんじゃないんだよ、私はね。そもそも、部長、あなたがそういったことを指導、監督しながら手助けをしてフォローせんといかん立場にありながら、あなたがもうちょっとしっかりやれと私は言っているわけですよ。そういうことを指摘して、次の質問に移りたいと思います。

それで、食育推進計画の中に学校給食のことが載ってますね。33ページです。33ページに「長崎県の特色ある食文化の継承」ということで、現在、学校給食で地場産物の使用は、どれくらいですか、実際は、ここには地場産物の使用推進ウイークの県産品割合というのが70%と書いているんですけどね。実際は学校給食に長崎県産の食材をどれくらい使っているのかというのを明確にお答えいただけますか。

【峰松食品安全・消費生活課長】当課といたしましては、こちらの基準値に書いております72.7%で把握をしているところでございます。

あと、令和2年度の学校給食では75.5%、地場産物を学校給食で使っているというふうに伺っておりますのでございます。

【山田(博)委員】33ページには、11月と2月のそれぞれ5日間における調査と書いているけれども、それ以外も75%、使っているということですか。通年で75%使っているということであれば、月間の方が少ないわけね。おかしいね、それは。

【峰松食品安全・消費生活課長】これは通年で

はなくて、11月と2月の、書いております地場産品使用推進ウイークの数値というふうに伺っておりますのでございます。

【山田(博)委員】私は、通年のことを聞いているんです。

【峰松食品安全・消費生活課長】申し訳ございません。通年につきましては、こちらの方では把握しておりません。

【山田(博)委員】部長、私がお聞きしているのは、30%しかないと聞いているんだよ。昨日、子どもたちの話を聞いて私は打たれたんだ。月間は、5日間はそうかもしれんけれども、通年でそれをやっぱりやるべきだよ、そこは。どうですか、部長。次の計画においては、ありのままをしっかりとね。私は、実際は30%しかないと聞いているんだよ。月間はこうだけれども、通年にしたら30%しかないんだと。私は、昨日、子どもたちの話を聞いていて、私たち大人が真っ正直にやらんといかんということで打たれて、これを指摘しているんですよ。

私は、本当はこのとこまでどうかなと思ったんだけど、部長、どうですか、見解を聞かせてください。

【貞方県民生活環境部長】学校という、お子さんの発育に最も重要なところで地場産物を使っていくというのは、これは非常に大切なことだというふうに認識いたしております。それが30%をどこまで引き上げるかというのは、いろんな関係する方々がいらっしやると思いますので、給食関係のところについてもしっかりとお話を聞きながら、少しでもそれが上がっていくように努めてまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】部長、私は、そんなことを聞いているんじゃないんだよ。実際は30%と言っているから、月間じゃなくて通年で、ありのま

まのことをここに記載せんといかんのじゃないかと言っているわけだよ。月間はそうであっても、実際、通年はどれだけあるかというのをありのまま書いた方が、食育推進計画の実態に沿っているんじゃないかと私は言っているわけです。月間は月間で載せても構いませんけど、実態がどれだけあるかというのを広く県民に知らせんと意識は高まらんんじゃないかと言っているわけだよ。

昨日だって、そうだったろうが、環境センターだって、そうだったじゃないか。私たち大人が子どもたちに対して胸を張って、ものを言えるようなことをせんといかんから私は言っているんだよ。どうですか、部長。

【貞方県民生活環境部長】第4次の計画につきましては、既に本議会でもご説明をし、数値目標も立てているところでございますので、次期計画については、そういったところもしっかりと念頭に入れながら目標の設定については検討してまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】ぜひお願いしたいと思います。

このキャラクターも、もうちょっとストーリー性があって、「くまもん」に匹敵するぐらい頑張っていたきたいと思って指摘をして、次の質問に移りたいと思います。

続きまして、交通安全計画についてお尋ねしたいと思います。

これは、交通安全を目的とするということで、地域で入学式とかなんかで子どもたちに交通安全の指導をしている人たちがいるんですが、今、指導予算が大体4,200万円ぐらいあると聞いているんですが、今、県内にどれだけ配置されて、活動自体をどのようにされているのかということをお尋ねしたいと思います。聞いたら、昭和46年には65名あったのが、今、30名しかいない

ということで、これから子どもたちの交通安全に対する意識が高まらんといかん中に、確かに、以前は子どもたちが多かったから、それだけせんといけなかったけれども、今から交通量も増えてきて、車社会の中で子どもたちの生命を守る上で交通安全指導員の重要性は増していると思うんですが、現状をまずお尋ねしたいと思います。

【永尾交通・地域安全課長】交通安全指導員の現状につきましては、県内の各市町に対して、これは単位でいけば地区交通安全協会があるんですけれども、その15地区に2名ずつの計30名を配置して、通学路の街頭指導、さらには広報車を使っての広報活動、あとは幼児等を含めて保育園、幼稚園、小学校に赴いての交通安全教室を行っております。

さらに、ピーク時の数字を委員がおっしゃられましたのでご説明します。これは昭和48年に始まったもので、事業主体として最初は県内9地区、25名でスタートしました。その後、重要性があるということで、ピーク時は昭和59年の時に62名が配置され、その後の情勢につきましては、県の行財政改革や、子どもの人口減少も加味して、現在、30名に至っているというふうな状況でございます。

【山田(博)委員】地域の皆さん、保護者に聞いたら、これは子育ての中で重要なポイントを占めていると。子どもたちの憧れの、マドンナ的な存在でもあって、効果抜群というわけです。

それで、時間もないものだから、部長ね、最初は評価されて増えて、また減らしているんでしょう。こういうふうなことをされたら士気が下がるから。最初は、もてはやされて、どんどんやってくださいと。また今度は予算がないとか減らされて減らされて、逆に増やしてほしい

という要望があります。最低でも現状維持というのは、部長、しっかりやっていただかないと、小さい子どもたちの声ですよ、これは、部長。キャラクターもさることながら、いいかもしれんけど、そっちの方も頑張ってもらわないとさ、どっちが大切か、わかるでしょうが、部長。

【貞方県民生活環境部長】委員ご指摘のとおり、本年度におきましても、全国、特に千葉県あたりでは痛ましい児童生徒の事故も起こっております。そういった意味でも、やはり交通安全指導というものの重要性は、高まりこそすれ、低くなることはないものと考えております。私どもとしましては、現行の15地区30人、1地区2名配置、こういったものはぜひとも必要というふうに考えております。

したがって、財源面等、様々な制約はございますが、この配置体制を何とか維持すべく、事業主体である長崎県交通安全協会、そして、この制度の運営の半分を負担していただいております関係の市町とも十分協議をしていき、なんとかこれが維持できるように事業内容も含めて見直しを行い、維持・存続を図ってまいりたいと考えております。

【山田(博)委員】時間が来ておりますので、部長、その言葉を、びわ太郎とかなんかよりも、ずっとこっちの方が、しっかり頑張ってもらいたいという声はわかっているんだから、ぜひ頑張って、今の思いをしっかりと引き継いで頑張っていたらいいと思います。

実は、通告しておりました長崎県産食品安全推進計画とか、緑といきものの賑わい事業についてというのは、今回、質問できませんでしたが、大変申し訳ございませんけれども、通告した内容を後で文書でいただくようお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いし

ます。どうもありがとうございました。

【中村(一)委員長】ほかに質問ありませんか。

【北村副委員長】よろしく申し上げます。午前中、私が最後でございます。先日は10分しかいただけていませんでしたが、今日はちょっと余裕があるようですので、ゆっくりと通告に従って質問させていただければと存じます。

ただし、大村市環境センター火災事故については、昨日、小林委員から陳情審査の中で詳細に質疑がございましたので。ただ、昨日の午後、市議会全員協議会が開催され、そして、本日、報道されておりますが、昨日の時点から、その協議会後に何か新しい明らかになったことがあるのかどうか、確認をしたいと思いますが、いかがですか。

【吉原資源循環推進課長】昨日の大村市議会全員協議会の後、新たに状況が変わったというような報告はあっておりません。

【北村副委員長】わかりました。この環境センターがいつ復旧するのかというようなことで市民の関心も高く、10月1日から、ようやく稼働する、本格稼働が来年になるのかなと考えておりますが、よく話題になりますのが、失火の原因、昨日も、なかなかわからないというような状況の中で、交付税措置が5割になるか、8割になるかというようなところで気をもんでおられますので、ぜひ県としても国に可能な限りの働きかけをしていただければなとお願いをしておきます。

続きまして、海岸漂着物等地域対策推進事業についてお尋ねをいたします。

先日、8月の大雨の後に、私、偶然、大村市内の東部漁協にお住まいの方とお会いいたしまして、東部漁協の港湾の中が大変なことになっているからみんなで掃除をするんだと、あなた

も現場を見に来てくださいますというように、お声かけをいただきまして、朝6時からその作業を見学させていただきました。

大雨で河川の上流から、その港湾が河川の真横にあるものですから、大量の流木だったり、ごみだったり、そんなようなものが港湾を中心に漂っているわけです。それを漁民の皆さんが、自らがお持ちの漁船、小さな伝馬船と言われるもので10隻ほど総動員をして、網で拾い、大きな流木は船からはみ出した状態で岸まで運んで、それをクレーンでつり上げて処分をするというような作業を数日間、繰り返されておりました。

その作業中は、ごみが大きなものだけと限らないものですから、非常に小さなごみが無数に漂っておりまして、これが船外機の冷却気孔に詰まってしまって、エンジンをそのままにしておくといかれてしまうんだというようなことで、エンジンを切って惰性で海岸につけて陸揚げをされるという、これも漁民の皆さんならではの技術だなと思って感心して見ておったんですが、こういった費用は誰が工面しているんですかというようなお話を聞きますと、先ほど申し上げた対策推進事業ということでやらせていただいていると。令和2年度は106万円の交付決定をいただいているというような話でした。

この事業は、大村市選出の先輩の議員がご尽力をされて始まったものと聞いております。漁民の皆さんは、これはずっと、雨が降るたびにごみが流れてくるものですから、そのままにしておくわけにもいかんというようなことで、この事業がちゃんと続いていくのかというようなご心配もお持ちでした。

ですので、この事業について、いつから始まって、どのような規模で、県内は多数の海岸漂着物があるかと存じますが、そういった県内の

状況等々、この事業の概要と今後の事業の継続性についてご答弁をいただければと存じます。

【吉原資源循環推進課長】委員ご質問の海岸漂着物等地域対策推進事業につきましては、環境省の交付金事業でございまして、海洋ごみの回収処理や発生抑制対策を推進するために国が準備している事業のお金でございまして、例年、36億9,500万円程度の予算を確保されておりまして、本県におきましては、5億1,000万円程度の交付金の内示をいただいているところです。

交付金事業としては平成22年ぐらいから始まっておりまして、その前にも基金事業としてありはしたんですけれども、そういったものになっております。

そして、大村市におきましては、先ほど委員から説明がありましたとおり、100万円程度ということでしたが、実際は令和2年度におきまして事業費としては231万3,000円、そして、国庫としては161万9,000円がついている事業になっております。

そして、事業におきまして回収された量は、昨年度、東浦の港の分については23.75トン、そして大村市におきます海岸につきましては、松原の漁協が1.72トン、合わせて25.47トン。そして、大村市の松山海岸、ガラスの砂浜を造っている海岸ですけれども、そちらの方は県の振興局が回収しておりまして、そこで2.43トン、ごみを回収している状況でございまして。

あと、先ほど委員が東部漁協に今年見に行かれた分に関しましては、回収量としては6.32トンということで報告が上がってきている状況でございまして。

【北村副委員長】大村市の状況については、よくわかりました。

事業の継続性について答弁がなかったかと思

いますが、そこら辺の見通しと、昨日の審査でも環境問題では非常にお若い方も関心を持たれていて請願審査があったところでございますが、海の環境をしっかりと守っていくというのは、海洋県である長崎県にとっても大切な課題かと存じます。

海岸漂着物で私がよく思い出すのは、対馬の海域に一度、現地に行ったことがあるんですが、ものすごい、すさまじい量の漂着物が海岸を埋め尽くしておりましたが、なかなか状況が好転しないという中で、大村市の処分量はわかりましたけれども、県内全体として処分量は一体どれくらいあるのか、そういった数字がお手元があればお示し願います。

【吉原資源循環推進課長】昨年度の、令和2年度の海ごみの回収量としましては2,000トン近くでございます。2,062トンです。そのうち先ほど委員がおっしゃいました対馬市におきましては、約745トンぐらい、海ごみが回収されている状況でございます。

そして、先ほど、今後のこの事業の継続性ということ、それぞれ対馬市とか離島の市町の方、また、本土からもこの事業を継続してくれという要望がっておりますので、今年の6月にも政府施策要望で事業の継続を要望させていただいているところでございます。

【北村副委員長】わかりました。年間2,000トンを超えるごみ、漂着物が処分されていて、700トン以上が対馬ということで大変だなと。報道等で見ましたら、対馬は、それをリサイクルするような取組をされているということで、すばらしいなと思います。

先ほど、この事業について様々な要望が上っているということで、継続をしていきたい旨の答弁があったかと存じます。

もう一つお聞きしたのは、これは農業も漁業も同じ課題を抱えておりますが、船を操る方々が非常に高齢化しています。あと何年できるやろうかというようなご心配をいただきました。私が行ったところも、もう私の父、母、70代、80代というような方が伝馬船をかってごみを回収されておりました。非常に頼もしくもあるんですが、やはり限界があるんだろうなというようなことも感じております。

他方、高齢化によって、雨がやむということはないわけでございますが、この事業の担い手についてどういう課題を認識されているのか、見通しをお持ちであれば答弁をお願いいたします。

【吉原資源循環推進課長】海ごみ回収の担い手ということでございますが、まずは、各市町がどういう内容で回収していくかということで検討させていただいております。現在は各漁協さんをお願いしてごみを回収していただいているところですが、委員おっしゃられるように、今後、担い手が少なくなってきて対応をどうするかということになると、各船舶業者とか、そちらも含めたところで各市町の方に検討をお願いしていくことになるだろうと考えております。

【北村副委員長】わかりました。私も大村市の担当者にお聞きしますと、建設会社であるとか、そういったところの皆さんにご協力を仰ぐことになるかもしれないというようなお話がありました。ただ、建設会社の担い手というのも非常に少なくなっているというのは事実でございますが、入札なんかでは不調・不落というのが散発しているというような状況でもあります。

ここで少しご紹介というか、調査研究をお願いしたいのが、国が全国に整備をしている海洋

環境整備船のことではありますが、この船については、ご認識をお持ちでしょうか。

【吉原資源循環推進課長】委員がお話をされた海洋環境整備船ですけれども、九州におきましては、有明・八代海の環境保全のための特別措置法というものがございまして、それに基づいて有明・八代海に漂流している流木とかごみを回収する船を国土交通省が準備して配備しております。

複数県にまたがる海域ということで、その船を運用されているところでございます。確認したところ、通常、ほかの海域では、その船は回すことができないということをお話を聞いております。ただし、災害で非常に流木が流れ込んだとか、先ほど委員がおっしゃいました船の航行に支障があるということがあれば、海上保安庁、それから、県の要請を受けて出動を検討するというところでお答えをいただいているところでございます。

【北村副委員長】ありがとうございます。私の方からももう少し詳しくお話をさせていただければと思います。

この海洋環境整備船は、海のごみ回収車と言われているものだということで、先ほどおっしゃるとおり、2隻が九州にはありまして、「海輝」と「海煌」という船でございまして。一方は総トン数が95トン、もう一方は195トン。95トンの「海輝」については、長崎県内の橘湾まではカバーするというように明示されておりますが、これが大村湾まで入ってくるというのはなかなか難しいと。

いろいろと調査をしてみますと、海のごみ回収車は、あまり大型になると小回りがきかないからよくないということで、整備をされている中には、先ほど95トンで小さめと言いましたけ

れども、実は15トン以下の船もあるというようなお話でした。大村湾はご承知のとおり、超閉鎖性海域でありまして、山、川から流れ込んだごみは中にたまるしかないわけでありまして。

ですから、できればこういった小型の船を大村湾の中に整備できれば、それが一番いいですし、そういったところもカバーできるような取組があればいいなと思います。1隻10億円ぐらいして、年間の維持費が1億3,000万円というような回答も得ておりまして、なかなか一朝一夕にはいかないなということは認識しておりますが、先ほど申し上げたように、海洋県長崎でありますし、大村湾というのは、国内でも非常に注目されている海洋環境についての課題の宝庫だと存じます。こういった海洋環境整備船の配備についても、調査、研究を重ねていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【吉原資源循環推進課長】委員おっしゃられるように、かなりの購入費用と、あと維持管理費がかかるということがございます。ただし、やはり回収する方がいないということになる場合も踏まえまして今後検討していきたいと。

ただし、本来、海にごみ流れ込まないようにしないといけないということで、陸域からのごみの流入を今後も防いでいきたいと考えております。

【北村副委員長】ぜひ調査研究を続けていきたいなと思います。先ほどおっしゃるとおり、流れ込まないようにしたいという取組も本当に必要だと思います。

ただ、そういう取組も必要なんですけど、近年、自然災害、雨の状況というのは、これまでの人知を超えるような状況が続いておりまして、昨年の7月豪雨では熊本の九州球磨川などで相当な被害をもたらして、そのごみそのまま流れ

ていって、9日間で1年分が流れ込むというような状況も発生しているようでございます。これを人力で、伝馬船でというようなことが起こるかどうかはわかりませんが、大村湾の中でこういったしっかりとした整備も必要なのかなと思っておりますが、最後に環境部長の見解をいただいで、質問を終わります。

【緒方県民生活環境部長】委員ご指摘のとおり、近年、昨日からのこの委員会での討議等もございましたとおり、異常気象が多発する状況の中で、去る8月には本県でも大村地区を中心に大雨の被害が相当出たところでございます。その際に相当多量の流木等が海に流れ込んだというふうにお聞きしております。

そういった中で、この処理というのは、今後ますますその重要性を増してくるものと考えております。人手が足りなくなってくる可能性もある中で、多額の財源も必要となる。そういったことを多面的に検討しながら、県としてどのような方策が考えられるのか、しっかりと調査研究を進めてまいりたいと考えております。

【中村(一)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質問がないようですので、これもちまして県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、午後1時30分から委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。

県民生活環境部の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れでございました。

午前 11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

【中村(一)委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

なお、中島(廣)委員より、本日の委員会を欠席する旨の届出がありましたので、ご了承願います。

また、昨日、山田(博)委員から指摘がございました認証宿泊施設の資料につきまして、観光振興課より資料の差替えがありましたので配付いたしております。ご確認のほど、よろしくお願いたします。

それでは、委員会による審査を行います。

交通局においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、議案外の所管事務一般の質問を行うことといたします。

まず、交通局長より、所管事項説明をお願いいたします。

【太田交通局長】よろしくお願いたします。

「令和3年9月定例県議会 観光生活建設委員会関係議案説明資料 交通局」の1ページをお開きください。

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項について、ご説明いたします。

経営状況について。

交通局の経営状況につきましては、今年度もコロナ禍の影響を大きく受け、大幅な減収が続いておりますが、昨年度に比べますと、路線バスや貸切バスに若干の回復が見られます。また、費用については、路線バス等の効率的なダイヤ編成、期末手当の独自カットや時間外勤務手当の縮減などによる人件費の圧縮や車両更新の抑制などを引き続き行い、その縮減に努めております。

今年4月から6月の第1四半期の営業収支にお

いては、収入が昨年度同期に比べ1億6,000万円増の7億7,000万円、費用が3,000万円減の9億6,000万円で、営業収支差はマイナス1億9,000万円となっており、コロナ禍前の一昨年度同期より2億8,000万円悪化したものの、昨年度に比べ1億9,000万円改善しております。

7月以降においては、新型コロナウイルス感染者数が増加し、国の緊急事態宣言地域の拡大や、本県においてもまん延防止等重点措置が適用され、バス利用者の増減や貸切バス受注についても予測が立てがたい状況にあります。

また、8月の集中豪雨による高速バスなどの運休や、年度初めからの燃料費の高騰などもあり、バス事業者にとり厳しい経営環境が続いております。

コロナ禍の収束は、いまだ見えませんが、ワクチン接種の進捗など明るい材料もあることから、引き続き、感染予防・拡大防止と業務効率化の取組を進めながら、時機を逃さず、積極的に公共交通利用の回復に努めてまいります。

乗合バス及び高速バスの状況について。

乗合バス及び県外高速バスについては、首都圏などで緊急事態宣言発令期間が長期化するなどにより、県をまたぐ移動が減少し、今年度第1四半期の収入状況は、令和元年度に比べ、空港リムジンバス、マイナス73%、県外高速バス、マイナス84%となっております。また、一般路線バスについては、マイナス23%となっており、引き続きコロナ禍の影響が大きいものと考えております。

去る8月19日には、県独自の緊急事態宣言が発令され、また、8月27日からは、本県にまん延防止等重点措置が適用されたところであり、県外高速バスについては、8月下旬から運休とし、空港リムジンバスについては、航空便数に

応じた運行便数としており、また、高速シャトルバスについては、9月から長崎発最終便を運休としました。

コロナ禍における各路線の利用実態を踏まえたダイヤ改正に努め、感染防止策を講じながらお客様に安心してご利用いただけるよう取り組んでまいります。

また、夏休み期間に子どもたちの路線バスの利用促進を図る子ども定期については、今年も実施し、249名の方にご利用いただきました。昨年から約100名増となっており、今後も周知を図るなど、バスの利用促進に努めてまいります。

長崎市域の路線再編について。

交通局においては、長崎市域の路線バス網の維持に向けて、長崎バスと共同経営計画策定に向けた情報交換や協議を進めるとともに、長崎市とは、同市が進める法定の公共交通計画策定に向け適宜協議を行っております。

長崎市においては、去る8月24日に長崎市公共交通活性化協議会が開催され、「長崎市地域公共交通計画案」が承認されました。同計画には、路線バスの状況が乗客減等から効率化が必要なこと、路線再編の手法としてハブ&スポーク型運行による路線効率化を目指すことなどが盛り込まれております。また、同協議会において、長崎市当局から順次各地域の実施計画を策定すること、まずはバス事業者が競合する東部地区の検討から着手するとの考え方が示されました。

今後は、長崎市地域公共交通計画の趣旨を踏まえ、具体的な路線協議等を行っていくこととしており、持続的な公共交通網の形成を目指し、しっかりと取り組んでまいります。

貸切バスの状況について。

貸切バスの受注におきましても、コロナ禍の影響が続いており、今年度第1四半期の収入状況は、昨年度同期と比較し、2倍となりましたが、4月下旬に発出された緊急事態宣言により、5月の予約団体を中心にキャンセルが増えたことなどもあり、令和元年度に比べマイナス58%となりました。

7月以降においては、東京オリンピックへの全国的な貸切バス応援体制の中で、交通局からも14台の貸切バスを派遣するとともに、県内小学校の修学旅行などの受注に努めております。

9月以降の貸切バスの予約状況は、昨年を上回る状況ではありますが、第5波の影響により、徐々にキャンセルが増えつつあることから、今後の動向を注視してまいります。

交通局と子会社である長崎県営バス観光株式会社において、7月に再開された「ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン」を活用し、県内の日帰りツアーを10種類企画し、新聞折り込み広告や路線バス車内への吊り下げ広告などを活用し、募集を行い、佐世保市、西海市、松浦市方面へのツアーを催行しました。8月10日の同キャンペーンの停止に伴い、現在は募集を中断しておりますが、9月以降の催行再開に向けて引き続き取り組んでまいります。

輸送の安全について。

交通局では、バス運行において最も重要な輸送の安全を確保するため、各種取組を行っております。一昨年からは、安全運転重点5項目として、「ゆっくり走りましょう・市街地40キロ走行」、「交差点での右左折時における横断歩道手前での停車」、「車内事故防止のための3秒確認」などの励行に継続して取り組んでおります。このほか、各種研修の実施やドライブレコーダーの映像を利用した指導教育を行い、乗

務員の安全運行に対する認識や技術の向上に努めております。

また、今年から日々の運行を担う営業所における気づきからの創意工夫を促すため、幹部職員で構成する運輸安全会議に加えて、営業所の運行管理者が参画する地区別運輸安全会議を新設しました。より現場感覚を生かした議論ができ、実効性のある取組や情報共有へつながってきていると考えております。

こうした取組によって今年度の有責事故発生件数は、8月までに5件となり、過去5年で最も事故が少なかった昨年度より半減しております。

コロナ禍において、お客様に安心してバスに乗車していただくために、走行中の車内換気や運行後の車内消毒を毎日実施するとともに、運転士について、出勤前後の体温測定や点呼時の健康状況確認に加え、日々の手指消毒やうがいの実施など、徹底した感染予防対策に取り組んでおります。

運転士のワクチン接種については、県の集団接種の場などを利用し、順次進め、9月末までに全運転士の約8割が2回目の接種を完了する見込みです。

今後も、交通局では、「安全」、「確実」、「快適」、「親切」をモットーに、お客様が安心して快適にご利用いただけるよう、輸送品質の向上に努めてまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】説明が終わりましたので、事前通告に基づき質問を行います。

事前通告をされた委員の方でご質問はありますか。

【赤木委員】お疲れさまでございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、運転士の安心・安全についてということでお尋ねをさせていただきます。

今、局長からもご説明がありましたけれども、最後の方にワクチン接種のことについて書かれておりました。9月末までなので、本日までに8割、接種が終わる予定と記載がございました。観光客を含めて利用者の皆様と触れ合う運転士の方々の健康、安心・安全を担保することはとても大事であると認識しております。

ただ、私自身は、接種の有無は個人情報でもあるのかなと考えておりますが、運転士ということであれば副反応で運転できない状況など、シフトを組むに当たっても一定把握することも、交通局としてちゃんと把握することも必要かなと考えているところでもあります。

まず、ワクチン接種を強制することがないことを確認させていただきたいのと、今後もワクチン接種の有無にかかわらず、新型コロナウイルスと付き合っていくかざるを得ない状況ですから、私としては、定期的な検査体制も必要だと思っております。運転士と利用者の安心を担保するためにも必要だと考えていますので、交通局としての取組や考えについてお尋ねをいたします。

【安藝管理部長】委員お尋ねは2点ございましたけれども、まず1点目、ワクチン接種の義務づけでございます。

ワクチン接種については、強制はしていませんので、あくまでも本人の希望に基づいて接種をしております。その結果を集計したものが8割でございます。

それと、定期的な検査ということでお尋ねがありました。交通局の現状におきましては、独

自で定期的な検査というものは、正直、行っておりません。しかしながら、職員の家族とか接した方々に感染した方がいらっしゃって、保健所の調査の結果、濃厚接触者に当たらないので行政のPCR検査を受けないでいいと言われた方がいらっしゃる場合、その方は交通局の負担でPCR検査を受けていただくようにしております。その結果が出るまでの期間は特別休暇ということで待機をしていただいているというふうな状況でございます。

【赤木委員】ありがとうございます。まず、ワクチンは強制してないということで安心をいたしました。検査についても、必要性はある程度認識していただいている分もあるのかなと思えました。行政検査にならない方に関しては、ちゃんと負担をして、結果が出るまでは特別休暇なので運転士さんに負担にならないような形で臨んでいただいているのかなと認識をしたところであります。

また、社会情勢というか、さっき説明があったように、ワクチン接種が進んで、今後、人の流れも変わってくる部分があるのかなと思いますが、その安心・安全を担保するための検討というのは引き続き行っていただくよう、お願いをいたします。

次の質問に移ります。長崎バスとの協議についてということで、これも先ほど、局長からご説明をいただきました。これまでの流れは、コロナ禍で公共交通に及ぼす影響は、誰もが想像できることでありまして、今回、効率化をするためにも長崎バスと協議に臨んでいただいているものと認識しております。その中で、バス事業者が競合する東部地区から検討を着手するという記載がありました。

私が懸念しているのは、ちゃんと検討するの

は、もちろん進めていただいているんですけど、このままずるずるいってしまっていて効率化の名の下に利便性が損なわれることを危惧しているところでもあります。効率化もぜひ行っていただきたいんですけども、利便性をよくするんだと、そういう視点も忘れないでいただきたいなと思っております。私は、県民皆様にも、いい部分を示していただきたいということを前から申し上げさせていただいているんですけど、その点いかがでしょうか

【柿原乗合事業部長】長崎バスとの共同経営に向けた検討のご質問でございます。

委員おっしゃるとおり、今から取組を進めていく中で路線の効率化等を図っていくということも考えられます。そうしたところで、今後、場合によっては便数なんか絞られてくるというようなことも想定されるかと思うんですけども、そうした場合であっても等間隔の運行を心がけるとか、利用者の利便というものに着眼して取組を進めていきたいと思っております。

路線以外の面につきましても、例えば、車両とかバス停の案内表示など、お客様に変化を感じていただけるような利便向上策というものについても、こちらは検討は必要だよなというところは、長崎バスとの協議の中でも話に上がってますので、そういった視点も含めて幅広く前向きに検討はしていきたいと思っております。

【赤木委員】ありがとうございます。今の答弁は、私も理解いたしました。効率化を進めるに当たって、ぜひとも利用者の目線、ここがよくなったねと言われるような効率化を進めていただきたいなと、その視点を忘れずに今後も協議を進めていただきたい、これは強く要望させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【中村(一)委員長】ほかにございませんか。

【深堀委員】今、赤木委員が質問された項目も通告していたので確認なんですけど、今まさに協議に入っている状況の中で、あんまり協議をされている内容については聞けないというのも一定理解をした上でなんですけれども、明らかにできるような、特に今言われた東部地区から検討を開始するということですね。ですから、当然、東部地区については、以前は県営バスが単独で運行していたところに新たに長崎バスが入ってきた路線であるわけですよ。だから、非常にデリケートな部分でもある中で、協議がうまく、当初の目的である利便性をしっかり保ちながら経営の効率化を図れるような非常にハードルの高い方向性を示していく中でご苦労されている点というか、そういったところを少しご紹介いただければと思います。

【柿原乗合事業部長】6月以降のこれまでに至るまでの経過といたしまして、少しお話しさせていただくと、6月に長崎バスの連携協定というのを締結いたしました。その後、長崎バスさんの方とは協議、検討というものを継続して進めているところでございます。

両方で検討するというのが、それ以降ということになりましたので、どういうことから入ったかということ、当たり前のことかもしれませんが、じゃ、どういう人で検討していこうかと、両者の検討体制の構築から入って、その上でどういうふうに進めていこうかということの中で、まずはお互いの路線の状況というのは存じ上げないというところがございまして、まずは路線の状況というのを確認していこうねというようなお話になって、現在に至るまで、今、路線の現状把握というものに努めているところでございます。

具体的には、双方の乗降データというものをお互いにやり取りをして、その上で利用状況がどういうものかということを確認したりということをやっているところでございます。

乗降データと申し上げますのは、過去のデータということになります。つい先日ではございますけれども、今の状況はどうなんだというところで長崎バスさんと両者合同でバス停に立って乗降調査なんかも今進めている状況でございます。

こちら、進めていく中で、先ほど東部地区からというお話がございましたけれども、昨年から長崎市が地域公共交通計画の策定を進められておりました。それが先月、無事策定という運びになりました。先月行われた協議会の中で、今後、長崎市としても各個別の路線計画、実施計画づくりに入っていこうということであるとか、あと、そこを踏まえて東部地区に対してハブ&スポーク型の再編というものの検討に着手していこうという形になりました。

だから、長崎バスと進める共同経営計画に向けた我々の検討というのは、市の基本計画と整合性を図っていく必要がございますので、当然、市とも連携しながら今後進めていきたいと思っております。

実際に取組を進めていく中で、取り組んで初めていろいろわかることというか、難しさみたいなものを感じるということにはございますが、今回のことは、今申し上げましたように長崎バスさんだけではなく、長崎市さんとも協議をしながらということになりますので、3者の認識を共有しながら進めていくというのは、わかっていたこととは言えますけれども、なかなか難しいことだなということを実感として感じているところがございます。

あと、実務的なことで言いますと、乗降データの確認ということを申し上げました。お互いのデータ形式が違うので、それでどういうふうにやっていこうかというようなところの実務的な難しさというのがございます。やってみて初めてわかるというのもございますけれども、今の時点では、長崎バスさんとの協議も比較的、率直なところの意見交換ができていくんじゃないかなというふうに思っております。

【深堀委員】ありがとうございました。そういったデータを確認したり、ある意味、競合他社同士がそういった情報をやり取りするというのは、非常に前に進んでいる状況なんだろうなというふうに理解をします。

どうしても市民生活に直結する公共交通の話ですから、協議の中身をつまびらかにというわけではなくて、方向性なり、見通しなり、時期なり、そういったところの出せる情報というのはアナウンスする。もちろん、議会にも適宜報告をいただきたいなということを申し上げておきたいと思えます。

それに関連して、以前の議会でも共同経営についての考え方でいろんな手法があるんだよということもありました。今日の局長説明の中にも、再編の手法としてハブ&スポーク型の運行というのがありました。

これを考えた時にバス編成の効率的な運行にももちろんつながるんですが、拠点となる、例えばバス停ですね、幾つかの視点で、そこを拠点にして、そこからスポークにつなぐというような拠点となるようなバス停が当然出てくるわけですね。そういったところは当然のことながら、バス停というのは道路に面しているわけで、その道路の改良等も今後出てくる可能性があるんだろうなというふうに私は思います。

そういう時に、国道、県道、市道にもあるわけですから、そのあたりの道路管理者との連携というのは、今の時点で話が進んでいるものなのかどうなのか、そのあたりの状況を確認したいと思います。

【柿原乗合事業部長】ハブ&スポークに伴う乗継ぎというか、乗換えポイントのところの道路改良等についてのご質問でございます。

先ほど、東部地区の再編を、東部地区にハブ&スポーク型の再編というものの検討に着手するということを申し上げました。ここは東部地区でいくと東部地区の中心地点であります矢上のバス停が結節点、ハブとなるような場所ということ想定してこれから進めるということになるかと思えます。

そうした場合、委員おっしゃるとおり、そこが待合の場所という形にもなってきますので、そういったところの環境整備というところは、一つ課題として挙げられようかと思えます。

ただ、現状としては、方針が示されたというような状況でございますので、具体的に今のところ、こうしようというようなところまではまだ話としてはできていないという状況でございます。

【深堀委員】わかりますけど、そういった道路環境の整備というのは、時間がかかるわけですね。逆に今度はそういう方針が決まったら、運行上は結構速やかにできるわけですよ、タイムラグが生じてくる。そこで安全性とか利便性にも影響してくるわけです。ですから、その時間軸という捉え方をしっかり捉えて、道路管理者側とも連携しておかないと、路線の再編はできたけど、拠点となるハブバス停が今までと全く一緒に乗客が待つスペースもないなんてことになれば、これはちょっと残念な話になるの

で、そのあたりをしっかりと連携してもらいたいと、これは要望しておきたいと思えます。

次にもう一点、安全・安心についてということで、輸送の安全についてということで、局長の説明資料の中にも出ています。説明の中でもありましたけれども、「今年度の有責事故発生件数は8月末で5件となり、過去5年で最も事故が少なかった、昨年度より半減しております」ということで、これを聞く限りは、安全性が向上しているんだなというふうに安堵するわけですが、じゃ、そもそも県営バスの輸送安全のレベルといえますか、例えば、昨年までものすごく多かったものが減ったからいいよなのかもしれないし、もともと少なかったものが、より少なくなったということであれば、それはいいんですけども、比較対象になる同業種、バス運行事業者の事故の発生状況と比較して県営バスの事故の発生状況がどういう位置にあるのか。データとして非常に取りにくい数字なのかもしれませんが、そのあたりをどのように認識をしているのか、お尋ねしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】事故件数につきましてのお尋ねでございます。

委員おっしゃいましたとおり、事故件数について多いのか少ないのか、やはり客観的に評価、把握ができないというご指摘は、ごもっともだと思います。ただ、事故の件数等というのが、公表されているものが意外と少のうございます。また、事業者によっても事故のカウントというのが少し異なっているという現状もございます。なかなか最適な比較対象となるデータがないのが現状なのですが、地域が異なるので非常に恐縮ではありますけれども、全国の大都市の公営バス事業者における指標というのがございましたので、ご紹介しながら、我々の状況がどうか

ということを申し上げたいと思います。

全国の大都市の公営バス事業者における、これは走行キロ10万キロ当たりの事故件数の指標でございます。走行キロ10万キロを走る時に、どれぐらい事故が発生しているかということになりますので、数字が大きいと事故が多いということになります。

こちらが平成30年度から令和2年度までの3年間でございますけれども、大都市平均が、年度によって違いますが、こちらが0.65件から0.77件の間の数値で推移をしているというような状況でございます。一方、私どもはどうかということで計算をいたしますと、こちらは0.27件から0.33件の間で推移しているというような状況でございます。

したがって、平均よりは少ない状況ではございます。しかしながら、大都市と走行環境とかも全然異なるということもあるので、単純に比較はできないんでしょうけれども、その中でも我々の車両台数と同じぐらいの都市がございましたので、そこと比較すると、そちらの事業者さんは0.28から0.38というようなところで推移してございまして、私どもと余り変わらないというようなことでございます。ですから、私たちは平均よりも下かもしれないけれども、特別よいかということ、そうではないんだろうというふうに認識をしております。

申し上げましたように、走行環境が異なる事業者間での比較になりますので、単純比較はできないと思うんですけれども、少なくとも突出して事故が多いということはないんじゃないかなというふうに考えております。

【深堀委員】ありがとうございました。無理言って、いろいろ調べてもらったというふうに思っています。事業者ごとに事故の扱い方といい

ますか、件数のカウントの仕方も異なるし、単純な比較はできないけれども、考えられる手法で見た時には平均よりも下なのかなというような評価があって非常によかったなと思います。

ただ、公共交通事業者の最大の目標は安全です。ものすごくハードルが高いですけど、本当は事故ゼロですよ、究極の目標は。交通事故総合分析センターという公益事業財団の資料を取り寄せているんですけども、各交通モードの中で事故の発生件数というのは、乗合バスというのはかなり低いんですよ。交通モードで一番高いのがトラック、その次はタクシー、その次にバスが来るということで、事故の発生件数というのは、交通モードで比較しても低いということは、安全性に対しての認識も非常に高いということだと思います。

あと、バス事業者で一番懸念されるのは、社内事故件数です。車内事故件数も、この統計データから見れば、平成21年が全国で868件ぐらいあったものが、令和元年では318件までずっと右肩下がりで下がってきている。恐らくこれは県営バスの状況も一緒だと思います。

何を言わんとしているかということ、結局、究極の目標である事故ゼロを目指して、教育態勢といいますか、そういったことの充実を、やっているから大丈夫というよりも、やり続けなければいけないという観点から、いろんなデータを運転手の方にも示しながら、安全に対する意識を常に高めてもらうような努力をお願いしたいということをお願いいたします。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】長崎バスターミナル計画の検討状況と新幹線開通後の対応ということで質問させていただきます。

長崎バスターミナルの計画については、これまで質疑もさせてもらってますので、経過等については、もう述べませんけれども、県の中では土木部の都市政策課が長崎市とも協議しながら進めているという中で、交通局としても、その状況を見届けるみたいな立ち位置なのかもしれません。

ただ、そうは言いながらも、時間もたっているので、その計画の検討がどういうふうに進んでいるのかということと併せて、一番気になっているのは、文化観光国際部の審査の際にも少し意見させてもらったんですが、MICEが11月1日にオープンする中で、長崎市の県への要望を見ると、MICEを起点とした県内の周遊というか、そういうことにもこれから取り組んでほしいみたいな話も出ているわけですね。そういった大型施設が11月1日からオープンして県外から多くの方が来るだろうということ、併せて来年になったら新幹線が開通するというところで、結局、そういった大型事業のスタートとバスターミナル事業計画の整合性というか、進捗感が合っていないので、じゃ、MICEはともかくとしながらも、来年の新幹線開通後、今のままのバスターミナルの状況というか、それはハードというよりも、ソフト面で運行の状況がそのままがいいのかというのは非常に懸念をされていて、開通してから、どんな便が増えるのかとか、どういうコースが必要なのかということについて、もう検討しておかなきゃいけないなと思っているんですけども、そういうことは、今、交通局の方で検討の俎上に上がっているのか、上がっていないのか、そういうところを含めて今日確認させてもらいたいと思います。

【安藝管理部長】まず、私の方から建て替えに係る検討状況の経過についてご報告をさせてい

ただきます。

ターミナルの再整備につきましては、土木部で調査事業が実施されているというのは、委員もおっしゃられたとおりでございます。土木部と意見を交換しながら土木部の調査事業に協力をしているところでございます。

これまで地権者や交通事業者に対する意見照会とかサウンディング調査が土木部において実施されておりまして、10月以降、地権者を対象に研究会を開催し、地権者の合意形成を図っていき、事業の実施区域について今年度中に一定の方向を得たいということで聞いております。

今後、研究会が実施されるに当たりまして、土木部と連携して円滑な事業実施に協力してまいりたいと考えているところでございます。

【柿原乗合事業部長】新幹線開業、MICEも開業するというところで、そういうことを踏まえて、土地の変化を踏まえて、路線等についてどういう考えを持っているかというようなことだと思います。

新幹線開業に向けて、今、駅周辺の開発が進められているところでございますが、現状、駅周辺のバス停、バスの乗降場等の施設というのは、工事等で少し入れ替わったり、移設があったり、開業後も施設としては移り変わるというような形になりますので、現状としては、バス停移設等に伴って対応していくというような形で考えております。現状としては、そういうような状況でございます。

【前田委員】ということは、新幹線開通後というのは、県営バスのバスターミナルを起点とした路線というのは、何も増減というか、マイナスはにおいておいて、何か新しく路線が変わるかということは全くないというふうに受け止めていいんですか。

【太田交通局長】前田委員がおっしゃられますことは、新幹線開業後、新たな路線の開拓を検討しているかというようなご趣旨だと思いますけれども、今のところは、そういうことはございません。貸切バスなどで着地型の県内ツアー、日帰りであったりとか、宿泊だったりというようなもの、そういう視点から開拓をしていこうという検討はさせていただいております。

【前田委員】長崎駅、長崎市だけに限っただけではなくて、従来から空港も含めて2次交通網が弱いんだという話の中で、せっかく新幹線が来て、県内周遊をどう図るかといった時に、着地型で貸切を増やしていくのは一つの方策だと思いますけれども、本当にそういった来る方のニーズを探って新たな路線をつくらなくていいのかということは検討してほしいなという思いがあります。

結局、何も変わらないということであれば、ただ単に駅が変わって、どう言えばいいのかな、利便性はよくなるかもしれないけれども、そこから先にもっと長崎の中を回ってもらおうというイメージが湧いてこないんですね。そこはちょっと考え方の相違なのでいいとします。

そしたら改めてもう一点、この際聞きたいのは、ハード面の整備は、さっき管理部長から聞きました。ただ、地権者との合意を得ながら、地域を決めながら、最終的に土木部というか、県が一番理想とする形にするとするならば、再開発までのせてしまって、長崎市との協議は要りますけれども、10年ぐらいかかる話となった時に、今の建物が、あの状況で10年先まで、このままでいいのかと。さっき言ったような来た方の利便性を考えた時に、従来、当初の計画であった駅の西側の区域というのは、今でも活用方法がなくて、私は未定だと聞いているんです

けれども、土地があるんですけれども、私個人的には、10年先なんて多分待つてられないので、仮設的にでもバスターミナルを造って、利便性であったり、路線等も、来た方が本当に満足するような路線を組むべきだと思っているんですが、そういった仮設を造るとか、10年先まで待つということに対しては、どんな感覚というか、認識をお持ちなんですか。

【安藝管理部長】現在の長崎ターミナルの老朽化、耐震性等を鑑みれば、委員ご指摘のとおり、早急に仮設ターミナルをとというふうなお考えについては、十分理解いたすところでございます。

しかしながら、仮設という建物の性格上、不定期な使用、いつまで使うかわからない使用というところは、なかなか想定されづらいので、長崎ターミナルの再整備のスケジュールが明らかになった後でないと、仮設ターミナルの設置、使用の期間というところのスケジュールを立てづらいというふうに考えております。

現状においては、土木部と連携しながら、ターミナル建替えの検討が早急に進むよう、協力してまいりたいと考えているところでございます。

【前田委員】本来の計画が立たないと今のような話にはならないと思うんですが、ただ、老朽化が進んでいるということと、新幹線開通後も従来の型でいいのかと。

もっと言えば、サウンディング調査した中では、もし建て替わったら乗り入れたいという会社もあると聞いていますので、そういったことを考えたり、併せて以前から指摘しているように、今のバスターミナルはバリアフリーが全く効いてませんので、そういうことをもろもろ考えた時には、早急に土木部とその方向性を立て、全体のしっかりした計画は立たないまでも、

期間のスペンがわかれば、今言ったような仮設ということも検討にののかかなと思っているんですね。そこをしないと、その土地も遊ばせるわけにはいかないから、一定別の使い方をしようということになるかもしれないので、そこはどちらが先かという話じゃないかもしれませんがけれども、本当に早急に考えないといけないし、長崎の玄関口として、この長崎駅が大きく変わろうとしている中では、バスターミナルも、ある意味、ハード、ソフトを含めて少しリニューアルしてほしいということを私は要望しておきたいと思います。

【中村(一)委員長】 ほかに。

【坂口委員】 よろしくお願ひします。ご承知のように、県では、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」を策定して温暖化対策に取り組んでいるところであります。バスの運行を事業とする交通局におかれては、特に、その対策の取組というのが求められている部署ではないかと考えます。

そこで、交通局における地球温暖化防止対策の取組について、現状でどのような対策がなされているか伺いたしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】 地球温暖化対策として交通局が行っていることについてのご質問でございます。

私どもが行っていることにつきましては、まず、県の一機関として他部局と同様の取組のほかにバス事業者としての取組、両面があるかと思ひます。

県の機関といたしましては、エコオフィスの実現に向けた取組、オフィス等における電気などのエネルギー量の節減などの各種取組を行っているところでございます。

一方でバス事業者である交通局独自の取組と

いうことであれば、穏やかな運転を行うことで燃料の使用量の削減を図るエコドライブというものを推進しております。エコドライブの取組については、こちらは全部のバスに搭載してありますデジタルタコグラフの機械のデータを活用して行っております。

デジタルタコグラフと申しますのは、運行記録計のことでありまして、速度であったり、あとエンジンの回転数、それから走行距離の推移などをメモリーカードなどで電子的に記録しているものでございまして、これらのデータを組み合わせて1回1回の運行に対して急加速が何回あったとか、急減速がこれくらいあったんだとか、アイドリング時間がこれくらいあったというようなものを数値化した運転日報というものを作成することができる仕組みになっております。

こうして得たデータを一日の勤務が終わった時に、その日のうちに運転日報がすぐ出るようになっておりますので、そこで基準値に満たないような乗務員には指導するというようなことをやっております。

エコドライブを行うことで燃料使用量の節減が図られるということもありますし、また、穏やかな運転というのは、安全性の向上にも寄与すると思ひますので、今後も継続して取り組んでまいりたいと思ひております。

【坂口委員】 昨日、気候変動に関する請願が出まして審査をしたところでです。請願者の意見としては、県の取組が見えづらいと、温暖化対策が見えてこない、県民に対して伝わってこないという指摘がございました。この実行計画を進めていくのは、所管としては地域環境課の方だと思ひんですけれども、デジタルタコグラフといったものを使って得たデータというものを実

行計画の所管課である担当課と共有したり、あるいは目標の設定などをやっているかどうか、その辺の取組がなされているかどうか伺いたいと思います。

【柿原乗合事業部長】デジタルタコグラフのデータを県の所管部局と連携して取り組んでいるか、目標なんかを立てているかということですが、現状としては、排出量等の削減ということでデータとして用いることはございますけれども、それをベースに目標を立てたりとか、そういう形で県の担当部局と連携しているということはありませんで、日々の運行管理の中で利用しているという状況でございます。

【坂口委員】環境への配慮という観点から、今後、排出量の削減等の目標も含めてご検討いただければと思います。

温暖化防止対策に取り組むことで、内部的には経費の削減ですね。先ほど言われたように収支の改善ということもできるでしょうし、また、公共交通機関の利用を促進することで環境への配慮と温暖化への取組という一挙両得の取組ができるのではないかと考えますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかにございませんか。

【小林委員】先ほどからお話がありますが、6月9日に県営バスと長崎バスが共同経営を前提として連携の協定を結んだと。あれからちょうど3か月ぐらいたつわけです。そして、共同経営でスタートするというのが、来年度、4月1日でありますから、もう半年ぐらしかないと、こういうことになるかと思えます。6月に締結して3か月が経過したと。スタートまであと6か月しかないという状況の中で、今まで競合しておったところが協調路線に変わるわけです。

そういうところからして、6月から9月まで3

か月しかたっていないけれども、これまで見えなかった、あるいは実際的に共同経営をやったようになるかということのシミュレーションをされながらやってきたと思うけれども、具体的に協議が始まっているわけです。

その協議が始まっている中において、これまで見えなかったこと、これまで考えられなかったことの課題とか問題点が出てきているかどうか、その点についてはどうですか。

【柿原乗合事業部長】6月からの協議に際して今まで見えなかった課題等が見えてきているかというお尋ねでございます。

先ほど少しお話しさせていただきましたけれども、今回の取組というのは、長崎バスと長崎市と連携した取組でございます。3者の認識を共有していくというのが必要でありますので、やはり漏れなく認識を合わせていく難しさというのは、改めて感じているところでございます。

ただ、長崎バスとの協議においてわかってきたこと、話をしてわかってきたということでございますけれども、両者ともバス事業の経営というのは厳しいんだなということを実感しましたし、運転士やバスといった経営資源にも一定限界があるんだろうということについては、お互い、お話をする中で認識を共有するに至っているところでございます。

そうした状況でありますけれども、それぞれの社・局で運行しているほかの路線も含めて将来にわたって維持を目指していくということ。併せて、委員ご指摘のとおり、その上で両者の経営改善にもつながるような最適解を導き出していきたいと思っています。今後、限られた時間ではありますけれども、しっかりと検討していきたいと思っております。

【小林委員】今、3か月经過して、当然、共同

経営をするということまで6月の決定に至るまでの間に、いろいろとシミュレーションをしているだろうと、こう私は言っているわけで、当然だと思います。

部長の答弁を聞いておきますと、たった今始まったかのような状況の中で、これだけ大合併というか、共同経営を、先ほどからも言っているように、競争相手と一つになるわけだよ。

銀行なんか、十八銀行と親和銀行あたりの合併を見ると、これは中身はすごいよ。もう全く経営というものを肌で感じるような、あらゆる課題、あらゆる問題点がきれいに整理されておいて、さすがだというような感じがする。

その割に、失礼だけれども、あなた方が話ができないのか、あえて話をしようとしてないのか、どんな課題が出てきているか、抜本的な課題はもうないのか。ただ、長崎バスも県営バスも、いかにして経営をペイするかと、そういうことばかりの状況なんだけれども、もちろん、最終的にはそこが目的で安定的な経営につながらなければいかんけれども、そういうところの協議の内容というものが、何かいまひとつ、ぴりっとしないんだよな。

そういう点については、正直に言って、どこまであなた方がやっているのかどうかとか、そういうようなことについて疑う必要はないけれども、最終的に合併によってどれだけの効果があったかというのは、当然、議会に対しても、県民の皆さん方に対しても明らかにしなければならぬところであるから、もう少しその辺のところについて、どうもいまひとつ私は、世紀の大合併の割には、なかなかそういう共同運行、共同経営、これだけのことを言いながら響いてこないということ、これは指摘をしておきたいと思います。

次に、もう何回も出てくる言葉が、「ダイヤを効率化させる」とか、「効率的なダイヤ編成」とか、あなた方のお得意な言葉、寝言でも言いよるかもしれんぞ。ダイヤの効率化とか、ダイヤを効率的に編成するということは、一番の根幹に関わることだろうと思うけれども、具体的にどんなことをそういうふうに効率化と言うのか、その辺のところを言葉で言えますか。その辺のご答弁をいただきたい。

【柿原乗合事業部長】ダイヤの効率化が、どうということを示すかというご質問でございます。

ダイヤの効率化と、確かにそういう言葉でご説明させていただいているところでございますけれども、私どもがイメージしておりますのは、利用実態に即したダイヤ設定ということになるかと思っております。ですから、利用実態をつぶさに確認をした上で、バスならバスとしての利用としてしかるべき輸送供給量というものを設定していく、そういうことを考えているというような状況でございます。

【小林委員】結局、経営がうまくいかなかった、コロナでお客さんが少なくなった、減収だと、しょっちゅう、こう言っているわけです。それに対してどういう対応をしますかと、「ダイヤの効率化を図り」と文章にも書いてある。ダイヤの効率化とって、今の答弁は利用実態に即した供給と、当たり前のことです。これによってどれだけのプラスが出てくるのかと。

このことについては、これまでコロナの前とか、あるいは一般財源から繰入れをせざるを得ないとかいう平成27年度までのこととか、そんなようなことを考えていけば、もっと早くダイヤの効率化というのはやっていかなければいかんことで、しょっちゅうやってきたらろうとは思いますが、なんかずっと永遠に続いている

わけだよ。つまりバスの乗り手が少なくなったと、そうしたらバスの台数を減便してもいいとか、あるいは職員の数をどういうふうにするかとか、そんなようなことが直接、支出減というようなところについているのか。こういうダイヤの編成ということに対して、明確な、きちんとした中身がわかりづらいと、こういうことですが。

【太田交通局長】冒頭に局長説明の中でも申し上げましたが、一昨年の一般の路線バスの状況からしますと、収入が23%ぐらい減っております。ということは、お客様が23%減っているという状況でございます。これがコロナ以前でありますと、年間、大体2%ぐらい減るというようなもので、その2%に合わせて、毎年4月にダイヤ改正を実施して、その後、少しずつ便数の調整をしていくということをやったんですが、コロナによりまして20%ぐらい減っておりますので、先ほど柿原部長が言いましたけれども、お客様の状況に合わせて便数を調整すること、基本的に減便せざるを得ないような状況でございます。

その減便の程度は、やはりお客様が20%減りますと、全体で2割ぐらい減らさないといけないような状況です。それが朝なのか、夜なのか、昼なのかというような状況がございますので、その辺の状況の調査も一緒にしながら、今、進めているような状況でございます。ですから、一気にコロナでお客様が変わってきたということでございます。

【小林委員】 そうすると、令和3年度の4月1日にダイヤ改正をいたしましたよね。いわゆる令和2年度までのダイヤと令和3年度のダイヤ改正で、例えば、共同経営をするところの長崎市内は、どれくらいの便数が走っていて、4月1日

に新しいダイヤ改正で、どのようにここを対応されたか、そこはどうですか。

【柿原乗合事業部長】長崎市内の便数についてのお尋ねでございます。

こちら、今年の4月にダイヤを改正しました。その前と後という形でお話をしたいと思いますけれども、ダイヤ改正前は991便ございました。今年の4月のダイヤ改正によって918便ということで73便ほど減便となっているような状況でございます。

【小林委員】 991便であった市内の県営バス路線が918便に4月1日からなりましたと、そうすると、これが73便、減便になりましたと。このところで、この減便というのは、まさに今まで走っておった路線がなくなったのか、時間で少なくなったのか。73便が少なくなったということは、路線がなくなったということなのか、ということなのか、もう一回明確に。

【柿原乗合事業部長】 73便の内訳については、減便をしたといっても、路線が廃止になったりということはありません。コロナ禍によってお客様の利用動向に変化がっております。というのが、昼の需要であるとか、夜のお客様の利用が少なくなってきていたという状況がございます。一方で、夕方はお帰りが早くなったというのもあったと思うんです。その関係で逆に乗れなくなったというところもございますので、先ほど申し上げた73便というのは、プラス・マイナスを含めてではあるんですが、昼とか夜とか、基本的にはそういう利用の少ないところを減便して、逆に夕方は増やしたところもございます。

利用動向を含めた形で運行便数等を設定させていただいたというような状況でございます。

【小林委員】 そうすると、今の話でとても大事

なんだけれども、減便と言えば全部マイナスにしたと、こういうふうな捉え方をするんだよね。だから、あなたが今言うように、ちゃんと増やしたところもあるんですよ。そして、減便したところとトータルして73便だよ。こういうところはもうちょっと答弁の中で言わないと、時間差だけれども、要するに、10本あったものを7本にしたとか、8本にしたとか、ここは7本しかなかったけれども、10本にしたんだよとか、こういうような両方があるわけだよ。このところはきちんとしておってもらいたいと思うんだよ。

例えば、今言う991便が918便になりました、73便が事実上減便になりましたと。ならば、運転士とかバスとか、そういうものがどういうふうに、いわゆるそこからの効果が出てくるんですか。

【安藝管理部長】運転士につきましては、令和2年で443名おりましたけれども、これが令和3年度から令和6年度にかけて78名減らすというふうな計画にしております。これは減らすと申し上げても、定年退職等で辞めていった方々を令和6年度まで採用しないという形で78名減らすというふうな形で計画しております。令和7年度以降は、退職に応じた人数を採用していくという形で対応を考えております。

【小林委員】 そうすると、令和3年度から令和6年度までの4年間、今言われたような443名の運転士の方がいらっやると。これについては自然減少で78名の方の希望退職とか肩たたきはしないと、ここはもう自然的に退職の時期が来ると、令和6年度までに78名になると、ここは採用しないということの中で人件費を圧縮していくと。これでどれくらいの効果があるんですか、どのくらい支出が減少されますか、計算

はできてますか。

【安藝管理部長】主に乗務員の人件費の削減でございます。減収対策企業債の償還期間である令和3年度から令和17年度にかけて、合計で約18億5,000万円程度の効果を見込んでいるところでございます。年当たりの収支改善額として平均すると約1億2,000万円ということになります。

【小林委員】減収の企業債を幾ら借りて、それはどのような支払いのやり方をやっていくのか。これは以前に質問した際に教えてもらったけれども、交付税措置もあるけれども、あんまり有利なものでもなかったような感じがする。3年間ぐらい据置き、売上げが減った場合に経営をバックアップしてもらうための、これはありがたい方針です。これを大体幾ら借りるんですか。

【安藝管理部長】令和2年度において12億円の減収対策企業債を発行しております。委員おっしゃられたとおり、令和3年度から令和5年度にかけての3年間は、元金の償還は据置きで、令和6年度以降、償還をしていく予定にしております。

【小林委員】もう時間がないようだから終わらんといかんと思うんだけど、共同運行によって経営的にどれだけの効果が出るのか、このところが非常に関心のあるところなんです。合併が、例えば令和2年度に2億9,000万円、3億円近い赤字だった、令和元年度に3億円近い赤字だった、令和2年度を見てみたら6億円の見込みだと。長崎バスにおいても、令和元年度で4億円、令和2年度では10億円ぐらいになると、お互い、そういう赤字がそこに非常に積もっていくと。こういうことだから、もう待たなしで、これを黙ってやっておいたら大変なことに

なるという交通局長の名言が出てきて、ここをきちんと、共同運行していかなければいかんということになったわけだよ。

ただ、これは全部で30億円だよな、15年間で。この共同運行で30年間だけの、つまり令和3年度から令和17年度までの15年間で18億5,000万円と11億5,000万円の約30億円、これだけしか見込まれないのか。共同運行というのは永遠に続くけれども、この15年間では、これは共同運行するからということで、これは県営バスの中期かなんかの経営を改革していこうという計画を立てて30億円、18億5,000万円と、バスを新しく購入する必要はないということで11億5,000万円、トータル30億円と。これが要するに、今回、共同運営をする、そういうところでそれしかないのかどうか、これを最後にお聞きいたします。

【中村(一)委員長】 時間がきてます。簡潔に。

【太田交通局長】 中期経営計画の見直しと減収対策債の返還に伴います収支の見直しについては、路線の見直しだけではございませんで、そのほかに資産の活用、それから人件費の改善、これは本局の職員を減らしたりとか、そういうことも含めまして全体で15年間で83億円ぐらいの収支改善策を見込んでおります。その中の30億円ということを経営の再編の中でやっていくということでございます。

【中村(一)委員長】 ここで換気のため、2時50分まで休憩いたします。

午後 2時40分 休憩

午後 2時48分 再開

【中村(一)委員長】 委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

【八江委員】 通告をしておりましたことについ

て質問させていただきます。

コロナ禍の中での運行の見直しとその対策はということです。

コロナの前も、乗客等については、今の時代で路線、あるいは貸切、その他あります。資料では、貸切バスが前年対比マイナス58%、高速バスの空港リムジンバスなんか73%、長距離の県外高速バスについては84%、大きなダウンになっております。路線バスについても23%減ということです。

コロナがなければ、先ほどの話じゃないけど、そんな大きなあれはなかったのかなと思いますけど、時代が時代だし、事実は事実ですので、それを乗り越えるためにどうすればいいか、どういう対策をすればいいかということで日夜努力いただいていることは十分承知しております。

そこで、今現在、お話も出てきたと思いますけど、何が究極的に必要なのか、どういうことをして乗り切ろうとしているのか、それだけもう一度、確認のために質問させていただきたいと思います。

【江頭貸切事業部長】 貸切としましては、ご指摘のとおり、令和元年度と比べると約6割ほど、まだまだ少ない状況が続いている状況でございます。昨年度1年間、コロナの中で非常に厳しい思いをしましたが、その中で、これまで取り組んできた修学旅行であったりとか、そういった通常の一般貸切というのは、言い方を変えると非常に受け身というか、利用者の動向に左右されるという面があるのかなということを強く感じたところでございます。

そのような中で、現在は県営バス独自にできるだけ主体的に需要喚起を図るということで、先ほどもご紹介させていただきましたが、ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーンというもの

を活用して、子会社の県営バス観光と協力しながら県内のツアーというものに取り組んでいる状況でございます。

まずは7月から9月にかけて、県内の島原半島であったりとか、西海市、佐世保市、松浦市、ハウステンボス等を目的地とした日帰りのツアー、そして壱岐の1泊2日、そういったものを一旦10種類、約60本の設定でチラシ等を作成して募集を行わせていただいたという状況です。

8月10日でキャンペーンが一旦止まりましたので、募集自体も中断しておりましたが、9月25日のキャンペーンの再開に合わせて、再度、募集を開始している状況でございます。

【八江委員】貸切バスあるいは高速バス、こういったものはコロナで県外との交流、行き来については自粛せろとお互い言われてきて、皆さんの手法でそうなったわけじゃないということでも十分理解はしますけど、路線バス等については、そればかりは言えない部分もあるんじゃないかなと。もちろん、交流事業とか出かけることも自粛せろということですから、その影響もあることは事実ですけど、それは一つの時代の流れで、路線の見直しは、もうやっぱり避けて通れないものではないかなと。一つは行政路線、政治路線とかいろいろありますね。それを今のままの状態ですっと持っていった方がいいのかどうかになりますけど、これは市民の足を削ることにもなってくるから、それはとてもじゃないという、我々もそういう立場で路線は外しては困りますよと言いたいところがあります。

そうならば、今まで行政がいろいろ地元負担をしておった、補助、助成をしておった市町が、そこには役割を果たすものが十分出てくるんじゃないかと、こう思ったりするんです。そのためには国の措置もあると思います。そういうも

のをある程度しながら路線を維持確保していかなければ、県民の足、市民の足は確保できないんじゃないかと、そう思っております。そのことは、もっともっと市町との話の中で詰めていくべき問題だと、このように思います。

それ以外の貸切バスとか高速バスというのは、コロナが改善をしてくればまた大きく、修学旅行等も出てきますから、その対策等については、今しっかりしておかなきゃならないんじゃないかと思えます。

来年の秋には新幹線の開通ということもあります。これは全面フル規格ではないから、それがどのくらいの影響があるかわかりませんが、それはそれとして大きな流れになってくると思います。

こういったものを見直しは、十分していただいているし、その対策については考えていただいていると思いますけど、路線バスはどうする、あるいは貸切バスはどうするというのを区分して考えることが必要じゃないかと思うんですけど、そのことについての考え方はいかがですか。どのように対応していこうと考えているのか。

【柿原乗合事業部長】委員おっしゃるとおり、コロナによって、すごく乗合バス事業が影響を受けているのは、もう言うまでもございません。現状で申し上げますと、コロナ禍によって利用動向が変わってきますので、それに沿って需要に応じた細やかな便設定などができるような、空港線とか、あと高速バスというのは、供給なんかを調整しながら今しのいでいるという状況が現状でございます。

ただ、今日で緊急事態宣言も解除されてまいりますし、高速バスも10月9日からまた運行を再開する予定としております。

今後どうやっていくかということでございますけれども、まずはやっぱり落ち込んだ利用の回復を図ることが先決かなと思っております。

路線バスについては、コロナ禍での落ち込みというのもございますし、もともと人口減少等に伴う利用者減少というところがございますので、ここは各市町との協議も図りながら、適宜見直していきたいと思っております。

高速バス等に関しましては、人の移動が正常化してコロナ前の水準に戻るとというのが前提になってこようかと思っておりますけれども、徐々に出口というものを見据えながら考えていかないといけないかなと思っております。

ただ、今の時点では、状況としては利用者というのはまだ戻ってきてない状況ですので、その回復状況等を見ながら検討してまいりたいと思っております。

【八江委員】 昨年11月に地域公共交通活性化再生法というのが施行されて、それを市が主体的に地域公共交通の維持に関わるということという法改正がなされておりますけど、そのあたりのことについては、県営バスの場合、諫早とか大村とか長崎ということになるとは思いますけど、そのようなことはどのように進められていくのか、話し合いは既になされているんですか、どのように現在されているんですか。

【柿原乗合事業部長】 各市町によって進め方というのは、今、異なっております。今後に向けてということになりますと、活性化再生法の改正も踏まえて各市町と協議を行っているところでございます。長崎の方は、先ほど申し上げているような共同経営の検討と併せて、長崎市とも連携して進めている状況でございます。

諫早市は、現状としては、計画の策定の着手にはまだ至っておりませんが、令和4年

度から計画の策定に着手していくということでお聞きしておりますので、そこを踏まえたところで協議をしてみたいと考えております。

【八江委員】 いずれにしても、路線バスというのは、大事な路線でもありますけど、経営的にそれが足を引っ張っていると言えれば失礼になるかもしれないけど、大きな問題があるところじゃないかと思っております。これはやっぱり地方の行政体と一緒にあって、市民、県民の足を維持するためには、どうしても避けて通れない話だろうと。だから、その点は国の支援をいただきながら維持していただき、また、路線の確保もお願いしておきたいと、このように思います。

そして、地域では、老人会とか婦人会とか、あるいは地域の有志の皆さん方が市民バス的なことの発想をいろいろ考えているやり方、諫早も老人クラブ連合会がいろんなことを考えてやっておるということも聞いております。そういった人たちとの連携というか、協力はやっぱりしていないと解決できるものではないんじゃないかと、こう思っておりますので、それも踏み込んで考えて交流を深めていただき、いろんなことに反映させていただくようお願いしておきたいと思っております。

そして、高速バス、貸切バスといったものは、長崎県は交流都市でもありますから、これはコロナが解決した時にはいち早く復活して取り戻すという前向きな姿勢も持っておかないと、駄目駄目の話では、どうにもならないと思っております。これは全国的に、どこもあっていることですから、それにどうして勝つかというのは、お互い知恵比べだろうと思うんですね。

そういう意味でしっかりやってほしいと思っておりますけど、最後に交通局長の今の取組についてお尋ねして終わりたいと思っております。

【太田交通局長】現在は、コロナによりまして影響を受けておる分をどう対処していくかというのが大きな課題になっております。ただ、八江委員がおっしゃられますように、コロナ禍がなくなった時にすぐに動き出せるように、そういう準備をさせていただきたいと思っております。

それと路線バスについては、先ほども部長が申し上げましたように、各市との連携、各市のいろんな状況がございますので、そういう状況も踏まえて、いろんな形で地域に合った路線バスを考えていきたいというふうに思っております。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田(博)委員】 それでは、通告に従いまして幾つかお尋ねしたいと思います。

交通局の経営状況についてまずお尋ねしたいと思います。

先ほど、ほかの委員からもいろいろと質問がありましたけれども、経営に大変関わる県営バスと長崎バスの連携協定ということでいろいろ話をしておりましたけれども、わかりやすく言うと、今、連携協定のどこまで、全体の最後まででの構想の中の大体どこあたりまで、わかりやすく言うと何十%まで進んでいるかということをお尋ねしたいと思います。

【柿原乗合事業部長】 現在、検討がどういう状況にあるかというお尋ねでございます。

現状行っていることといいますと、まず、路線の現状を共に把握をするという状況でございます。具体的な対策については、まさに今から協議をするというような形になってまいりません。

したがって、何%というのは、なかなか申し上げづらいんですが、まだ一番最初の段階

にあるというような状況でございます。

【山田(博)委員】 今年の2月か3月から話をして、4月からですか、話をして、今のところはまだ初期的な状況だということで理解していいですね。そこだけ確認でお尋ねしたいと思います。

【太田交通局長】 6月初旬に連携協定を締結いたしましたので、そこがスタートになってまいりますので、今の段階は、まだ初期段階だというふうに思っております。

【山田(博)委員】 路線をいろいろと削減するのかなんかで話がありましたけど、そういった状況であれば今度はバスの運行についても幾つかお尋ねしたいと思います。

人員の削減という話がありましたけど、今、全国で4都道府県ですか、岩手県、宮崎県、北海道、熊本県で話が進んでいるのは貨客混載というのができているということで、これがスタートしたのは、岩手県が2015年6月、宮崎県が2015年10月、北海道が2016年9月、熊本県が2016年10月ということです。九州で、地方の方で2県も入っているんだけど、県営バスは、先ほどいろんな委員から路線を維持しないとイケないんだと、経営改善をせんといかにと、この2つをクリアする上で、地方路線のバス会社が、こういうふうに進んでいるんですね。高齢者の移動手段となるバス路線は維持せんといかにと。その一方で経営の効率化をしないとイケないと。

そうすると、今、全国の中山間地でヤマトホールディングスと提携してやっているということでありますけれども、こういうことを県に聞いたら、まだしてないんですと。ここは事前通告もしておりますけれども、今後の経営の効率化、改善、バス路線の維持についても、これをやっぱり一歩も二歩も踏み込んでやっていく姿

勢があるのか、ないのか、それをお尋ねしたいと思えます。

【柿原乗合事業部長】路線バスの荷物運送、貨客混載と申しますけれども、これまで路線バスにおきましては、少量の貨物を運送することが貨物運送事業者の妨げにならない程度で可能であったというところが、人口減少に伴う輸送需要の減少であるとか、あと、運転士などの労働力不足という課題があることを背景にしまして、現在は、委員おっしゃるように、バス事業者において、旅客運送に付随して当該旅客の荷物でない荷物単体を運送することは可能となったというような状況でございます。そういうことで各県においても取組がなされているということは承知しております。

私どもの方では、いわゆる小規模の荷物輸送、小荷物輸送というところは取り組んでおりましたけれども、なかなか貨客混載までには、なかなか至っていないというのが現状でございます。

委員からご提案いただきましたけれども、貨客混載についても、やはり将来に向かっての収益源の一つということでもありますし、チャレンジするということも必要なのかなと思っております。今後の課題として検討していきたいと思っております。

【山田(博)委員】ほかの県は2015年から、5~6年前からやっているんです、これ。今回、検討すると言うけれども、私から言われる前に今まで検討したかどうか。今回、350キロ以上ができるようになったということになってますね。他県はどんどん進んでいるんですよ。

局長、先ほど小林委員、八江委員からもいろいろとご指摘があって、今後の路線の維持とかもしないといけないんだと。収益を上げる上で何かないかということの中で、ダイヤの改正だ

とか、人員削減とか、そういうことばかりじゃなくて、もっと発展的なことがないかということ、今、お二人から言われたわけだよ、わかりやすく言うと。

そこで、局長、課題とかじゃなくて、やりますということで、今回、委員会で言って、どういうふうにやっていくかということで前向きにせんと、さっきの話を聞いたら、人員を4年か5年、自然減で採用しないんだと。そんなことを聞かされたら、大丈夫かとなるわけだよ、私たちは。

どうですか、局長、これは。もうちょっと前向きな見解を聞かせていただきたいと思えます。課題とかなんかと言ったら、委員会の用語だったら、しないということと一緒なんだよ。

【太田交通局長】コロナ禍によりまして、お客様が非常に減ってきております。その中で私がお聞きしますところでは、西鉄バスさんの高速バス、それから九州急行さんの高速バスで他県への移動について貨客混載を実施しているということです。

ただ、需要があるかどうかということもございまして、私どもだけでできることでもございませぬので、その辺の事情を探ってみたいと思っております。

【山田(博)委員】局長、もう一つ言いますと、さっき、坂口委員がCO₂削減とか気候変動と言われたじゃないですか。燃料費とかCO₂排出量の削減にもつながるんじゃないですか。

十分な需要があるかということをおっしゃったけれども、確かにそうかもしれないけれども、それはそれとして、交通局としてはやるんだと。そうせんと、手を挙げないと、誰も来んでしょう。あなた方がやりますと言えば、みんな集まれとなるじゃないですか。あなたたちがやるか、

やらんか、暗中模索だったら前に進まないよ、局長。

何度も言うけれども、コロナで大変なのはわかるんです。だから、私もない知恵を絞って、あなた方に提案しているんだよ、こうやって。真っ先にあなた方に提案しているんだよ。

だから、局長、委員の発言を聞いていたら、いかにあなた方の交通局を心配して、親心というか、激励という形で言っているわけだよ。そういうことを踏まえた上で、もうちょっと見解を前向きにさせていただかないとさ。

【太田交通局長】コロナによります対策といたしましては、減収に対する節減のこと、それに増収というの考えないといけません。その中の一つとして検討させていただきたいと思いません。

【山田(博)委員】ぜひそういうふうにしていただきたいと思えます、これは。4県のうち九州が2県もやっているんだよ、これ。

それで、今まであなた方も各地域に行った時に、こういったことを検討しようとしなかったというのは、いかななものかと思うよ。深く反省していただいて、検討していたのかな、乗合事業部長、どうぞ。

【柿原乗合事業部長】先ほどちょっと言葉足らずで申し訳ありません。

検討はいたしておりました。なかなか成案には至っていないという状況でございます。ちょっと違う事業ということがございますので、バスで運んだ先の配送体制が取れないとか多々ございまして、なかなか実現には至っていないということでございました。

【山田(博)委員】私も、実はそれはいろいろ聞いて調べております。そこで、私は関係機関の人に聞いたんだけど、あとやるか、やら

ないか、やる気があるかないかということだと言ってたよ、あなた方が。思い切ってやれば集まるんだと、みんなが応援するんだと。県営バスに勤務する人たちも、愛社精神があるから、それはみんな応援するんだという声を聞いているから、私はこれを指摘しているわけです。頑張ってくださいと思います。

それで、交通局の退職者について、先ほど新規採用をしないということで、退職者はそのまま自然減とするということです。私が今までずっといろんな会社さんの話を聞くと、特に愛社精神がある会社ほど伸びてますね。

そうすると、私はその中で、交通局の退職者を、単なる社員だったということじゃなくて、今度はお客様だと。今働いてもらっている職員の皆さん方の家族もお客さんだと。これをまず大切に、そういうふうなプログラムなり仕組みをつくって、要は、家族割引だとかファミリー割引とかして、どんどん集客をすとか。そういったことのプランとか割引制度とか、今、子どもプランというのはつくってありますけれども、そういうふうなことをしながら、今後、愛社精神を持って、さらに交通局の集客を増やそうよ、そういう仕組みというのをつくっていただきたいと思んですが、いかがですか。

【太田交通局長】委員おっしゃられるように、一企業体として職員を大事にする仕組みが一番大事だと思っております。日頃から、職員、それからご家族への呼びかけということで、私も文書を作りまして、コロナに対応する取組等についてお知らせをしたり、それから、退職時には感謝状を差し上げるというようなこともさせていただいております。それから、ツアー企画として職員のご家族の方、お付き合いのある方も含めて1グループとしてご利用いただくとい

うような活動もしております。そういう形で職員の一体感というのをぜひつくっていきたくて思っております。

できれば、いろんな形でご提案のありましたような職員の愛社精神というのがもっと強くなるような取組もやっていきたくて思っております。

【山田(博)委員】 交通局は、局長自ら、今までずっと退職者に感謝状を渡していただいているということで、それは大変すばらしいことですから、今後も引き続きやっていただきたいと私は思っております。

先ほどの家族割引とか、どんどん増やしていただきたいと思っております。というのは、私の地元の五島では、バス通学の運賃を半額にしたんだ、会社が思い切って。そしたら、当初は、そんなしたら駄目だとか言ってましたけれども、やろうということで会社がやったら、お客さんが増えました、五島バスはね、通学生が。

それは一概には言えませんが、なんでそうなったかという、運賃が高いとか言ってね、会社と住民と随分議論になったんですよ。会社側は、この運賃を下げたら成り立っていかないんですよと、それでは乗せられないんですよと、ということで、激論の末、結局は県立高校の統廃合の影響があって、そうなったんですね。結果的には半額までして、今、お客さんが増えて大変にぎわっているわけでございます。そのときは会社も、社員が住民と激論を交わしていました。私も何度も呼ばれましたけれども、その中で会社ぐるみで、さっき言ったファミリープランとかをつくりながら、愛社精神がさらに深まるような仕組みをつくっていただきたいと思っております。

もう一つ最後に、退職者にあなたが感謝状を

渡していただいているということですが、私の地元で運転士が退職する時に、お父さんが家族を自腹で自分が運転している路線を案内したそうです。その時に、お父さんの仕事はこんなに大変だったんだと、お父さんの偉大さがわかったということで家族の絆が深まったということです。もっとバスに乗ればよかったなということでした。

だから、お父さんの日とか何かの日で、家族の方を割引して、さらに乗客を増やすような、そういった仕組みを、まず身近なところからやっていただければと思うんですが、いかがですか。

【太田交通局長】 利便性を高めるという意味では、長崎市内の運賃については、一円として以前より随分利用しやすくなったと考えております。

それと、65歳以上の方にご利用いただける「プラチナパス65」というのも非常に割安な定期券ということでご利用いただいておりますので、そういうことの周知をできるだけ図りながらご利用いただくということをやっていきたくて思っております。

ただ、職員だけに割引をするというようなことは、公営としては、なかなか難しいかなと思っております。

【山田(博)委員】 局長ね、公営で厳しいということでありませぬけれども、交通局というのは、大変な経営時期になっていて、いかにお客さんを増やすかということだから、まずは周りから、来やすいところからやっていかないとはいけませんよ。公営企業だから、確かにそうかもしれませぬけど、なりふり構わずやっていく姿勢でやっていかないと、大変な時期じゃないですか。

わかりやすく言うと、自然減をする時に新規採用しないんだよ、その期間は。いかに大変かというのがわかったよ、さっき聞いたら。それだけ大変な時期に、お客さんをどうして増やすかという時に、公営企業だからといって、そういうことを言っている場合じゃないと私は言っているわけだよ。だから、いいんだよ。今はなりふり構わず、いかにお客さんを集めてやって、交通局の職員の職場を守るかということなんですから。現実的に今お話を聞いたら、今、厳しい状況じゃないですか、新卒を募集できないんでしょう。そういう状況なんだから、公営企業だから、こうしちやいかんとか、ああしちやいかんとか、そういうふうに言っている場合じゃないよ、私はそう思いますよ。頑張ってくださいよ、局長。最後に私は激励しているんです。あなたとは付き合いが長いじゃないか。あなたの言わんとする心も気持ちもわかって私は言っているんです。どうぞ。

【太田交通局長】先ほど委員からおっしゃられました愛社精神を培うような取組については、十分配慮しながらやっていきたいと思っております。まずは経営の立て直しを第一にやっていかないといけないと思っております。それをなし遂げた後に、そういうことも順次やっていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

【山田(博)委員】太田局長、頑張ってくださいね。赤いバスがずっと、10年後、20年後も県内を走り回っていることを祈って、質問を終わりたいと思います。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理した

いと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時22分 休憩

午後 3時22分 再開

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

これもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

大変お疲れでした。

しばらく休憩します。

午後 3時23分 休憩

午後 3時23分 再開

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

これより、予算決算委員会観光生活建設分科会の決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り換えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り換えます。

しばらく休憩します。

午後 3時24分 休憩

午後 3時24分 再開

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会の決算審査の日程につきましては、お手元に配付いたしております審査日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 3時25分 休憩

午後 3時25分 再開

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと思います。

これをもちまして、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いたします。

大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後 3時26分 閉会

観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年9月30日

観光生活建設委員会委員長 中村 一三

議長 坂本 智徳 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 114 号 議 案	長崎県動物愛護管理員設置条例	原案可決
第 115 号 議 案	長崎県流域下水道条例の一部を改正する条例	原案可決
第 116 号 議 案	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 121 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

計 4 件（原案可決 4 件）

2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 1 号	気候非常事態宣言と着実な目標達成をめざす政策をすすめる請願について	不採択

計 1 件（不採択 1 件）

委 員 長 中村 一三

副 委 員 長 北村 貴寿

署 名 委 員 中島 廣義

署 名 委 員 山田 博司

書 記 川村 恵

書 記 高柳 雄一郎

速 記 (有)長崎速記センター